

令和4年 第1回定例会

屋久島町議会議録

令和4年3月8日 開会

令和4年3月23日 閉会

屋久島町議会

令和4年第1回屋久島町議会定例会会期日程

自3月8日・至3月23日（16日間）

月 日	曜	会議別	日 程
3月8日	火	本会議	○開 会
9日	水	本会議	○一般質問
10日	木	本会議	○一般質問
11日	金	本会議 委員会	○一般質問 ○各常任委員会
12日	⊕	休 会	
13日	⊕	休 会	
14日	月	委員会	○各常任委員会
15日	火	委員会	○各常任委員会
16日	水	委員会	○各常任委員会
17日	木	休 会	
18日	金	休 会	
19日	⊕	休 会	
20日	⊕	休 会	
21日	⊕	休 会	
22日	火	休 会	
23日	水	本会議	○最終本会議

令和4年第1回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和4年3月8日

令和4年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第6 承認第2号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第7 議案第1号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第8 議案第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第3号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第4号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第5号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第6号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第7号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第8号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第9号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第10号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第34号 橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負契約の締結について
- 日程第18 施政方針説明
- 日程第19 議案第11号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第12号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第13号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第22 議案第14号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第23 議案第15号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第24 議案第16号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第17号 屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定について
- 日程第26 議案第18号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- 日程第27 議案第19号 屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第20号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- 日程第29 議案第21号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正について
- 日程第30 議案第22号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正について
- 日程第31 議案第23号 屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第24号 令和4年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第33 議案第25号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第26号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第27号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第28号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第29号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第30号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第31号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第32号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第33号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第44 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第45 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	兼会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してありますとおり議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、眞邊真紀君、6番、相良健一郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間といたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの16日間とすることを決定しました。

なお、会期日程につきましては、配付してあるとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和4年第1回屋久島町議会定例会の開会に当たり、昨年第4回定例会後の町政を取り巻く状況について御報告をいたします。

始めに、ウクライナ情勢について所見を申し上げます。

平和の祭典、北京冬季オリンピックが終了し、パラリンピックが開催されようとしている最中、連日ロシア軍によるウクライナへの侵攻がテレビ等で報道され、焦眉の事案となっています。両国の政治思想の対立を評価はできませんが、武力によって考えをねじ伏せ、また武力で対抗し、そのことで多くの命が失われ、小さな子供たちの心まで傷を負わせていることは、決して許されることではありません。本当に心苦しく、何と言葉にすればよいかも分かりません。一刻も早く安心した暮らしに戻ってほしいと願いを込め、改めて戦争反対の意思を表明をいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関係について御報告いたします。

鹿児島県は、年明けの奄美大島での感染増加に引き続いた県全域での急激な増加状況から、1月19日に爆発的感染拡大警報を発令し、1月27日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受け、県全域を重点措置地域として2月21日を期限に指定をしました。さらに、2月18日に、家庭、学校、高齢者施設での感染が高止まりしていることを受け、期限を3月6日までとしました。この期間中、本町の飲食店においても営業時間及び酒類の提供の規制が継続されました。飲食店の事業者におかれては、やり場のない心境で御協力をいただいたことに感謝をいたします。

本町においては、11月、12月と感染発生がなく、期待を持って新年を迎えたところでしたが、1月23日に1名の感染者が確認された後、1月27日以降に、町内児童施設でクラスターが発生し、さらに2月9日から家庭での会食関連のクラスター、再び2月28日に児童施設でクラスター、2月29日からサークル活動クラスターが発生し、今年に入ってから3月6日時点で138名の感染者が報告をされています。

このことから、町の警戒レベル4を継続しており、そして危機警戒放送で2月15日及び16日に行ったところですが、いまだウイルスの感染力と潜伏能力の強さにより、小さなお子さんに対し多くの感染があり、居住地の範囲も広がっております。

この対策には、お一人お一人がうつらない、うつさないための実効ある対策を真剣にならねばなりません。罹患された方々の早期の快方と地域の安心を取り戻すため、予防そして療養、心のケアについても、家族、職場など多くの方々の御理解と御協力をいただき、一刻も早い収束に向けて力を貸していただきたいと考えております。

3回目のワクチン接種につきましては、提供されるワクチンの量と2回目の接種経過

期間を調整しながら、医療機関の協力を得て、3月7日時点で30.48%に当たる3,377人の接種を終えており、65歳以上の対象から65歳以下の基礎疾患を有する方に接種を勧める計画となっております。

なお、ワクチン接種を済まされた方々におかれましても、感染しないことが保証されているわけではございませんので、我が身を守り、家族やお知り合いの方々の御配慮として、引き続きマスク着用などの基本的な感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、成人式について御報告いたします。

1月2日に、令和3年に成人を迎えた方々を特別成人式として、1月3日には、令和4年に新成人となる方々の成人式を執り行いました。参加者は、特別成人式に60名、成人式に102名が参加され、コロナ禍の制限から健康にして再会を喜び合う機会となり、様々な経験を積みながらも、ふるさとへの感謝と愛情をもち続けていることに感銘し、今後も屋久島出身の若い世代の様々な場面での活躍を期待したところです。

次に、消防出初式について御報告いたします。

1月6日に、安房体育館において、2年ぶりに屋久島町消防出初式を開催いたしました。感染対策のため規模を縮小し開催したところですが、川崎俊海さんが秋の叙勲で受賞した瑞宝単光章の伝達を始め、消防長長官からの竿頭綬賞表彰、日本消防協会、県消防協会からの消防活動の功績にあった団員57名が表彰され、今後の消防・防災活動に対する団結をさらに深めることができました。

次に、令和2年度口永良部島簡易水道事業の経過について御報告いたします。

事案発覚後、鹿児島県生活衛生課の指導を仰ぎ、令和3年3月31日付時点での進捗を特定し、令和2年度簡易水道事業実績報告書を国に再提出作業を終え、国にその内容を確認いただいている状況です。なお、確認作業は、写真や納品書など客観的に判断できる資料をもって確認をいただいております。このことによって、これまで報告した5工区以外にも、工事自体は終わっていても産業廃棄物の引き継ぎが終了していないものや、メーカーによる通水確認が取られていない工区なども返還の対象として広がる予定となっております。国からの催告の連絡があり次第、返還に係る諸手続を行う予定ですので、予算審議等の御協力をお願いいたします。

さらに、議会からの第三者による検証との御意見もあったことから、建設業協会屋久島支部長にも御参加をいただき、第1回屋久島町水道工事管理検討委員会を2月22日に開催をしたところです。第1回目の委員会では、工事遅延に至った要因について御意見を頂き、再発防止の具体的な手法として建設業協会が推奨している社内検査、電子納品の導入要請があったほか、県事業と比べ工期に余裕がない、工事月報、打合せ簿のやり取りとの厳格化についても意見を頂いているところです。今後、さらに会議を重ねて再

発防止策、発生予防を検討し、ルール化していく予定としています。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 承認第1号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認について

△ 日程第6 承認第2号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、承認第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認についてから、日程第6、承認第2号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第1回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認2件、補正予算案10件、その他案6件、条例案8件、当初予算案10件、諮問4件の計40件であります。

それでは、議事日程に従いまして、承認第1号及び承認第2号について御説明いたします。

まず、承認第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の迅速な支給及び林道口永良部線災害復旧事業の実施のため、歳入歳出それぞれ3億2,240万円を追加し、予算の総額を122億3,776万2,000円とする補正予算に合わせ、屋久島空港における検温等業務委託に関する債務負担行為補正を令和4年1月26日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

次に、承認第2号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認につきましては、栗生診療所におけるエックス線画像処理システムを更新するに当たり、永田へき地出張診療所事業費から180万円を組み替える補正予算を令和4年1月26日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるも

のであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第1号から承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。

承認第1号から承認第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から承認第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論、採決を1件ずつ行います。

まず、承認第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

- △ 日程第7 議案第1号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- △ 日程第8 議案第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第9 議案第3号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第10 議案第4号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第11 議案第5号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第12 議案第6号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第13 議案第7号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第14 議案第8号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会

計補正予算（第4号）について

△ 日程第15 議案第9号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について

△ 日程第16 議案第10号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第7、議案第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてから、日程第16、議案第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算補正予算（第1号）についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第1号から議案第10号について御説明いたします。

始めに、議案第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳出予算について、年度内支出見込み額の精査による減額のほか、総務費におきましては、口永良部島光ファイバーケーブル敷設工事が事故繰越になったことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一時返納するための経費、だいすき寄附金の積立金及び取扱手数料の増額、新型コロナウイルス対策事業支援給付金の減額、民生費におきましては、障害者支援費の増額、各保険特別会計繰出金の減額、児童手当の減額、衛生費におきましては、診療所特別会計繰出金の減額、各予防接種委託の減額、各健康診査委託の減額、屋久島山岳部環境保全基金積立金の減額、合併処理浄化槽設置補助金の減額、ごみ処理施設整備に係る各調査委託の減額、農林水産事業費におきましては、神山地区県営排水施設整備事業負担金の増額、栗生漁港工事費の増額、商工費におきましては、春田浜海水浴場休憩施設の組替え、土木費におきましては、県営道路事業負担金の減額、道路メンテナンス設計委託の減額、消防費におきましては、備品購入費の減額、教育費におきましては、教職員住宅補修費の減額、岳南中学校工事費の減額の予算措置が必要となっております。このことにより、歳入予算において、地方交付税、県支出金、寄附金、財政調整基金繰入金等を充当し、歳入歳出それぞれ4億6,176万円を追加し、予算の総額を126億9,955万2,000円にし、合わせて45事業の繰越明許費の追加、5経費の債務負担行為の追加と1経費を変更しようとするものであります。

次に、議案第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入において、国庫補助金及び県委託金に係る長期前受金戻入を計上するため2億2,149万8,000円を追加し、水道事業収益を4億7,835万1,000円とし、収益的収支において、減価償却費を57万円追加し、水道事業費用を4億3,656万6,000円に

しようとするものであります。

次に、議案第3号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入予算において、水道管敷設替補償金が県の積算と異なったことによる減額、消費税還付金が増額となり、歳出予算において、工事請負費の減額、財政調整積立金、積立ての予算措置が必要なため、歳入歳出それぞれ895万5,000円を追加し、予算の総額を2,219万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第4号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算において、国民健康保険税の減額に対し、国、県支出金による補填がなされ、歳出予算において、一般被保険者療養費の減額、特定健診委託料を減額する予算措置が必要なため、歳入歳出それぞれ554万1,000円を減額し、予算の総額を19億8,231万円にしようとするものであります。

次に、議案第5号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出予算において、特定入所者介護サービス費負担金の減額、介護予防サービス給付費負担金などの地域支援事業費の減額を、歳入予算において、支払い基金交付金、県支出金、繰入金で調整する予算措置が必要なため、歳入歳出それぞれ1,906万円を減額し、予算の総額を15億367万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第6号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算において、診療所使用料の減額に対し、各診療所の医薬材料代のほか、運営費を減額する予算措置が必要となったことから、歳入歳出それぞれ1,893万2,000円を減額し、予算の総額を1億5,653万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第7号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入において、令和2年度資金不足額を一般会計から補填するとともに、長期前受金戻入を計上するため、2,865万8,000円を追加し、4,216万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第8号、屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入において、消費税還付金及び長期前受金戻入を計上したことによる一般会計補助金を調整するため、2,947万3,000円を追加し、4億2,253万4,000円にし、収益的支出において、算定見直しによる過年度損益修正と不用額の精査により、4,226万9,000円を追加し、4億3,525万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第9号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出において、時効援用による不納欠損処理貸倒引当金649万4,000円を予備費で調整しており、合計に変更はありません。資本的収入において、浄化槽工事終了による補助金の確定により7万1,000円を減額し、455万4,000円にし、資本的収支において、浄化槽改修工事の工事額確定により、業務設備を233万2,000円減額し、

6,996万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において、年度内支出見込み額を保険料、一般会計繰入金等で調整するため、歳入歳出それぞれ176万8,000円を減額し、予算の総額を1億7,913万9,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第1号から議案第10号までの10件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

議案第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算について、2点ほどお尋ねします。

口永良部島のファイバーケーブルの敷設工事の事故繰越の理由を教えてください。

29ページの新型コロナウイルス対策事業費の中の新型コロナウイルス対策事業支援給付金が4,480万円減額になってますけど、この理由を教えてください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

口永良部島におきます光ファイバーケーブルの敷設につきましては、令和2年の国の補正予算で採択をされたものでございます。それから設計等を行いまして、令和3年4月1日に契約をいたしました。

当初から海底光ファイバーケーブル敷設については1年以上の経過を要するというところでございまして、支出負担行為を起こしましたが、3月31日までには完成はできず、今のところ6月をめどに事業を進めてるところでございます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

新型コロナウイルス対策事業支援給付金につきましては、第6号補正の折に9,500万円の補正を頂きまして実施をしております。

実績としまして382件、5,020万円が実績でございましたので、不用額4,480万円を今回減額しようとするものであります。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

ほかに。

○15番（大角利成君）

議案第1号、令和3年度一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。

6ページから8ページに計上されております繰越明許費の補正に関連をして、確認の意味も含めてお尋ねをいたします。

令和2年度に繰越明許費補正として計上されておりました小島加藤次地区緊急自然災害防止対策事業ですけれども、現場の状況からして令和3年度末、この3月末までの完成は不可能というふうに私は判断をしたところですが、今後どのような取扱いになるのかを、まずはお尋ねいたします。

○建設課長（日高一成君）

小島加藤次地区の工事の件についてお答えします。

今、小島加藤次地区は2工区体制で工事をやっております。今1工区のほうでトンネルのほうを撤去いたしまして、コンクリートの管を埋めております。その間が今オープンになっておりまして、今徐々に盛土工事を進めております。2工区は水源地のほうからなんです、水源地からの途中で1か所河川等がありまして、その河川に構造物を造る工事を今やっております。

現況といたしましては、3月中には完成はできないです。完成の予定は9月末を予定しております。

以上です。

○15番（大角利成君）

私もちょいちょい現場に行ってますから、あるいは小島区の役員の皆さんとの意見交換もしてきたところです。今、事情を課長から説明がありましたが、先程、口永良部島のケーブルのこともありましたが、一定の要件を満たせば、特別な事情がある場合に限って繰越明許費をさらに事故繰越することは、これは許されることと思います。ただ、繰越明許費を事故繰越とした場合、予算の関係ですが、さらに予算の補正は必要ないということで理解していいか、確認をいたします。

○建設課長（日高一成君）

予算については、現況の予算で執行できると思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○12番（日高好作君）

議案第1号、関連してですけど、45の事業がこういうふうに明繰されるという、その背景にあるものという点についてちょっとお尋ねします。

あと、議案第9号の電気事業の特別会計ですけど、特別損失の中身についてお答えいただきたいと思っております。

○建設課長（日高一成君）

今、45件等の繰越しがありますけど、一番その中で多いのは、建設課28件であります。建設課のほうでは、そのうちの17件は国の補正及び災害復旧工事が10月、11月に災害査定がありまして、その後交付決定があつて発注という仕組みになっておりますので、そのうちの17件は、事務取扱上これは繰越しにならざるを得ません。残りの11件ですか、これは今のこの世の中の情勢で、今その材料関係を発注はするんですが、なかなかこのコロナの時代でその工場が休業したりとかそういうのもありまして、なかなか通常二、三か月で入る材料等が半年ぐらいかかってしまつて、その間工事ができないという事態が発生しております。これはどこの町村でも一緒であります。その件について、残りの11件等は遅れたというふうになっております。ほかの課の工事につきましても、ほぼその材料関係だと思ひます。

以上です。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの特別損失の詳細についてですが、時効援用された債務者11名、件数、電灯料金が14件、動力料金が6件、217月分659万3,545円であります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第1号から議案第10号までの10件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第10号までの10件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第10号までの10件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を1件ずつ行います。

まず、議案第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第34号 橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負契約の締結について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第17、議案第34号、橋梁補修工事（湯川橋第1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第34号について御説明いたします。

議案第34号、橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負契約の締結につきましては、屋久島総合自然公園駐車場から宮之浦出張所方面に向かう宮之浦川にかかる橋梁37.8mの補修工事を行うもので、7社を指名し、令和4年2月22日に入札を執行した結果、6,259万円で落札いたしました有限会社岩川興業、代表取締役岩川和則と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第34号に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

今回の工事は、手すりと伸縮装置の取り替えを行わないというふうに書いてありますけど、かなり写真を見る限り古いんだらうなど。この工事に関連して、また追加予算が出てくるんじゃないかなというふうに思っているんですが、これは今回の工事に付随して、同じ業者がその契約変更をして補修工事に入るという可能性が強いんでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

手すりと伸縮装置については、今のところ健全ということで、ここに今資料として、今後補修工事が生じる可能性があると言ったんですけど、今後50年の間に損傷する可能性はほぼないと思います。ここに書いたのがちょっとまずかったかなあと考えてます。すみません。（笑声）

もう一つ、次の工区で橋面の舗装を行います。その工事は2工区として発注しますが、その工事についてはもう金額等が今約300万円ぐらいを計画しております。ということで、今、この業者のほうには随契ということは考えなくて、また別途発注で、その金額に合ったクラスに発注しようと考えております。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。いや、こう書いてあるものですから、これに付随してこの続きで工事が入るのかなと思って、この予算を通すのに割と金額高いので、責任があるかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第34号、橋梁補修工事（湯川橋第1工区）請負契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第34号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第34号、橋梁補修工事（湯川橋第1工区）請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、橋梁補修工事（湯川橋第1工区）請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。

10分間休憩いたします。11時5分から始めます。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第18 施政方針説明

○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、施政方針説明を議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第1回定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端と各分野における施策の概要について述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、令和2年1月に国内で初の新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、2年が経過しました。あのとき、これほどまでにひどい状況が長く続くとは考えもありません

でした。本年になってからは、オミクロン株の本格的な感染拡大により、本町においても4件のクラスターが発生いたしました。多数の子供たちの感染が確認をされ、本感染症の対応の難しさを思い知らされたところであります。

昨年度、本町におけるコロナ禍への対応としましては、国とは別に影響を受けている事業者への資金給付をはじめ、町民生活への援助として、まちなかチケットの配布事業などを実施し、町民生活の安定への取組を行ってまいりましたが、さすがにもう収束をしてほしいと願うばかりであります。本年においてもその対策、対応は時期を逸することのないように取り組んでまいります。

それでは、令和4年度の町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

昨年度におきましても、一昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、計画していました取組を実施することができない事項もございました。私としては、コロナ禍にあって、その間、私自身と我が町のこれまでの振り返りと今後の取組を実行してまいりました。

ところで、本年は、上屋久、屋久、両町の合併から15年を迎えます。あっという間の15年であったように感じています。合併のシンボルとしてこの本庁舎の存在もあるようにも感じますが、この庁舎を木造にすることに当たっては、森林資源の活用は言うに及ばず、地域産業構造改革の第一歩として、また、地元力の向上を目指しました。環境の島として、森林資源の持つ環境貢献度を測る指標として、この庁舎が固定している二酸化炭素量は222トンにも及びます。

地域を語る上では、この庁舎の発信すべき情報や活用の在り方はまだまだ十分に果たせてはいないと感じています。それは、取りも直さず、本町の持つ内なる価値が十分発信をされていないところであり、この内なる価値の発見を進めていかなければならないと考えています。

その推進を図るには、昨年も申しましたが、屋久島環境文化村構想の再確認が必要です。幸いにして、来年は環境文化村構想の発表、また、世界自然遺産登録から30年の節目を迎えますので、この機会を捉えて本町の内なる価値の再発見に努めてまいります。

遺産登録25周年時に示された数字として、登録後の町内GDPは1.5倍になったが、そのうち8割近くが観光業によるものとの分析がなされました。そのときは、観光業の持つ力に大いに期待をいたしましたが、現下の状況にあっては、その多くが蒸発していると考えますと、町内における産業振興の在り方は、より全方位から取り組み、各種産業のボトムアップを行い、複層的な産業構造をつくっていかなければならないと改めて得心したところであります。

また、30周年を迎えての各種取組は、単なる記念イベントの開催ということではなく、

これまでの30年の振り返りと、これからの30年への地域づくりの指針を指し示すことができるようなものとして、屋久島町の認知度をしっかりと裏打ちできる信頼度、並びに町民の幸福実現の信頼度を上げる取組を行います。

多くの可能性を持ちながら、なかなか発揮できないもどかしさの中、これを機会に本町の地域づくりが人口に膾炙するような取組の出発点として評価されるように取り組みます。

私は、令和元年の町長選挙によりまして、町民の信を得て4年間の任期を頂きました。選挙戦において、荒木町政は役場の中だけで物事を決め、町民の声を聞こうとしないとの御批判もありました。私としては、多くの声をしんしゃくして物事を進めているつもりでありましたが、そのような声があるということは、まだまだ町民に理解を頂く努力が足りないということであると自覚をし、町民の皆様と膝を交え意見交換をさせていただければと考えておりました。しかしながら、この2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施することができませんでした。本年度におきましては、どのようにしてもこのことを実行してまいります。結果、行政が役場組織が大きく開かれていくものと考えています。

また、本町組織のありようとしての問題点も、口永良部島における簡易水道事業において発生した事案により浮き彫りになったこともあったように思います。それは、自分の担当以外の事務にあまり関心を持たないこと、その者しか知らない情報があるなど、人に業務がついた状態ではなかったかということであり、また、組織内の報告、連絡、相談という基本的なことができない非常に風通しの悪い組織となっていたのではないかと考えています。

ややもすれば、このような事案の種は組織の中に潜在的に存在しているのかもしれませんが。今後、このようなことが二度と起こらないように、早急な内部統制への取組を行い、業務の内容、プロセスの見える化を進める、従来の業務や組織の在り方を見直し、改革を進めていくこととしております。

馬毛島における自衛隊基地整備問題について申し上げます。

先般、国においては、馬毛島を候補地から整備地へと格上げし、予算措置を行うとともに事業執行の伴う入札公告を行うに至っています。これまで、本町としては施設の範囲外ではありますが、影響を受けるであろう周辺地域として、県とも情報の共有や意見交換を行い、これまで、世界自然遺産の島として自然生態系や水産業、観光業への影響、また、町民生活への影響など危惧される点もあることから、地域にはそぐわないとの姿勢で臨んでまいりました。

特に、騒音による各種影響については、町民においても反対、容認、どの立場であっても大変な危惧を持っておられます。さきに行われたデモフライトにおいては、機影及

び騒音は確認されませんでした。これは防衛省の説明どおりに訓練が実施されることが前提であり、懸念が払拭されたわけではないと理解をしています。特に、米軍による訓練は、日米地位協定の影響もあり、さらに懸念を払拭することには至っておりません。

私は、訓練においては、関係地域の上空は飛ばない、飛ばさせないとの約束を国に求めるべきであると考えております。このことは、反対、また容認の枠を超えて、地域住民への最低限の責務であると考えています。反対運動を行っている方々からすれば、それは計画を認めることと同義であるとの反論もあるかもしれませんが、反対また容認の2つ考え方が現実存在をしておりますので、今、町民のために何ができるのか、私としては不安の芽を一つでも摘むこと、不安を少しでも小さくすることが責任であると考えており、訓練において本町地域の上空を飛ばない、飛ばさせないとの約束を求めていきたいと考えています。できれば、私としては、関係する1市4町1村が共同してその約束の締結と、その徹底履行を求める行動ができればと考えております。

続いて、令和4年度の予算編成及び分野ごとの施策の概要について説明をします。

本町の令和4年度の予算については、継続して取り組んでいる財政健全化を踏襲し、事務事業の見直しによる歳出削減や長期振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業、厳選に努めるとともに、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保を課題としています。

その予算編成に当たっては、これまで慎重に検討を進めてきた各種施設の整理、統合、災害が激甚化、頻発化している現状を踏まえて、安心、安全なまちづくりや集落内の環境整備に努めることとして、一般会計当初予算総額を104億6,400万円とし、前年度から3億4,100万円の増額、3.4%の伸びとなっており、財政調整基金からの繰入額は2億3,840万6,000円、前年度比6,514万7,000円減での編成となったところであります。

歳出の主なものは、普通建設事業費が対前年度比30.3%の増で、災害に備えたまちづくりのための河川や漁港の整備、補助事業等を活用して住みよいまちづくりのための道路、橋梁の補修や町道の整備を重点に予算措置を行いました。

また、物件費の増については、旧尾之間支所関連施設の解体事業や公共施設等総合管理計画等に基づく旧一湊中学校体育館や永田小学校講堂などの公共施設の解体事業が要因として挙げられます。

それでは、行政分野ごとの施策の概要について説明をいたします。

初めに、農林水産業についてであります。コロナ禍の社会経済変化へ柔軟な対応ができる先を見据えた対策が必要であり、感染症による本町の1次産業をはじめ経済への影響を最小限にとどめ、生産性の高い産業を育み推進するため、地域資源の現状を把握し、生産者や製造業者等が共通課題として認識、連携し、生産力を高める産業振興に向けて地域力の強化と産地育成に取り組めます。

農業については、老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業のさらなる推進や果樹苗木購入に対する補助を実施することで、樹園地の若返りを図り、栽培面積の維持、拡大を図ります。

また、営農支援センターの硬質プラスチックハウス利用によるボンカン、タンカンの大苗育苗やパッションフルーツの育苗に向けた取組を行うとともに、果樹試験園については、農業管理センター等と連携し、管理体制を整え、今後、屋久島での新規就農者が参考となるようなタンカンの栽培試験圃場の整備や新たな振興作物についての試験栽培を行うこととしております。

畜産については、現在、競り価格も高値で推移していることから、今後も子牛の商品性を高めるため、両町営牧場を有効に活用し省力化を図りながら、旭牧場においては町有繁殖牛を確保するため、優良雌牛を自家保留するとともに、母牛の計画的更新を図るため、新たに5頭の導入を計画しており、長峰牧場では、町有子牛、農家の妊娠牛を受け入れることで農家の牛舎施設の有効利用を図り、飼養管理の省力化により農家の負担軽減に努めることとしております。

林業については、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境税を活用し、海拔地の再造林のための育苗生産補助や森林整備促進を図るための機器購入者へ一部補助等を行うこととしております。

また、前年度に創設した木育及び木材の普及啓発を目的とした新生児への木材製品贈呈事業を契機に、さらなる展開を目指し、幼児や小学生を対象とした木育インストラクター普及事業を実施することで、島内における木育の推進と島内外でのさらなる屋久島産材の普及、販売促進を図る取組を考えております。

水産業については、資源状況の悪化や魚価の低迷、漁業就業者の減少、高齢化に加え、燃料価格の高騰など厳しい状況が続いています。このことから、国庫補助金等を活用し、若手漁業者の技術研修等に取り組み、後継者や新規就業者の育成、確保を図るとともに、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に引き続き取り組むこととしております。

また、トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市は、新上五島町、屋久島町とあごだしの商品を多く手がけている久原本家グループの4社において、九州あご文化推進委員会を発足し、公式ウェブサイトの立ち上げや、福岡市天神ビルでの歳末イベントの実施など、九州に伝わるあごの食文化を広げていくための情報発信を行い、今年度も4社連携し、さらなるPR活動を計画をしております。

商工業については、新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまで大きな打撃を受けており、昨年度は町内の商工業者支援のため、国の新型コロナウイルス対策交付金を活用

した飲食店応援給付金事業や事業支援、給付金事業、商工会と連携したプレミアム付き商品券事業を実施し、町内経済の維持に取り組んできており、今年度も国の動向を見極めながらスピード感を持って対策に取り組むと考えております。

また、島内での新規創業や事業拡大を計画している民間事業者に対して、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した雇用機会拡充事業を公募し、島内における新たな雇用の場の創設に取り組むこととしております。

観光については、エコツーリズムによる世界自然遺産屋久島の価値創造と観光立町を基本理念とする屋久島町観光基本計画に基づき、これまで各種誘客施策に取り組んできたところではありますが、新型コロナウイルス感染症収束の兆しは見えず、観光産業をはじめ各産業が深刻な影響を受ける中、本町においても経済全体の停滞が懸念されます。

このような状況下ではあるものの、屋久島観光協会をはじめとする各団体、機関と連携し、屋久島町観光基本計画推進のほか、コロナ禍における新たな旅行形態に適した観光コンテンツのPRやコロナ収束後を見据え、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、もう1泊したいと思わせる効果のある地域性、独自性のある着地型観光商品の開発、販売として、今年度はコロナ禍における新しい旅の形として注目されるワーケーションや少人数長期滞在を推進する商品の企画、開発、販売促進のほか、新たに春牧地区の滝之川の大滝や千尋の滝の散策道路整備と、着地型観光素材の情報発信に取り組むこととしています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、訪日外国人旅行者は皆無の状況ではあるものの、ワクチン普及等により収束した後の対策として、訪日外国人旅行者の中でも、本町は欧米豪地域からの人気が高いことから、島外市場からのさらなる誘客を図るため、離島活性化交付金を活用して欧米豪市場向けプロモーションの展開を進め、さらに、東アジア地域では鹿児島空港に直行路線を有し、かつ国家間の政治的影響が比較的少ない台湾市場をターゲットとして、現地旅行会社との商談会や国際旅行博に出展し、認知度向上と誘客促進に取り組むこととしております。

地域活性化対策としては、令和2年度から実施している各集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援するため、集落の活力アップ交付金や、まち・ひと・しごと創生補助金等により、引き続き26集落の独自性のある地域の活性化策を後押ししてまいります。

移住定住の促進対策としましては、これまで実施してきた暮らし体験住宅や補助制度に加え、令和3年度に作成したパンフレット、熊毛支庁で作成した移住動画などを活用し、移住イベントへの出展を積極的に行い、屋久島町の紹介や移住者の移住に向けての不安解消などに取り組むとともに、定住を目的として、移住者が民間の賃貸住宅を借りて移住した場合の初期費用及び家賃の補助、新規移住者の住宅取得や空き家の改修、家財道具の撤去及び移住費用に対する補助を行い、移住定住しやすい環境整備を進めるこ

ととしております。

その他、人口減少対策の事業として、出会いの場を提供する婚活イベントを開催する予定としております。

また、高齢化による交通弱者や免許返納者の増加等、公共交通機関の利用者ニーズの課題解決に向けた取組を行うため、屋久島町地域公共交通活性化協議会を設置したところであり、島内での移動手段等について調査を行い、地域の実情に応じた輸送サービスの課題解決策の検討を進めることとしております。

自然環境対策としましては、屋久島が世界自然遺産に登録されてから令和5年12月で30年を迎えることから、同時に遺産登録された白神山地と連携して30周年の機運を醸成する取組を共同で行い、併せて、屋久島においても30周年記念を節目とした効果検証を行うこととしております。

また、屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、屋久島世界遺産地域連絡会議をはじめとした諸会議を通して、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図り、昨年度から始まった管理計画の改定に向けた作業部会では、地元自治体として協議に参加するとともに、国内の世界自然遺産地域を抱える自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会では、昨年度、世界自然遺産に登録された奄美、徳之島、沖縄島北部及び西表島地域の構成市町村が加盟し、さらなる活動の場を広げられるよう取り組んでいきます。

なお、エコツーリズム推進については、屋久島憲章の理念に基づいた屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用により、地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツーリズム推進協議会事務局として、全体構想策定に向けて取り組み、屋久島観光に訪れる旅行者の皆様により質の高い体験と、安心、安全をお届けできるよう、公認ガイド制度のさらなる普及及び浸透に取り組んでいきます。

生活環境対策については、水道、ごみ処理、し尿処理、生活排水処理等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることができるよう取り組むこととしております。特に、老朽化の進む廃棄物処理埋設施設につきましては、新たな廃棄物処理施設建設に向け、屋久島町ごみ処理施設整備基本計画で示したスケジュール案に基づき取組を進め、今年度は新たなごみ処理施設建設の入札を行うための発注者支援業務を昨年度に引き続き行うほか、建設地の造成工事及びマテリアル施設の設計業務委託を実施するとともに、事業者決定のための選定委員会を開催し整備事業者の決定を行い、令和7年度施設稼働に向けて取り組むこととしています。

また、日々の暮らしを守ることを目的として、現在、ロープを設置して立入禁止区域としている憩いの森内の2・4・5トリクロロフェノキシ酢酸含有除草剤を埋設している箇所に町民等が立ち入ることがないように金網フェンスの設置を行うこととしておりま

す。

生活基盤、産業基盤対策につきましては、地域住民の往来の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持や補修として社会資本整備総合交付金や道路メンテナンス事業を活用しての道路、橋梁の整備と緊急自然災害防止対策事業による河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命、財産を守り、安全、安心な生活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した施設整備を進めます。

また、産業基盤対策として、港湾、漁港、農林業施設の整備についても、引き続き年次的に実施していく計画であります。

次に、福祉対策であります。福祉のモットーは、誰もが住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるサービスの拡充であります。障害者、高齢者を対象とした福祉全般、子供・子育て支援、母子保健等について、町民が住み慣れた場所で自分らしい暮らしができる公平公正で身近な福祉の在り方を具現化し、要援護者の支援体制の構築と情報を共有し、地域のつながりや家族の絆を再認識できる仕組みづくりを進め、きめ細やかで迅速な対応に心がけ、町民にとって身近で信頼され安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。

その一つとして、本年度は町民が相談しやすい環境づくりとして、社会福祉拠点としての島の保健室構想の一貫として、安房総合センター内に2歳児までを対象とした子育て支援センターを令和5年度に開設することを目指し、開設準備に取り組み、基幹相談支援センターや各福祉団体が集うフリースペースなどのほか、子供食堂なども視野に入れた空間づくりを目指します。

また、本年度は、子供家庭総合支援拠点を福祉支援課内に設置し、子育て世代包括支援センター及び要保護児童対策地域協議会との関係性を整理しながら連携、協働の在り方を形づくりします。

なお、台風避難時のトイレ等、避難施設として懸案事項でありました宮之浦児童館については、新たな浄化槽設置、屋内トイレの整備と防水対策を計画をしております。

健康対策としては、健康増進法に基づく健康増進事業として、町民の壮年期からの健康づくりと脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とし、40歳から64歳までの者を対象に健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患健診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、健康診査、保健指導を行ってまいります。

健康教育については、自らの健康は自ら守るという認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に、自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測することで主体的な生活習慣改善の実践を促すこととしております。

次に、相談体制では、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行

い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施し、令和元年度に策定した第3次屋久島町健康増進計画、健康やくしま21で計画した内容を実践するとともに、今年度は特にアルコール対策に重点を置いて保健指導を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種健診の場を利用して情報提供に取り組むこととしております。

また、感染症対策としましては、令和3年度中に新型コロナワクチン接種を2回接種した方を対象に3回目の接種を実施し、併せて、まだ1、2回目を接種していない方も含め接種を進めることとしております。昨年同様、予約システム等を活用し供給されるワクチンを効率よく接種できるよう、町内医療機関の協力を得ながら進め、ワクチンの安全性などの情報提供に努め、ワクチンの供給量にもよりますが、希望する町民全てにワクチン接種が完了するよう進めてまいります。

地域医療対策につきましては、町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、引き続き町内3診療所の安定的な運営に努めます。

栗生診療所においては医師業務委託を更新し、引き続き南西部地域を担う医療機関として内科診療を維持しつつ、特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院耳鼻咽喉科に医師の出張診療を要請し、年間24回の実施を計画をしております。また、耳鼻咽喉科の診療日に合わせ、口永良部島の出張診療を今年度も受け持つこととしております。

永田診療所においては、鹿児島県から派遣された自治医科大学出身の医師が赴任し、3年目を迎え、引き続き北西部地域を担う医療機関として内科診療を維持をしていきます。特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院皮膚科及び眼科にそれぞれ専門医師の出張診療を要請し、皮膚科については年間24回、眼科については年間12回の実施を計画をしております。

最後に、口永良部島へき地出張診療所については、常駐看護師1名の体制であり、栗生診療所医師の定期出張診療を年間通じて週1回の実施を維持していくとともに、常駐看護師の精神的な負担軽減のため、看護師の2名体制を模索していくこととしております。

保険対策について説明をいたします。

国民健康保険事業については、令和4年1月末現在、本町の国民健康保険の加入世帯は2,507世帯、前年比45世帯の減、被保険者数は3,927人、前年比111人の減となっております。令和2年度の1人当たりの医療費は34万2,207円、前年度比2万4,312円の減となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大による医療機関への受診控えの影響によって医療費は減少したと思われます。しかしながら、令和3年6月以降の医療費は急増しており、令和3年度の医療費は増加となる見込みであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の経済的影響は大きく、被保険者の所得向上は見込めないため、保険税収の減少が予測されていることから、保険基盤は大変厳しい状況

にあります。

これらを踏まえ、疾病の早期発見、早期治療等により医療費を抑制するため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診、重複服薬の減少に向けた保健指導、また、広報紙等による各種情報を発信する等、財政健全化のための効率的な取組を推進をします。

後期高齢者医療事業については、令和4年1月1日現在、町内の被保険者数は2,080名で、前年度より18名の減となっております。医療制度改革の一貫として、平成29年度からは制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置の段階的な見直しが行われてきましたが、令和3年度以降は制度本来の仕組みとなっており、令和4年度には一定以上の所得のある75歳以上の方は窓口負担割合3割の現役並み所得者を除き、医療費の窓口負担割合が2割となっております。

また、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれていることなどから、令和4年度の保険料率改定では、均等割額は5万6,900円、前回比1,800円の増、所得割率は10.88%、前回比0.5%の増、賦課限度額は66万円、前回比2万円の増となっております。

このように、厳しい財政基盤ではありますが、令和4年度においても広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう、適正な運営に努めることとしております。

介護保険事業については、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自立した生活が営めるよう社会全体で支える仕組みであり、第7期介護保険事業計画の本町の被保険者数と要介護認定者数の推移を見ると、平成30年度末時点での被保険者数4,339人、要介護認定者数803人、認定率18.5%に対して、令和2年度末時点では、被保険者数4,389人、要介護認定者数779人、認定率17.7%であり、認定者数、認定率の減が見られたことから、自立支援、介護支援、重度化防止への取組による効果が一定程度あったと考えられます。

本年度は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の基本目標である1、介護予防健康づくり推進、2、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、3、地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、4、持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり実現のための施策の展開を図るとともに、次期計画に向けた高齢者実態調査、介護予防、日常生活圏域、ニーズ調査を行うこととしております。

教育につきましては、本町教育振興計画の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、第3期屋久島町教育振興基本計画に基づく諸施策を展

開をします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育をはじめとする教育活動を両立しながら、今後起こり得る新たな感染症への備えを講じることとしております。

学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することを通して、発達段階に応じた選択や判断ができ、持続可能な社会のづくり手となる人づくりに努め、世界自然遺産の島ならではの屋久島型ESD持続発展教育を継続しながら、SDGsに掲げる目標等に発展させる取組を進め、さらに子供たちが安心、安全に学べるよう、いじめ防止対策や不登校対策を強化し、国の学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備と積極的な活用を進めます。

学校給食においては、安心、安全な食の提供を実施するために最大の注意を払いながら、心身ともに成長、発達段階にある子供たちに栄養バランスの取れた給食を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い、心豊かな学校生活と食育の推進を図ります。

社会教育については、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また、つながりや支え合いなど豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し、学習機会の情報提供や指導者の育成、確保、社会教育施設の維持など生涯学習基盤づくりに努めます。

また、町立図書館の図書館システムの本格運用を再契機として、町民の読書意欲の向上につなげるとともに、図書館の生涯学習拠点化に継続して進めます。

スポーツ、レクリエーション事業及び文化事業では、2か年にわたり中止を余儀なくされた各種大会の実施を切望し、町民活躍の場、町民融和の場、町民が楽しめる場の再開や、その支援に取り組みます。令和5年に延期した特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」オープンウォータースイミング競技は、いよいよ1年前となります。日本水泳連盟をはじめ関係機関との多くの連携や調整が必要となることから、感染症に対応した大会を成功に導くため、事務局体制の再整備と大会実施体制の再構築を行い、開催地としての機運を高める取組を行うこととします。

次に、口永良部島の振興策であります。

昨年3月に島民の悲願でありました新船フェリー太陽Ⅱが就航し、安全で快適な運航に努めているところであり、本来であれば就航記念のキャンペーン等により利用拡大に取り組むところでしたが、コロナ禍により開催できない状況でありました。しかしながら、本年12月には、初代太陽丸が就航し50周年を迎える記念すべき年に当たること、利用者への感謝を伝え、かつ利用拡大、口永良部島への誘客を図れる機会と捉え、ささやかながら催し等を検討しているところであります。

また、昨年から継続事業で進めております光ファイバーの海底ケーブルの敷設が令和

4年度で完了し、一部地域を除き光サービスが提供され、デジタルデバイドは解消をされます。このことにより、金岳小中学校でICT活用の教育環境の向上や携帯電話での不感地域の解消など、防災面での有効利用が図られることとなります。

なお、住宅不足解消の取組として、口永良部島出張所を改修し、職員など2世帯分の住宅整備を行うこととしております。

このほか、種子屋久農協の撤退に伴う購買施設機能の継続のため、今年度から新たな運営主体へ運営費の一部助成を行い、島民の生活に支障が出ない取組を行うこととしております。

最後になりますが、旧支所跡地の利活用についてであります。

令和3年度に解体した旧宮之浦支所跡地については、地域の意見や要望等を集約し、具体的利活用方針を取りまとめます。そして、令和4年度解体を計画しています旧尾之間支所跡地の利活用については、民間業者自らが行う収益事業者を公募型プロポーザル方式で募集した結果、医療法人観音会がスマートウェルネス屋久島の活動拠点施設整備で優先交渉事業者として決定されたことから、事業計画に上げられています施設整備と、令和5年9月の事業開始に向け協議を進めることとしています。

また、公共用地をはじめとする未利用資産等の有効活用を推進するため、公共施設等を取り巻く状況や、将来の見通し、課題等を把握し、長期的な視点を持って老朽化の著しい離島開発総合センターの建て替えをはじめとする施設の更新、統廃合、長寿命化等に係る計画を管理するための公共施設等再配置のワークショップを町民交えて開催し、将来にわたる公共施設等の最適な配置検討に取り組むこととしております。

以上で、令和4年度の予算編成方針及び分野ごとの施策の概要説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午後零時00分

再開 午後1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから町長の施政方針説明に対する質疑を行います。

なお、当初予算に関する質疑は、後ほど当初予算も含め、議案の提案理由説明がありますので、その総括質疑の中でお願いします。

なお、一般質問に関わる質疑も御遠慮いただきたいと思います。

質疑ありませんか。

○9番（榎 光徳君）

町長の施政方針、決意の一端をお聞かせいただきましたけれども、この文章に記述に書けなかったこととか、こういう思いがまだあるよというようなこともあろうかと思えますけれども、私なりのちょっと感想というか、述べてみたいと思うんですが。町長がお答えになられれば、また答えていただきたい。担当課長でもいいんですが、もしお分かりになる部分があれば、お答えいただきたいと思うんですが。

まず、防災対策、消防防災対策についての記述というのが、まだ出てきていないのかなという思いがいたしました。これは、あともって、口永良部のところにも出てくるんですが、口永良部は口永良部で、また別の案件がありましたので、そちらのほうで述べてみたいと思うんですが。

それと、観光面での記述のところ、総体的に述べておられるんですけども、今、屋久島の観光の在り方で、縄文杉一極集中という観点から、これを分散型ということで、里のエコツアーのほうへの転換、私もせんだって、一般質問でもさせていただきましたけれども、この里地の観光の在り方について、里めぐり推進協議会とか、そこら辺のことに触れました。今、8集落でやっているのを、今回10集落が、さらにまた増えてくるというようなことがありましたけれども、そこら辺に対する取組の記述がなかったのかなという思いがいたしております。

それと、健康対策、地域医療対策の部分になるかもしれませんが、口永良部の診療所に関して、今、当然、無医地区の解消とかそういったこと取組をしているわけですが、せんだって、決算特別委員会で診療所を視察をさせてもらった折に、看護師さんが1人で大変頑張っておられると。そういった中で、やっぱり医師の確保もそうだけでも、看護師の2名体制というのが盛んに言っておられました。今回、それがこの中に入っておりましたので、これはよかったなと思っているんですが。

それと、施設の面で、遠隔のレントゲンの、レントゲンと遠隔は別ですけども、そういった施設の充実とか、あるいは雨漏りがするというようなことも言っておりました。そこら辺が担当課のほうには、私も決算特別委員会の報告のときに言っておけばよかったんですが、そこら辺がお分かりになっていたのかなという思いがありましたので、その件ですね。

それと、教育分野の面で、社会教育課の部分で、文化面へあまり触れていないのかなという思いがしました。スポーツ関係、それから文化の面では、芸術文化、文化財保存活用とか、そういった面での取組も、当然必要なんですが、そこら辺の記述がないのかなというような気がいたしました。

それと、最後、口永良部の関係なんですが、口永良部、御存じのように、平成18年に全島、国立公園に編入をされました。屋久島は、全島で5分の1程度しか国立公園入っ

ていないわけですが、口永良部島は全島が国立公園であります。このことによって色々な地域活性化にもつながってきたわけですけれども、そこら辺、活火山はありますけど、温泉ですとか、それからガイド等も口永良部で出てきたりして、里のエコツアーに非常につながりが出てきているというようなことも聞いておりますが、そういったことへの取組体制と、それから先程言いました防災対策、活火山爆発があるわけですけれども、ここら辺の避難対策の問題等をどのように考えたのかなということ、以上のようなことが、私の一番の感想として述べてみたわけですけれども、お答えになられる部分があれば答えていただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

質疑に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

今、所信と事業計画を述べましたが、細かく書いて、今日の偏って、大体大まかに書いて、あの詳細は、この事業計画書のほうにまた出ていますんで、お目通しいただければと思います。あれ、しても55分みっちりかかるわけでした。

今議員が言われたことは、もう私が防災とか色々なそういうことは、常日頃、私の頭の中には入っている部分ですからですね、また事業計画書の中で細かいことは書いてありますんで、そこでまた議論をしていただければというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに。

○14番（渡邊博之君）

50分間の発言、本当に御苦労さまでした。年を取ると、なかなか大変だというふうに思いますけども頑張りたいと思います。

私は、今日の所信表明を聞いて、幾つかの点で町長の見解をお尋ねしたいと思います。

一つは馬毛島のことに触れられました。馬毛島については、町長の今、力を今後、入れたいということが示されていましてですね。要するに、屋久島町関係地域の上空は飛ばないと、あるいは飛ばせないという意志を持って、そのことも追求したいというふうに言われております。

ただ、この中で、反対運動を行っている人から見れば、それは計画を認めたにも等しいんじゃないかという、この反論といいますか、そういうことをおっしゃっていますけれども、これは全くの杞憂だということを私は思っております。それはもう当然、やっぱり心配されることを、しっかりと念頭に置いて、そういうものをやめろというのを政府に要請するのは当然だというふうに思うんですね。ですから、これは私たちは矛盾もしないし、そういうことに、もう認めたも一緒だという議論はないということ。

ただ、この中で示されている1市4町1村、これは大隅地区も含んでの構想だと思

ますけれども、ここで一緒に行動ができればということをおっしゃっていますけれども、これはぜひ私、やってほしいというふうに思います。そういうことで協議をしていくというのは大事なことだというふうに思います。

ただ、今は、まだできていないわけですね、そうですね。そして、それ以上、やはり力を入れるべきは、もう今、馬毛島の基地は屋久島にはそぐわないんだと、やっぱりこのことを強く発信して、それに伴う行動を、これが今一番大きな、私はやるべきことだというふうに思うんですね。ここが足りなくて、そっただけいくと誤解を招きかねない、そういうことを申し上げておきたいと思いますが、そのことに関しての町長の見解をお尋ねしたいと思います。

それからもう1件は、公共事業が前年度に比べて30.3%ですから3割増しですよ。このことを考えたら、3割といたら相当の数の公共事業が本年度行われるということですが、やっぱりその事業力、事業者の、この今の力ですね、力量ですね。これが果たして、これを賄えるのかということが一番懸念されるわけですね。これだけ多いと、少ない事業者が一生懸命仕事をやるわけですね。そうすると、当然、労働者に対しては、残業だったりとか労災など、こういったものは懸念される、私はそういう何か背景を少し心配をするんですけれども。

それとか、天気が続けばいいですよ。そうじゃなくて、年が押し迫ってくると、明許繰越のオンパレードということにもなりかねないというふうに思うんですね。

この事業、こういう傾向になったのは、政府の、いわゆる防災減災のための予算が、21年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」というのが背景にあるというふうに思うんですけれども、やっぱりそういうようなことも、しっかりと考えた発注の仕方というのを、場合によっては、やっぱり延ばすと、その辺は慎重にやっていただきたいというふうに思っております。

それから、国保会計のことで所信表明されましたけれども、町長は、この医療費が今年度も伸びると、これは南日本新聞でも掲載されましたから、ごめんなさい、県が示していますね、屋久島町で、たしか2.4%ぐらいの増でなかったかと思えますけれども。

ただ、町長の所信は財政健全化のための効率的な取組、これを推進するというふうになっていますが、議会に示された事業書ですね、事業計画の中には、長期的視点で安定的な財政運営が図られるよう保険税率改正の検討を行う、これは当然値上げということになるんですけれども、この辺との関連はどうか、見解をお聞かせください。今年、値上げするのかどうか、はっきりと示していただきたいというふうに思います。

最後に、もう一つですね、学校給食に触れられた部分では、意外とシンプルな、当たり前のことを言っていますけれども、今年、学校給食費の町長の公約でありました軽減について検討をされるのかどうか、そのことも含まれているのか、お聞かせいただきたい

いというふうに思います。

○町長（荒木耕治君）

馬毛島の件は、誤解が誤解を招くということですから、私も聞いて、そぐわないと、それはもう自分が言い続けていくことはそれ。ですが、一方では、そういう経緯が見えるとか見えないとか、騒音とか、そういうことは、やっぱりきちっとやっていかなければいけない。それはできる、できないとは別にですよ、基地が。基地ができる、できないとは別にですよ、そういうことは言っていかなければいけないというふうに私は思っております。

昼のニュースを見とったら、米軍機が、鹿児島県が一番多いですね、不時着というのが、その下りたのが。今日も何か、鹿児島空港が一番多い、その次は奄美だというような。だから、中種子空港にも結構な数、下りているようです。そういうのを見ますと、そういう思いが強くなったといいますか、そういう気持ちであります。

それと、公共事業の問題は、今議員がおっしゃるように、やはりそれは状況を見てやっていかなければいけないというふうに思っております。ですが、公共の建物を、合併以来、ずっとスクラップ・アンド・ビルドで、要するに、壊すものが多くて、今まであったものを、そういうものは、もう整理をするところは早く整理をしていかなければ、逆に維持管理に金がかかるという部分もあったりします。そういうことは、要するに事業を決めてやっていければというふうに思って、それはその中で、またやっていきたいと思っております。

あとは、国保の関係は担当課長に、まあ何か補足は担当課長にさせますので。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

今、国保財政の件で質問がありましたが、まず国保税につきましては、今は平成30年度から税制改正によって県が介入して取りまとめております。その関係で、今医療費につきましても、県が補填をしてもらっている状況で、今のところ、屋久島町自体の国保運営につきましては、赤字補填のための繰越しも行っておりませんし、健全な財政運営ができていると思いますが、やはり医療費が高騰している。ここにも書いてありますが、令和3年6月から医療費が高騰して上がってきているということで。県としましても、県全体の税率を統一しようという動きがありまして、それが令和2年度から、もう実施されております。我々も、何遍か研修会とかそういうところで話し合いをしておりますが、まだ実際に税率が確定はしておりませんので、来年度以降に、その税が、税率が上がるとか、そういうことは、まだありません。

ただ、令和5年度までには何とか税率改正をしたいという県の考え方がありますので、そこに向かっては、また町民にお知らせをして、どのようにしていくのか、また検討していきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

一つ、学校給食です。

○町長（荒木耕治君）

学校給食、検討します。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○5番（眞邊真紀君）

すいません、私も馬毛島関連で。町長のこの町にそぐわないという姿勢を聞いて、安心しました。同時に、色々交渉していかなければいけないことも出てくるかと思うんですけど、ここに書いてあるように、我が町の上空を飛ばさせないということを書いてありますけれども、これが端的に、そういう上空を飛ばないというふうに書いて、本当はもっと内容が膨らんだものなのかどうかというのが一個確認しておきたいんですけども。

飛行機が上空を飛ばないというだけじゃなくて、やっぱり船も飛行機もありますから、その航路に支障を来さないとか、そういうことも含まれるのかどうかというのを確認しておきたいんですけども。

○町長（荒木耕治君）

当然、それも含まれると思います。私も、今屋久島空港を発着している、それに訓練のときとか、そういう状況があるのかというのは、今までも知事との懇談でも申し上げてきておりますから、当然、それもその中にあると思います。

○5番（眞邊真紀君）

地域での医療用の搬送とかもありますし、飛行機、今30分ほどで鹿児島空港から着いて、行ったりしていますけど。その航路が変わって、大きく時間が変更になったりしたら、とんでもない生活の支障になると思いますので、その点を細かく、よろしく願います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎君）

2点ほど質問をさせていただきます。

1つ目が、地域活性化対策として、集落の活力アップ交付金を、今年もしていただけるんですけど、昨年のこの演説の中でも、集落支援員というの、たしか言われていたと思うんですが、その後、この集落支援員というのがどういう立ち位置で今後動いていくのか、検討されていくのかというのを聞きたいのと、もう1点が、憩の森のフェンス

設置について、予算も立てられているんですが、先週ですか、3月の2日の県議会でも県が調査を行うと、これに対して行うと言っております。その辺の調査を町として独自に行う予定はないのかということと、県と情報を共有しながらしていくんですけど、いつ頃、そういう調査をして、どれぐらいの調査をしていくのか、もし情報があれば、お聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

集落支援員は、今、遅れているといいますか、色々と中身を、詳細について、なかなかまとまらないというのが、今現実です。ですから、それを、辞めたわけではないんですけども、どんな形でどうやったほうが一番いいのかということは、もうちょっと時間をかけて議論をしていかなければいけないというふうに思っております。

それと、枯葉剤の問題は、先般、NHKが全国放送でやりましたあれで、また枯葉剤というのが出てきたというのがあります。ですから、今、鹿児島県内には5つの市町にあります。それで、残念ながら、私どもの町がダントツに埋まっている量が多いんですよ。ですから、今、私どもだけじゃなくて5つの市町で一緒になって、この問題を取り組んでいこうということを今しております。

肝付町も、数は少ないんですけど肝付町もありました。肝付町の町長が、委員長にして、5つの町で一緒に県とか国とかと早期撤去といいますか、そういうことに向けて運動をやろうという、今、ところまでは話しております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○7番（岩山鶴美君）

町長の施政方針、ありがとうございました。

町長も、この中で言われていますように、本当にコロナがこんなに長く続いて、大変な皆さんが思いをしているというのは、皆さん分かっていることなんですけれども、先程から国保税とかということも出たんですが、行政のほうも、健康対策をこれからやっていくということも理解できましたが、やはりこのコロナのことで、例えば、高齢者の認知度が進んでいるんじゃないとか色んなことを懸念します。それから、イコール精神面というのも大変心配しているところであります。

何が言いたいかといいますと、今度、一般質問で同僚議員が、その新型コロナウイルスへの対応策について、町独自の対策を町民に還元する必要があるんじゃないかという質問をしております。私も全く同様であります。みんな町民が元気が出るように、いい政策を、対策をとっていただくよう、これはお願いです。

以上です。もしありましたら、どうぞ。

○議長（石田尾茂樹君）

質疑に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

施政方針でも述べましたが、これだけ長く続くとは、誰も予想しなかった。精神的にくたくたになるというのは、私たちも打つ手といますか、行政もそうですけど、一般も、特にシルバー層にしても子供たちにしても、もう思いっきり外で運動もできないみたいな、そういうこともあります。

ですから、私も町民のためにやろうという気持ちは、誰よりも持っているつもりです。ですから、私どもで気づかないところもあるかもしれない。議会と一緒に、議会から色んな提案をしていただければ、その中でよりよい、町民に対しての、そういうことができるかというのを、これから一緒に考えていって、やっていければというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○15番（大角利成君）

私は、2件ほど町長にお尋ねいたします。

町民の皆様とひざを交えて意見交換会を今年度は実行していきたいということのようですが、実行するに当たり、その方法の何か副案を今お持ちでしたら教えていただきたい。どのような感じで意見交換会を開催しようと考えているのか、これが、まず1点です。

2点目です。口永良部島の水道会計事業の事案等で、組織の在り方に問題点があるんじゃないかというふうに思いますというふうなことを言っておられます。そして、このようなことがないように、二度とこのようなことがないように、組織の在り方や見直し、改革をやっていくというようなことですが、特に、組織の改革というよりは、私は職員の自覚の問題、意識改革が、まず先だろうというふうに思うところであります。

そこで、職員の研修については、どのような考えをお持ちなのでしょう。そしてまた、これまで職員の研修は定期的に行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

対話の話は、今できれば26集落でやりたいとは思っていますけれども、なかなか26出ていくというのは難しいのかなというふうに思っています。ですから、そうすると、じゃあ校区単位でやるのかということもあったり、まだ具体的には、どういう形でやるかというのはしていません。ですから、町民と、名称は何でしたか、町民と語る会なのか行政報告なのか、そういうことも含めて、議会も今町民とやっていますんで、そういう

ことも参考にしながら、直に町民の声を聞く機会をつくっていききたいというのは、コロナ禍の前からそう思って、なかなかちょっとコロナで出鼻くじかれたところがありますけれども。そういう形で、方法は、何かコロナが収まらないとなかなかできないというのがありますんで、そこら辺は色んな形で考えていきたいというふうに思っています。

それと、口永良部の問題は、議員おっしゃるとおり、まさに個人の資質の問題だと、私もそれは強く思います。そういう研修、そういうものは、これから法令とか条例とかそういう書物の講習とかはやっているみたいですが、そうじゃなくて、やはり所信でも述べましたが、「報連相」みたいなことは、きちんと本当にできていっているのか、課内がうまくコミュニケーションがとれているのかと、そういうことが、まず第一歩なんだろうなど。それと組織の改革というのを併せてやっていこうということで、今思っているところです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○12番（日高好作君）

11ページのところで、欧米豪市場向けプロモーションの展開ということで、まあ所管でもあるんですけど。海外市場をターゲットにして旅行博ですか、このいつ頃で、中身、ちょっと、例えば、今鹿児島県が農産物の輸出促進をすごく力入れて、国内の人口も減っていく中で、国内の農業維持をするためには、どうしても輸出を伸ばさなきゃいけないということで一生懸命やっているわけですが、この旅行博という、その中身が、そういった産業の振興にどの程度寄与するのか、ちょっと伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

質問の前に、今朝、役場へ来ましたら、机の上に、「農業鹿児島」というのが配られておまして、何とそこにお茶園をバックにした親子2人が写ってまして、そしたら、日高好作議員の親子だったという、頑張っているなと思いながらですね、後でおめでとうと言おうと思ったんですが、幸いこういう機会がありましたので。本当、親子2代で頑張っているんだなという思い、ますます茶の業界を引っ張っていただければというふうに思います。

台湾とのことは、もう前々から、台湾の特使みたいな人が福岡にいらして、その人が夫婦で屋久島に何年か前に来られて、私も色々話をしました。台湾と屋久島とで何かできないかという話等もずっとしてきておりましたが、残念ながら、このコロナ禍でずっと、それもできなかったというのがあります。

ですが、今、詳細は担当課長にさせますけど、そういう思いで海外ともやろうという、そういう姿勢は、今持っているところです。あと、担当課にちょっと補足。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

やはりインバウンド関係がコロナの関係でなかなか展開ができない状況なんですけれども、うちは、先程議員がおっしゃいましたように、欧米豪のほうはかなり来る確率が高いんですけども、その中でも台湾のほうが比較的連携をしやすいというふうには考えております。

あと、先程おっしゃったような農水連携というのも含めまして、実施の時期も今からまた状況を見ながら検討ということになるんですけども、具体的には、今からちょっと詰めていきたいというふうには思っています。まだ固まってはおりません、今の状況では。

○12番（日高好作君）

詳しいことについては、今後、委員会等の所管の中でも色々とお聞きしたいと思います。

町長、そういう中で、コロナ収束後の反動で、かなりまた入り込みと申しますか、それは当然増えてくると思うんですが。事業計画の中でも、空港のジェット化というのは、県国とというようなことで、いつもどおりの言葉でしかないんですけど、町長としては、例えば、何年後をめどにと申しますか、それは当然、県国、相手があるわけですから、あれですけど、やっぱり意気込みとして、議会と一緒に、せめて2年後とか、着工を何らかの形で引き出すとかという、そういう強い姿勢が、もしあれば述べていただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

3年後着工というのが私の今の思いです。それは、なぜかという、私は最初、空港の話をしたとき、伊藤祐一郎知事は10年でやると言ってくれましたけれども、港湾空港課は15年かかると言いました。ですから、今、空港やり出して、今7年目、8年目に入ります。ですから、もう環境アセスも実施設計も出来上がってきていますから、あとはいよいよ用地買収に入っていきます。これが1年で済むのか2年で済むのか、そういうことが、早ければ2年で国に要請をする。ですから、遅くとも3年後に着工を目指したいなという、そのためには、私一人ではいけませんから議会も一緒に、今度、特別委員会もつくっていただきましたんで、県や国に、また要望等にも、民間も一緒に要望、陳情と一緒に行く機会をつくって、一日も早い着工にこぎつけたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

公の場で明確に町長のその意志と言いますか、強い言葉を述べていただきましたんで、

議会の交通対策特別委員会も一緒になって、早期実現に向けてやっていけたらなというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで町長の施政方針説明に対する質疑を終わります。

- △ 日程第19 議案第11号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- △ 日程第20 議案第12号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について
- △ 日程第21 議案第13号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第22 議案第14号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第23 議案第15号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第24 議案第16号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第17号 屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定について
- △ 日程第26 議案第18号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- △ 日程第27 議案第19号 屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第28 議案第20号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第29 議案第21号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正について
- △ 日程第30 議案第22号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正について
- △ 日程第31 議案第23号 屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- △ 日程第32 議案第24号 令和4年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第33 議案第25号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- △ 日程第34 議案第26号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第35 議案第27号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第36 議案第28号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第37 議案第29号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第38 議案第30号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第39 議案第31号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第40 議案第32号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第41 議案第33号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第19、議案第11号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定についてから、日程第41、議案第33号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの23件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第11号から議案第33号について御説明いたします。

まず、議案第11号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定につきましては、屋久島町口永良部島湯向公民館のほか25の公民館、生活館等は、集落自治の拠点として地域密着型の施設となっていることから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、それぞれの区を特命で選定をし、指定管理者として令和4年4月から3年間指定しようとするものであります。

次に、議案第12号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定につきましては、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き特命で栗生区を選定し、指定

管理者として令和4年4月から3年間指定しようとするものであります。

次に、議案第13号、屋久島町道路線の変更につきましては、道路台帳補正業務委託の実施に伴う町道安房海岸線の見直しのため終点を変更しようとするものであります。

次に、議案第14号、屋久島町道路線の変更につきましては、道路台帳補正業務委託の実施に伴う町道新町線の見直しのため、起点及び終点を変更しようとするものであります。

次に、議案第15号、屋久島町道路線の認定につきましては、原第4号幹線は、平成3年度に路線廃止しましたが、残存区間があることから再認定しようとするものであります。

次に、議案第16号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、口永良部島へき地出張診療所に勤務する職員にへき地勤務手当を支給できるよう所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第17号、屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定につきましては、海事関係者の利便性を高め、船員法に関する事務を円滑に行うことを目的に制定しようとするものであります。

次に、議案第18号、屋久島町手数料条例の一部改正につきましては、屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定に伴い、各事務の手数料を規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第19号、屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、消防庁が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づく消防団員報酬を改正し、消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第20号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正につきましては、原教職員住宅10号は、老朽化により住宅としての入居が困難なため、用途変更し、また安房教職員住宅6号及び7号は、解体し、廃止したことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第21号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正につきましては、新船就航に伴い、1等料金を廃止したことによる料金区分及び障害者割引の適用手続の変更などのため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第22号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正につきましては、旅客運賃区分の変更及び障害者割引の適用手続の変更などのため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第23号、屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、令和4年5月に予定している行政組織の変更に伴い、関係する条例

について所要の改正をする条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算につきましては、長期振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略における事業の厳選、財政健全化に向けた事務事業の見直しによる歳出削減に努めて予算編成に取り組んだ結果、岳南中学校大規模改修事業や旧尾之間支所庁舎関連解体事業、こまどり館防災機能強化事業等により、一般会計当初予算額は104億6,400万円となり、前年度当初予算と比較して3億4,100万円、3.4%の増額となったところであります。

歳出の主な増減につきましては、性質別では、扶助費及び補助費等は減額となっているものの、普通建設事業費、物件費及び公債費の増額による影響が大きく、また目的別では、土木費、総務費及び民生費が増額となっており、教育費及び災害復旧費は減額となっております。

歳入につきましては、地方交付税及び国庫支出金の増、県支出金及び町税の減による影響が増減要因となっております。

また、自主財源比率は24.2%で、前年度より0.8%の減額となっております。これは、依存財源である地方交付税において、新たな財政需要の費目の追加による普通交付税の増額や、緊急自然災害防止対策事業債や過疎対策事業債等の町債が増額となったこと、町税の減額が主な要因となっております。

次に、議案第25号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算につきましては、常に安心して水道が利用できる供給体制の構築等のため、上水道施設維持管理委託や施設の修繕や原材料費などの経費を計上し、予算の総額は、収益的収支につきましては、収入は4億6,338万4,000円、支出が4億714万円であり、資本的収支につきましては、収入が2億76万円、支出が2億5,706万円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する分につきましては、減価償却費で補填するものであります。

次に、議案第26号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算につきましては、令和元年度から令和2年度にかけて整備を行った施設の維持管理費や、水道施設台帳整備委託に係る経費などを計上し、予算の総額は1,783万3,000円であります。

次に、議案第27号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、一般管理費、賦課徴収費のほか、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費などを計上し、予算の総額は18億8,075万3,000円であります。

次に、議案第28号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算につきましては、一般管理費、認定審査会の経費のほか、保険給付費や地域支援事業費などを計上し、予算の総額は14億8,120万1,000円であります。

次に、議案第29号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算につきましては、町立の3診療所の運営に係る経費などを計上し、予算の総額は1億6,124万4,000円であり

ます。

次に、議案第30号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、農業集落排水施設の機能診断業務委託料や施設の適正な維持管理に係る経費などを計上し、予算の総額、収益的収支につきましては、収入が4,033万9,000円、支出が4,264万8,000円であり、資本的収支につきましては、収入、支出それぞれ2,697万7,000円であります。

次に、議案第31号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算につきましては、フェリー太陽Ⅱの安全な運行に要する人件費、修繕費、燃料費などの経費とともに、令和4年12月に初代太陽丸が就航してから50周年を迎えるに当たっての記念事業のための経費を計上し、予算の総額は収益的収支につきましては、収入が4億1,396万5,000円、支出が3億9,978万1,000円であり、資本的収支につきましては、支出のみ7,478万円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分につきましては、国庫補助金及び県補助金で補填するものであります。

次に、議案第32号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算につきましては、電気事業を運営するための電力購入費、高低圧線改良工事費や施設管理費などの経費を計上し、予算の総額は収益的収支につきましては、収入支出それぞれ6億7,104万4,000円であり、資本的収支につきましては、収入が550万1,000円、支出が5,929万4,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する分につきましては、建設改良積立金などで補填するものであります。

次に、議案第33号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、一般管理費のほか後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費などを計上し、予算の総額は1億9,523万6,000円であります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第11号から議案第33号までの23件に対し総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

議案第24号、令和4年度の一般会計予算について質問いたします。

予算書の75ページです。山岳部保全対策費の中で、今年も観光客の方が少ないのでなかなか協力金が集まらなかったということで、一般財源から組み込まれているのですが、令和4年度の予算案の中でもなかなか厳しい状況がやっぱり待っているとは思いますが、

この協力金制度が始まったときから、やっぱりその制度の中身についての精査をやっばり常々言い続けて、観光協会とかガイド部会から言い続けてきているとは思いますが、その中で協力金のこの対策費の中で、負担金、補助金というのが、交付金というのが2,800万円ございます。これは主にやっぱり協議会の運営費、人件費になっていると思うんですね。この協力金というのは、あくまでもやっぱりお客様の善意による山岳部の環境保全に使ってほしいという気持ちの募金です。

そういったお金がやっぱり人件費にあてがわれるというのは、やっぱりちょっと協力金の趣旨からは少しはずれていくのかなと思っております。

このことを踏まえて、やはり早急な協議会を開いて見直しをしてほしいということと、やはり人件費などのこういった運営費というのは一般財源でこうやって組み込んでいただけるのはありがたいのかもしれませんが、当初から予算にしっかり組み込んで、協力金とは別に仕組みをつくっていったのがいいのかなと思うんですが、その辺りの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、横領事件を受けまして、検討部会の中でもそういった人件費についての意見が多く出されたところです。以前は、白谷雲水峡に業務委託員を職員1人配置しまして、あとまた淀川のほうにも職員配置をして、残り荒川については、今の配置と変わらないんですけども、そういったことで、職員が2名、スタッフを含めて10名、業務委託を含めて11名という形でいたんですけども、そういった御指摘を受けて、令和2年度から白谷のほうを廃止、また淀川のほうも廃止をしております、現在の6名体制というふうになっております。

当然、雇用の場があるということは、人件費が生じるのは最もですので、今から協力金の状況によって一般財源が増えるようなことであれば、また検討はしたいと思いますが、事務局としては今のところ、人件費については一応削減はなされたのではないかと、いうふうに思っています。

○4番（中馬慎一郎君）

今、課長、不祥事のこともお話出ましたけど、この不祥事が出る前から、この協力金が始まった当初からこの制度の課題というか、問題点については、この人件費についてすごく追及をしていたところです。

ですので、あくまでも不祥事があったから質問をしているわけではないんですけど、やはり、お客様のやっぱり純粋な気持ちからいただいているこの協力金というのが、や

っぱり運営費でもうほとんど使われているというのがどうしても出てしまうので、この辺を何としてもこう改善してほしいなというお願いでした。

ここ3年ほど協議会、山岳部保全協力金の協議会も行われていないと思いますので、早急な協議会の開催もお願いしておきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおり、私の思いも要するに協力金というのは、登山の安心とか安全とかそういう、要するに、山岳部の整備とかそういうものに大半が使われるべきもので、そういう気持ちで皆さん、協力金をしているんだらうなど、それが大半が人件費に消えるようでは何をやっているか分からんなどというような、よく分かりますんで、そこ辺の仕組みというのは、また議員も委員でその中でいますから、また一緒に知恵を出してやっていければというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○1番（岩川卓誉君）

まず、議案第12号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について、この件、現状の栗生区の指定に反対するというものではないんですけれども、指定する期間が3年間ということになっています。例えば、民間の力を活用して地域を盛り上げていくというふうな形で、民間の方がもし借りたいというふうにあられたときに、すぐこう行けますよというふうにしてあげるほうが、僕は栗生区の盛り上げという意味でもいいと思っています。

そういった点で、この3年間指定するということ、ちょっと規則でそうになっていたとかするのかもしれないんですけれども、例えば、1年にするといったこととか、そういったことが可能なかどうかということをお聞かせいただければと思います。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

議員おっしゃるとおり、これまで5年で指定管理のほうを行ってありましたところ、今回3年ということになっております。昨年、年度始まる前に、町長、副町長を交えまして、この件について協議をいたしまして、町としては、これ以上、設備、更新費用はかけられないということで、区の方針や要望を聞いてから決めたいというふうにしておりましたところ、昨年12月に栗生区のほうと協議をしまして。色んな考え方が、先程おっしゃったようにあると思うんですけれども、これまでどおり。栗生区のほうをして、それから公募により経営の場を要する民間事業者を指定管理にするか、また民間企業によりリノベーション及び管理運営、それから売却という考え方もありまして、その協議を行った結果、栗生区としては、これまでどおり、やりたいということを示されましたので、町としてはこれまでの5年ではなくて3年間ということを今回、挙げております。

この3年の間に、まだ望ましい管理運営手法、民間の経営ノウハウ取組等、町及び栗生区の双方にとってよりよい施設の在り方を極力、財政負担の少ない方法による施設の変革を検討していきたいというふうには考えております。

単年でできるかどうかということは、ちょっと私も把握しておりませんので、すみません、今回3年ということではしております。

○1番（岩川卓誉君）

5年から3年になったということだけでもいいことだというふうに思います。この件、町も公共施設管理計画をつくっているところがあって、面積を減らしていこうという形になっていますので、ぜひ産業厚生委員会のほうでも話題にしていいただければというふうに思うところです。

次、もう一点ですね。議案の24号で、予算書の64ページなんですけれども、この中で、児童デイサービス事業の運営補助金という形で上がっております。これが、障害を持つ子供たちの児童デイサービスというふうに理解していますが、これが、先般ちょっと私のほうにも町民の方から連絡がありまして、その事業所が運営できなくなるような状況に来ていると。3月途中から運営ができないということがあるようです。保育士の方を募集をかけているというところなんですけれども、ちょっとまだなかなかめどが立たないと。

そのお知らせの紙を僕、今持っているんですけど、それを見ると、給与も14万円ぐらいとか、結構厳しい労働条件なのかなというふうに思ったりもします。こういったところについて、町としてそういった障害を持つ子供たちに対して、どういうふうな対応をしていけるのかというところを、お考えをお聞かせいただければと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問ですが、原にございます児童デイサービス縄文に係る運営補助金の件でございますが、現在、この施設はサービス責任者1名と保育士2名、計3名プラスパートの方々を含めてプラスアルファで運営をしております。既に20年近くの運営がなされており、その経営は安房保育園のほうに依頼される形でスタートしたという流れになっております。

2月の初めごろ、1月末から2月にかけてこの運営につきまして話がございまして、保育士が不足しているということが原因で、廃止を、廃所をしたいという意向があるということで伺っております。色々町としてもこの施設は町に1か所しかない療養の施設でもございますので、経営者側に対してもアピールをして、廃所ということではなく休所ということで対応をお願いしているのが、今現在のところでございます。

補助金につきましても、昨年来より少し上げてきました。しかし、金額的なこと以上に、この保育士の人材が不足しているということが補助的に存在している観点から、探

すということについても、町も町報等での広報もするというにはしているんですけど、実態として職員を確保できないということでもういかんともしがたいというのが経営者側の発言から見てとれました。

今現在、探しているという状況ではありますので、ぜひその職員を確保した上で、町としてもその負担金につきましては、昨年からも検討してきた経緯もございますので、善処して、金額的にもまた改善していくことは可能ですので、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

やはり、人がなかなか確保できないということが問題であるというふうに私も思います。ぜひ課も横断してお話していただきたいんですけど、移住政策なんかについても、今の移住政策で町がどういう人材を求めているのかというところがなかなか見えにくい部分があるのかなというふうに思います。こういった専門の資格を持っている方が今どんどん不足していっています。これ縄文だけの話じゃなくって、本当あらゆるところで、病院関係もそうですし、介護士のかたとかもそうなんですけど、どんどん専門人材がないという声が聞かれていますので、こういった方々に来ていただきたいくて、うちは移住政策をしますっていうのを、そこのお金をどんだけかけますっていうところを、やはり明確に打ち出して、こういった人材不足の問題にも対応していく必要があるかなという点と。

やはり、先程、申し上げた、給与の問題じゃないのかもしれないですけど、この給与だと、やはり余りにも安すぎるかなというふうに思いますので、この点も併せて、委員会のほうでもまたお話いただければなというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○9番（榎 光徳君）

議案第24号の61ページですが、民生費の福祉センター管理費の中の工事請負費で、7,420万5,000円計上されているんです。この縄文の苑とこまどり館の内訳が分かれば教えていただきたいと思います。

それと、75ページですが、この白神山地の30周年記念の負担金が165万円組まれておりますけれども、これ先程も出てまいりましたけれども、具体的な何か内容がもう決まっているのか。決まっていなければいいんですけど、負担金としてですから、相手あつてのことですので、もし内容がいくらか分かっておけば教えていただきたいと思います。

それと、111ページですが、土木費の港湾整備費の中で、測量設計委託が組まれてお

ります。楠川港の護岸整備ですけれども、ここも地元からも何回も要望があったりして、今回も上がってきていると思うんですが、現在の施設が、あることはあるんです。小さな護岸というか、パラペットもついていないんですが、その前に異形ブロックを、テトラを置いております。

多分そこだと思うんですが、これ工法的に、パラペットをつけて護岸をかさ上げするのか、その前面のほうに異形ブロックを置くのか、そこら辺の内容がどういった設計になるのか、もし分かったら、3点教えていただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの福祉センター管理費のうち、個人請負費の内訳でございますが、7,420万5,000円のうち、縄文の苑の空調機器更新が700万円を、追加をしております。それから、残りの6,720万5,000円がこまどり館の屋根の補修、これは防災機能強化とありますが、避難所という位置づけで防災機能の強化のために屋根の全面補修ということでございます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

2点目の白神山地屋久島世界自然遺産登録30周年記念連携事業負担金165万円についてお答えします。

昨年早い時期から西米良村のほうからお話がありまして、西米良村は、以前旧屋久のほうと親交がありました。そちらのほうから、30周年の機運醸成に向けて、連携して事業をやっていこうというお話がありまして、何度か協議をさせていただいて、今回、当初にて165万円を計上したところです。

内容につきましては、記念冊子のほうを各1万部、それからノベルティグッズのほう各1,000、あとSNSのキャンペーンとしまして、インスタを利用した情報発信という3点を今のところ予定をしております。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

楠川港の護岸整備であります。これは、緊急自然災害防止対策事業で4年度、5年度で行います。4年度は詳細設計であります。今、議員がおっしゃった波返しをするのか消波ブロックを置くのかというのは、その詳細設計で確定したいと思います。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

こまどり館は、先だって、決算特別委員会でも視察に行かせてもらいました。木造りであったり非常に居住性のいいところだなと思っていたんですが、課長が今あったよう

に、非常に経年劣化や老朽化が進んでいたということで、今回、このように上がってきておりますので、相応の補償はできたらいいのかなと思っておりますので、分かりました。

それと、西米良村、ここから本町にも視察にも来まして、議員、村長以下全員来た経緯がありますけれども、町長はもちろん何回か行かれているかと思うんですけれども、今のところ、何か特別なイベントみたいなことへのこの内容はまだ煮詰まっていないということなんですね。今、何か冊子とかそういうのは3つぐらい出てきましたけれども、そのほかのことはまだ決まっていないというようなことですね。

分かりました。30周年という大きな節目ですので、形式的なもので終わるのではなくて、やっぱりそこら辺は何か工夫をした、そういう取組ができればいいのかなと思っておりますので、今後とも検討していただきたいと思います。

それと、さっき1点、忘れておりましたけれども、60ページの民生費の負担金補助及び交付金の中のこの路線バスの中身的にはどうというあれじゃないんですが、今、このバスのこの何というのか、適応範囲が、生活路線範囲ということで、栗生から永田までの路線になっていると思うんですが、例えば、ランド路線とか、白谷線もあります。ここら辺のことは、通常そこら辺は行かないだろうというようなことで、最初から省かれていたのかな、何かそういう協議された経過があるのか、そこら辺がもし分かれば教えていただきたいんですが。

○政策推進課長（三角謙二君）

最初、当初、福祉という観点及び地域交通体系の整備という形で、私のほうで取り組ませていただいたところであります。その中の経緯の中で、会社のほうから、やはり地域の住民の生活路線の部分だけにしていただきたいと、観光部分については路線からはずしていただきたいという会社の申し出がありまして、そういう中で制度設計として始まっているというものです。

○9番（榎 光徳君）

私も多分そういうことかなと思ったんですが、今利用率、生活路線の利用率、どれぐらいか分かりませんが、やっぱり高齢者がなかなか自分で車が運転できないようになって、色々買物ほか、色々そういうのでバス利用をすると。やっぱりこの何というのか、生活のそういう健康面も含めて、活力を与えていく、そういうのを希望していくために、例えばの話、どこかそういう白谷でも行ってみようかと、私は、数はそんなに多くはないと思うんですよ。

それと、そういう観光客とかそういうので、これは民間のバスの関係のことも出てくるでしょうけれども、そこら辺に余り不具合が生じてくるといけないんですが、例えば、繁忙期は、そこははずすとか、期間を決めて何かするとか、そういったことは、これは

もう町長の政策的なあれにもかかってくるんでしょうけれども、そういったのは考えられないのか。どうでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

会社側と話をするときには、もう一社あるところにも気遣いも当然ありました。あと、運転手の対応は、やはり観光ルートまで入れると、具体的に介助したりトイレ問題だったり動揺だったりという形の中で、かなり運転手の労力が増えるという部分がありました。実際に運用が始まってからも、路線バスの中でもやっぱりおもしろいがあったり、そういうことがあって、運転手が大変だということもありまして、そういう部分についても、今後対策を考えていきたいと思いますという話の中で、最初の中で、やはり、運転手と会社側の協議、そして町との協議の中でそういう形で決まった経緯であります。

○15番（大角利成君）

議案第24号、令和4年度一般会計予算について、1点だけ伺いたします。40ページです。

総務費の財産管理費の工事請負費で、旧尾之間庁舎等解体費が計上されております。中央公民館を除く車庫、書庫、いわゆる倉庫等を含めての解体と思われるんですが、尾之間支所解体に関わる解体予定金額と解体開始の時期、そして終了、完了予定をいつごろと見込んでいるのか、まずはお尋ねをします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

旧尾之間支所の解体工事が、面積で2,822m²で金額として設計委託で1億6,800万円を予定しております。旧尾之間支所の関連倉庫等の解体が、面積で575m²で3,600万円を計上しております、これが主な解体となります。

春牧の消防につきましては、256万円という形になっていまして、あとここには大きく出ていないんですが、一湊中学校の運動場の、体育館の解体が2,700万円という形で計上しております、尾之間については入札のタイミングがあるんですけども、早急に3月、年度内の解体工事を終了したいというふうに考えておりまして、早期の入札業務を図りたいと思っております。

ただ、解体ガラ等の量はかなり多いことから、若干、担当としては年度内完成がうまくいくかという部分で心配はしているというところで聞いております。

○15番（大角利成君）

金額は分かりました。年度内完了予定ということですが、さきの町長の施政方針の中で、旧庁舎跡地に利活用について触れられました。その中で、優先交渉事業者も決定を

して、そして令和5年9月の事業開始に向けて協議を進めていくということでありましたので、あとの利活用のこともありますから、できるだけ早く事業が完了するように最大の努力をしてほしいということをお願いをしておきます。

それから、もう一点ですが、旧尾之間庁舎の町長室、応接室、それから議長室、ここには屋久杉の板材が使われております。今となってみれば大変貴重な屋久杉材であります。可能な限り、ほかの施設で活用できないか、検討をぜひしていただきたいと、一部、私も見せていただきましたが、使われるかどうかということで検証してみたんですが、一部はいでありましたが、なかなか現状のままはぎとるとというのは、少し技術がいるのかなというような思いもしましたが、ぜひ個人的に申し上げましても、私30数年間、執務をさせていただいた一人として、思い出の建物でもありますし、そういう思いを持った方もたくさんいらっしゃると思いますし、また貴重な屋久杉材であります。

ぜひこのことは検討していただきたいということを要望申し上げて終わります。

○政策推進課長（三角謙二君）

今の屋久杉のことなんですが、今、尾之間出張所のほうは、ほぼ中はきれいに整理ができて、あとは解体を進めるという中で、担当者と前からそういうお話がありましたので、活用できないかということで、先月、はがしをしてみたところなんですが、下地の仕方がかなり頑丈でありまして、1枚1枚はがすとすると、半分以上は割れてしまう、欠けてしまうという形で、実際に使えない部分が多くて、時間的にも、1㎡はがすのに1時間以上ぐらいかかるという部分がありまして、今後、あれをどうにかまたうまく剥がせないかということで検討は担当のほうはしているんですが、そういう状況でありますので、今、提案がありましたように、はがせて使える部分があれば、はがして活用する方向で検討していきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○5番（眞邊真紀君）

議案第24号、令和4年の一般会計予算について2点ほどお伺いします。

50ページの総務費、新型コロナウイルス対策事業費の中の離島航路検温事業負担金、町も158万9,000円ほど支出がありますが、予定ですが。この検温業務の今、実績がもう積み上がってきているかと思うんですけれども、どういう様子か。検温業務をして実際に任意でお名前等を聞いて、保健所に連絡をした実績があるのかどうか。検温業務の効果も含めてお知らせ願えたらと思います。

あと125ページの教育費、工事請負費で岳南中大規模改修工事が入っていますけど、1億3,400万円、この内容を教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

真紀議員に言われました50ページの離島航路検温業務の負担金でございますが、これにつきましては、鹿児島港の種子屋久高速船ターミナルで行っている検温業務、これ実施した件でございます。これまで、令和2年の7月から県が実施をしてきておりますが、この鹿児島港のみ鹿児島県が全額負担をしているということで、地元市町村郡内1市3町に負担金を求められて支払うものでございます。

現在、屋久島町で行っている屋久島空港での検温等業務につきましては、先程、申されましたように、サーモグラフィーで37.5度以上ある方については、改めて非接触型の体温計で測定をして、それが高温であれば別室にお願いをして協力を求めると、それ以降の体調管理を継続させていただくというような体制になっております。

これまで確かに2名程度、そういう状況がありまして、体調管理をお願いした経緯があると伺っております。

○教育総務課長（長 美佐子君）

先程の岳南中学校の大規模改修工事のことについて御説明申し上げます。

令和3年度に外壁、外側の工事が終了しております。令和4年度におきましては、床、壁、天井、あとトイレの改修まで含めて行う予定です。

以上です。

○5番（真邊真紀君）

すみません、私が勘違いしていました。空港の検温業務の負担金かと思っていました。町も158万円ほど負担するんだなと。ごめんなさい、空港の検温業務に関しては、町は全然関係がなくて、あれは全て国の予算で支出しているのかもしれませんが、その鹿児島空港で、あるいは福岡空港、伊丹空港で、出るときに検温されてきますよね。屋久島空港でやる意味というのが、継続して、あと何年やったら効果的なのかって、その考え方はいったいどうなのかっていうのがずっと疑問でして、分かったら教えていただきたいのと。

岳南中の大規模改修工事については、外側の部分は随分追加予算があったなというふうにお見受けしていて、床、壁、天井については、ある程度の見積もりというのは、外ほど大変じゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがですかね、契約後の変更というのがあるのかなのか、今から分かりにくいかと思いますが、予測を教えていただけたらと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、申し上げましたけれども、屋久島空港で検温業務を行っている主体は屋久島町でございます。この検温業務につきましては、県が2分の1を負担していただいている

ということでございます。

当初は、昨年11月、12月、コロナが急速に減りました。ゼロになったときもあって、県としてはもう1月いっぱい終了したいという話がありました。ところが、徐々に増えてきて次は3月で終了しますということだったんですが、今年の1月になりまして、4月以降もまた継続をして実施をしたい、そういうことで急遽予算組をしたところでございます。

やはり、そこでサーモグラフィーというのは体温計ではなくて温度計らしくて、夏場の暑いときには飛行機降りてターミナルに入る前に相当暑くなります。ブザーがなるみたいです。だけど、その設定は変えずにやり過ぎたこともあるという話も聞いてございます。

ただ、やはり、地元としては、本来であれば鹿児島空港、大坂、東京あたりに出発するときに調べてもらって、乗船、乗車を拒否してもらったほうが一番いいんですけど、それもできない状況にあると。ただ、地元の町、県を含めてコロナの対策はやっているんだという証明も必要ではないかということで、今後も続けると。

ただ、契約上は、コロナが収束して、必要がなくなればその時点で対策は打ち切るという話で進めていきたいと思っております。

○建設課長（日高一成君）

学校の件についてお答えします。

床と壁についてはもうきれいに設計は詳細にはしていると思いますが、ただ、天井だけはちょっと不確実かなと思いますので、そこについて不確定ですけどあり得るというのをちょっと思っていたいただければありがたいと思います。

○5番（眞邊真紀君）

その検温業務、水際対策として鹿児島空港とか東京とか伊丹とか出るところもやっているとところもやっているとというのは万全だと思うんですが、一方では、高速船では鹿児島港からサーモグラフィーの前を通過して、屋久島については検温されていないですよ、空港みたいに、そこがつじつまが合わないなと思っていまして、できれば、もう出るときにもうやっているわけですから、無駄な予算といいますか、やるなら徹底して全部でやる、やらないならもうちょっとどこかで、都合のいいところで打ち切るというのが、本来の予算の使い方なのかなと思っております。これは、今後検討してもらえればなと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○14番（渡邊博之君）

最初に福祉課長にお尋ねしたいんですが、生活保護に対してお尋ねしたいと思ったん

ですが、予算書の中では何ページに出ているか、お示しをください。その後で、質疑をさせていただきます。見つからないので。

2つ目は、60ページの積立金の中で福祉費ですね。いきいき福祉基金が3,000円、じいちゃんばあちゃん応援基金が1,000円、私の小遣いと同じくらいの金額ですけれども、これまでこの基金はどこまで通ろうとしているのか、示していただきたいと思います。

それから、3点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保事業費に関連してです。関連は後ですかね。（発言する者あり）関連は後でできるということですね。これは、関連のほうで質疑をさせていただきます。

4点目が、3点目ですね、ごめんなさい。林業費の中の94ページに戦略産品輸送支援補助金1億円という億代の予算が組まれていますけれども、この内容を説明していただきたいというふうに思います。

それから、4点目ですけれども、県営街路事業負担金、宮之浦中央道線、これ恐らく今、行われている事業の延長だと思う。この見通しですね、今度どういう契約になっているのか、分かっているならばお示しをいただきたいというふうに思います。

一応、以上、お願いいたします。（「すみません、今何ページか、課長、ページ数を」「生活保護」と発言する者あり）

○議長（石田尾茂樹君）

66ページだそうです。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

それでは、111ページ、県営街路事業負担金宮之浦中央線であります。

これは今、県道の環境共生住宅のところを今やっております。そこに、うちで街路灯を設置するというので、街路灯の事業は別なんですけど、この負担金はそれの件に対する歩道整備の負担金であります。

これが今、本庁のほうに向かって徳洲会を過ぎたところのゲートボール場に行く入り口、あそこまでを予定しておりますので、この歩道整備事業は、あと三、四年はかかると思います。それに伴って街路灯もつけますので、それで大丈夫ですか、いいですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

先程の基金の件なんですけど、生き生き福祉基金とじいちゃんばあちゃん応援基金とございます。

60ページの件です。生き生き福祉基金902万6,996円とじいちゃんばあちゃん応援基金180万8,543円ございます。

今現在、利子についての積立のみを行ってきておりますが、最近では、この基金の利用ということがされていないようで、実際のところ、基金を積みますというところのみ

を予算上計上させていただいています。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

戦略産品について御説明をさせていただきます。

この事業は有人国境離島法に関する補助事業で、町のほうで戦略産品というのを5品目決定しております。

それが木材チップ、それから原木、飲料水、炭化ケイ素、この5品目になります。

これらの輸送にかかる補助を国のほうが10分の6、それから町が10分の2、事業者が10分の2という形で事業を実施して、それにかかる島外への輸出にかかる、あるいは原料の輸入にかかる部分に補助金を出しておりますので、この金額になっております。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

今の農林水産課長ですが、これまでのいわゆる効果といいますか、いわゆる費用対効果と見ていいと思うんですけれども、そういったところはどういうところにありますか。示していただきたいというふうに思います。

それから、町長、やっぱり基金、生き生き、そして、じいちゃんばあちゃんという、あまりじいちゃんばあちゃんというのは、本当に日常、やっぱり生き生きと暮らすということが政治の大きな姿を示されると、そういう社会をつくれるというふうに思うんですけれども、もっとやっぱり基金を増やして、そういう方向に使っていただきたいというふうに思うんですけれども、この基金はどういうのを財源にしているんでしょうか、基金の財源です。何かを使った、残ったものを入れるとか、任意で入れられるんでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

財源という意味では、ちょっと随分前からあるお金なものですから、それに積み増しをした上で何かに使うという意味だと思います。ただ、今現在は、先程申し上げましたとおり、以前から持っております基金を利子のみを予算に計上しているところだけを今行っているものですから、また新たに目的を設けて、それに使うという際には、新たな基金の積み増しをしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

細かい事業効果はまだ検証はしておりませんが、事業者のほうからは、これだけの補助金をいただけることで、事業の運営には非常に助かっているというふうに伺っております。

また、これに伴って、業績が改善して、雇用につながるというのを期待しておりますので、今後はそこら辺も検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております日程第19、議案第11号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者についてから、日程第41、議案第33号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの23件は、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第43 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第44 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第45 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第42、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第45、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

それでは、諮問第1号から諮問第4号につきまして御説明いたします。

まず、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、木原裕子氏は平成28年7月1日から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け現在に至っておりますが、令和4年6月30日で任期満了となることから、引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、渡邊浩氏は平成31年7月1日から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け現在に至って

おりますが、令和4年6月30日で任期満了となることから、引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、竹之内律子氏は平成31年7月1日から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け現在に至っておりますが、令和4年6月30日で任期満了になることから、引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、前任者の退任に伴い、湯浅太一氏を令和4年7月1日から後任候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、答申賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これから、ただいま議題になっております諮問第1号から諮問第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

諮問第1号から諮問第4号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時14分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、お手元にお配りしました意見書のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、お手元にお配りしました意見書のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、お手元にお配りしました意見書のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、お手元にお配りしました意見書のとおり答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の会議は、3月9日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時16分

令和4年第1回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和4年3月9日

令和4年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月9日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
11番 高橋義友	<p>1. 廃校後の一湊中学校の現状と今後について</p> <p>(1) 校舎の現状はどのようなになっているのか。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造平屋建トイレの現状と、今後の利活用について。</p> <p>(3) 体育館の今後のスケジュールと跡地利用について。</p> <p>(4) 校庭の今後の計画と利活用について。</p> <p>2. 社会体育施設の整備について</p> <p>(1) 志戸子ソフトボール場のフェンスとバックネットの補修について。</p> <p>(2) 宮之浦陸上競技場の階段の手摺り設置について。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>
6番 相良健一郎	<p>1. 暮らし体験住宅等について</p> <p>(1) 屋久島島内の暮らし体験住宅の建築については令和2年6月定例会で予算を取り下げた経緯があるが、その後、暮らし体験住宅を建てる予定があるか。また建てるとしたらどこを考えているか。</p> <p>(2) 現在、町内の介護職や保育職など専門職が不足していると感じる。雇用不足を解消するためには町外から人材を募る必要があると思うが、そのためにも町営住宅の入居要件を緩和し、入居できるように条例の見直しをすることは考えていないか。</p> <p>2. 栗生・中間間の町道野平線について</p> <p>(1) 最終工事予定の時期はいつか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

<p>1 番 岩川卓誉</p>	<p>1. 津波災害時の避難体制について</p> <p>(1) 1月15日の深夜、トンガの大規模噴火による津波（潮位上昇）が発生し、屋久島町へも16日0時15分に津波注意報が発表されたが、防災無線も鳴らず、町民からどう行動したらよいのか、戸惑いの声も聞かれた。津波に対する避難体制は十分と言えるか。</p> <p>2. 財政状況の評価と、新型コロナウイルスへの対応策について</p> <p>(1) 屋久島町では、合併後3億円程度であった財政調整基金を24億円まで積み立ててきたが、今、新型コロナウイルスの影響で、町民が痛んでいるこの時に、屋久島町独自の対策を考え、町民に還元する必要があるのではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>15番 大角利成</p>	<p>1. 児童生徒の学校教育について</p> <p>(1) 不登校生の実態は。（他校への転校舎）</p> <p>(2) 不登校の主たる要因は。</p> <p>(3) 不登校生減少への対応策は。</p> <p>(4) 特別支援教室の実態は。</p> <p>(5) 養護学校適応者数は。</p> <p>(6) 中種子養護学校屋久島支援教室設置要望の考えは。</p> <p>2. 公共工事について</p> <p>(1) 令和2年度簡易水道事業特別会計決算が議会で承認されなかったことに関する見解は。</p> <p>(2) 明許繰越事業が多いように思われるが見解は。</p> <p>(3) 施工状況の確認と対応策は。（これまでと今後について）</p> <p>(4) 屋久島町らしい公共工事施工に対する基本的な考え方は。</p>	<p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	兼会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、11番、高橋義友君に発言を許します。

○11番（高橋義友君）

皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきまして、令和4年第1回屋久島町議会定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

第1回議会では、1番バッターということで、この場に立たせていただきました。野球で言えば、1番バッターとは、足が速くて、選球眼がよくて、一番勘のいい人が1番バッターになるんですけれども、私は前期高齢者になりました。（発言する者あり）ありがとうございます。目のほうも、老眼鏡を入れないと見えなくなりました。足のほうも大分鈍ってまいりました。しかし、1番バッターに選ばれた以上は、何とか塁に出たいと思います。2番、3番、4番、強力な打者が控えておりますので、何とかしてホームに帰りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

弥生3月は、卒業、旅立ちのシーズンでもあります。1日には我が母校、屋久島高校の卒業式があり、68名の若者が新しい旅路に向かって、元気よく学び舎を巣立っていきました。昨年に続いての新型コロナウイルス感染拡大の影響で、卒業式は縮小され、若干の寂しさを感じましたが、卒業生の前途に全力をもってエールを送りたいと思います。そして、町内で拡散してやまない新型コロナウイルス感染拡大の収束と、今、現実目の前で起きているロシア軍のウクライナ侵攻が一日も早く終わることと、ウクライナの平和と安定を心から願います。そして、私も一議員として脚下照顧、町民の願い、声を町政に反映させていくべき精進してまいりたいと思います。

以下、通告に従いまして、荒木町長、塩川教育長に質問をさせていただきます。

まず始めに、一湊中学校の校舎の現状はどのようになっているのか伺う前に、今までの経緯を若干説明をいたします。

一湊中学校は、平成25年4月に中央中学校と統合し、早くもこの4月で9年目を迎えます。学校跡地施設、校舎とトイレは、菌床でキクラゲやシイタケの栽培をしている株

株式会社農業法人屋久島の杜のめぐみに、平成28年8月の12日から平成30年3月31日まで無償で貸付けをし、その後、令和元年4月の1日から令和6年3月の31日まで5年間、賃貸契約で貸付けをし、現在に至っております。

しかし、ここ一、二年は施設は閉鎖されており、施設の周りは草ぼうぼう、産廃ごみは散乱し、見る影もありません。一湊区民の方々も、この会社は一体どうなっているのかと大変心配をしております。一湊中学校跡地利活用は一湊地区の活性化の中核をなすもので、一湊区民の希望の地でもあります。寂れていく学校跡地を見るのは大変忍び難いですが、現状と今後の展望についてお尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。高橋義友議員の御質問にお答えをします。

旧一湊中学校校舎は、中学校統合に伴い閉校となった跡地施設を、地域活性化に貢献できる事業者へ貸し付けることで、跡地施設の有効利用と地域振興に資することを目的に、利活用事業者の公募、選定を行った結果、菌床シイタケ、白キクラゲ栽培による町おこし事業を提案した株式会社DFCと平成27年4月1日に貸付契約を締結したもので、その後、運営会社の株式会社農業法人屋久島の杜のめぐみが設立をされ、同法人と平成28年8月26日に改めて貸付契約を締結し、現在まで契約の更新がなされています。

事業の現状としましては、コロナ禍以前までは、島内への販売実績を上げてきており、さらなる販路拡大に向けて増産に取り組むとして、平成29年、30年度は雇用人数も社員・パート合わせて7名程度あったとしていますが、コロナ禍での外食産業等の支障によって売上げが低迷し、現在は、シイタケ等の生産はできていない状況であると聞いております。

また、建物自体の維持管理の状況としましては、外部、内部ともに清掃や整理整頓が行き届いているという状況にはないことから、これまで複数回、担当課より清掃等の指導を重ねてきており、昨年11月には町議会決算審査特別委員会の現地調査において、委員の皆様からも管理者へ直接御指導をいただいたと伺っております。

なお、今月中旬以降、不要物の持ち出しを行う予定と事業者から回答があり、まずは、旧テニスコート周辺から始めるということでありました。

○11番（高橋義友君）

ちょうど今ここ一年、その会社が営業をしてないちゅうことは、コロナによることで営業してないんですか。どうなんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

先程も答弁したように、30年ぐらいまではかなり増産傾向にありまして、その後、コ

ロナで販路が全て絶たれたということから、今作っても売れないという現状で、教室の中もそのままの状態、放置した状態になっております。

○11番（高橋義友君）

ですから、今、コロナの影響でそうなってるのかって聞いてるんですよ。

○政策推進課長（三角謙二君）

事業者側としては、コロナの影響でありますので、コロナが収束したら、即時生産を始めたいという考えを持ってるということで確認はしました。

○11番（高橋義友君）

今の説明を聞きますと、コロナの影響で一応当分の間は営業してないと。コロナがやめれば、また営業は再開するちゅう解釈でよろしいんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

会社側としまして、現在1名は常時雇用しております、実際には勤務体系にはないんですが、コロナ収束後には、そういう形でまた事業展開をしたいということで、職員もそのまま1名常時雇用をしているようであります。

○11番（高橋義友君）

今、事情を聞きますと、大変苦しいような答弁ですけども、この会社は新型コロナウイルス感染症経済対策事業で、町内事業者支援給付金を受けられていますか。どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

そこについては、ちょっと私のほうでは把握しておりません。

○11番（高橋義友君）

コロナの影響でそういう事業者が休業しておれば、当然こういう新型コロナウイルス感染症の経済対策の事業で、支援給付金を受けられるんじゃないんですか。そこ辺りの御指導とか、そういうのは全然なされてないんですか。どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

実態として、今、会社の体をなしていないというような状況でありますので、町としましては、このまま継続されるんですかという話はずっとしてきております。今も家賃が年額120万円ありまして、この120万円が滞納されると、町としても非常に大きな影響が出るということで、相談はしてるんですが、本人たちは今後継続したいということでありまして、昨年度も事業はしておりませんが、120万円一部滞納がありましたけど、完納していただいて、今年度分についても、出納閉鎖までにはきっちりと納めて事業継承をしたいという確認が取れておりますので、町としてはそういう形で考えているところです。

○11番（高橋義友君）

要するに、今の課長の答弁では、会社の体はなしていないと、そういうことですよ、今のところ。でも、貸付け賃貸料は今のところ入ってきていると。令和6年までが契約期間ですから、賃貸料が入ってきておれば、ずっと継続はしていけるんですけども、そういうことですよ。

○政策推進課長（三角謙二君）

本人たちが事業継承をしたいと意思が明確にありますので、家賃の滞納があるようであれば、町からもう一度問いかけることがあると思うんですが、現状では、やはり本人たちの意思はあるというふうに確認ができております。

○11番（高橋義友君）

我々としても、誘致した以上は、やっぱり成功してほしいし、エールを送りたいのはやまやまです。でも、やっぱり会社として、やっぱり周りの美化環境、そういうのもやっぱりしていただかないと、周りは草の生え放題、そして、あれは産廃ごみですか、周りに置いているのは。そこ辺りの指導はどうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

再三御指摘がありましたので、町としましても、再三屋久島に常駐しています職員のほうに問いかけてきましたが、反応がなかったことから、鹿児島の方にいる株主の1名のほうに相談しまして、ごみ処理の対応等を相談したところであります。今のところ3月の20日から22日の3日間にかけて、重機、トラック等を借り上げまして、おおむね体育館周辺にある産業廃棄物と思われるものについて、まずきっちりと処理してもらうように、今、指導をしているところであります。

○11番（高橋義友君）

産廃ごみじゃなくて、産業廃棄物と思われる……。担当課ですよ。どっちですか。あれは産業廃棄物じゃないですか。普通のごみですか。どっちですか、あれは。

○政策推進課長（三角謙二君）

産業廃棄物だと思っております。ただ、本人たちは、体育館の横のテニスは借地に入っております、一時的に置いてるという表現もありますので、適正な処理をしてくださいというふうに指導をしてるところです。

○11番（高橋義友君）

一時的に置いているとはなんとも言いませぬけれども、再三再四にわたって私たちも委員会の中でそういうごみの撤去とか、色んなことを指摘していますよね。ここ一、二年ずっと言い続けてきたんですけども、やっと今月の20日から23日にかけてやるということですので、一歩は前進したかなとは思っております。今後はそういう不法投棄のないように、やっぱり貸付人として、しっかりとそこ辺りは注意をして、注視していただきたいと思っております。

コロナということで、事情はよく理解できました。コロナ関連が収束をし、一日でも早く会社が再開できますことを願ひまして、この1点目は終わりたいと思います。

続きまして、学校トイレについて伺います。

このトイレも、校舎と一緒に農業法人屋久島の杜のめぐみに貸付けしております。面積は44m²、鉄筋コンクリート平屋建てで、今でも立派に使えるトイレの状態です。

しかし、ここ一、二年、トイレとしては全然使用はされていなくて、トイレの中は倉庫代わり、物置代わりになっております。これまでも幾度となく決算審査委員会等で担当課に改善をお願いしてきましたが、一向に改善が見られません。施設の貸付人として、これでいいのでしょうか。校庭では、高齢者の方々が毎日のほうにグラウンドゴルフをして余暇を楽しんでおりますが、トイレは使用できません。このままあと半年、1年、何もしないで放っておくと、きっと不具合が出てきて、使用不能になっていくと思います。もったいないですよ、物すごく、このトイレは。町が管理して、公衆用トイレとして町民に使用してもらうことはできないのでしょうか。高齢者の方々の切実な願いでもあります。町長、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

トイレは、旧校舎と渡り廊下で接続をする御質問のトイレにつきましては、旧校舎とともに貸付け物件に含んでおり、契約をしております。相手方とは、校庭等を利用する地域住民に開放するという取り決めをしております。

なお、維持管理についても相手方が行うものとしていますが、さきに申し上げたとおり、整理整頓が行き届いていないこともあり、地域の方々に御不便をおかけしている状況で、これらも改善を図るよう指導をしているところであります。

今後の利活用についてであります。旧校舎内部にトイレがないことから、事業者が安心して利用できるよう、旧校舎とトイレは一体として貸付け対象にすべきであり、町が公共用に供する行政財産として積極的に公費を充てて維持管理を行うべきものではないというふうに考えておりますので、今後もこれまでどおり地域住民の方々に開放をしながら、貸付け事業に寄与してまいりたいというふうに思っております。

先日、一湊中学校に行つてまいりました。あの地は私にとつても非常に思い出深い学校の跡で、私は中学時代、高橋議員ほど足は速くありませんでしたが、一湊で記録会というのがありまして、開校をした当初、最初の記録会、あれ持ち回りでずっとやって、たまたま一湊であつて、そこに選手として選ばれて行きました。できたばかりで、開会式の前に全員でグラウンドの石拾いをした覚えがあります。石を拾つて、それから陸上記録会をしたという、そういう思い出の地でもありましたので、行つてまいりました。確かに言われるように、先日も行つたんですけど、その前、昨年も行つておりまして、非常にあのビニール袋みたいなのがいっぱい散乱をして、これは早急に片づけさせな

さいという指示もしてあるんです。昨日行ったら、トンバッグが5つありました。校舎の側に3つ、たしか体育館側に2つ、それを一部入れたのか知りませんが、そういうトンバッグが今あるような状況でございました。

トイレも行きました。もうトイレというような体をなしてません。議員が言うように物置代わりになって、もう使える便器も恐らくあれ何基、もうトイレのドアも壊れてるような状況、そういう状況でございました。

ですから、先程も言いましたけれども、その会社が継続してやるのであれば、そこら辺も含めて、今後指導をしていきたいというふうに思います。

○11番（高橋義友君）

このトイレの件にしても、課長、決算委員会の中でも再三指摘しておりましたよね。トイレの入り口を塞がないでくださいとか、トイレの周りにそういう産業廃棄物を置かないでくださいとか、再三指摘しているのにかわらず、ずっと同じ状態が続いてるんですよ。やっぱり貸付人として、やっぱりそこ辺りはちょっと厳しい指導が必要なんじゃないんですか。どうですか。今でももうトイレなんか全然使える状況にはないですよ。

○政策推進課長（三角謙二君）

これまでも再三指導はしてまいりました。ただ、この2年間、実際にあそこで業がなされてないことから、屋久島に常駐している社員がほぼ一湊に出向いていないという状況が続いておまして、ですので、出勤の実態がないものですから、トイレを使うこともなく、もう今、物置状態に放置になってます。

ただ、それ以前の常駐してた社員がいるときには、やはりきっちりと管理がなされた部分もありましたので、今、常駐してる職員の在り方も問題があると思っておりますので、そこについても株主のほうに今、相談をして、しっかりと指導をするようにということで、厳しくお願いをしてるところであります。

○11番（高橋義友君）

これは、トイレも校舎も賃貸契約の中に入ってますからね。このトイレも入ってますからね。それで、外でやっぱり高齢者の方々が盛んにグラウンドを利用してるんですよ。高齢者は、ですから、トイレに行きたくても、今のところトイレに行けるような状態じゃないんですよ、このトイレが。ですから、そこ辺りやっぱり早急に町のほうでも、やっぱり地域の人たちが使えるように、そこ辺り会社と話しながら、まあ町長の話では、地域に使えるということを話しました、これは当然のことと思いますよ。早急にやっぱり会社に言って、手を入れてもらって、地域の方々も自由に使えるようなトイレにしたいと思いますが、できれば公衆用に、トイレにさせていただくのが一番いいんですけども、町長は公衆用にするのはちょっと厳しいちゅうことですから、せめていつでも町民の方が使えるような状態にしてほしいんですが、どうですか、そこ辺りは。

○政策推進課長（三角謙二君）

先程町長の答弁の中でフレコンバッグのお話がありましたが、実は、あれは町が見本としてというか、こういう形で適正に処理をしてくださいと指導をするために、今、一部置いたところでありまして、あと、そういう産業廃棄物に係る処理の在り方について、事業者等も紹介しておりまして、今度3月の20日に来られる際には、きっちりその部分も職員が出向いて、協議しながら処理をしていくというような手順になっておりまして、トイレのところについては、電話をすれば、ちゃちゃっと草刈りをするとか、今そういう程度になっていますので、そこも含めて3月の20日に、そのときには区長さんも交えて、来ていただいて話をしようという形で今、進めておりますので、そういう形でさせていただきますと思っています。

○11番（高橋義友君）

ぜひとも区の方も交えて、そこ辺の話をしてもらいたいと思います。そして、やっぱり区民の方が自由に使えるような、やっぱり安心して使えるトイレにしてほしいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の質問に入ります。

体育館について伺います。

令和元年第4回定例会でも同じ質問をしております。そのときに、事業計画において、令和4年に解体計画してるという答弁をいただいております。そして、令和3年度の当初予算に、旧一湊中体育館解体設計委託料として360万円計上しております。今年度当初予算に旧一湊中室内運動場解体工事請負費として2,700万円の予算が計上されておりますが、今後の計画と跡地利用についてどのような考えを持っているのかお伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

所信でも述べましたが、解体をすることは、もう来年度解体をします。旧一湊中学校体育館は、昭和47年建設の鉄筋構造平屋建てで、延べ面積600m²の建物で、建設から49年が経過をしており、閉校後、複数回、地域行事等に使用されておりますが、台風被害で屋根防水がめくれるなどし、老朽化が著しいことから、令和4年度の取り壊しに向けて、今定例会に解体工事に係る経費を予算計上をしております。

工事スケジュールとしては、工事中の安全管理の面から、台風の襲来が落ち着く11月頃に着工をし、令和5年2月頃の工事完了を予定をしております。

跡地利用については、まず安全上、衛生上、支障のある建物の撤去を優先していることから、現在のところ具体的な跡地利用の計画はございません。隣接するテニスコート

は貸付地となっており、体育館跡地単独では利用方法が限られることから、旧校庭部分も含めた一体的な利用について議論を深める必要があります。いずれにせよ、既存の学校施設等の老朽化対策など優先すべき課題が山積する中、本町の財政状況を鑑みれば、跡地利用については、公費負担の少ない地域や民間活力を活用できるような方策が望ましいのではないかとこのように考えております。

○11番（高橋義友君）

今年度解体していただけるということで、一歩も二歩も前進した回答をいただいております。まずこれに対しては、大変お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、この跡地利用については、やっぱりグラウンドと、この後、グラウンドの質問をするんですけども、グラウンドと一体化したやっぱり流れの中でやっぱり持って行ってほしいということで、これは、またグラウンドの中で跡地利用については検討をしていきたいと思っております。

2月の17日だったですか、役場の方が見えられて、体育館の周りを、あれ何、ウンボですか。あれできれいにして、きれいに清掃してもらっておりましたですね。その中でやっぱり出てきたごみをフレコンバッグに、1トンのフレコンバッグに入れて、あそこに置いている、あれはそういうことですね。

○政策推進課長（三角謙二君）

令和4年度の体育館を取り壊すに当たり、具体的な設計の中での位置図等が必要になったことから、支障木等の作業をしたところ、そういうフレコンバッグに入れるようなものが出てきたもんですから、一部そういう形で対応をしたところであります。

○11番（高橋義友君）

そのフレコンバッグに入っているのは、多分産業ごみだと私は思っておるんですけども、それは町のほうで処分するんですか。それとも、23日に一緒に会社の方が見えて、そのときに改めてまた、そこきれいに清掃して工事をするんですか。どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

町のほうは指導のみという形で、実質のものにつきましては、会社側の費用で処理していただくというふうに考えております。

○11番（高橋義友君）

了解しました。

それでは、次の質問に入ります。

校庭の今後の計画と利活用について伺います。

この件についても令和元年の第4回議会定例会の一般質問をしておりますが、なかなか進展がないので、再度質問をいたします。内容は以下のとおりです。

一湊区から平成24年12月1日提出の一湊中学校の跡地利用に関する要望書に、校庭の利活用に関しては、運動施設と公園を組み合わせた町民・区民の憩いの場としての整備を検討してくださいという要望書を、もう10年前に出しております。ここで読み上げてもいいんですけども、なんせ時間がありませんので、読み上げはしませんけれども。また、平成26年の2月の20日には、一湊中学校の跡地利用に関する陳情書を議会にも提出し、平成26年3月20日に陳情第2号として採択もされております。

そして、令和元年の第4回議会定例会での私の一般質問は、廃校後の一湊中学校の体育館・校庭の利活用を示してくださいという質問をしております。内容は、大まかに次のとおりです。町長は、前回の町長選挙の公約として、多彩な集落の特性を基礎にした集落自治の活性化を支援しますと言っております。

そこで、一湊区の活性化の一端として、スポーツによる地域間交流を考えたときに、拠点になるのが、旧一湊中学校の校庭敷地であります。この広大な土地を利用しないほうがおかしいのではないのでしょうか。6年間眠ったままの校庭、もう今では9年ですよ。もうそろそろ目を覚まして、区民・町民が利用できる施設を造ろうではありませんか。町長、新しい施設を造るのではないんです。今ある施設、校庭に芝生を引いてもらうだけで、皆さんが待ち望んでいるすばらしい多目的公園に変身するんですよ。宮之浦から栗生間には様々な運動施設が整備されていますが、志戸子から永田までに人が集まるスポーツ施設があるのでしょうか。均衡するまちづくりをするのであれば、一湊地区にも多目的公園とか運動施設があってもいいのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうかということ、令和元年第4回定例会で質問しております。

この質問に対しまして、町長は、「現時点では運動場を他の用途に使用する計画はございませんので、引き続き地域へ開放し、これまでどおり活用していただくと同時に、集落の意見を伺いながら、今後の利活用について検討してまいります」と、10月の議会では答弁をしております。

そこで、令和元年12月議会第4回定例議会での私の一般質問での町長の答弁に対し、一湊区では12月区議会の中で再度校庭の利活用について話し合い、運動施設、芝張りの多目的グラウンドで利用していきましようとして再度結論を得たところでございます。

そして、令和元年12月の23日、2回目の要望書を町に提出しております。読み上げます。

「貴殿におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素より一湊地区活性化事業をはじめ、区政面につきましては確実な御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、一湊中学校は統廃合になって6年が経過しましたが、今まで校庭の大部分が利用されずに、雑草が生え、現在に至っております。

そこで、一湊区では、12月区議会の中で再度校庭の利活用について話し合い、運動施設、芝張りの多目的グラウンドとして利活用していこうという結論を得ました。

町財政の厳しい折、他事業との調整等、難しい面も理解できますが、どうか一湊区民の思いを御理解していただき、一日も早く校庭を整備していただけるよう御高配を賜りたくお願いします」。そういうことで陳情をいたしております。

そして、初めてこの要望に対して、回答を町からいただいております。読みます。旧一湊中学校校庭の利活用に関する要望について、回答です、回答。

「令和元年12月23日付で要望のありました一湊中学校校庭の利活用に関しまして、回答します。

まず、旧一湊中学校校庭の利活用については、本町としても、これまでの経緯を含め、前向きに進めていかなければならないと考えております。ただし、整備について予算を伴うことや、今回要望されている運動施設、芝張りの多目的グラウンドの規模や計画を検討する必要があることから、早急な対応は困難であります。

また、何よりも多くの住民意見を反映した施設として、整備後の管理体制や運営方法についても十分に協議が必要であることから、本町と一湊区及び利用団体を含めた検討から始めていきたいと思っております。

よって、今回の要望については、本年度中に検討を重ね、本年度中つったら、令和2年ちゅうことですよ。本年度中に検討を重ね、整備に必要な事項や整備後の事柄について決定し、令和3年度の事業実施を目標として進めていきます」という回答をいただいております。

この回答をいただいたのが令和……。その後、令和2年度に一湊区とどのような話し合いを持ち、そして、令和3年度、事業を開始する旨の回答をいただいておりますが、このことについて御説明をお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和元年12月に要望が出たことは、私も存じております。協議を内部で検討はやってまいりました。ですが、一湊区が、まあ議員が質問をされて、その後、そのグラウンドのことと、そのほかに、一湊区として漁民センターの改修、それと、矢筈嶽公園の整備、トイレ、そういうことがその後、同時ぐらいに出てきて、それはどっちを先にやるんですかみたいな話をしました。そしたら、漁民センターのことを使いたいということも、それはなかなか補助事業が見つからずに、それも何とか、あそこももう物を入れて倉庫みたいになってますから、指定管理者を変えてやる方法を今、模索をしております。

それと、矢筈嶽に観光客が行くんで、もともとアスレチックがあったあその整備を

やりたいということで、グラウンドの芝の話よりも、そっちのほうのが主力っていうか、一湊区から要望とか陳情を受けてきたのは、最近はそのほうが多かったということで、それはそれで一湊区とも協議をしながら、そういう整備、トイレの整備、矢筈嶽の散策道の整備、そういうことをやってきたところです。

ですから、ここに来て体育館も解体もします。今、3年度までにはということでしたが、解体をして一体的にあそこをどうするか。今現在でもグラウンドゴルフはやられてると思いますけれども、言うことは、芝が張って、芝の上でやりたいというのが実情だと思いますよ。確かに、だけど、グラウンドゴルフも必ず芝の張ってるところばかりでやってるわけじゃなくて、張ってないところでもやってたりするところもありますよ。前は、前行ったときに、志戸子のソフトボール場でもグラウンドゴルフ何人かいて、してた光景を見たこともあります。ですから、今言うように、あそこを、体育館を壊して、グラウンドと一体的に、じゃあ、どうやって造るかちゅうのは、もう一遍ですが、あそこも今、芝が生えてる川沿いの部分っていうのは、かなり湿気がありまして、水たまりが、水たまりというか、水はけが悪い状況の、だから、土壌改良等もしなければいけないのかなという思いもありますから、またそういう要望事案にできるだけ応えてはいきたいと思いますが、色々財政状況等もありますし、各集落で色んなことを、要望・陳情も受けておりますから、そこら辺も含めて、今後前向きに検討はしていきたいというふうには思います。

○11番（高橋義友君）

それが何で私がこれをこんなに言うかといいますと、一湊でやる分は一湊中学校、我々一湊地区内でやるのは、一湊中学校のあそのグラウンドで十分ですよ、土の中でも。でも、大きいもうちょっと大会をして、人流を一湊の方向に、永田の方向に流そうと思ったら、もうちょっとグラウンドを大きくして、芝を植えて、人が来るようにしないと、人流を一湊の方に持ってこないで、一湊の活性化じゃないんですよ。今までと一緒にじゃないですか、このまま今、使って行ったら。もう一湊の高齢者の人が使う分には大丈夫ですよ、あんなだけのスペースがあれば。でも、私たちは屋久島町の大きい大会とかそういうのを、大会を一湊で開くようになれば、一湊にも人が来るし、その近郊も人が流れていきますから、活性化につながるんじゃないかと言うて、それで私は質問を、ここを言ってるんですよ。土と芝とは違いますよ、町長、グラウンドは。憩いの森なんか見てくださいよ。芝生植えて、桜の木を植えてるから、人がたくさん来るんですよ。あそこが土のグラウンドだけだったら、人が来ますか。

町長、霧島の横川町の丸岡公園に行ったことありますか。丸岡公園。ないですか。ここは、来年の鹿児島国体のグラウンドゴルフの会場ですよ。ここでしょっちゅう鹿児島の大会が、その霧島の丸岡公園で行われております。そこはもう単に山ですよ、山。

山を切り開いて、芝生植えてるだけです。それで、周りに桜の木を植えてる。そんなだけでも人が集まってくるんですよ。芝生というのは、そんなだけ人を集める私は力があると思ってますよ。だから、芝生を植えたグラウンドが欲しい、欲しいと言ってるのは、そこにあるんですよ。

訴え続けてきて9年、もう来年で10年になりますけども、そこ辺りが理解してもらえなければ残念ですけどもね。予算的にもそんなにかかるものですか、今ある校庭に芝生を植えて、ちょっと拡張するだけで。私は物すごいいい施設ができると思いますよ。建物じゃないんですよ、建物じゃ。芝生ですよ。町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

私はグラウンドゴルフをやらないんで、よく分かりませんが、先般も言われました。土の上でやってる人たちから、町長、ここに芝を張ってくれてと言われて、やっぱり芝でやるのは、それはそうなのでしょう。今言うように、小瀬田の中学校跡のグラウンドに行ったことありますが、芝をきれいに管理をしますよ、グラウンドゴルフ。あの人たちに聞いたら、もう自分たちで芝の管理をして、芝刈りから何から、周りのトイレから、全部そのクラブの人たちが自分たちでやって、そして、使ってるということを伺って、ありがたい話だなんて実際思いました。そして、芝を張って、まあこれから、じゃあ、芝を張ります。じゃあ、今どこでもそうですけれども、それに限らず、造ります、やります、じゃあ、後の維持管理はどうするのか。それも町がやるのかと。そしたら、ずっとこれは継続的に金もかかっていく。じゃあ、半ボランティア的にその維持の管理は、例えば、今、グラウンドゴルフの話ですから、グラウンドゴルフの芝張ります。じゃあ、芝刈りはどうするんですか。それも町がやるんですか。維持管理やるんですかと。そういうような小瀬田みたいに、じゃあ、自分たちで芝の管理はやりますというような方法でないと、まあトイレも今ずっと造っていきますけど、造ってくれ、造ってくれと要望があって、造っていきます。じゃあ、あと、維持管理はどこがするのっていう話もいっぱいあります。ですから、もう一つ今そこに踏み込めなかったというのは、体育館もあったり、そういうことを壊しますから、再度、私は造らないとは言ってないわけで、仕切り直して、もう一遍そういう細かいところまで一湊区、あるいは、グラウンドゴルフの協会の人たちとちょっと詰めた話をさせていただく時間をもう少しだけないでしょうか。

○11番（高橋義友君）

分かりました。その時間は、どのくらいまでいただければいいですか。前向きな答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

私の任期はあと1年半ですから、それまでには何らかの方向性を示せばいいなとい

うふうに思っております。

○11番（高橋義友君）

ちょっとは前向きな答弁をいただいたのかなとは思いますが、私はまたこれを持ち帰って、区の人たちにどんな説明をしていけばいいのか、ちょっと判断に迷っているところがございますけども、義友、わあ、ちょっと突っ込みが足りないのは、いつもこれで私ですよ。もうちょっとちゃんとせんかい、本当怒られるのは私ですよ。もう卒業生の方からも怒られるし、今の一湊中学校の状況を見て、義友、何しちょっとかい、もうちょっとちゃんとせんかいと、もう再三再四お叱りを受けております。まあ私が叱りを受けるのもいいんですよ。そういうことであれば、町長、なるべく一日でも早く、そういうやっぱり一湊区の要望を聞いていただけるよう、再三再四お願いしておきます。よろしく願います。

時間も迫ってきましたので、次の質問に入ります。

社会体育施設の整備について伺います。

教育長、志戸子ソフトボール場のフェンスとバックネットの補修について、いかがお考えですか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

高橋義友議員の社会体育施設の整備、特に志戸子ソフトボール場のフェンスとバックネットの補修についての御質問にお答えいたします。

まず、御質問をいただきまして、志戸子ソフトボール場、志戸子グラウンドについて、私もちょっと調べてみました。通称志戸子グラウンドは、昭和55年、56年頃、農村地域定住促進対策事業という事業を活用し、農村での定住促進を図り、地域住民の交流と健康増進を推進するために、主にソフトボール競技に対応できる施設として、グラウンド、ベンチ、バックネット、防球フェンス、照明施設とともに、3 墨側倉庫及びトイレを併せて整備をしました。昭和の後期から平成中期にかけて盛んに利用されておまして、旧上屋久町のソフトボール連盟のリーグ戦やスポーツ少年団のソフトボール競技大会、5年ごとに開催されました県体の、県民体育大会の熊毛地区大会のソフトボール競技会場などとして活用されてきておるようでございます。また、競技スポーツ以外でも、地元の志戸子区民の区民運動会の会場として、町民体育大会の練習の場として、またあるいは、毎日の周回ウォーキングやジョギングであったりと、区民を中心に使用をされてきたと聞いております。

平成19年の両町合併後には、合併に伴う新町ソフトボール連盟によるリーグ再編と活動の場が南部地区へ移転したことにより、ソフトボール競技での活用がなくなりまして、

現在では、高齢者向けのグラウンドゴルフへ主体を移して、活用が図られていると聞いております。

前置きが長くなりましたが、バックネット、防球フェンスの現状としましては、全体的に経年劣化によるさびの腐食が見られまして、柱の折れ曲がりや断裂、基礎部分の破損、金網の部分の腐食による離脱などが多く見られており、フェンスの欠損も3塁側の末端において1か所確認されております。

ソフトボール競技を行っていない現状におきましては、直ちにその全面補修を計画することは考えておりませんが、志戸子区と協議をし、区民の利用やグラウンドゴルフ等の利用等において、経年劣化で危険と判断される部分の撤去であり、もしくは修繕なり、それらを図りながら、年次計画的に撤去、改修計画を作成する必要があると考えております。

○11番（高橋義友君）

今のお話聞きますと、補修はしないちゅうことですよ、はっきり言って、今の段階では。現場に行ってみられました、教育長。現場に行ってみられたのであれば、このトイレの施設は補修しなくて大丈夫ですか。格好悪くないですか。バックネットについて壊れてますよ。完全に体をなしてないですよ。それでも補修できないと、その理由は何ですか。

○教育長（塩川文博君）

おっしゃるとおり、確かにあのままではどうしようもないと思います。ただ、先程申しましたように、ソフトボールとしての利用が今のところないというところであれば、バックネットを含めた全面改修というよりは、とりあえず最も危険な箇所を順次確認をしながら、補修していくことは考えております。

○11番（高橋義友君）

あそこは志戸子ソフトボール球場ですよ。条例でもちゃんとうたってますよね。うたってますね。何になってますか。どう。

○社会教育課長（計屋正人君）

志戸子グラウンドですが、正式には、屋久島町緑地等利用健康増進施設と申し上げます。

以上でございます。

○11番（高橋義友君）

それでは、私の勘違いかも分かりません。私は、あそこは志戸子ソフトボール球場ちゅうことで頭の中に今でもあります。私も後でもう一回調べてみます。要するに、はっきり言って、今言うように、ソフトボールとしては、近年は、恐らく利用が少なくなっているのは事実でございます。しかし、バックネットをしている以上、形態をなしてる

以上は、やっぱりぴしゃっとしたのを造ってもらう、最低限でもいいですよ。穴が開いてないのを造ってもらえばですね。何でかっていうと、事故が遭ったりもしたら大変ですよ。教育長が見て、補修は要らねえと言われたら、じゃあ、それでも結構です。しかし、今後は、地元の志戸子区と話をして、いい方向にグラウンドが利用されることを願っております。

次の質問に入ります。

宮之浦陸上競技場の階段に手すりを設置できないか伺います。これはもう課長は分かっていると思いますので、詳細言いません。どうぞ。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

宮之浦陸上競技場の階段の手すり設置についてお答えいたします。

宮之浦陸上競技場内のトイレの右側からホームストレート側、メインスタンドに通じる通路に、5段のコンクリート階段が設置されております。幅250cm、高低差112cmほどとなっておりますが、トラックフィールド側に転落防止フェンスの基礎壁があります。何よりも屋外広場等の扱いとなりますので、特に手すりの必要性は感じていないところでございました。

しかし、屋内施設における階段と手すりの基準を参考にいたしますと、基礎壁の反対側に議員御指摘の手すりがあると、より安全性が高まるものと考えました。

現場としましては、スタンド上面の樹木エリアは木の根っこやこぶし大の石が転がっていることから、特に高齢者の立入りは好ましくないと考えておりますけれども、本町は公共施設の年次的なバリアフリー整備の検討を施策に掲げており、公共施設のバリアフリー化を推進することとしておりますので、再度現場を点検いたしまして、点検結果を基に協議、対応をいたしたいと思っております。

○11番（高橋義友君）

再度協議をしますちゅうことですけども、実際に現場見てどうなんですか。あそこは危険じゃないんですか。私がこう言ってるのは、高齢者の方々から私達からすると階段を上がり下りをするのに危険だから、町に言って、これしてもらえんすかちゅう相談を受けたから、こう言ってるんですよ。あれを見て危険でないと思ったら、しなくていいですよ。私たち危険だと思ってるから、町に言ってるわけですから、その判断を教育長が見て、しなくていいちゅうんだったら、しなくていいですよ。どうですか、そこ辺りは。

○教育長（塩川文博君）

対応いたしたいと思っております。

○11番（高橋義友君）

こういう、教育長、話ですね。そんなに予算的にはかからんですよ。ただ1mのこういう手すりをつけるのに、対応するとかしないとか、考えの範囲内でできることですよ、こんぐらいのことは。高齢者の方が危ないと言ってるわけですから。ただつけてくれるだけで、高齢者も安心して階段上り下りするわけですから、それで僕は十分だと思いますよ。教育長は鹿児島出身ですから、鹿児島なんか行ったら、こんな低い階段でも手すりはたくさんありますよね、真ん中、両サイドに。こんなところにも階段が両サイドにつけてます。もっと優しい、高齢者に優しい施設を造ってください。どうですか。早急に造るやり替える考えありませんか、手すりだけでも。再度答弁をお願いします。

○教育長（塩川文博君）

社会教育施設、社会体育施設、幾つかございますので、それらの中での優先順位等も検討をしながら対応いたします。

○11番（高橋義友君）

最後です。もちろん優先順位があることは知っております。でも、何百万円、何千万円、何億円ちゅう工事じゃないんですよ。手すり1つ造るだけですよ、教育長。それによって高齢者の方の事故防げるんだったら、そんぐらい今日できないですか。そういう考えであれば、それで結構です。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

11時10分から再開をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、相良健一郎君に発言を許します。

○6番（相良健一郎君）

お疲れさまです。6番、相良でございます。1番バッターが粘り腰の1時間を使いましたので、2番バッターとして送ります。ただし、私は初球を送りますので、皆さん、早めに終わるかもしれませんので、よろしく願いいたします。しかし、私、今日3つ出してますけども、三振っていう可能性も十分ございますので、よろしく願いいたします。

先日、ある方に用事があり、電話をかけました。そのとき私、何も思っていなかったん

ですが、昨日、今日の一般文章の答弁書を書くときに、あ、でしたと、誕生日に気づきました。町長、おめでとうございます。まあ幾つになったか分かりませんが、まだまだ健康で頑張ってください。

今日は、本日は3月9日。何の日かお分かりでしょうか。ありがたいの日です。サンキューです。ありがたいという言葉に託して、感謝を伝える日というふうになっております。朝から家内にありがとうと私は言ってきました。それがどういう受け取り方をしたか分かりませんが、とりあえず伝えました。そして、この場に立たしてくださった支援の皆様、この場を借りて心より感謝を申し上げます。いつまでも感謝の気持ちを忘れないようにしたいと思います。

では、通告に従い質問をしたいと思えます。町長の明確な回答を期待しております。決して三振させないでください。よろしく願いいたします。

一つ目、暮らし体験住宅等について。

島内の暮らし体験住宅の建築については、令和2年6月定例会で予算を取り下げた経緯があります。私もその一人ですが、やはり暮らし体験住宅は、現在の4棟より多いほうがいいのではないかと必要性を感じます。

そこで、再度見直しをし、建築する予定はないか。もしあるとすれば、どの地域に建てるかを教えていただければと思えます。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

相良健一郎議員の質問にお答えをします。

結論を申し上げますと、今後建築の予定はありません。170kmぐらいのボールだと思います。御質問にあるように、令和2年6月定例会において、当初で計上をした予算について全額取り下げております。経緯につきましては、私が申し上げるまでもなく、議員が言ったように、3月定例の委員会において、議員を含め複数の委員より、町内の町営住宅、教職員住宅、民間住宅の空き家があるのに、新しい暮らし体験住宅の予算には納得できないとの指摘を受け、所管課で検討を行い、そのような結果となっております。

予定としましては、移住前対策としては、町内において単身者向けの暮らし体験住宅がないことから、単身用3世帯の長屋を暮らし体験住宅5号棟として考えておりましたが、当時の議会での御意見も踏まえて、今後の対応を考えているところです。

現在、移住後の負担軽減対策として、賃貸住宅に住む移住者の方に対し、最初の2年間の家賃について一部補助をすることで、定住及び空き家の解消につなげるように取り組んでいるところであります。

○6番（相良健一郎君）

分かりましたで終わる私でございませぬ。ちょっとお聞きしますけれども、現在の暮らし体験住宅の申込み、何件ぐらいあるのか、そして、屋久島に定住した、何名いるのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、小瀬田、永田、船行、平内、この4棟で、平成27年から暮らし体験住宅のほうを実施をしておるところです。

今のお問合せの申込みの状況ということにつきましては、町営住宅のように事前に申し込んで、待機者が発生するというようなシステムではなく、体験住宅の場合は、4棟の中で退去予定の方がいれば、公募により応募が上がった中で選考によりその方を採用するということしておりますので、今のところ予定としては、船行と平内が今月いっぱいに出る予定ではありますので、今後においてまたさらに公募をかけるという予定でございませぬので、今のところ申込みはないと、今から発生するというような状況であります。

その申込みの内容につきましては、ほとんどが単身者がこれまで多くて、申込みの半数以上は単身者が占めていたこともありまして、現在の体験住宅のほうは3Kが3件、それから3DKが1件という、家族向けの造りになっておりますので、前回の令和2年の予算の中で、単身者向けの長屋の3棟をとという思いで、所管としては上げたところでございます。

議員問合せのその後の状況につきましては、平成27年からの実施で、世帯数22件、人数40名の方に対しまして、転出をされた方が6世帯の14名で、あと、島内に残っているといひますか、転居された方が12世帯の18名ということになっておりますが、この転居をされた方が必ずしも島内に残っているかどうかについては、うちの職権上はちょっと確認ができてないというふうになってますので、その辺については、ちょっと正確にはお答えできないところなんです。

以上です。

○6番（相良健一郎君）

この応募の仕方、退去したらでしたっけ、応募。もう決まってますよね、基本的に。1年しか住めないわけですから、決まってますよね。私、これ2回目の質問、実際なるんですよ。まあちょっと話題は違うんですけど、この質問は違うんですけども。屋久島4倍から5倍あったと記憶してるんですよ、応募者が。今の応募の仕方は、退去するから、そんときの応募になっているということですか。分かりました。

そしたら、私が答弁書書いてきたのと全然変わってくるんで、ちょっと質問を変えます。

実際屋久島に、島内、今、単純に18名残ってるちゅうことですね。この効果をどう考えられるか。課長でもいいですし、町長でも。要するに、残ったっていうことで、成功なのか、失敗なのかって話ですよ、極端に。27年からやって、実際成功と見るか、失敗と見るか。まあ失敗という言い方はおかしいかな。成功と見るか、今後工夫が要るかっていうのを、逆に質問をします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

所管としましては、一応の成果はあったのではないかというふうに思ってます。単身者につきまして、今後、町長の答弁でもありましたように、以前はもう、一度予算については取り下げたところではありますけども、島内の空き家の状況を考える中で、新築については反対をされましたが、今ある住宅を含める中で、住宅の活用についても、今後また検討を、単身者については検討をしていくべきではないかというふうに、その5号棟を含めてですね、考えてます。

○6番（相良健一郎君）

一定の成果は見られたということで、私もそれらについては課長と同じ意見だと思います。亡くなっていく方、また転出されてる方がいるにかかわらず、18名残ってる。まあ少ないか多いかは別として、成果はあったと思います。

そこで、町長、そういう成果があるならば、町長の在職期間中に、やはり1棟でも建築するかと思ひ、予算を計上したならば、私は大きな声で賛成いたしますので、検討事項にさせていただけないでしょうか。この質問については、最後に、町長、答弁お願いします。

○町長（荒木耕治君）

先程も申し上げましたけれども、新築については、今のところ1棟であろうと考えていないというのに変わりありません。ですが、移住をされる方が何を望むかちゅうと、まず住宅、それから仕事です。ですから、本町が移住政策をやっていく以上は、ここは今からもうやっていかなければいけない。ですから、先程担当課長が申し上げたように、今、島内の、この後の質問にも出てきますけれども、島内の住宅状況っていいですか、そういうのも含めて、使える部分は、単身者でもそういう用途で新しく造らなくてもやる方法を、これからはどんどんやって、例えば、もう家が、来て探すというよりか、もうここに何棟かありますよというような状況をつくっていければ、移住政策っていうのはうまくいくのかなというふうに、個人的には今、思ってるところです。

○6番（相良健一郎君）

町長がそういう考えであれば、いいと思います。

この次の質問も関連しますので、引き続きやりたいと思います。

その前に、町長にお聞きしたいことがあるんで、答えていただければいいんですが、

ここ数年、島内において人材不足を感じるか、そしてまた、この町報2月号でしたかな、会計任用職員を募集してました。これについて、募集定員がどれだけあって、どれだけ不足してるかをもし分かってるんでしたら、そちらからお答えいただきたいと思います。とりあえず町長には、ここ数年、島内において人材不足を感じるか、まずお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

もう十分に人材不足というのは、何の業界においてもそうです。ただ、幸い、幸いと言っちゃおかしいですけど、このコロナ禍で2年間お客さんも来ません。そういう中で、ですから、今、これがコロナ禍がなかったら、大変な状況に、逆にサービス産業、あるいは、色んな産業についても繰越しも多いつていう、先日、話も出ましたが、要するに、建設業にしても従業員が足りない。そういうサービス産業にしても、ホテルとか、そういう者も足りない。看護師、漁師、そういう者も全て足りない状況。それはこの島にだけ限ったことじゃなくて、全国の離島でもそういう状況が続いております。ですから、じゃあ、待遇をよくすれば来るのか、住宅をすれば来るのかっていうことは、420ある有人離島の中で、各離島がそういう知恵とそういうものを出して、要するに、少ないところから少ないところに連れてくるみたいなことですから、よっぽどの知恵等を出さないと、なかなか集められないと。そうすれば、じゃあ、外国人労働者に頼るのかということになっていきます。ですが、今、外国人労働者も入ってきません。研修生も入ってきません。そういう中では、非常に苦しいところです。ですから、もうこれも願いですけれども、議員の皆さんも一緒に、やっぱり労働力不足を屋久島町どうしていくのかということも、一緒になってまた知恵を出して、また提案をいただければというふうに思っているところです。

○6番（相良健一郎君）

分かりました。町長も労働者不足というのは認識してるということで、理解してよろしいですね。それを踏まえ、町報での会計任用の募集については、いいです。これは質問を削除します。

それを踏まえて、次の質問に入ります。

現在、町内において介護職や保育職など専門職が不足している。これは町長も認識していると思います。昨日の総括質問においても、専門職も人材がないと回答があったと思います。

そこで、雇用不足を解消するために、町外からの人材を募る必要があると思います。考えますが、そのため、町営住宅の入居条件を緩和し、入居できるように条例等の見直しをすることは、今のところ考えはないかお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

考えは十分にございます。ですが、現在の状況は、建設課では、町営住宅が526戸、単独住宅が52戸を管理しており、町営住宅においては、今後、長寿命化計画に基づき、政策空家となる予定の139戸を用途廃止をした場合、管理戸数は387戸となる見込みです。

町営住宅への入居条件の基本は、低所得者で持ち家がなく、現在住宅に困窮されている者、また、単身者において60歳以上である者であることから、町外からの入居者の条件としては、単身者では60歳以上であること、世帯の総所得額が240万円以下であることが条件となっておりますので、この要件に合えば応募可能となります。

なお、町営住宅の入居条件の条例見直しについては、公営住宅法に基づいて定めていますので、現状においては難しいと思われます。また、単独住宅への入居条件は何ら制限がなく、応募可能となっておりますので、町営住宅の政策空家以外で耐用年数が過ぎている平屋を単独住宅とすることで、応募が可能というふうになると思ひます。

○6番（相良健一郎君）

今、答弁の中で、用途廃止する139戸ありましたが、多分これは課長のほうがいいのかなとは思ひます。139戸のうちに、まあ用途廃止をしますよね。そのときに使える物件が、まあ物件という言い方はおかしいですね、ものがあるのかを、ちょっとここでお聞きしたいと思ひます。

○建設課長（日高一成君）

この139戸、ちょっと戸数で言ってしまったもので、ちょっと申し訳ないと思ひております。139戸の内訳は、宮之浦、安房、春牧、尾之間の平屋の住宅ですね。1棟に5戸から6世帯入っている住宅で、これはもう建築以来、古いもので59年ぐらいたっております。この平屋は耐用年数が30年ですので、もうこの139戸については、もうとてもじゃないけど住めないと、取り壊しが必須ではないのかなと思ひております。

それと、この管理戸数の387戸の中で、これから使えるのではないかとこの住宅が、春牧、野首、尾之間、これが2階建ての準平屋の住宅になっております。これは耐用年数が今45年で、今、実際45年ちょうど経過してあります。来年からはもう政策空家にはなる見込みなんですけど、これはまだ使えます。ですので、これを今、公営住宅ですので、単独住宅に所管替えをするということで、今、議員おっしゃる労働者不足の対応などには可能かとは思ひてあります。

もう一つ付け加えますと、春牧が一応6戸、1棟で6戸ですね。野首も1棟で6戸、尾之間は1棟で2戸。ただ、この中で、現在空いてるのは2戸です。

以上です。

○6番（相良健一郎君）

分かりました。今、建設所管はそんなこといいんですが、ちょっと教育部門の

教職員住宅について、もし今、頭の中で把握してるのであれば、用途廃止する住宅が何戸あるかお聞きしたいと思います。分かんなければいいです。

○教育総務課長（長 美佐子君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、教職員住宅は、町内で122棟あります。現在、教職員の、先生方が使用している教職員住宅が80棟、一般の方に貸し付けている教職員住宅が22棟。122件のうち、空き家が20件あります。そのうち、20件のうちの8棟のほうは老朽化が進み、入居は困難な住宅となっております。

以上です。

○6番（相良健一郎君）

ちゃんと計算したら、8棟使える住宅が残ってるちゅうことですね。その耐用年数が来てるのかどうか。もし来てるのであれば、単独住宅に移行できるのかどうか。どうでしょうか。そこによって回答が変わってくるんで。

○議長（石田尾茂樹君）

相良健一郎君、通告にないですよ。

○6番（相良健一郎君）

ごめんなさい。大変失礼しました。それは、また個人で教育委員会には聞きたいと思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

お願いします。

○6番（相良健一郎君）

そしたら、今、建設課長が回答しましたけれども、町内の使えないことはない、ただし、改修でも工事は費用がかかるということで、町長、雇用対策に対して、どのように今度は住宅を改修していくかというのは、雇用が町外から受け入れるときに、家がなければ住めないと。当然そうですね。それに対して、私はその住宅が緩和できるようにしたいんですが、町長としては、今後、家がなければどうしていく、もちろん民間を借りるでしょうけれども、町長の今の思いでいいんですが、今後どうしていきたいと。私は町営住宅でも緩和したいと思うんですが、町長として今現在どう思われるかをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

緩和できるものは緩和をして、できる限り、まあ先程も言いましたけど、単身者は独居住宅とすることで可能ですから、妻帯者がどうなのかというのがあれば、なかなか難しいところあるかもしれませんが、そういうところは積極的にそういう使えるような方向にしていきたいと。

もう一つ申し上げると、用途廃止をしても、取り壊していかなければいけないというのはたくさんございます。先程言ったように、長屋で4件空いてて、1戸入ってるっていう場面がたくさんあります。ですから、そういう人たちが、だけど、これは低所得者の人たちで、ここを、じゃあ、ほかのところに、じゃあ、例えば、3棟同じように並んでて、1人、2人、1人で入ってて、3つあるわけですよ。じゃあ、この人がここに全部入ってもらえませんかかって言っても、なかなかそれも難しいようなことで、ずっと放置をされていく。これが一つ大きな住宅政策の問題でして、この建設当時、もう60年近いって言いますのは、要するに、その頃の住宅っていうのは、雨露しのげれば入れるという人たちでした。今は、入る側も選ぶんですよ。少しでもきれいな、いい住宅に入りたい。だから、それが本当に困窮者かということですよ、家がない。だけど、もう時代がそういう時代じゃないというのも、一方ではありますよ。そして、今、こっだけ1市3町の中で屋久島町は、合併して一番住宅を持ってるのはうちですよ。もう何倍も持ってますよ。だから、それは整理をしてかなければいけない。

それと、もう一つは、民間がきれいなアパートをどんどん造り出しましたよ、屋久島も。そうすると、やっぱりそこに入りたいというニーズはありますから、この問題も相当本腰入れてやっていかないといけないというふうには考えております。

○6番（相良健一郎君）

ありがとうございます。本当に雇用不足もですし、人口増につながるのは住宅だと思うんで、また本腰を入れて、私たち議会も含めまして頑張っていきたいと思っております。

では、最後の質問に入りたいと思っております。

この質問は、一般質問2回目になります。町長、しつこいと決して思わないでください。

栗生・中間間の町道野平線についてですが、工事完了の時期はいつか。当初の回答では1km、1,600m、16年とお聞きしましたが、現在の完成予定はいつになるか、お聞きしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

この通告を受けると、非常に心苦しく思っております。友人から中間に呼ばれると、顔見るなり、野平線どうなってんのかっていうことを、もう何人の方からもよく言われます。そういうことで、一日も早い完成は望んでおりますけど、現状は、町道野平線については、計画延長は1,600mで、平成30年度より栗生側から工事に着工をし、令和2年度末で未舗装による改良工事が151m完成をし、本年度48mを実施中。199mが完了となるところです。

本路線については、1,000万円の事業費で改良・延長といたしましては、50m程度の施工延長となっており、現在での事業ペースで事業実施をいたしますと、完成までに15年以上かかる見込みとなります。

この事業は、中間・栗生間の県道が災害時で通行不能になった場合の緊急輸送道路、迂回路としての重要な路線としての整備計画であるため、今後、財政状況を考慮しながら、早期完成に向けて努力をしたいというふうに思っております。

○6番（相良健一郎君）

これ2年前の質問なんで、16年、もう2年たってますけど、15年以上ということで、あんまり進んでないなという印象を受けます。

そこで、なぜ工事が進まないのか。もう町長じゃなくていいです。建設課長にお聞きしたいんですが、30年より着手し、今年度末で約200mと回答が今ありましたが、何らかの事情があり工事が進まないのか、土地の買収の件なのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

○建設課長（日高一成君）

栗生側から今200mですね。この区間、今、地形が急峻で、構造物が多いです。ブロック積み等の擁壁がですね。その関係で、今、本年度も48mなんですけど、1,000万円だと、もうこれがぎりぎりです。この今、48mを過ぎますと、中間のほうに来年度からであれば、この48mが倍とはいきませんが、もう80mとか、100mとかいうぐらいにはなっていくと思います。もう切り盛りで工事が進んでいきますので。ですので、今ちょうど一番きつところですね。中間側からも、中間側からの起点から200m区間も、ちょっと河川の切り替えとか構造物が多いところなので、中間側からもちょっと、今度は中間側から入った場合においては、ちょっとこの辺も延長は延びないかなとは思っております。ただ、あとは、事業費の、事業費が少しでも多ければ、結構かなりもう、今15年以上と答弁しましたが、進捗は早くはなると思います。

以上です。

○6番（相良健一郎君）

町長の答弁、分かりました。町長も15年以上というのをどう考えますか。最後にやり取りをやりたいたと思いますので。この15年かかるというのを、町長の気持ちとしてどう思われますかということをお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

いや、これ一日でも早く完成をしたいと。それ事業費1,000万円、これは町の単独ですから、ここを議員の皆さんの御理解を得られれば、また提案をして、少しでも事業費を増やして、一日でも早くやると。それと同時に、県にも要望をずっとしております。なぜこの野平線を言うのかっていうと、要するに、台風時に護岸が低くて、やはり越波

してきて、車が行き来ができないということから、この野平線をというのがそもそもですから、だから、県にもあそこを、県道を何とかできないかということも一緒にやっていくことだというふうに思っております。ですから、先日空港の話もしましたけれども、15年かかるちゅうものを10年で造りますよと。ですから、それはあくまでも目標であって、それよりかも早く進めるっていうのは、それは、行政の仕事はそうだと私は思っております。ですから、それよりも一日でも早く完成には持っていきたいというふうに思っています。

○6番（相良健一郎君）

そうですね。町長のお気持ちも分かりました。私と思いが一緒ですので、ぜひ、財政状況もあろうかと思えます。しかし、人命にも関わることだと考えますので、早期完成を望みます。

最後に、今年度、退職される課長、職員の皆さん、お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、岩川卓誉君に発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

皆さん、お疲れさまです。本日、3番バッターとなりました岩川卓誉でございます。私ルール、野球はあんまりしないもんですから、ルールを間違えて三塁のほうに走っていかないように頑張りたいと思っております。先輩方に続いて頑張ります。よろしくお願ひします。

議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私が本日質問する内容は、大きく分けて津波災害時の避難体制について、もう一つが財政状況の評価と、新型コロナウイルスへの対応策について、この2点でございます。

まず1つ目、津波災害時の避難体制について。

せんだって、1月15日の深夜にトンガの大規模噴火による津波が発生し、屋久島町へも津波注意報が発令されました。皆さんのスマホでもアラームが鳴ったかと思いますが、

このときの対応について、日本全国、防災意識のある自治体とそうでない自治体とで明暗がくっきり分かれたと思います。そして残念ながら、私たちの屋久島町は行政・住民ともに意識の高い防災対応はできなかったと言わざるを得ないでしょう。

私は安房区の消防団に所属しておりますが、16日の零時15分に津波注意報のアラームが鳴ってから、実際に消防団に指示があったのは1時10分頃のことでした。まずはこの1時間ほどの間に、実際にどのようなマニュアルの下、行政の行動が行われたのかを明らかにしたいと思います。

それから、防災無線を鳴らす基準についてです。夜中であったこともあり、防災無線を鳴らすことに躊躇もあったのだと推察をします。難しい判断であったとは思いますが、住民の命を守るためには躊躇なく防災無線を鳴らすべきであったと考えます。

今回の津波はどのような動きをするか、気象庁も正体をつかめなかった前代未聞の空震による津波でした。どういった根拠を基に防災無線を鳴らさない判断をされたのか、この点を伺いたいと思います。

さらに、宮之浦地区では実際に町の体育館に避難した方々もいらっしゃいました。警察も警戒に当たり、宮之浦の消防団も自主的に動いていたようですが、避難先となっている体育館は鍵すら開いていなかったそうです。このようなことになっては、住民が避難しても避難所は開かないという思考になってしまうことも考えられ、次回からの避難行動につながらなくなってしまうおそれがあります。

最後に、今回は津波注意報でした。しかし、これが津波警報であったなら、もっと迅速に行動できたのでしょうか。私はそうは思いません。今回のことを教訓に、行政・町民が一体となって防災意識を向上していくよう、いま一度原点に立ち返って取り組んでいただく必要があると思います。

質問の趣旨は以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川卓誉議員の質問にお答えをします。

警報の場合は迅速にできなかったと議員は今おっしゃいましたけれども、警報の場合はまず迅速に、今回以上の警戒はできたと私は思っております。

1月15日にトンガ諸島の火山噴火に伴い発生した津波では、1月16日午前零時15分に本町に津波注意報が発表されました。注意報の発表を受け、担当課と防災対応方針について協議を行い、深夜であるため防災無線による注意喚起を見送ること、海抜が低い地区の消防団を出動させ警戒をさせること、状況が悪化した場合に即時に対応できるように、津波注意報が解除されるまで情報収集を行うことを指示をし、住民の安全確保に努

めました。

今回の津波では幸いにして人的・物的被害は発生しませんでした。津波注意報の発表が深夜であったため、担当職員の参集や防災対応方針の決定に時間がかかったこと、町民への注意喚起の方法や自主避難者への対応など、様々な面で本町の対応が不十分であったことが町民の皆様の避難行動等に混乱を生じさせる一因になってしまったと認識をしているところです。

本町としましては、今回の津波対応で浮き彫りになった課題や反省点を今後の防災対応に活かせるよう、避難情報や注意喚起の基準や広報マニュアル等の作成、各集落や防災関係機関と連携した防災訓練の実施による避難場所や避難方法等の確認、町報や研修会等を活用し、町民への津波に関する基礎知識や避難の考え方などについて普及啓発を図るなど、町や防災関係機関はもとより、町民や各集落等が発生時に迅速・適切に行動できるように、各種防災対策の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

まず、一点お伺いしたいのが、今回末端の私のような消防団員に指示が来るまで安房の例でいうと1時間ほどかかっていたというわけですけれども、津波発生時の行動マニュアルといったものは行政、消防団、それぞれ、まずあるかどうかということをお伺いいたします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

例えば、今回のように警報が出た場合の行動については、今回は特に携帯電話事業者が発する緊急速報メール、これで、多分12時ですから職員は察知したと、それをもって町長に連絡を取って今後の行動を検討したということでございます。私も行きましたけど、多分そのくらいの時間に役場に着いたんだと思います。役場に出向く前に、それについては対応を検討して役場に向かって行ったというのが事実でございます。

○1番（岩川卓誉君）

そのようなマニュアルになっているということですね。実際そういう津波のアラートが鳴って、職員が役場に来て、それから発生をすると。やはりここが、僕ちょっと今回やっぱり見直すべきじゃなかったかな、見直すべき部分じゃないかなというふうに思っています。注意報だったからいいということもないと思うんですけど、鳴ったらすぐに例えば町長から分遣所なりに連絡をして、防災無線が鳴らせるような仕組みとかそういったことが現状マニュアルとしてあるかどうかということをお聞かせいただければと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

大津波警報及び津波警報が発表されれば、Jアラートが自動的に起動をして防災無線から注意喚起の放送ができます。今回は注意報ということでJアラートは起動しないよ

うに設定をしてございました。ですから、そのことについて注意喚起をどうするか、警戒態勢をどうするかというのは町長と直に話をして決定したということでございます。

マニュアルと言えるのかどうか、職員としての動きとしては、私はこれでよかったんじゃないかというふうに思ってます。

○1番（岩川卓誉君）

今後、先程町長の答弁の中でも研修等行っていきたいということがございましたので、ぜひ注意報の際にもJアラートを鳴らすだとか、今僕が申し上げたような町長から直接指示ができるような体制づくりとか、今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

この注意報発生後の町長の動きについてお伺いしますけれども、どのようなものであったか教えてください。

○町長（荒木耕治君）

自宅待機です。

○1番（岩川卓誉君）

自宅で指示をされていたということだと思います。この点につきましても、町民の命を守る、注意報ではあったけれども、やはり役場のほうにぜひ町長に出てきていただきたいというふうに僕のほうから要望を申し上げておきます。

消防団の警戒行動についてです。先程答弁の中でもありましたけれども、私も川のそばで待機をしておりました。やはりこの津波災害というのが川のそばにいればいるほど危険なものです。空震で気象庁のラジオとかも聴きながら待機してたんですけど、川がすごい引いていました、実際に。そういった報告も役場のほうにも上げてる中で、海を実際に見てきたわけではないので、注意報だからといって来ないとも限らないと。そういった中で、消防団に対する警戒行動として、そういった沿岸部に待機命令ということだったんですけども、そういった指示でよかったというふうにお考えでしょうか。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

それぞれ個人の受け取り方があると思います。私の家の中でいうと、私より先に飛び起きたのは家内でした。地震は常々怖いと言ってます。ですから、今議員が言うように、迅速に、それは一分一秒を争って、ですから例えば各分団に連絡を入れます。分団から議員のところに連絡が来るまでのそのやり取りというものもあると思います、時間がかかったことにはですね。ですから、何でもそういうふうマニュアルを、じゃあ警戒も、要するに何やったかな。（「注意報じゃない」と発言する者あり）あ、注意報も同じように丸々で対応するのはどうかというふうに私は思っております。

○1番（岩川卓誉君）

場合によってそういった対応していくということは十分理解できます。ただ、今回の津波に関しては本当気象庁も正体がつかめなかった津波でしたので、そういった点についてはぜひ御配慮頂けるのがよいかというふうに思います。

次の避難先となっている体育館についてだったんですけども、先程申し上げたように開いてなかったと。緊急時用の開錠方法があると聞いております。今、体育館も番号を打って、パスコード打って開ける方式になってると思うんですけども、そういった開錠方法について、その開錠番号を把握しているというのはどういった方でしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

避難所である宮之浦体育館、安房体育館については、スマートロックで施錠されております。これには、緊急時、災害時用等の開錠番号が設定されているということですので、今後は関係者に周知をして、そういう場合には開錠するようにこちらのほうから指示ができるんじゃないかと思えます。

○1番（岩川卓誉君）

ぜひそのようにお願いしたいと思えます。体育館の近くに住んでいらっしゃる職員の方だったりとか、区の役員については少なくともその緊急解錠番号というの分かってるようになっていただいて、そういったところも、先程から僕マニュアル、マニュアルというふうに申し上げてるのは、そういったところも誰が開けるのかとか、実際何か起きたときにどういう動きをするのかというところを、やはりここでいま一度振り返って決めておく必要があるのかなというふうに考えておりますけれども、町長いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

災害はマニュアルどおりにはいかないという教訓を、私は7年前の口永良部島の噴火で体験をしました。マニュアルどおりに行けば何にもことはないですよ、議員が言うように。ただ、想定外のことが起きてきます。ですから、そのときに為政者として即断即決をできるか。色んな情報を収集をして、今、色んな情報がありますよ。その中で何が正しくて何がおかしいのかということ、情報を処理する能力を持たなければいけないと私は思っております。ですから、今議員が言われるように、今、口永良部の災害は対外的にはすごく評価を受けました。ですが、その中でも反省すべき点は幾つもあります。そういうものをちゃんと経験として蓄積をしていって、噴火とか地震とか大雨とか色んなものでケース・バイ・ケースでやって、一律のマニュアルというのは私はよくないと思います。ですから、地震枠を、火山枠を、津波枠を、台風枠を、というようなものを持ってつくっていかなければいけない。議員が心配されることもそうです。

ですから、私も実際宮之浦で、私は海拔3mに住んでますから、すぐそういう状況は身をもって、自分が津波のときはどこへ避難をするかというのは家族もそうですし親戚もそうですが、みんなそういう話は常日頃しております。ですから、もう警報は特に警

報、注意報のときにどうするかというのはそれは個人で色々判断はありますけど、だから私が後で友人、知人から聞いたのは、宮之浦は近くに行くと、久本寺というお寺のところにお年寄りやら近くの方は行くんですけど、あそこには三、四人の方が自主的に避難をされてきてたと。そして何でサイレンは鳴らなかったのという質問も受けました。

それで、それから大潮だったんですかね、あの日は。一人の友達は、いや磯もん取りに行行って、サイレンも何も鳴らんで、その代わり潮がさあっと引いてまた来るということを2回ぐらい初めて経験をしたと。そして、1人で行ってたらしいです。携帯も何も全部置いて1人で。それ女性の方ですよ、度胸のある方だと思いますけど。そしたら、うちに帰ったらかねて寝てる旦那さんが起きてて、外で待ってた。何事があったのかという、そのときに初めて地震があって津波が来るということを気づいたと。そういう色んなケースもございます。ですから、議員がおっしゃるように、個人によってすごく地震を怖がる人もいます。雷を怖がる人もいる、通常は。だからそういう人たちは色々個人的なものがあると思うでしょうけれども、議員が言われるようにマニュアル、基本的にはそういうことをつくることは大事なことだろうというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

ぜひ、町長は色々時と場合によって厳しい御判断があると思います。そういった形で御判断していただくというのがもう最たるものだと思いますが、我々のような末端の消防団員だったりとか、その中間にいる職員とか、そういった方々に対しては、先程町長もおっしゃいましたけど、屋久島町の防災計画も津波の場合、地震の場合というふうに分かれてつくってありますので、そういった事例ごとにどういうふうに動きましようというようなマニュアルがぜひあってしかるべきだというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問ですけれども、この話題の最後の質問です。

屋久島町の地域防災計画津波編の第4節第5の項目には、津波災害に関する意識啓発としての講演会の開催、地域の会合といった言葉だったりとか、あと津波災害に関する防災訓練といったことも実施していきますということで定められております。先程、町長の答弁の中にもこういった研修会の必要性ということで言っていたところだったんですけども、この点、6月補正でも構いません。ぜひ防災に関する勉強、防災意識の普及に関する予算というものを組んでいただくようなお考えはないか、町長、お伺ひします。

○町長（荒木耕治君）

津波の場合に限って言いますと、本町は26の集落がございます。当然、海拔1mとか二、三mのところから海拔50mのところの集落もあります。ですから、これ一律に津波の訓練をやるってのはなかなか厳しい。各集落によって危機、そういう感じ方も違ふ。

だから今回の津波にしても、要するに高台に住んでるところの集落というのは全くそういう意識とかそういう危機感とかない。そこが屋久島町の非常に難しいところです。ですから、集落ごとに海拔の低いところは、特に北部のほうが多いですけども、そういうところは集落別で訓練をやったりそういうことはやっております。

予算組みをしてということですけども、そうやなくて前回は申し上げましたけれども、やっぱり町民の災害に対する意識の高揚といいますか、こういうときにはこうする、津波のときはこうする、火事のときはこうする、台風のときはこうするというものをするために、まだしてませんけれども、5月の29日を防災の日、本町の防災の日にして、そのときに講習をやるとか、そういう集落に防災無線を通じて呼びかけるとか、そういうことで意識の高揚といいますか、そういうことはやっていきたいというふうに思います。

○1番（岩川卓誉君）

今、町主催でやってる防災訓練とかってないと思ってるんです。ないですよ。各集落で、今町長おっしゃったように実施している、そういった避難訓練等は実施していると思ってます。やはり先程の体育館の例を取りましても、自助・共助もちろん大事なんですけれども、公助としての受け入れる部分がしっかりしていなければ、自助・共助の意識というのは働きにくいというふうに思うですよ。なので、ぜひ町として予算組みをしていただいて、このことについて取り組んでいただければと。備えあれば憂いなしですので、今回のことを教訓に住民の命を守る行政、しっかりと取り組んでいただければというふうに思います。（発言する者あり）防災マップを配布することも分かっています。だけど、防災マップを配るだけというところよりも、しっかりと講習会等、答弁の中でも今、発言の中でもあったように取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に移りたいと思います。2点目の質問です。

新型コロナウイルスがその勢いを止めることなく猛威を振るっております。本町においても200名を優に超える感染があり、最近でもクラスター発生しているような状況です。濃厚接触者等も含めるとPCR検査を受けた町民の数はさらに多いものとなっておりますが、この半ば強制的に受けるPCR検査の費用は本人の負担となっている現状にもあります。

そのような中、鹿児島県内でもまん延防止等重点措置が2回実施されてきています。まん防の感染予防効果は専門家の間でも意見が分かれるところではありますが、ここではその議論は差し控えたいと思います。まん防期間中の特徴として、飲食店に対する営業時間の短縮要請があり、時短に応じた飲食店には協力金が支払われることとなっていることは皆さん御存じであると思っておりますが、飲食店と飲食店以外の業種で不公平感が生

まれている側面がございます。屋久島町においてもそういった感は拭えず、観光客が減少したことに伴い、交通事業者、宿泊事業者、お土産店、その他観光関連サービス業、ひいては農林水産業まで、あらゆる業種がコロナの影響を受けております。

ここで一旦、屋久島町の財政のほうへ目を向けてみます。屋久島町では、合併当初3億円程度であった財政調整基金が令和2年度末で約24億円まで積み立てられております。財政調整基金を幾らまで積み立てなければならないというルールは存在しないと認識しておりますが、平成29年11月に発表されました総務省自治財政局の地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析という資料によりますと、全国の市町村では積立額の考え方について、標準財政規模の一定割合を積み立てるという考え方が最も多く、そのうち標準財政規模の5%以下と答えている自治体が5.3%と、5%から10%と答えている自治体が39.1%、10%から20%と答えている自治体が37.8%となっており、標準財政規模に対して20%程度積み立てておけば財政調整基金の規模としては適切だと考えている自治体が全体の82.2%であるということが分かります。

それでは屋久島町どうなっているかと申しますと、本町の標準財政規模が約60億円ですから、それに対し24億円の財政調整基金というのは約40%もの財政調整基金を積み立てているということになります。私としては、ここまで積み立ててきた財政を評価したいと思います。

しかし一方では、財政調整基金をあまりに積み立てている現状は歓迎できないとも考えています。屋久島町は地方自治体であって民間企業ではありませんから、現金を内部留保するべきではありません。実質単年度収支も合併後14年間で赤字になったのは3回程度で、庁舎の建設時等の特別な年を除いてほとんど黒字経営という状況でございます。

新型コロナウイルスにより町の産業が痛み始めてから3年目に入っています。今このときに町民に還元せず、いつ還元するおつもりなのか。今回の当初予算にも残念ながらそのような予算は皆無でありました。こういった財政状況の中で、町民に寄り添う屋久島町独自のコロナ対策の必要性をどのように考えていらっしゃるか、町長の見解をお伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

本町の財政運営に当たりましては、合併からこれまで厳しい財政状況にあることに鑑み、効果的な事業の厳選とともに、事務事業においては効率性や効果などの観点から歳出削減に努めるなど、予算の効率的な執行に努めてきたところです。

その取組の積み重ねにより、令和2年度決算時点においては地方債残高117億6,148万円、財政調整基金残高24億6,644万5,000円、経常収支比率89.2%となっており、合併時

の平成19年度決算時点と比較をしますと、地方債残高は64億4,729万円の減、財政調整基金残高は21億7,074万6,000円の増、経常収支比率は10.1ポイントの減となっております。経常収支比率が90%を下回っていることから、財政状況としては硬直化している状況をぎりぎりですが脱していると言えると思います。

新型コロナウイルス対策については、これまで給付金交付による事業者支援やプレミアム商品券の発行や飲食店応援事業などによる島内の経済浮揚策、空港における検温業務や公共施設等の感染防止対策、観光プロモーション活動など、様々な事業を行っており、その原資は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用をしているところです。

これまで、令和2年度は5億4,000万円、令和3年度は繰越事業も含め2億4,000万円の事業の実施が見込まれており、それらの効果が図られているものではないかと思っております。令和4年度につきましても、国の令和3年度補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億7,000万円ほど交付される見込みであることから、引き続き島内における経済対策や感染症予防対策等を実施してまいります。財政調整基金の本来の目的が年度間の財源の不均衡を調整するためのものであることから、その処分に当たっては後年度への財政負担に影響を及ぼすような支出とならないよう慎重に判断をし、事業を実施をしていきたいというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

まず、私冒頭申し上げましたPCR検査の費用なんですけれども、自費で負担している現状がございます。今、財政調整基金の本来の目的というところも町長のほうからお話がありましたけれども、これ自費で対応している現状、どのようにお考えになるか、こういったところ町で負担するというふうなことはできないでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○副町長（日高 豊君）

PCR検査につきましては、保健所から指示のあった方については全額公費、あと、それぞれ心配があって検査をするなり、事業上必要であって検査をしている方については自己負担というふうに理解はしておりますけれども、そういったときに要は判断を、どこまでが、だからするんだったら全部やらないといけないと思います。そうしたときに果たしてどれだけの財政負担がかかるのかというところ考えたときに、なかなかじゃあやりましょうという判断に至るのかというところは少し検討の余地があるのかなというふうには思います。

○1番（岩川卓誉君）

この件、この前屋久島高校で濃厚接触になった方も自費で負担されていたというふう

に聞いてます。ぜひ調査していただいて、検討できるようであれば検討していただければと思います。

また、このコロナ禍にあって、各事業者の業績等について調査をされているかということについて伺います。飲食店以外の業種に対する支援等、先程町長の御答弁の中で国の枠組みにおける支援策は色々あったというふうに思っておりますが、この点、町独自の対策ということでお考えになっていることはないでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

全体的にコロナで影響は出てるというのは認識しておりますが、じゃあどの分野が具体的にどのような影響が出てるかという部分については、昨年度の、今年度の税の申告等、あと法人税の申告等見ながら、実際に税務課と協議しながらどの分野が本当にどれだけ減ってるか、税収がどのくらい減ってるかというのも見極めながら、そこに手当ができるものがあれば手当をしていくというような考えを今のところ持って対応したいと考えてるところです。

○1番（岩川卓誉君）

非常に前向きな御回答であったと思います。ぜひそういった指標で図れるものがあれば検討していただいて、形にしていいただければと思います。

また、この1次産業のほうなんですけれども、コロナの影響もあって、特に燃料の高騰だったりとか肥料や飼料の輸送コスト、こういったものが多額にかかっている状況があると思います。こういった面についても補助を行って、1次産業従事者の経営圧迫、こういったものを和らげるというふうな考えはないでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

漁業燃料費は昨年、今年度、2回補助をしております。そして、昨日からモジャコ漁が、7日からのモジャコ漁が始まりました。たまたまぶらっと一湊の港に行きましたら、モジャコの準備をしてみました。10隻いるらしいです。屋久島全体で21隻いるらしいです。ああと思いましたけれども、そこで口々に言われたのが「燃料が高くなったので燃料費の補助をしてください」ということでした。それはもう紛れもなく、漁師が燃料節約して漁に行くなんかってのは、私も船に乗りますからそういうことはよく分かります。ですから、それでも現実的には2回しております、今までの燃料。でも、それにしても農業とか林業はあまりやらないじゃないかとは言われてます。ですが、今やっぱりそういう一番きつくこたえてるところですよ。また農林業もやらないってことじゃないですよ。そういうことで、できることはやっていきたいというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

ぜひそのように農業・林業のほうに対しても、町長の御英断でしていただけたらと思います。この件についても、先程の防災の予算と同様なんですけれども、町長の御英断

で6月の補正予算に何かしらの予算を組んでいただきたいというふうに思いますけれども、その点、町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

十分に検討したいというふうに思います。

○1番（岩川卓誉君）

3月3日の南日本新聞でした。全国でコロナによる経営破綻が3,000件、2万7,641の方が職を失ったという報道がございました。コロナ禍長引いてきております。屋久島町もゆったりと構えてはられない状況だというふうに私、考えております。町民の状況をしっかりと調査し、屋久島町頼れる町だなというふうに思っていただけのように最善を尽くしていただきたいと思います。

私から一般質問、以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

14時20分から再開します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

議長より一般質問の時間を頂きました大角利成でございます。

町内における新型コロナウイルス感染、大変な状況であります。感染症状で苦しんでいる方、そしてまた現在も療養中の皆様方にお見舞いを申し上げます。そして、感染防止対策に従事され御苦労なさっている関係各位の皆様に、日々の業務大変お疲れさまと、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町民各位が感染予防対策に努め、感染減少と一日も早い終息を願うばかりでございます。コロナに負けるな屋久島町、頑張れ屋久島町と発したいと思います。

さて、早朝から延々とまだ本議場でゲームが続行しているようであります。私、4番バッターで力量不足ですけれども、せめて前走者の3名、一人でも多く迎え入れられるように、ポテンヒットでも打てるように頑張ろうと思うところであります。

さて、私の質問は、児童生徒の学校教育についてと公共工事についての大きく2点であります。それでは質問に入ります。

1点目の児童生徒の学校教育について。

まずは町内の児童生徒の不登校の実態をお伺いをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの大角利成議員の児童生徒の学校教育に関する不登校生の実態についての御質問にお答えいたします。

不登校生の現状といたしましては、現在小学校で16名、そのうち欠席が長期化している児童が11名でございます。中学校では24名、そのうち欠席が長期化している生徒は13名と把握しております。

この不登校生の出現率といいたしめようか、児童生徒に対する割合が全国的な調査では小学校が1%、中学校が4.1%、全国で確認をされております。本町では、先程の16名は全小学生の1.7%に当たります。中学生の24名は8.5%に当たります。ということは、全国の割合よりも本町は小学校、中学校ともに上回っている状況だと認識しております。

こういった不登校児童生徒への支援であるとか不登校対策においては、本町において重点的に取り組む優先課題だと捉えております。

以上です。

○15番（大角利成君）

今、私が思っていた以上の数を知ることになりました。個人的には大変残念であります。さて教育長、今、数を教えていただきましたが、本町内で問題があって他校へ、ほかの学校へ通っている子供がいるかにも聞いておりますが、そのことについては教育長はどのような考え、感想をお持ちですか。

○教育長（塩川文博君）

その問題があってというところの御意図がちょっとよく分からないんですが、色んな家庭の事情でありますとか、それから友達関係であるとか、色んな要素で転校していくというのはやっぱり年内何件かはございます。それらについては学校と対応しながら、連携しながら、なるべく行った先の学校でも子供が学習活動や学校生活に支障がないように対応を取っているところとっております。

○15番（大角利成君）

そういう実態がある、大変残念であります。そこでなんですが、保護者の責任でといえますか、保護者の考えで学校に行っていない児童生徒は別として、行きたくてもいけない、あるいはもう学校に行きたくない、そういうことが理由で不登校をしている児童生徒、先程数的なことはお聞きしましたが、本町において子供たちが学校に行っていないその主たる要因というのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

主たる要因は幾つかあります。先程申し上げました不登校の数といいますのは、主に長期欠席者の中で病気で長期欠席している者、それから家庭の事情で長期欠席している者、これらを除いた児童生徒数です。先程おっしゃられた親の判断でというような子供たちはこの人数には含まれておりません。ただ、残念ながら本町にもそういった子供たちが全部で6名程度おるといふふうに把握しております。

そして、先程申しました不登校の主な要因といたしましては、全国の調査によりますと、まず第1位が本人の無気力、それから生活リズムの崩れから朝起きられないとか、そういった形での不登校が第1位です。ただ第2位は、家庭に問題があると。家庭環境の変化に子供が対応できなかった、もしくは親子関係で子供が学校に行けなくなっている、そういう原因が第2位です。それから、3番目がいじめを除く友人関係、友達関係ですね、これのトラブルで行けなくなっているというのが第3位、ベスト3がこの3点ですが、本町の調査でもほぼこれと同じような数値が出ております。それらについて何とか対応していきたいと取り組んでいる最中でございます。

○15番（大角利成君）

不登校生を減少させて、そして児童生徒が学校において安全に楽しく過ごす、このことが大変大切でありますけれども、今教育長からこれからの対策についても少し述べられましたけれども、本町として色んな理由はあると思いますけれども、この不登校生を少なくしていくためにこれから何か取り組む考えを教育長、お持ちでしたら、少しお話を聞かせていただければと思います。

○教育長（塩川文博君）

不登校への支援策として、本町では大きく3つ、それからもう一つ今計画しているものがございます。

まず、1点目が本人の居場所づくりとしての教育支援センターの運用、平成29年に南部、そして今年度5月だったですかね、北部の支援センター、今2か所の支援センターを運用しております。本年度も含めまして、不登校児童生徒で教育支援センターを活用して学校復帰につながりました事例が2件ございます。学校と教育支援センターの両方を本人の状態に応じて利用する児童生徒もおりまして、本人らの居場所づくりを随時進めてまいります。

2点目がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部人材を活用しました学校の支援体制の強化でございます。

3点目が教職員の不登校対応や支援についての指導力向上に向けた研修を実施し、本年度も6月には鹿児島大学教育学部の心理学教授である假屋園先生を招聘しまして、児童生徒・保護者理解のためのカウンセリング技法についての研修をいたしました。

それからもう一点、現在取り組もうとしておりますのが保護者会の開催でございます。

保護者の皆さんも色々な悩みを抱えてらっしゃると思いますので、保護者間同士の情報交換の場を何とか設けられないかなど。そして、先程少し話題にも上りましたが、親の判断としての学校に出さないというような、そういったところにつきましても色々とお話を聞いたり、また色々情報提供しながら子供育成の対応や子供への親御さんとしての対応を改善していけるような、そういうような取組を考えております。

不登校の要因は、先程ベスト3と申し上げましたけれども、単純にそれだけじゃなくて、それらが非常に複雑化して絡み合った状況もあるんじゃないかと考えます。そういったものも含めながら、改善に向けた対応をさらに研究しながら、私どもも対応を工夫していきたいと思っております。

以上です。

○15番（大角利成君）

はい、分かりました。保護者間の情報というのは今教育長からお話がありましたが、ぜひ学校と保護者、そして地域、これの連携をこれまで以上にやっていただきたい。学校の情報が保護者の皆様方に正しく伝わっているのかなということも、少し私自身は気になることも聞かされておりますので、ぜひ今教育長がおっしゃられたことで対策を練っていただきたいと、このように思います。

次に入ります。

前段の部分の質問は、この特別教育支援に関することが私の本題であります。

本町の特別支援教室の実態について少しお話を聞かせていただきたいと思っておりますが、本年度の事業計画書の中で各学校の状況等を資料で見させていただきました。少し内容を教育長のほうからお知らせ頂ければありがたいと思っております。そのことをお聞きしまして、次の質問に入りたいと思っております。

○教育長（塩川文博君）

学校の状況と申しますと、もう少し具体的に教えていただければ。

○15番（大角利成君）

私が通告した段階で、私、手持ち資料がございませんでしたのでこのように通告をしたんですが、実はこの前の事業計画書の資料で、町内全小中学校、11校ですかね、それと屋久島高校中種子養護学校高等部分室1校、そして先程お話にありました南部・北部の支援センター、12校2施設で25名という資料を頂きましたけど、このことを少しかいつまんで教えていただきたいということで通告をしたところでありました。

そこで先生、この本町の特別支援教室の先生方ですが、多分全員がそうであろうというように私は思ってるんですけども、確認の意味でお尋ねします。先生方全員が特別支援教室の経験者なんですか。そしてさらに、私よく聞いてないんですが、特別支援教室の先生方というのは何か特別に特別な許可、免許証、勉強なんかが必要なんです

ようか、そこをちょっと教えてください。

○教育長（塩川文博君）

まず、特別支援学級の担当に当たっている職員、これは普通の教諭でございます。ただ、先程申しましたように、御質問がありましたように、特別支援学級が現在各小中学校に知的障害の学級、それから情緒障害の学級、そして宮小には肢体不自由の学級という形で、その障害種に応じた学級を設置してあります。本来であればその特別支援の子供たちの指導に当たる職員もそれなりの専門性を持った職員を当てるのが当然だろうと思いますが、残念ながら町内の全ての職員がそういう資格を持っているわけではありません。特別支援教育に関する資格というのがございますけれども、その免許証を持っている職員は現在町内に10名おります。そして、その10名の先生方が学級担任をしたり、それから学校の中で特別支援教育のカリキュラムを作成するようなコーディネーターとしての仕事をしているというのが現状でございます。そして、今まで過去に特別支援学級を担当した経験のある職員も各学校にそれぞれ配置してございます。ですから、現在の段階で経験者もない、免許所有者もない学校は1校だけですけれども、ほかの学校には必ず経験者や免許所有者を配置している状況でございます。ただ、屋久島高校に設置しました中種子養護学校屋久島支援教室の職員は、これは中種子養護学校から出張といいましょうか、こっちへ派遣されてきておりますので、この方々は免許所有者でございます。

○15番（大角利成君）

詳しく教えていただきました。ところで、小学校入学時にこの子供は養護学校適応であるというような教育委員会の薦めがあっても、本町に養護学校がないために子供だけを島外の施設に入所させて養護学校に通わせると、あるいは家族で引っ越すという選択を迫られると思います。どちらも選べなかった場合には町内の学校のこの、今申し上げた特別支援教室を選択することになると思いますけれども、本町におけるこの養護学校適応者の実態、差し支えなければどの程度いらっしゃるのか教えていただきたいと思えます。

○教育長（塩川文博君）

本町では、特別支援学級もしくは特別支援学校への進学を判断するのに、教育支援委員会というものを設置しております。年に3回会合を開きまして、一人一人の子供たちがどのような障害を持ち、どのような特性を持ち、そしてどこでの教育が適当であるかを判断する委員会なんですけれども、入学してくる子供たちにとっては初めての診断といいましょうか、審査になりますので、その段階で養護学校が適当ではないかと判断される子供たちも毎年複数名おります。そういう判断を受けましたけれども、今議員おっしゃいましたように家庭の事情であるとか、それから子供を一人で中種子養護学校に、

寮に入れてまでと躊躇される方もいらっしゃるしまして、地元の学校の特別支援学級を選択するという方も多ございます。そういう方々は継続審査という形になりますので、2年目以降は今現在特別支援学級でどうですかと、特に困ったことはありませんかというような形での確認になりますので、継続の子たちで特別支援学校に行ったほうがいいよという判断をされる子たちはほとんどおりません。これは、各学校の特別支援学級担当の先生方が精一杯対応していらっしゃる成果だと思っております。

以上です。

○15番（大角利成君）

よく分かりました。教育委員会、それから各学校において、合理的配慮をしてこの子供たちに対応していると、こう思いますけれども、本町に住む障害のある子供たちが安心して義務教育を受けることができるように、中種子養護学校の小中学部の屋久島支援教室、これの設置を要望すべきじゃないかというふうには私自身は考えますが、教育委員会の見解はどうでしょうか。考えをお聞かせください。

○教育長（塩川文博君）

結論から申しますと、必要性は感じております。そして、要望等もしてまいりたいと思っております。と申しますのは、中種子養護学校の現在の支援教室を見ましても、子供たちが本当に生き生きと活動している様子を担当の先生方からもお聞きしてましたし、私も2度ほど教室を訪問しまして子供たちと話をしました。ただ、施設、それから設備、そして教職員の数、これはもういかんともし難く、その支援教室では現在生徒が5人おりますので、職員が2人おります。しかし、発足当時は生徒が1人でしたので職員も1人でした。やれる学習活動も限られておりますので、本当の意味で特別支援学校が適当だなどと判断されるような子供にとっては、恐らく物足りない、そういう十分な教育が提供できないという状況はあると思います。ですから、軽度の、障害の程度の軽いお子さんであれば何とか対応ができるかもしれませんが、本当の意味でその子の将来を考えたときに、特別支援学校がいいのか、特別支援学級で対応できるのか、その辺の判断が非常に難しいところだろうと思っております。そういったところも含めまして、県のほうとも十分語り合いながら、情報交換しながら、対応していきたいと思っております。

○15番（大角利成君）

思い、考えもよく分かりましたし、これからの期待をするところです。

そこでなんですが町長、屋久島高校に中種子養護学校の屋久島支援教室があつて、義務教育である本町における小中学校にないという、このことについて、今私と教育長のやり取りを聞いてて、町長はどのように思っていますでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

施設の必要性があるんじゃないかというふうに今感じたところです。

○15番（大角利成君）

屋久島高校に設置をするときに、やはり義務教育である小学校、中学校についても議論をされたんだろうというふうに私思いますけれども、今となってみれば少し手落ちだったのかなど。やはりそこも含めて、ぜひまた子供たちの保護者も含めて、保護者の方々の意見も参考にしながら、教育委員会と連携を取ってぜひ対処していただきたい、このようお願いを、要望をしておきたいと思います。

それでは、2点目の公共工事についてお伺いをいたします。

令和2年度の簡易水道特別会計の決算が議会で承認をされませんでした。これまでの経緯とそれから今後につきましては、町長のほうから昨日、そしてその前も説明がありましたけれども、本件に対する町長自身の思いというのは、私の聞き漏らしかもしれませんがあまりないように思います。本件について町長はどのような思いをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年度簡易水道事業特別会計決算は、口永良部地区簡易水道事業整備事業の一部工事が大幅に工期を逸脱していたこと、完成していないのに完成検査をしたこと、工事代金の支払いをしたこと、業者へのペナルティーや関係職員への処分等の対応がなされていないことから、不認定になったところであります。今回の決算不認定につきましては、申し開きできないことと重く受け止めているところであります。

今後このようなことが二度と発生しないよう、原因を検証し、再発防止策を講じるように指示をしまして、副町長を委員長とする水道工事管理検討委員会を設置をいたしました。この委員会の構成は行政内部の委員だけではなく、建設業協会屋久島支部長にも委員をお願いをしており、行政だけでなく建設業界全体で課題を共有していただくよう検討を進めているところであります。

なお、この委員会での調査検討の結果を踏まえ、再発防止策を講じた場合は、地方自治法第233条第7項に基づく措置の報告をいたしたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

今後あってはならないことだし、今後の対応策について十分な検討をされ、取り組んでいるという答弁でありました。ぜひそのような方向で職員一丸となって頑張っていたきたいと、このこと申し上げておきたいと思います。

さて、国の経済対策関連の関係で補正予算等やむを得ない部分もありますが、近年明許繰越事業は事業費が多くなってきているんじゃないかという指摘を私は以前からしてき

たところでありますが、昨日も申し上げましたけれども、この繰越事業が多くなっていること、町長、答弁で前回もありましたが、雇用者不足等もあって、そしてまた従前と比べて業者数も減って、そして町民の要望は多くて、色々と少ない財源の中で事業を展開していただいて、このことについては非常に敬意を表するところでありますが、明許繰越事業費が多くなってきている、このことについて再度見解をここでお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

令和3年度一般会計補正予算（第11号）において提案をさせていただいている繰越明許費は45件となっています。45件のうち、12月議会で事業費の計上を行った20件については、令和3年12月に成立しました国の令和3年度補正予算（第1号）によるものがほとんどで、当該補正予算と令和4年度予算と合わせ16か月予算として、切れ目のない財政出動で景気を下支えすることを目的とした予算との認識の下、本町においても観光客の減少により打撃を受けている経済を少しでも循環をさせるよう、繰越事業となることを見込んだ上で事業の前倒し等による予算計上を行ったところです。その他の繰越事業につきましては、事業の内容により様々な原因が考えられるところではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、製品製造及び物流が停滞している現状が影響していることも一因として挙げられます。

繰越明許費については、地方自治法213条に会計年度の独立の原則の例外として規定されているものですが、一方で公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて総務省から示された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針においては、年度初めの工事の閑散期や年度末の繁忙期による資材や機材の需要の高まりを抑制するため、工期が1年以上の公共工事のみならず、工期が1年に満たない公共工事についても、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など、必要な措置を講じて施工への平準化を図ることが示されている現状でもあります。

公共工事の施工の時期の平準化については、入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保や、中長期的な公共工事担い手の確保、職員の事務負担軽減などの効果につながることから、今後も公共工事の平準化に向けて努めていきたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

国の経済対策以外のその他の事業、これが先程申し上げました、町民があるいは各区長さん方が町にお願いをして、そして予算計上していただいている部分があるんですが、当然町民あるいは区長さん方は年度末までに完成をしてくれるんだろうと思うし、そのような契約内容になってると思うんですけども、なかなか数か月たっても着工をして

くれないところもあるかに聞いています。今、町長おっしゃったように、そういう国からの通達もよく分かるんですが、住民側からするとやはり早い完成を期待をするところ
です。

今回の水道もそうです。水道事業もそうですが、工事施工の確認状況、担当職員、そして業者への指示・対応、これを適切にやっておれば何も言うことありませんし、そしてそのことで工事がスムーズに行くと思うんです。

昨日も申し上げましたが、やむを得ない理由で繰越しをする。この「やむを得ない理由」というのが私からすると、あるいは町民からすると少し、それこそ安易になりつつあるんじゃないかなと。ここでやはり町当局そして業者等、いま一度本来の公共事業の在り方というのをしっかりと見据えてやっていただきたいと、このことをお願いをする
ところであります。

そこで次の、できるだけ明許繰越し、状況は分かりますけれども、町民は早くやってほしいという希望がありますからぜひ対処をしていただきたいと、このことを申し添えておきたい
と思います。

そこでなんです町長、自然環境に配慮した屋久島らしい公共工事とは何ぞやということですが、これに対する町長自身の基本的な考え方、町の方針というのはどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

屋久島らしい公共工事については、多少の費用を要しても環境に配慮した工法や材料をできる限り採用をし、水性や大木、長年をかけて築き上げられた景観への配慮、自然石の採用などに加え、その土地、その土地の形質・形状に注意を払い、災害に強く環境にも優しい配慮に留意をしたいというように考えております。住民及び観光客が利用しやすい交通アクセスの整備や、近年甚大化する災害に対応するための防災機能の向上を図るとともに、農家の担い手支援としての農業就農整備などにも取り組んでまいります。

前回、議会でも出ましたけど、永田のいなか浜の件についても議会でも議論を頂いたけど、そういう自然環境に配慮をした、それでまた環境にあまり違った形にならないような感じで屋久島のこれからの公共事業、そういうものはやっていきたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

実は町長、県道尾之間バイパス、あれが開通したときに私は、今もそうです、あそこを通るたびに将来の屋久島における公共工事の模範となるんじゃないかなとということで、私自身は期待をしておりました。コンクリートむき出しじゃなくて自然石を積み上げ、そして自然石を貼ったブロックを積み上げる。この工法であります。私はほかにもありますけれども、あそこを通るたびに、身近なものですから、いつも「ああ、将来こう

あるべきだな。これこそがやはり将来の屋久島の期待する公共工事だな。鹿児島県はよくやってくれたな」というふうに感謝をし、通行しているところですが、町長自身はどのような考えをお持ちですか。

○町長（荒木耕治君）

私は寺社仏閣、日本庭園が好きでございます。ですから、旅先に行ったときにはその近くにそういうものがあれば必ず見学に行きます。あの通りを通って、両サイドに石が積んであるのはすばらしいなというふうに思っております。ただ、残念なことに今石膏ちゅうんですか、石を割る職人もいない、いなくなってきた。そして石を積む、石積みができる職人もなかなかいなくなってきた。そういう中でかなりの割高なコストにはなっていくんだろうということを感じてはいます。できればああいう形でつくりたいというような、旧町時代に益救参道というのを造りました。その周辺から石を、自然石を集めて、地元の人たちが大昔に造った楠川歩道の石積みをして、自然に優しくそういう工法をつくって、実際私もそこに、風神雷神、3本の杉があります。実際自分も歩いてみましたけれども、そういう自然にあったもんだなあという、いいなあというのがありますが、一方では登山靴で踏むと木道のほうが優しいみたいな、一方ではそういう話もあります。ですから、議員が今言われるように、私もあそこの道を見てそういうのはすごく感じます。ですから、例えばずっと今歩道を造っていつてますけれども、歩道にしてもアスファルトの歩道がいいのか、もうちょっと屋久島にあったようなものはないのか、そういうことは県にも今私はずっとそういうことは申し上げてきております。

ちょっと外れますけれども、「本当に90%森林の島に街路樹が必要ですか」ということを言ってます。「それより安心安全な歩道をきちっと造ってもらったほうが屋久島の道づくりにはいいんじゃないですか」ということで、「いや、今までそんな話は聞いたことがありません」と、首長から。「首長が要望すればできるんですか」と言ったら、「いや、そういうのがあればやりますよ」という話だったんで、「じゃあお願いします」と言って今、徳洲会病院から屋久島高校までの間を歩道をずっとやり替えていつてますけれども、あそこはずっとクロガネモチが街路樹として植わってたところです。「全部じゃあ抜いてくれ」と言って全部抜きました。

その一つの理由は、何で世界自然遺産の島に外来種を植えなきゃいけないの、これ在来種じゃないでしょと。じゃあ、屋久島の県道の道づくりをするなら、街路樹をどうしても植えなければいけないのであれば在来種を植えてくださいよと。それが屋久島の道づくりじゃないですか。あるいはポンカン、タンカンでもいいですよ。観光客勝手にミカンちぎって食べてるような、そんな道づくりも楽しいんじゃないですかという話もしたこともありますから、今議員がおっしゃるように、やっぱりそういう昔の日本の原風景じゃないですけども、そういうものを、だから川にちっちゃな小エビがいなくなっ

たつての、あれ護岸全部詰めたからでしょ。自然で石積みして穴があったらウナギやらエビがたくさんいたのが、全部今詰めてしまったから川にそういうものがいなくなった。非常に残念に思っていますよ。近自然工法とかなんとか、名称はちょっとあれですけど、何かそういう工法があるみたいですから、できれば屋久島の川、140本ある川ですから、そういう中でもそういう環境が少しでも直せるようなことは、県・国にもずっと私は言って、そういう場面があればそういうことは言ってきてるつもりですし、これからも言っていこうというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

そこでなんですが、町長今おっしゃいましたようにこの県道の沿線、雑草対策の一環として一時期色つきのコンクリートの工法で実施をした時期がありました。残念ながら一時的で終わって、今また元に返ったようであります。

本町は世界自然遺産、それからラムサール条約、あるいはまた国立公園等多くの冠をかぶっているおかげで、島外者による経済効果も大事であります。しかしながら一方で、この恵まれた自然資源を後世に残すという重大な責任も背負っております。

町長は昨日の施政方針の中で、来年は環境文化村構想の発表、そしてまた世界自然遺産登録から30年の節目を迎えます。この機会を捉えて、本町の価値の再発見に努める決意を表明をいたしました。そして、これまでの30年の振り返りと、これからの30年の地域づくりの指針を指し示すことができるようにと、こういうようにも言っておられます。厳しい財政状況下でありますけれども、本町にとって今まさにこれから先、100年、200年後を見据えて、屋久島らしい自然環境に配慮した公共工事を構築すべき、そういう基本的方針といいますか、計画をつくるべきと私は考えますが、いま一度町長の見解をお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

旧町時代、私も議員をしてる間がありましたから、その時に議会の中で議論をして、西部林道を2車線にするという議論をしておりました。残念ながらそのときの町長はそれを断念をしました。ですから19kmが今ああいう状況で、あの事業は県は2車線で全部やるという計画を示したけれども、予算までついたんですけど、その当時上屋久町の為政者はそういうことでそういう判断をした。

今、それがよかったのか悪かったのかという検証をすると、私個人はあのときにそういうふうに造ってたほうが、一方では観光の面でUターンをしなければならないような、それよりもちょっと時間を短縮した観光の別のやり方ができたんじゃないかという一方では思いがあります。ですが、一方では世界自然遺産の区域を通る道路なので、これは日本でない道路を造ってほしいと今言っています。それは日本でモデルになるエコロード、要するに今のアスファルトやなくて、もう今アスファルトも耐水性がよくては

じくんじゃなくて中に染み込むような、そういう性質の道路もできる時代みたいです。今のとは違って。そのときの議論の中では、猿や鹿が塩を飲みに行くのにその道路にすると行けなくなるからという話もありましたが、つい先日テレビを見てましたら、忘れましたがそれでも隧道を持ってるんですね。道路の下に。動物はそこで行ったり来たりするようにするよな道づくりもあるという、初めてそれ知ったんですけど。じゃそういう工法があるなら何も道路で寸断をすることはなくて、そういうこともできるんだなという思いをしておるんですけど、今、ちょっと話長くなりましたけれども、公共事業の話はそういうことで島全体を考えた道づくりということを考えて、そして町が出すものに関してもそういうことをしたい。そして県が発注するもの、国道はありませんからあれですけど、県にもそういうことは強く、世界自然遺産の島で世界自然遺産のまちづくりを私たちはやりたいんで、道路もそういう道路を通してくださいよということはいこうと。それはコストが高くなっても、私はこの島の持ってるものだったらそれは県も納得をさせられるんじゃないかなということは今思っておりますが、けど今の現状はと言いますと、西部林道は2車線なんかにする気は県は毛頭ありません。ただ、それをあのままでいいのかって、今接触事故やらあるので、要するに改良をしていって、少し退避場を造って1.5車線みたいな形で造っていって、車が離合できるような安心安全な道づくりにはしていかないと、よくレンタカー等の接触事故があるのはああいうことだと、あその場所も多いというふうに聞いておりますんで、そういう面では色々な形で公共事業は屋久島の環境にあったというか、環境を本来あった屋久島の形を崩さないように、そういう形で頑張りたいと思いますんで、どうか議会の皆さんも一緒にそういう働きかけを県とか国にやって、屋久島町を、屋久島のまちづくりをやっていければというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

先程申し上げましたように、来年30年を迎える節目の年であります。今、町長の答弁を聞いて少し安心をいたしました。これまでもやってきたと思いますが、今町長おっしゃいましたように自然石を活用した工法になるとコストは高くつくと思います。しかし、そのことは50年、100年、200年後に価値としてまた返ってくると思います。ぜひこの節目を迎えるに当たって、公共工事の在り方について、また庁内で職員の皆さん方の意見も聞きながら検討していただきたいと、このことを要望をしておきたいと思っております。

4番バッターでうまくヒットが打てませんでしたけれども、ポテンヒット打てたかなあと、こう思っております。少し時間がありますので、通告しておりませんが私私の考えを少しお話をさせていただきます。なお、通告してませんから答弁の必要はございません。

先程来も出ましたが、防災無線を活用した町民への情報提供であります。夕刻時の

6時30分の定時放送、そしてまた、時には緊急放送で町民の皆様に情報提供をしているところでもあります。緊急放送につきましては「ぜひ繰り返し放送をしてほしい」、このような声が以前から私のところにも多く届いております。このことは担当課長にはその旨私も伝えてまいりましたが、まだそのようになっておりません。検討した結果改善されていないだろうと私は判断をしておりますが、特に高齢者の方々から放送時間の短い緊急放送、例えば例を申し上げます。「栗生診療所は医師の診療業務以外の都合で本日は休止にします」。それで終わりです。あるいは飛行機の空の便、船の便、あるいはバスの他の便もあるでしょう。10秒あるいは場合によっては15秒、20秒かからないような短い放送でも1回きりです。

確かに、防災無線の受信機には再生機能はあると思いますが、なかなか高齢者の方はそこまで手が届きませんし、また屋外で聞くときに、今また何て言ったかなと、こういう状況であります。6時半の定時放送につきましては2日、3日続ける放送の内容もありますから私は1回でもいいのかなと思います。ぜひ1回限りの放送については復唱して放送をしていただけないか、再度検討をしていただきたいことをお願いを申し上げて、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月10日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時13分

令和4年第1回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和4年3月10日

令和4年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月10日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
9番 榎 光徳	<p>1. コロナ禍における教育行政の推進について</p> <p>(1) 小中学校の学習指導や、諸行事等に支障はきたしていないか。</p> <p>(2) ストレスや無気力といった、精神的不安を抱える子どもたちはいないか。又、そのような調査が行われているか。</p> <p>(3) 世界遺産学習全国サミット in 屋久島の開催について、その結果をどのようにとらえているか。</p> <p>2. 屋久島空港整備について</p> <p>(1) 滑走路延伸（ジェット化）計画の現在の進捗状況は。</p> <p>(2) 馬毛島問題が大きく取りざたされている中、国・県への要望活動等さらに強化すべきではないか。</p> <p>(3) 町民への周知や町民と一体となった取り組みを今後どのように行っていくか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
14番 渡邊博之	<p>1. 生活環境の整備について</p> <p>(1) 事前に写真でお示ししている3地区（サニーパーク、原、平内）の未整備の生活道路について、この管理者はそれぞれどこか。また現状をどのように認識しているかお聞かせいただきたい。</p> <p>(2) 町長が標榜、かつ実践してきている現場主義を発揮して、現状視察と住民の声や要望を直接聞いて今後活かしてほしいと願うがどうか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>(2) 休校等に伴い、オンライン授業を実施した学校・学級は。今後の課題は。</p> <p>(3) 濃厚接触者のPCR検査指示に伴う医療費負担について。</p>	<p>町 長 教 育 長</p> <p>町 長 教 育 長</p>
5 番 眞邊真紀	<p>1. 旅費精算不正調査について</p> <p>(1) 旅費精算不正調査の進捗状況を具体的にお示しください。</p> <p>(2) 調査対象者は何名か。通知を出した全ての対象者の調査をしているか。</p> <p>2. 新型コロナウイルスに関する対応について</p> <p>(1) 小児(5～11歳)への新型コロナワクチン接種について、屋久島町の対応は。</p> <p>(2) 努力義務ではないが接種券を一律発送するのか。</p> <p>3. 航空機出張の際に取得するマイルについて</p> <p>(1) 屋久島町には航空機出張の際のマイル取得についてのルールがあるか。</p> <p>(2) 航空機出張の際、個人で取得しているか否か確認しているか。</p> <p>(3) 公用マイレージとして経費削減を目指すことを検討されてはいかがか。</p> <p>(4) 町長は航空機出張の回数が多いが、これまでに何マイル貯めたか。マイルの利用実績の内容の詳細は。</p> <p>4. 口永良部水道施設整備事業について</p> <p>(1) 修正分の事業実績報告書の国への提出は済んだのか等、現状は。</p>	<p>監 査 委 員 町 長</p> <p>監 査 委 員 町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	兼会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君	総務課統括係長	木原幸治君
代表監査委員	朝倉富美雄君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、9番、榎光徳君に発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。議席番号9番、榎光徳でございます。貴重な一般質問の時間を頂きましたので、しばらくの間お付き合いいただければ幸いです。

昨日来、打順争いが続いているようですけれども、順番からいきますと私は5番手ということで、クリーンナップかなと思うんですが、何せ野球は疎いほうですので、クリーンヒットどころか三振になる可能性もありますので、やめたいと思います。

その代わりに1曲歌でも披露したいなと思いましたが、昨年末、勇退をされました元同僚議員が、今頃はどこかでウグイスの声でも聞きながら1曲歌っているんじゃないかなと思いましたが、それもやめることにいたしました。

それでは、私の今回の質問は、まず1点目に、コロナ禍における教育行政の推進について、2点目は、屋久島空港の整備についてであります。

連日、新聞・テレビ等のマスコミで、コロナ関連のニュースが出ない日はありません。デルタ株から感染力の強いオミクロン株へと移行し、ピークアウトの声が聞かれるものの、いまだ収束の兆しが見えないのが現状であります。

我が屋久島町においても、収束どころか、一昨日、町長からもありましたように、集団感染クラスターが発生するなど、感染者が増加する傾向にあり、閉塞感が漂う中、まだまだ気が抜けない状況にあります。一方、海外に目を向けると、追い打ちをかけるようにウクライナ問題が勃発いたしました。

北京オリンピック・パラリンピック等において、17歳、18歳の高校生や若い人たちの活躍ぶりに一喜一憂し、感激もつかの間、幼い子供や多くの貴い命が次々に奪われ、まちが破壊され、今や大惨事となった光景を目の当たりにし、世の中にこれほどの不条理があるのかと胸が張り裂ける思いでもあります。

さて、コロナ感染については世界規模へと拡大し、日本国内はもとより世界各地で感

染防止対策の取組が展開されていますが、本町においても、関係機関による防止対策が行われており、関係者一同に敬意を表する次第であります。

このような中、思春期における児童生徒の学習環境に支障は来していないのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

おはようございます。ただいまの榎光徳議員の小中学校の学習指導や諸行事に支障は来していないかという御質問にお答えいたします。

支障はないかと問われますと、あると答えざるを得ません。様々な教育活動に制限を受けていることは、これはもう事実でございます。

まず、学習指導におきましては、様々な学習活動の制限を受けております。具体的にはリコーダーは使わないとか、合唱は避けるようにとか、それから体育の授業などでも子供たちが直接触れ合うような活動は避けるようにというような活動に対する制限でありますとか、それから、教室内で子供たちの間隔を最低限1m、可能ならば2m取るようにというような対策も講じるようにというような制限もあります。

そういったところを受けながら、本町では国が進めておりましたGIGAスクール構想を受けまして、ここ2年間でICT環境がほぼ整備をされております。それを利用した個別学習やオンライン学習、それから、タブレットに入れてございます学習支援ソフトの活用などが進んでおります。

授業におきましても、導入したタブレットを活用した授業が全ての学校で実施されており、子供たちの学習環境は多様となり、コロナ禍ではありますが、それなりの工夫や対応ができていると考えております。

また、諸行事についてでございますが、学校におきましては、入学式や卒業式、運動会、それから修学旅行、文化祭、学習発表会など、主な行事につきましては感染対策を取りながら内容を精選したり、活動を工夫したりしながら全校で実施をしております。

本年度、やむを得ず中止となりました行事は、町の陸上記録会のみでございました。

町なかよし音楽発表会、町の英語暗唱弁論大会、こういった行事につきましては、オンラインでの配信を行うなど、そこに参観できなかった保護者への対応も工夫して取り組みました。

今後もコロナ禍の影響を少しでも軽減できますように、学習環境の充実に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

今のこのコロナ禍の中で生活スタイルがもう変わりました。オンラインというか、そういうのが主流になってきたわけですが、今、教育長、支障があると、当然それは支障があるでしょう。

我々も、例えば今ありましたように卒業式とか入学式とか従来行っていたのがもう今来賓は御遠慮くださいと、そういう文書をしょっちゅうもらうわけですが、子供たちの晴れの姿というのなかなか見れないような状況で、これはもう致し方ないのかなと思っているんですが、例えば行事等を取捨選択して屋内で行われるもの、それから屋外で行われるもの、それ運動会とか、学習発表会は屋内でして密になるとか、色々そういうので対策を取られているんでしょうけれども、今記録会が中止ということをおっしゃられたようなんですけど、私、持久走大会も外でありますから、これは制限がないというか、私も孫がおりますんで応援に行きました。

当然、道路で密にならないように幾らか離れて気を遣いながらしたわけですが、まず記録会が中止になったというのはどういう意味ですか。

○教育長（塩川文博君）

今回の陸上記録会は感染者への配慮を中心として中止という判断をいたしました。前日の夕方に児童の感染者が確認されまして、その学校のその学年が濃厚接触者となりましたので、その学年が参加できないとなりますと、特定されますので、その辺の配慮もあってやむなく中止という判断をいたしました。

○9番（榎 光徳君）

分かりました。それはそういう配慮で致し方なかったのかなとは理解はしますが、例えば町の大会なんか町民体育祭、駅伝あります。これは、会長は町長なんですけれども、屋外ですだからいいんじゃないのという声もあるわけですが、特に駅伝等については、そんなに密にならない。

国際大会とか国内の大会も色々マラソンとか駅伝やっていますけれども、そういったのも、そういうスポーツ愛好家からすればやってもいいのかなということを唱える人もいますけれども、それはそれぞれの事情でそういうことになったのかなと思いますけれども。

あとそれと、そこら辺の各学校の判断基準というか、それは例えば校長の判断ですとか、あるいは教育委員会から教育長が指導していつているのか、そこら辺の状況はどうなんですか。

○教育長（塩川文博君）

判断は基本的には学校の判断ということになりますが、学校独自の行事でありましたら、そこはもう校長判断で、あとは我々のほうに報告をいただくという形であります。

それから、卒業式ですとか入学式、それから先程の陸上記録会みたいな町全体に関わ

るものについては、一応私どものほうに相談をしていただいた上で、各学校によって状況異なりますので、例えば同じ体育館で入学式、卒業式をするにしましても、宮浦小学校の児童数と永田小学校の児童数とではもう大きく違いますので、できるできないの判断は、ある程度はもう学校の状況によりけりというふうに考えております。

○9番（榎 光徳君）

そこら辺の判断は今教育長言われたようなことだと思うんですが、やっぱり各学校同士の情報もしながら、そしてまた教育委員会からのそういう指導もしながら、そこは適切な指導をしていっていただきたいと思います。

このコロナがどうなるか分かりませんが、子供たちも気兼ねなく堂々と色々な面で動ける、発表できる、そしてまた保護者を始め関係者の人たちが気兼ねなく出席したり、応援に行ったりそういうことができるというのも我々も願っているわけですので、今後とも引き続きそういう指導をしていっていただきたいと思います。この件については終わります。

2番目ですが、昨日もちょっと同僚議員から不登校の話も出たりしましたがけれども、こういうコロナ禍にあって、制限がされて思うにままならないところはあるわけですがけれども、そういった中で、ストレスを抱えて気力低下とか無気力になって精神的な不安を抱えるとか、そういうことから不登校にもつながっていくんでしょうけれども、そういった、昨日の質問とちょっとかぶるかもしれませんが、そういったような状況、そしてまた、そこら辺を調査をして、不登校はもちろん昨日ちょっと数字が出ましたから分かりましたけれど、そういったことについてはどういう対応をされているのか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

子供たちのストレス、無気力、精神的不安を抱える子供たちはいないかどうか、また、その対応をどうされているのかという御質問にお答えいたします。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症が原因で精神面で不安を抱えている児童生徒の報告は受けておりません。

コロナ禍に特化した調査というものには行ってはおりませんが、学校におきましては、児童生徒一人一人に対して教師の観察を中心としたきめ細やかな指導が行き届くように教育相談体制を充実させながら、心理的なケアを実施するとともに、各学校とも年間5回以上、学校生活全般に関するアンケートを実施しております。

その中で、先程の不登校でありますとか、そういったものも含めて、いじめ問題も含めた形で児童生徒の状況を把握するような取組を実施しております。

その取組の中で、心理的ケアが必要じゃないかと判断した場合は、スクールカウンセ

ラーを活用しながらカウンセリングを実施するなどの対応を取っております。

○9番（榎 光徳君）

スクールカウンセラーは町内、県から来るんですかね。

○教育長（塩川文博君）

県に要請して県から派遣してくるスクールカウンセラーと町独自で雇用しております。スクールカウンセラーがおります。（発言する者あり）県のほうからは一応3名枠があります。町では1人のスクールカウンセラーを雇用しております。

○9番（榎 光徳君）

これは今月の3日のマスコミ、南日本新聞でしたか、県がひきこもりの実態調査をやると、これも教育長も見られたかもしれませんが、これは別に小中学生に特化したものではないんですが、このコロナの関係でひきこもりとか、そういう実態調査をしていかなければいけないというふうなことで、当然これは一般の県民にも該当していくわけですから、そういったことをやるようです。

昨日もありましたように、色々な支援体制ですね、そういったのを今カウンセラーでありますとか、教員への昨日も研修会をして充実させていくんだというようなことなんかもありましたけれども、当然そういう体制をしていくべきじゃないかと思うんですが、昨日、各学校、保護者会PTAやら色々あるわけですから、そういったところへの周知とか、それから、保護者会をしているというようなことをちょっと昨日聞いたような気がするんですが、保護者会なんですか、それとも該当者の保護者にそういう話をしているということだったんですね、どちらでしたかね。

○教育長（塩川文博君）

研修会等は全教職員を対象にやっておりますし、それからそういったカウンセリングの進めているのは、もうそれは対象者のみでございます。そして、不登校の子供たちの保護者の会というのは、一応対象者に声をかけて希望者が集まってくると。ただ、これは今検討中でまだ1回も開かれておりませんので、今後、検討していく内容になると思います。

○9番（榎 光徳君）

各学校単位で色々取組はされるんでしょうけれども、例えば、まあまあ不登校を捉えた場合に、地域の方々のいろいろな指導、協力、理解で民生委員とか学校訪問なんかをされて、そういう実情を聞いて、そして支援をしていただくということなんかも非常に大事じゃないかと思うんですけれども、こういう中であって、特にまたかねてのそういう地域活動に加えて、そういうことの協力体制をひいていくということも大事じゃないかなと思うんですが、そこら辺いかがですか。

○教育長（塩川文博君）

特に民生委員の方々にはある程度必要な情報はお願いをして、必要があれば、特に本人の問題というよりもちょっと家庭を何とかしないと子供、学校へ出てこれないよねというようなパターンについては、民生委員の方々に強くお願いをし、そしてまた、町が雇用しておりますスクールソーシャルワーカーというのがあります、その方も、保護者の対応とか子供たちへの対応に取り組んでいただいているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

総体的に昨日も不登校が多いなあと感じました。それで、また色々新たな何か動きをするというようなこともちらほら、動きというか、今支援センター、北部南部1か所ずつありますけれども、それに加えてそういったことをしようというようなことも聞いたりもします。

ですから、これは私もどうかなという思いもあるんですけども、そういうことにならなないように不登校を一人でもなくすと、そういったことを学校、家庭はもちろんですけども、地域も一体となって、そして教育委員会のほうも引き続きそういう指導を、強固な指導をしていっていただきたいと思います。この件については終わります。

それから、次の3番目なんですけれども、先月の10日から、10日、11、12ですね、世界遺産学習全国サミットが屋久島で開催されました。屋久島というよりも、これ全国各地で、資料によりますと全国52会場でやるというようなことで、全国規模のすごい大会なんです、これもコロナ禍でなかなか思うようにいかずに、オンラインでということになったようなんですが、町民は知らないんです、あんまり。

それで、私は教育長にもあれしましたよね。それで、その前に12月議会で総務課長からも情報を聞きましたんで、一部パンフレットももらったりしました。ですけども、なかなか周知がされていなかったのかなと思うんです。まず、この開催の結果をどのように受け止めておられるか、お尋ねします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

御指摘のとおり、ちょっと周知が足らなかったかなということはちょっと反省をしておるところでございます。

全国サミットの成果をどう受け止めているかという御質問にお答えいたします。

この世界遺産学習全国サミット in 屋久島、これは本来なら多くの皆様をお招きし、その中には興味関心のあられる地元の方々を含めてお招きして開催したいと願っておりましたが、オミクロン株の感染拡大を受けまして、多くの皆様をお招きできなかったことも含めて大変残念ではございました。

そんな中ではございましたが、本サミットは、ICTを活用したオンラインでの参加

と、それから現地での参加のいわゆるハイブリッド型という形で開催いたしました。

その中で成果として捉えていることが大きく2点ございます。

第1点は、本町の子供たちの学習の成果を全国に向けて発信できたことと、全国とつながった連携ができたということでございます。町内の小中学生が一堂に会する場を設けることはできませんでしたが、それぞれの学校がこれまで10年間取り組んできておりますが、その取り組んだ中身について、もしくはその成果について屋久島型ESDの学習成果を交流する機会が実現できたこと、また、島内で活躍していらっしゃる関連する人材の方々との連携も進めることができました。

さらに、これまで口永良部島との連携を10年間行っていらっしゃった慶應義塾大学の長谷部葉子先生及びそのゼミ生との連携も実現できました。県外の教育関係者との連携も実現できておりますので、このような連携は本サミットで終わることではなく、来年度も継続して連携を強化していく予定でございます。

2点目は、ICT環境の充実とICT活用スキルの向上でございます。

本サミットは、オミクロン株の感染拡大を受けて計画を変更せざるを得ない部分もございましたが、これまで各学校が積み重ねてきたICT活用スキルの向上があったために中止という判断をすることもなく、全国初のオンラインでの実施ということが可能となりました。

今後は、これらの成果を次年度にしっかりと根づかせていく取組を進めていく必要があると考えております。

最後に、参加したくても感染の状況から参加できなかった保護者の方々や教育関係者に対しては、アーカイブ配信の準備を進めておりますので、詳しくは学校や教育委員会のほうへお問合せいただければと思います。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

今回は12回目ということのようですが、教育長、来年もという今ちょっと出たんですが、来年もこの大会はあるんですか。

○教育長（塩川文博君）

毎年この協議会に加盟している市町村の教育委員会が中心となって持ち回りで開催いたしますので、ちょっと来年度の開催予定地はちょっと確認していませんが、来年度も本町からも実践報告なり何かの形で参加をすることはあります。本町で開催ということはもうしばらくはないと思います。

○9番（榎 光徳君）

これ先月の16日付の新聞で安房小の記事が出ていました。教育長もさっき言われたように、非常に成果としては、まあ屋久島から全国にそういう情報発信をする、そして全

国の子供との交流ができた。もうすごくよかったなと思っているんです。

私は、さっき町民に対してのあれ、これポスターですよ、ポスターです。こんなすばらしいポスターができていますよ。見たことありますか。これを見て、昨日、課長に私はもらったんですが、これも私はどこにあるの、そしたら、教育委員会に貼っているということは言いました。それで、あとは学校にも貼っているんでしょうけれども、こんな立派なのを作っちゃって町民知らないんですよ。

だから、これも今さら残念な話なんですけれども、私は「来年もあるの」と聞いたのはそこなんです。ですから、屋久島じゃないかもしれませんが、ぜひそういう来年も気づいて、どこかであったり、屋久島もう今オンラインですから、そういうのがあるとすれば、ぜひとも、今回のを教訓に町民にも周知をしていただきまして、ぜひそういうのを広めていただきたいと思います。

屋久島憲章の条文の2つ目に、すばらしい条文があるわけですが、やっぱりこれは小中学生に限らず、屋久島の若者、高校生も含めて今、特に高校生も色んな取組をしています。先だっても、色々な学習サミットの発表とか色々なことで評価もされまして、やっています。

ですから、屋久島憲章のこの条文の2条の中に、世界の子供たちにとって憧れであるような豊かな地域社会を目指すというのがあるわけですから、ぜひ今後ともこういうことを屋久島から発していけるような、そういう子供たちを育てていけるような対策を講じていただきたいと思います。教育長、最後にどうですか。

○教育長（塩川文博君）

頑張ります。（「ちょっと、もうちょっとつけ加えてほしかったな」と発言する者あり）

○9番（榎 光徳君）

決意のほどがもうちょっと強い決意を示してほしかったんですけど、引き続き期待をしていきたいと思います。

それでは、大きな2点目に入りたいと思うんですが、屋久島空港の整備についてであります。

この件についても、これまで、私も何度か質問をさせていただきました。同僚議員ももう何人もしてきました。それは、この件が具体的に動き出してから年数も大分たっているというのもあるんですけれども、当然そういった中で、一昨日でしたか、所信表明でもありましたけれども、平成27年から始まってもう8年目になります。

屋久島島民にとってはこれはもう悲願というか、いつも言ってきているんですが、そういう中で一刻も早いジェット機就航の日を待ち望んでいるわけですが、この延伸計画、現在の進捗状況をまずはお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

今議員が言われるように8年、一言言わせてもらえば、議会が一日も早く特別委員会をつくってくれなかったのかなというのは、非常に私個人は残念に思っております。どうなったどうなったっていうぐらいなら、自分たちも一緒に行動してほしかったという思いが個人的にはございます。

屋久島空港滑走路延伸の事業化の進捗状況ですが、環境影響評価方法書に基づく環境現況調査が実施をされ、現在準備書の作成が行われているところです。

それと並行して、空港施設基本設計のための地質調査等が順次行われており、今後は空港延伸の変更設置許可申請においては、地権者の同意書を添付する必要があります。この同意書を得る作業が新規事業採択にとって最大の難関であり、とても重要な作業となることから、県と連携を取りながら同意書の取得に向けて全力で対応していきたいというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

特別委員会やりましたけど。今回立ち上げましたので、ぜひ一緒になってやっていきたいと思っておりますから、御理解ください。

さっき七、八年、本当なりますけれども、その間に色々情勢が変わって、知事も3人変わってきました。一時県の取組に町長も不満を漏らしていたと、港湾空港課の温度差があるみたいなことも言ったこともありましたが、それはもうそれでそうだと思うんですが、今回は、私は客観的に大分順調に来ているのかなという思いがあります。

それで、今同意書の話も出ましたけれども、年次的に県もずっと作業を進めてきています。その中で、昨年の3月議会で県から新規事業採択に必要な条件として、事業完成後に就航する航空会社の確保、旅客数確保の取組計画の提示が求められているということの答弁があったんですが、この件は、この進捗はどういうふうになっているんですかね。

○町長（荒木耕治君）

私は空港を造ろうと思ったときから、種子島空港が造るときに同意書が2,000mができれば飛びますよという一筆が必要だということは知っておりましたので、それを取るためにもうそのときから行動をしておりました。

その前をいうと、8年前、県庁の中で港湾空港課課長と大げんかをしました、1時間ぐらい。周りのやつはみんなびっくりしていましたが、もうけんもほろろに屋久島空港なんて駄目ですよっていう、そこから始まったんです。

ですから、今言うように、伊藤知事がオーケーを出してからその明くる年に私は、私

の友人を通じてANAに専務に知り合いがいましたんで、本来の筋から言うと、今JAL・JACですから、そこに行くのが筋なんですけれども、競合させることが運賃も安くなるというのも一つあって、天王洲アイルのJALの、いやあ、全日空の本社ビルにアポ取ってもらって、専務と面会に行きました。

ビルの前に立ってちょっと足がすくんだですよ、すごいビルで、本社ビル。その7階か8階かに通していただいて行ったら、専務以下役員が8名ずらっとおられる。私は一人だった。

その中でも、言うべきことは言ってきました。そしたら、非常に興味を持って、屋久島に本当にそういうものがあれば。なぜ私がANAに行ったかという、全日空は沖縄で石垣とか宮古とかホテルを造って、期間限定で誘客もやるんです。そういうことも頭にはあったもんですから、まずそこにも。

その前に、JALにはJALで話はしてあるんですよ、最初。そういう話をしている。一応の話は本当に出来上がったならそれでという話はいただきました。

帰るときに専務が下りてこられて、「荒木さん、このビルに空港を造ってくれて一人で来たのは全国であんたが一人ですよ」って言われました。そのぐらい自分はこの空港にはその当時からかけていたものというのをございます。

それで、幸か不幸かたまたま今ですね、昨日の南日本新聞の「かお」で、今度ANAホールディングスの社長が代わりました。今も片野坂という鹿児島の人が社長なんです。この人ともお会いすることができる。

この専務は昨年屋久島に来て、個人的にお会いをする機会がありまして、その人と話をしたときに、全日空じゃせめてバニラを飛ばしてもらえませんかという、LCCをですね。そしたら、それはできればそういうことは。その人は今度社長になれる、名前も芝田浩二というんですよ。それで、そういうよしみもあって、奄美の加計呂麻の出身の人です。ですから、非常に離島のことにしましてはそういうこともありまして、話をしまして、だけどそれが一筆書いてくれるかどうかは分かりません。

だから、何か今までの空港の建設には同意書はその後だというような話を聞いた。どこかシステムがあって同意書が必要だということになって、今そういうことをやろうということですのでしております。

ですから、来年度からその同意書を取るという作業を始めるということです。ですから、昨日も言いましたけど、その同意書に1年かかるものか2年かかるのか、昨日3年と言いましたけど、最短でそれ、それが遅ければ4年かかるのか5年かかるのか、そういうことになっていこうというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

今3年ということが出ましたけれども、一昨日の所信表明でも3年後ということ明

快な回答がありました。

先日、ちょっと私ひもといてみたら、平成29年の3月議会でも町長は8年後にジェット機就航を目指す。これはちょうど3年後の令和7年、ちょうど一緒なんです。だけど、3年後は着工を目指すということですから、当然それは時期は遅れてきているんですが、今さっきのANAの話ですね、実は私の知人から電話がありまして、ちょうどまさに町長が言われたようなことで、それは親戚がホールディングスの社長に今度なるという、芝田さんがですね。そしたらその傘下の色々な鹿児島の方も重役の3人がそれぞれ鹿児島出身だと。

瀬戸内出身ですよ、芝田さん。非常に国内もそうですけど、屋久島、奄美、そこら辺に興味を持っていて、色々な展開をしたいということを行っていますけれど。だから、屋久島にとっては非常に追い風じゃないかというふうなことで来たもんですから、ああ、それはよかったですねと私も話をしたんですが、そういうのも非常に追い風じゃないかなと思っております。

今はやっぱり町長言われたように、JAL・JACが主体でしょうから、そこら辺をまずは大事にしていって、そういう機運を盛り上げていくのが大事なのかなという思いがしております。

この取組に関しては、私、今、地元出身の県議、熊毛の県議も非常に色々県議会でも一般質問等でしてありまして、熱意を持ってやっているようです。

ですから、当然、次の質問にもかかってくるんですが、国・県へのそういった要望活動についても、地元のそういう県議も交えたところの取組をしていくべきじゃないかなと思っております。

そこで、もう次の質問に入りますが、国・県への働きかけなんですけれども、これもこれまでも何回も要望もしてきたというようなことであるんですが、ただ、今ここに来て馬毛島が非常に注目を集めております。こう何か違った意味で、今、屋久島からまた再度そういった声を大きく出すことによって取上げ方も違ってくるのかなという思いがあるんですが、ここら辺の町長の考えはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

馬毛島問題で屋久島空港滑走路延伸の事業化については、関係があるのではないかという心配をされている方もいらっしゃると思いますが、私は、関係なく事業が展開されるべきだというふうに思っていますし、私たちもそのように行動をすべきだというふうに思っております。

空港整備については、先程も申し上げましたように、新規事業採択に向け取組が展開されております。議員がおっしゃるように、早期実現に向けて国・県への要望を引き続き連携を取りながら、航空会社への就航以降含めてお願いをしていきたいというふうに

思っていますから、私は馬毛島とこれは切り離してやるべきだという思いで今おります。

○9番（榎 光徳君）

それは私も同感です。ですから、それは、今、馬毛島の基地問題とは別で、やっぱり当然、種子島も新種子空港で相当長い年月かけてやってきました。それで、当時は1市4町の熊毛振興協議会とか整備促進協議会ですか、そういったのを色々立ち上げてやってきたわけですが、その完成後は、今度はやっぱりそういう、もう熊毛振興協議会はなくなりましたけれども、屋久島はやっぱりいつも言っている世界遺産の地というようなことで、町長も色々海の国道の問題とか、世界遺産のところにも何で国道がないのかとか、色々そういうのも言ってきましたんで、そういった観点からもぜひ、今また再度ここで世界遺産の島にジェット機も来ないのかというようなことを言われないうような、やっぱり対策を講じていくといいと思うんですが。

特に、またこれまでも町長が国への関係、森山先生でありますとか国会議員の先生、尾辻先生でありますとかそういう太いパイプもあります。また、今、全離振の会長もされてますので、そういった国の働きかけというのは有効にできていくんじゃないかと思うんですが、そこら辺の考えはいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も言いましたけど、一番の問題というのはこの同意書です。国は行くと、私は自信を持っています。これが上がりさえすれば。そういう感覚で今います。

種子島空港の話しましたが、種子島空港が何で遅れたのかといたら、あれは、今1人の地主がすごく土地を持ってて、それは同意書出さなかったがために遅れたんです。あれがずっと出とけば、恐らくそのときは屋久島空港の延伸という話が出てたんです。これはもう20年も30年も前の多分話だろうと思います。けどもその時代があって、要するに国はもうローカル空港はやらないと、ハブ空港にしか造っていかないという方針をしたから、なかなか何で屋久島やるのかということは非常に言われてきたということでございます。

ですから、とにかく先心の心配をするより、目の前のこの同意書をどうやってみんなで一日も早く上げるかということに私個人は全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

当然そうだろうと思います。

3番目の部分も併せていきたいと思うんですが、やっぱり地元のコンセンサスというか、それはもう常に言われるわけですね。それが、結局同意書にもつながってくるわけですが、

所信表明のときでしたか、用地の関係で、任用職員を配置するということがなかった

たですか、何かそういう取組を進めてるということやったんで、そこをもう一回お聞かせいただきたいと思いますと思うんですけど。

○政策推進課長（三角謙二君）

これまでは、事業化がほぼ確定してから用地交渉という県の考え方がありました。ただ、ここに来まして、国への空港延伸の変更設置許可申請においては、地権者の同意書を添付することが法令上の要件となっていることが明確に県のほうから来まして、その部分で宿題を頂いてるところであります。

そこに向けて、令和4年度に同意書を県と連携して取る予定としておりまして、県の屋久島事務所のほうに専任の任用職員を設置しまして、町と合同で地権者巡りをしながら同意書の取得を図っていききたいというふうに思っています。島内の地権者については50名弱ですので、さほど苦労はないのかなと思ってるんですが、県外の所有者につきましては所有者不明の地権者がかなり多いことから、そちらのほうに時間を要するというふうに思っております。全体で所有者で約150名弱、筆数で200筆弱ありますので、この部分について令和4年度に県と連携しながらきっちり同意書を取っていききたいというふうに思っているところです。

○9番（榎 光徳君）

そういう具体的に進めていってるというのが見えてきているようですので、これはぜひそこら辺を強力に推し進めていっていただきたいなと思います。

種子島空港は240億円か50億円かかったということみたいですが、中種子の町から別に移しまして2,000mをもう丸々造ったわけですよ。ところが、屋久島空港は、既設の1,500から500m延ばすだけです。経緯的にも私は全然違うと思うんですが、たださっきのあれで町長が150億円じゃ済まないだろうと、私はそれは思うんですが。

そういったことで、やりやすさというのも幾らかあると思うんですけれども、やっぱりそこは慎重に、以前もそれでぼしかったわけですから、地元の同意が得られないということで。今回はぜひ抜かりのないようにそこを県とも連携をして。

そして、色々な町民への、私も前も言ったんですが、アピールするために、色々な広報活動はもちろんそうなんですけれども、これ、30年の12月議会で同僚議員の質問に、町長が、ある程度煮詰まってきたら完成予想図を含めた大型看板を設置し、屋久島全体で盛り上げていくという答弁もしてるわけです。ですから、今、私も看板のこともしよっちゅう言ってきましたけど、小さな看板あります。ですけれど、それがある程度煮詰まってきたら、そういうことで全体計画みたいなものをわっと絵にも描いて、気運を盛り上げる意味でもそういった取組もぜひしていただきたいなと思っております。

それと、看板のことについては、どうも私は、課長がもうしっかりそこら辺の県と打合せをして、あれぐらいのものしかできないということで答弁ももらってるんですが、

周辺ののを見ると、周辺の地域は色々建物高いものがあります。木の大きいのが色々いっぱいあるんですが、そんなに傾斜角の関係でそういう小さなものしかできないのかという思いがあるんですが。そこら辺、またちょっと研究してみて、何か縦にできなければ横にぱっとインパクトのあるようなのを作って、気運をぜひ盛り上げていただきたいと思うんですが、それについては課長は何かありますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

看板につきましては、大きなものは設置はできます。ただ、屋外広告物条例に基づいた設置基準がありますので、その設置基準で大きな物を作るとなると数百万円かかってくるということであります。

ですので、実際今大きな看板があるところは、その条例に基づいて設計をし施工をし、許可を取って設置してるということです。

○9番（榎 光徳君）

分かりました。そこら辺は工夫をして、また何かいいものができればぜひそういう取組をしていただきたいなと思っております。

町長が冒頭ありましたように、議会は何をしてるのかと、お叱りのようなこともあったんですが、今回そういう特別委員会も設置をしましたんで、やっぱり議会と行政が一緒になって、当然町民も巻き込んだそういう気運を盛り上げていかなければならないんですが、やっぱり屋久島上空にジェット機の一番機が飛んだという日が一日も早く来るように、そういうことを私は願っております。

町長は、あと任期が1年半しかないんですが、3年というとちょっと足りないんですが、そこら辺の決意はいかがなんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

広告の件を言いましたけれども、今、広告は、町民の周知については準備書ができ次第、準備書の公告や縦覧や説明会等へと進んでいく予定でございます。ですから、大きな看板を作るというのは、なかなか賛成の人ばかりはいませんから、反対の人も多分いらっしゃいますし、できるというのが決まってもないのに何かいかにももうできるようなものを書くとか感情的な問題、町民の中に色々ありますから、そこら辺にも気を使うところは気を使って確実に物にしたいという思いがある。立ってないより、空港誘致の看板立ってるわけですから、あれで議員辛抱をしてもらってというふうには思っておりません。

ですから、この問題、先程言いましたけれども、調査特別委員会を議会もつくっていただきました。ですから、議会と執行部と、私はオール屋久島でこの問題は物にしていきたいと、一日も早くいきたいと。ですから、自分が残された任期を一生懸命頑張っ、この事業を一日も早く着工ができるように頑張っ、はいきたいというふうには思っており

ます。

○9番（榎 光徳君）

夢のある話ですので、ぜひ実現に向けて、我々議会も当然頑張らなければいけないんですが、最大限の努力をしていって夢の実現を勝ち取りたいと願いますので、ぜひ引き続き頑張りましょう。どうもありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

11時15分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、渡邊博之君に発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

皆さん、お疲れさまです。日本共産党の渡邊博之でございます。通告の内容で質問してまいります。

その前に、ロシアのウクライナへの武力侵略について一言申し上げたいと思います。

2月24日、ロシアはウクライナへの武力による侵攻に踏み切り、子供を含むウクライナ市民の多くの市民の命を奪い続けています。ロシアの行為は、国連加盟国ウクライナの主権、独立の尊重、領土不可侵の原則、武力による威嚇禁止を明記している国連憲章及び国際法の基本原則を大きく逸脱する侵略行為そのものであり、いかなる理由を並べ立てようと決して許されない無法行為であります。

しかも、核の使用を示唆するプーチン大統領の発言は、世界に不安と恐怖を与えるもので、たとえ脅しのためのものであっても絶対に看過できるものではありません。今大事なことは、国際社会が一致団結して国連憲章を守れの声でロシアを包囲し、直ちにウクライナから撤退することを強く迫り続けることが大事だと考えています。プーチン大統領の核使用の示唆発言に便乗して、安倍元首相や維新の会が日本も核の共有をとの議論を展開していることは言語道断です。唯一の被爆国日本が果たすべき役割は国是とも言うべき、核は持たない、持ち込ませない、作らないの非核三原則を遵守し、地球上から核をなくす核兵器廃絶の先頭に立つことではないでしょうか。戦争で犠牲となるのは、どこでも子供を含む無力の市民です。核使用は地球を滅ぼします。ノーウォー、ノーニュークリアを強く訴え質問に入りたいと思います。

私は、まず生活環境について、次に、非正規職員の問題について、その後、屋久島高

校について、最後、危機管理についてで質問をいたします。高校問題では教育長にもお尋ねしたいと思います。

最初の質問です。質問する当該の道路のある3地区は、ほとんどが移住者の皆さんで、北部では空港近くにあり、以前サニーパークと呼ばれる住民の憩いの場として親しまれた広大な地域です。南部では、原と平内の集落内にあります。3地区は、パイン会社の分譲地を購入して住まいを得て居住している共通点があります。町長と担当課長には、資料としてこの3地区の現状の写真と地図をお届けしています。御覧頂き、場所も現状も認識していただいていることを前提に質問をいたします。

まず、お示ししている地区の道路の管理はどうなっているか。現状をどう認識しているか、お聞かせください。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊博之議員の質問にお答えをします。

通称サニーパーク付近の未整備道路の管理については、一部が町道でその他は民有地となっています。また、原及び平内の未整備道路の管理者については、公衆道路及び民有地となっています。現状は、砂利道で生活道路として利用をされているというふうに認識をしております。

○14番（渡邊博之君）

写真だけでは、大分苦勞して作ったお示しした写真だったんですけども。現状は行ったことがありますか、この3地区の道路は通ったことがございますか。

○町長（荒木耕治君）

通告書を頂きまして、議員御指摘のところを見てまいりました。

○14番（渡邊博之君）

この地区は、屋久島に魅了されて移り住んできた、そういう移住者の皆さん方がいらっしゃるところで、しかし長い人でもう30年住んでいらっしゃる、そういう大変もう屋久島町民としてはもうかなり古い、そういう歴史を築いてきています。

色々とお話を聞きますと、一番やっぱり、通常その道路の管理が問題と、草刈りとかはどうってことはないらしいんですけど、やっぱり雨が降ってこの道路が、土が押し流されると、側溝はあってもそれには乗らない、もう削られて。ですから、途中途中で水切りを造るわけです。この管理もやっぱり大変だと。埋まってきたらまたあたらしくやるというような、そういう苦勞があるということを知ることができました。

そして、同時に、もう我々も30年、立派な町民だと思うけれども、そして税金も払っ

てるんだがということで、こういう言葉を聞くとやはり胸が痛みます。疎外感を感じさせてるということでは、このままではやはりいけないというふうに思うんですが。

町長には、まだぜひ直接地元の当該の方々と色々声も聞いていただいて、そうすることでやっぱり見えてくるものがあるというふうに思います。

ただ、この地域で一部、先程町長がこの民有地と言われた、一部民有地、個人名義というところもあります。大変複雑な状況で、そういうところにいきなり町の予算を使うというふうにはこれはできないので、ここは何とかして解決していく必要があるというふうに思います。

資料の4、町長見ていただきたいんですけども、ここも同様の民間の名義があったところですけども、この道路は、私も一緒に関わりましたけれども、その壁にぶつかってたという経験があります。ただ、その後、住民の方々はこのパイン名義、パインと相談をして、パインの名義を自分たちの個人の名義にしたと。そして、その後、町道認定の申請があって、おとし認定をしていただいて、今年は整備をすると、そういう大きな進展を見せた場所であります。

ですから、実質的にはこの壁も越えられるということはこの前例は示してるんじゃないかと思うんです。そのためにも、さっき住民の方ともこういう相談もしながら、もう一度、現場もしっかりと見るということはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

原と平内の分に関しては、今回初めて私も現場を見ました。原のところは前も言われて一遍砂利を入れた経緯があります。今、議員がおっしゃられるように、南建リースの前のあの道路は、議会からも質問を受けました。今の議長からも、昨年でしたか、その前か一般質問も受けました。やはり、情の部分ではみんなやってやりたいのはもう渡邊議員と一緒にです。ですが、やっぱりルールがありますから、理の部分できちんとやらないといけないというのがあります。

ですから、ここの今、南建リースの前の道路は、今年町道に認定して来年度舗装をやるように予算計上してますけれども、そこに行くまでにはやはり地域の、今住んでる方々の努力も必要だったし、これは半分はたしか町道で半分は民有地か何かでだったんで、これを自分たちで何とかしてもらって、これを町に寄附をしてもらうような形でしてもらえれば、うちはこれはちゃんとやりますという話合いをして、その住んでる人たちが交渉をしてそういうことが整ってきたから、うちはもうそれ以上のことはありませんから、私もやると言った以上はちゃんとそういうのが整えば来年度やるということでございます。

ですから、あとの残りの部分も、議員が言われるように、名称を言っているのか、パインさんが売ったところを、もう何十年になるところ、だから、その、今サニーパー

クのあそこのずっと下のほうに一番突き当りに、個人名を出していいかしらんが、ムライさんとか何とかという方が住んでますよね。あの人とも個人的にも私は何年か前に話をしました。やることはあるけれども、そういう事情があるとやりたくてもやれませんが、そっちで努力をしてこれを何とか町道にできるようにしてくださいよと、そうしたら私はやりますからという話はしてきましたし、ずっとそういうことで。

だから、ほかの平内に、原にしても、そういうことでやっぱり民有地を町もやるわけには。そういうことをやると、議員が一番うるさいじゃないですか、何でやったのかと言われますから、それがないようにやりたいというふうに思ってます。

○14番（渡邊博之君）

展望は開ける答弁を頂いたと思っております。おっしゃるとおり、私もパインともこの問題では話もしました。パインとしては、要望があれば無料で提供したいと、そういう意思があったから、このさっき言われたその場所は、今度手を入れてくれる場所は解決をしたということになるんで、そういうことも住民の皆さんが知れば、自主的にそういう方向で努力をするという可能性も出てきます。

その上で、町長、やっぱり長期整備計画を作成していただいて、そして全体像を示すということで、町民の皆さんの気持ちというものはすっきりするんじゃないかと。やっと屋久島の一員になれたという思いを抱く人もいるかもしれませんが、そのことは大事だというふうに思うんですが、計画の作成はどうなんですか。

○町長（荒木耕治君）

これまで道路整備においては、地域からの要望等に応じ、その内容を認識した上で整備を進めてきたところです。道路の種類、その現状によっては管理者が異なる場合がございますが、現状未整備である舗装、排水等の整備も含めて計画的に整備をする必要があるため、長期振興計画と併せて町道の認定をした上で整備をしていきたいと。基本、道路の整備においては町民の重要な生活道路であると考えておりますので、各地区で必要な道路についてはこれからも維持管理及び生活道路として整備をしてまいりたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

整備計画をつくる、反映させると、そういうことに理解をしたいというふうに思います。

そこで、通告はしてないんですが、やはり道路関係で、ポツンと一軒家的な、そういうところの道路もあるんです。ここは、もうほとんど、本人たちは一生懸命手入れをするんですけども、自然の力には勝てない。大きなくぼみができたりして、あるところなどはかなり離れて、四、五百ぐらい離れてるところなんですけれども、そんなにか、とにかく配送業の人たちは入っていけないのでそこを荷物を抱えて、その現場を私

偶然見たんですけれども。

ただ、そういうところをいきなり舗装というのは、私はそこまでは主張はしませんけれども、さっき言いましたように、修繕といいますか、ひどい穴埋めは砂利を運ぶとか、そういう支援といいますか援助というか、これはどうでしょうか。一部やっていることは聞いておりますので、全体的には本人の申入れ、そういうことで手当てをするということについてはどうですか。

○町長（荒木耕治君）

基本的には要望に建設課あるいは私のところにでもそういうのが言ってきたら、私も、現実、宮之浦の営団地区のソーイングのどっかあの上に急なところで、雨が降ると流れて、砂利があれやということで、そこに砂利を入れたこともあります。ですから、そういう生活に。

もう一つ願いは、そういうところに家造らないでほしいというのも一つはございます。それは、自分が環境がよくて住みたいというのは分かりますけれども、やはりちょっとそこら辺はそういうことも踏まえて、家も水道も電気もそりゃ自分で引かなければいけないようなところに、お金かかるわけですから。だから、住んでもらうのはありがたい話ですけども、やはりその後自分たちが住んでそこでどういう環境なのかということも少し考えていただければよろしいのかなというふうに思います。

砂利やそういうのはやってますし、これからもやりたいと思います。

○14番（渡邊博之君）

そういう話を聞くと大変喜ぶというふうに思います。よろしく願いいたします。比較的短時間でこの問題が終わりました。

次に、非正規職員の問題でお尋ねをいたします。

私のこの質問は、亡くなられた田代君の御両親の了解も得て質問をしようとしているところであります。

公務中に死亡した、そしてその処理が長時間かかると。そういう意味では非常に痛ましい出来事と評していいというふうに思うんですけれども、そういう中で残された遺族の皆さんの心情を思うと、やっぱりいたたまれない気持ちになります。亡くなった本人にも、私もここで哀悼の意を深く捧げたいというふうに思いますが。

この質問の趣旨は、私は、遺族のお母さんの言葉だったんですけれども、子供の生きた証しを残したいと、これは非常に重いものだなというふうに感じました。やっぱり、息子さんが亡くなって、そして二度とこういう事態、経過も含めて、招かないでほしいと。働く者のやっぱり健康も管理していただきたい、いわばこういう思いもその中の一つだろうと強く感じました。大事なことは、やはりしっかりとした教訓を残して、彼の死を無駄にしないこの対応をするというところに大きなこの言葉の重みがあるんじゃないかな

いかというふうに思います。

そういう意味で、確かな教訓を残していくためには、内容は、やっぱり真実が皆さんにも伝わるような、真相が伝わるような、そういうこの情報の可能な限りの開示というのは必要だというふうに思うんです。真相が曖昧なままに決していい教訓というのは導けないというふう、私はそういう趣旨から今日の質問を行ってるわけですけども。

なかなかさっきも言いましたように情報が伝わらない。そういう中で、今住民が共通して得た情報というのは、11月12日付の南日本新聞の記事だと、私も同様であります。

この記事には、町に対する厳しい言葉が並べられています。ただ、内容は現在申請中という進行過程でもありますし、大事な時期でもありますので、答弁についてはそのことも配慮したものにさせていただきたいというふうに思いますが、答えられるやつはやはりしっかりと答えていただきたいというふうに思います。

私は、記事に沿って事実の確認と幾つかの疑問についてお尋ねをしていきたい。

まず、記事の中に、町長、町長とは書いてませんが、公務中の死亡だったということの記事について、これは間違いのない、町長自身も認めることですか。まず、お聞かせください。

○総務課統括係長（木原幸治君）

はい、公務中の事故というふうに認識をしております。

○14番（渡邊博之君）

公務中に亡くなったという、これは客観的な事実ですから否定はできないと思いますけれども。

一つは、全体を見るために、この問題処理がどういう経過を経てどういう内容で現在あるのか、今後の見通しも含めて示していただけたら、お答えください。

○町長（荒木耕治君）

現状としましては、御遺族の意向により、議員がおっしゃるように私も非常に心苦しく思っております。一日も早く何らかの解決策が編み出せばいいなというふうに思っております。

遺族の意向により、町を通じて認定請求を基金支部に提出をしたところであります。審査の状況については、現在精査中と聞いております。今後の見通しとしましては示せるものではありませんが、これまでどおり審査の内容に必要な照会に誠実に町としては対応していきたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之君）

確かにおっしゃるとおり審査中ではありますが、その結果を待つて次のことを考えるということになると思いますけれども。

確認で、雇用契約を締結というふうにあります。これは、契約書を作成している、そ

してまたは雇入通知書を交付しているということになるんですが、それでそう理解してよろしいですか。存在するかどうか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

雇用契約は締結をしております。

○14番（渡邊博之君）

専門の人の話だと、雇用関係があったかどうかの客観的な判断基準は、雇用者と被雇用者との間に指揮命令関係があったかどうかで判断されると、こういうふうにされていますけれども、現実には田代さんが朝役場に来て、そしてその日の作業内容にこの指揮命令の関係があったか、実態があったか。別な言い方をすれば、その過程がなくて、省かれて、業務内容だけ雇用のときに伝え、そしてあとは被雇用者任せという形態があったならば、これは雇用ではなく業務委託ということになるわけです。個人との業務委託は違法とされているんですが、実態はどっちだったんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（石田尾茂樹君）

再開いたします。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

この事故が起こる前までは、おっしゃるように業務契約をしておりましたので、それが違法だということで、その年度から雇用契約に変えております。当然時期によって作業の内容が変わりますので、旭牧場の職員のほうから、こういう作業をしてくださいということはあるんですが、それは毎日毎日役場に出てきて指示を受けるのではなくて、現場のほうへ連絡をして、作業員には指示をしておりました。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

今、これから質問しようとする回答は出たんですけれども、なぜ大事だったかというのは、ここに平成28年の3月に発行された議会だよりがあるんです。これは短い文章に変えられていますので、表現が間違っていなければという前提で少しお話をさせていただきたいんですが、28年3月の発行ですから、この議論は平成27年の12月議会で行われた。

同僚議員の名前を借用させていただきますけれども、緒方健太議員が一般質問の中で、「個人との委託契約の中で町が社会保障をしている、このこと自体正しい事務処理なの

か」と質問をされています。これは決算特別委員会で審議された中身で質問をされていると。これに対して町は、「確かに労災雇用保険等の社会保障については、あまり気に留めないまま契約を進めてきており、瑕疵的なものがあります。ただ一方で、業務の委託・個人との雇用契約については、当然きちんとしなければならないと思う」。

ただ、この流れの中で、町が社会保障をしている、このこと自体どうなのかということに対して、町長が確かに労災雇用保険等の社会保障については、これはちょっと瑕疵的なものがあるということを町長が答弁をされているわけです。

この文面から推しはかると、労災保険・雇用保険、この当時です、いや、答えは出ないですから、労災雇用保険がいわゆる瑕疵だったと。その後、もし変更・改変に着手していたとしたら、労災雇用保険がなくなっているかもしれないというのが、この文面から私感じ取ったものなんですけど、今お聞きしましたら違法だということ、指摘か気づいたか分かりませんが、平成30年からはいわゆる雇用形態に改めたということが分かりましたので、そのことはすっきりしたというふうに思います。

そのことを申し上げたいと思いますが、ただ、この新聞記事を見てみますと、南日本新聞の記事をなぞっていきますと、最初、地方公務員災害補償基金鹿児島県支部に照会をした。業務日誌などを基に客観的資料で確認ができない、公務災害の審査対象ではないという回答をいただく。遺族が労災保険を申請。これを受け付けた鹿児島労働基準監督署は、ここではなく公務災害の審査対象に該当との連絡。この遺族の希望という理由で公務災害申請の請求書を支部に送付。

これが今、審議審査中というふうになっているわけですが、客観性がこの内容に私ないというふうに思っているのが、最初、この業務日誌などを基に協議をしたと、協議になっているんですね。協議の具体的な内容というのが、記事ですから説明はしたかもしれませんが、よく分からない。

そうすると、その次には、鹿児島労働基準監督署はここではできないというか、ここではなくてということになって、これも連絡となっています。連絡の内容、どういう内容でここではないと言ったのか、そのことがこの南日本新聞の記事では分かりません。

そして、遺族の希望という理由で再送付したということになるんですが、やっぱり真相というのは、何が原因でここは駄目ですと、こういう理由で駄目ですと、そういうことがはっきりと記録されていなければならないと思うんですけども、記録がありますか、どうですか。やり取りの記録があるかどうか。

○町長（荒木耕治君）

担当課に説明をさせますけど、今、新聞で事実確認をされていますけど、私の経験から申しまして、新聞が必ず正解を書いているということもありませんから、今確認をしているんだろうと思いますから、それは一方的な書き方もありますよ、私の体験上です。

そういうのもありますんで、だから、どこで取材を受けて、うちも取材を受けたのか、うちの取材がそれだけ書かれているのか、色々そこら辺はありますんで、うちで分かることは、今議員の質問にきちんと答えたいというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

確かにそういう一面もあるかもしれませんが、あるかもしれませんが、こういう大事な大きな問題を、公の一方の機関とやり取りするわけです。これはやっぱりその経過・経緯というのはしっかりと記録として残す、これは当たり前じゃないですか。電話でやり取りをして、ああそうですかということでは、あまりにもこれは業務の責任としてはなっていないんじゃないかと思うんですけれども、あるかどうかだけお聞かせください。

○総務課統括係長（木原幸治君）

基金と屋久島町役場とのやり取りの経緯につきましては、記録がございます。（発言する者あり）はい、その時点で対象にならないということの文章も基金支部長からの公文書をいただいております、通知文については、それも町のほうに保存をしております、そのコピーにつきましても、遺族のほうにはお渡しをしております。

あと労基署の通知書につきましては、遺族の方が労基署の申請をして、結果通知書は遺族の方がお持ちになられております。

○14番（渡邊博之君）

そういう点で瑕疵とかそういうのはないと、そう言っているわけですね。要するに、流れとして因果関係がはっきり分かるようなそういうものであれば、私はそれはそれでいいと思うんですけれども、この協議だとか連絡とかというこの辺に曖昧さを感じるんです。そういう点では今後もそうですけれども、しっかりと記録を取るということは大事だということを申し上げたいと思うんですが、何かあれば。

○総務課統括係長（木原幸治君）

先程申し上げましたとおり、事実関係といたしましては、遺族の方と情報についてはしっかり共有をさせていただいております。先程申し上げたことの実事については、間違いはございません。

○14番（渡邊博之君）

もう一つ指摘といいますか、私の思いなんです、今こうやって機関が回って、また戻ってという感じがあります。この中で、最後の今審議中というやつも、遺族の希望ということが理由になっているんです。これを除けば、町は正式に申請をしていないという実態が浮かび上がってくるんですが、実質自らの手で課長も支部も、要するに雇用の条件は満たしているんだから認めてほしいと言っていますよね。そうであったら、行政がやっぱりしっかりと筋を通して申請をするというか、私はそこが何にも見えてこないんです。遺族のやり取りはしますけれども、本来は元に戻ったわけですから、ここに正

式な申請をする、そして返ってきたら不服審査で、何かそういう気概を感じない。職員を守るんだという、そんな気概を感じないんですけれども、実際にそういう構えを取ったことがありますか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

議員今申請をしていないとおっしゃいましたけれども、請求権はあくまでも遺族の方です。それは、請求は正しく今やっております。それに対して町は協力をする義務がありますので、町としては必要な書類については、基金のほうへ提出をしております。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

例えば本町の正規の職員が労災という状況になったときには、これはどこがやるんですか。

○総務課統括係長（木原幸治君）

同様に、請求人はそのけがをしたり、亡くなった方が請求者になります。町はそれに対して雇用している立場でどういう条件で雇用していたのかとか、そういうことを証明する書類もつけます。

○議長（石田尾茂樹君）

木原係長、亡くなった方、申請できないので訂正してください。

○総務課統括係長（木原幸治君）

亡くなった方は申請できませんが、亡くなった方の御遺族の方が申請をする形になっております。

○14番（渡邊博之君）

少し私の認識と違うものも出てきましたけれども、そういう意味ではそれがそういう方向だとしたら、やはり今後もそうですけれども、遺族の皆さん方に寄り添っていくとか、あくまでもその気持ちを尊重してやっていくと。その先は分かりませんが、やはり救済、救済と言っちゃおかしいかもしれませんが、遺族のこの思いをしっかりと形にするということも、やはり今から考えておくことが必要じゃないかというふうに思います。

最後にですけれども、同僚の方が2人とも体調を崩していたと、それでも頑張ろうと励まし合っていた矢先の出来事であった。対応次第では命を失わずにすんだのではという、そういう後悔の言葉を残していらっしゃいますけれども、本当にそうだというふうに思います。

ただ、この後、非正規だとか色々なものが一まとめにされて、会計年度任用職員制度というふうに移行しつつある。その中で労災が起きた場合の対応としては、この制度で万全なのかどうかです。そのことをちょっとお聞かせください。

○総務課統括係長（木原幸治君）

会計年度任用職員の公務災害の補償につきましては、地方公務員法の中の45条の中にも公務災害の賠償については補償するという規定がもともとございます。したがって、常勤的な非常勤につきましては、地方公務員災害補償法という法律に基づいて補償をいたします。

あとパートタイム等の職員がいらっしゃいますので、その方は非常勤になります。なので、その方々は鹿児島県の共通の条例がございまして、その条例に基づいて公務災害の補償をするという仕組みになっております。

また、実際公務災害認定をされるかどうかにつきましては、それぞれの事務局の審査に基づいて認定をされる形になっておりますので、町としては、制度としてはそういうものに万全に加入をいたしまして、対応させていただきたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

2人体制で、どうしても緊急に休むという場合もありますよね。以前、現場に聞きますと、自分の代わりに友達でも家族の人でも代わりを立てて、その賃金は自分の給料の中から払うんだという、そういう実態があったということも確認はされているんですけども、実際にはやはりそこは全体で負うというような方法を、どうしても無理をしますよ、やっぱり。ここは2人体制となると、2人とも休むわけにはいかない。そういった無理が今回のこういう悲劇を生んでしまった、一人で亡くなったという悲劇をつくり出したということも言えるわけですから、そういうものも含めてやっぱり働く人たち、その健康と命をしっかりと守るような、そういう内容にして、屋久島町はしていただきたいというふうに思います。

私たちも、正規・非正規というふうに人間を振り分けて、そして低賃金で使う、それが当たり前、こういう風潮を断固として認めるわけにはいきません。雇用はやっぱり正規で、みんなが安心して暮らせる、そういう社会を私たちは実現を目指して頑張りたいというふうに思います。そのことをお伝えして、この問題は置きたいというふうに、また何かありましたら質問をさせていただきます。

それでは、次に入ります。

町内のある方から、2月16日付の南日本新聞の記事を読んだかという突然の電話がありました。読んでないというふうに、読んでなかったものですからそうお答えしたんですけども、「あの記事を見て涙が出てきたよ」と、こうおっしゃった方がいらっしゃいます。私も記事を見て、改めてその状況に愕然として、今回取り上げたいというふうに思ったところであります。これが南日本新聞2月16日の県下の各高校への出願状況です。

私はすぐその後担当課長に電話をして、令和3年度、ですから昨年度の進路希望の一覧というのをしっかりとまとめていらっしゃいましたので、これをいただいて見ました。分かったことは、今年だけの現象ではなくて、去年はもっとひどかったと、低かったということが分かって、これはもうかなりそういう状況が以前から続いてきているんだということを強く感じた次第であります。

ただ、この内容を見て感じたことは、進路志望が100名です、これは中学生ですから100名、そのうちに専門学校というのも結構多くて、そこはもう如何ともし難いという思いがあるんですけども、救われたのは普通高校、屋久島高校、普通高校があります。ここには県外10名の皆さんが出願希望しているんです。このもう一つ4名、通信制というのを志望している子供たちがいます。この通信制、勉強はしたい、だけれども昼間の学校へ行けない、こういう事情がもしかしたらあるのかもしれませんがけれども14名ですね、これは屋久島高校へ取り戻すといいますか、まだ屋久島高校へ出願をしてもらう余地として、そういう思いをしました。10名増えたら、また大きく変わるだろうという感じがしたんですが、ただそう簡単ではないなというふうにやはり思いとどめて、その方から聞いてから、私の周辺色々な方々等の意見をお聞きしたりしました。

そういう中で、その前に屋久島高校への出願数、今年の出願数ですけども、普通科80名定員に対して36名、これだけだと50%を切っています。情報ビジネス科、もう一つの科に対して39に対して28、ここは健闘、健闘っておかしいですけども、これ合わせてやっと50%ちょっと超えるという内容です。

そこで町長、まず議論の前に、町長もOBでしたっけ、屋久島高校の。OBとしてこういう状況をどう感じていらっしゃるか。また、何かこうやったらいいんじゃないかという対応策があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○町長（荒木耕治君）

卒業式、入学式に行くたびにがっかりするような状況です。私の学生時代は五百七、八十名全校生徒いました。1年生で4クラスぐらいあったというふうに思っておりますから600近い生徒がいました。ですから、行くたびに、コロナで今度は卒業生だけだからなおがっかりするような、そういう状況が進んでいるんです。これはもう数年前、相当前から屋久高の進学は少ないということは思っております。

私どもの頃は子供が多かったから、多かったからといってもほとんどが北部、旧上屋久町の生徒が多かったです。屋久町の生徒というのはほとんど島外へ出てて、それはどういう事情があったか、経費的なものもあったのか、通学に今みたいに通学バスもないですから、通学とかそういう関係も色々なのがあって出て行った。

それが大分そういうことではということで、屋久島高校へ残すような努力をずっとやってきましたけれども、なかなかこれ個人の希望もあって、屋久島高校へ行ってくださ

いと言うわけにもいきませんから、なかなか難しい問題で、これに対する本当に特効薬みたいな屋久島高校にとって、おしなべて今度の新聞、私は新聞やらテレビでずっと見てましたけれども、もう一部ですよ、オーバーしているのは。全県的にそういう時代になってきている、少子化でですね。

だから、各市町村でも高校の存在、出願者ゼロというところもありますというふうに記憶をしますけれども。そういう時代ですから、これを本当にほっとけないなというのは思っておりますから、これをどうするかは今からみんなと知恵を出して、一生懸命頑張ってお考えなければいけない問題だなというふうに、OBの一人として強く思っているところです。

○14番（渡邊博之君）

町長が在校生600名もいたというのはちょっと驚きました。それだけ多かったということだと思いますが、ただ、さっき一つは児童数が減っている少子化、それから全県的にそうだとこのことを言われました。

確かにそのとおりだろうというふうに思うんですが、これを意識してしまうと、意識といいますか、ここに寄りかかっちゃうと、じゃあどうするかというその気力が少し衰えますので、やっぱり今の状況、屋久島高校これでいいのかということを立て直すことに、私たちはやっぱり集中しなきゃならんというふうに思います。おっしゃったように、大局的にはやはり少子化問題、それを解決すると、人口も増やしていくということが求められていることは言うまでもありません。

ただ、現状でも改善によっては前進をさせることができるというか、ちょっと安定させることもできるということも事実であります。先程言いましたけれども、10名から14名の皆さんの子どもの気持ちを屋久島高校へ振り向けることができれば、これはまた一安堵としてもいいんじゃないでしょうか、現状では。

さっき様々な声を色々可能な限り聞いたとありましたけれども、まとめて少し言いますと、一つは距離の問題がある地域、すなわち距離が遠すぎて、そしてその負担が大きくて、島外へ志望というような判断をしている御家庭もあるんじゃないかということがあります。

ある方にお聞きしますと、朝2時半前にはバスが出るですね、（発言する者あり）2時間前というのは開校の2時間前ですかね。起きて子供の弁当を作るということですね。共働きであったりしたら、これはやっぱり大変だということが分かるというふうに思うんですけれども。

それから、屋久島高校へ通うコストと利便性、こういったものも障壁になっているんじゃないかというような声がありました。

あるいは、留学制度をもっと充実させたらどうだと。それで少しでもカバーできるん

ではないかという声もいただきました。

それから、やはり子供たちに魅力を感じる学校づくり、それは学力であったり、あるいは雰囲気であったり、色々なものがあると思いますけれども、そういったものを改善することで父兄や生徒の負担を軽くして、これだったら屋久島高校へ行きたいと、行ってもいいと、そういう判断していただけるよう努力する余地は、私は十分にあるというふうに思いますが、何か。

○町長（荒木耕治君）

町も一生懸命やっているんですけど、県立屋久島高校ですよ。県にもうちょっと頑張ってもらいたいというのが私はすごく思っていて、県にも言うんですけど、県立屋久島高校なんですから、県がもうちょっとやってくださいよと。

先程答弁で漏れましたけど、令和元年度末から屋久島高校魅力化プロジェクトに関する協定書を結んでおります。それは相互の交流、連携を図りながら、高校の魅力化向上に取り組んでいるところです。

令和2年度より通学バスの保護者負担金を一律化しました。これ議員が休んでいるときかもしれませんけれども、栗生とか上限があったんですけど、一律4,000円に通学の料金をしたということもあります。それで通学の負担をなくすということでした。今までは栗生から行くと1万円ぐらいかかっていたんですけど、そういうのをなくした。

それで、町外からの入学者を募る地域未来留学に参加をしております。地域未来留学、現在2年生に2名、1年生に3名の留学生が在学中です。来年度も3名の入学を見込んでいます。

また、本年度より多様な講座レベルと資格取得講座が充実をしているスタディサプリという学習支援アプリを導入をして、学習環境の整備支援を始めたところであります。

ですから、町としては様々な生徒募集するための応援はしているというつもりでおります。

○14番（渡邊博之君）

町長、この問題で、もう時間ありませんので、やはり出発点は、私はやっぱり子供、生徒、中学生ですね、そして父兄、学校の先生あるいはOBの皆さん方の、そういった屋久島高校への意識の調査というのは、今まずやるべき最初の一步じゃないかと思うんですが、しかも来年度のことを考えると、夏までにはやっぱり一応の意識調査をすることが今一番大事ななというふうに思って提案をしたいんですけども、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員御提案のものは、令和2年度に生徒及び保護者を対象にアンケート調査を実施した経緯がございます。今年度につきましては、2月15日に鹿児島県教育委員会が発表し

た鹿児島県立高等学校入学者出願者数を受け、教育委員会に協力をいただき、3月1日に町内の中学校長宛てに中学3年生を対象としたアンケート調査の実施を依頼をしたところです。進路を決めた理由のほか、屋久島高校に進学する生徒には、屋久島高校の魅力について、また、町外の高校に進学する生徒には屋久島高校にどんな魅力があれば進学したいと思うかを含んだ内容になっています。

GIGAスクール構想により、一人1台タブレットが整備されていることから、生徒向けのアンケート等につきましては、比較的容易にできる環境が整っていますので、今後とも教育委員会と連携を図りながら、調査も含め検討したいというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊博之君に申し上げます。制限時間を超えています。まとめてください。

○14番（渡邊博之君）

まだ教育長に答弁をお願いしてないんで、教育長一言、今町長の答弁を受けてお答えいただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

発言時間を超えました。発言時間を超えています。（「情けないなあ」と発言する者あり）なら一言、教育長、一言お願いします。

○教育長（塩川文博君）

今、町長がお答えしましたように、高校は高校なりに夜の保護者会を開き、中学校の3年生の保護者への高校説明会も校長じかじかに各学校に出向いてやっております。

それから、高校の魅力の一つ、就職・進学です。これにつきましても職員が夜8時ぐらいいまで残りまして、子供たちの勉強の面倒を、質問教室を開くということで取り組んでおります。

それから、中学校のほうも進路指導はもう7月の頃から三者面談、二者面談、これを繰り返しながら子供たちの適正であるとか、希望であるとか、そういったものを参考に、しっかりと相談をしながら決めております。これをどうこう言うことは学校職員には最終的には権限はありません。それなりの努力を中学校、高校の職員そろって一生懸命やっております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊博之君、以上で終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、渡邊千護君に発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

お疲れさまです。8番、渡邊千護です。先程、榎議員、渡邊議員が時間を有効に使っていただきましたので、私も右に倣いに有効に時間を使いたと思います。

まさかのこの21世紀に入って戦争が起こるとは思いもしませんでした。連日、テレビの画面の中で放送されている罪のない一般市民や子供たちが苦しんでいる様子を見ると本当に胸が痛みます。早く事態が収束し、一日でも早くみんなが平和な暮らしが戻ることを願い祈るばかりです。

それでは、通告に従いまして、1番、離島割引カードについて、2番、新型コロナウイルス感染症が流行した際の教育現場の対応についての2点を質問いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊千護議員の質問にお答えをします。

本町では、平成29年4月1日施行の有人国境離島法に係る鹿児島県特定有人国境離島地域航空路運賃低廉化事業により、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を財源として、屋久島町の住民または準住民に対し、離島割引カードを発行し、運賃割引を実施をしています。有効期限を設ける一番の理由としては、乗船時現在、屋久島町の住民、準住民であるか否かを判断するためのものであり、有効期限を廃止した場合、転出された方で、運賃割引を受けられる可能性があり、このことから、一定の期限を設け更新することは重要であると考えています。本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続な居住が可能となる環境を整備するのが、運賃低廉化事業の趣旨となりますから、御理解を頂きたいと思います。

ここで少し有人国境離島法がどうしてできたかということをお説明をしたいと思います。

有人国境離島の前に特定というのがついてある、特定有人国境離島、これは、先程言いましたが、議員立法で平成29年4月1日から令和9年3月31日までの10年間の時限立法です。ですから、今はちょうど半分ぐらいしているところでございます。これは、全離島の私が今会長ですけど、副会長時代に、沖縄には沖縄振興特措法というのがあります。小笠原には小笠原特措振興法というのがある。奄美には、御案内の奄振があります。私ども一般離島にはそういうものがないということから始まった話です。国の言い分は、

戦後70年間、米軍が占領をした地域が特別だから、そこにそれなりの恩恵をするんだということでもあります。ですが、戦後70年を過ぎて、もうそういうことはいいんじゃないですかということもあって、そもそもそこから始まったわけです。

日本の国土は6,852の有人・無人の島から構成をされております。今、議員も申されたとおり、ウクライナで今戦争が起きております。ですから、そうなったときに、今それもそうですけど、いきなりキエフは攻めないわけです。日本の場合は離島から上陸をする。それが沖縄、小笠原であったり、そういうことです。ですから、やはり、日本の国は、そういう面では、私たちは国境と接して、国防のためにそこに住み続けているんだから、それなりの恩恵をするべきじゃないですかというのが、私どもの国に対する訴えです。

要望・陳情を141名の市町村長で国や関係機関に、ずっと要望・陳情をしてまいりました。その結果、ようやくこの議員立法で、平成29年4月1日にこの特別措置法は成立をしていただきました。

当初、財源として100億円を要求をしておりました。それは、なぜかといいますと、今、議員の皆さんからも言われますし、町民の方々からも言われますけれども、交流人口まで含めてこの恩恵を受けさせないと意味がないんじゃないかということで、財務省、麻生大臣とかなりやり取りをしましたが、どうしても、なかなか難しいということです。そして、国会議員の中に、離島で産まれて、離島で育った、離島から出ている国会議員は、今現在1名しかいません、長崎の五島市から、80歳の先生です。この人が自分の政治生命をかけて、これをつくり上げるんだということで一生懸命やっていただきました。ほかの先生方も努力はしていただきましたけど、ですが、なかなか財務省との協議がうまくいかずに、100億円どころじゃなくて、これゼロになりそうだった。ですから、100歩譲って、まず島民だけまずやって、望みは捨てませんけれども、まず島民からのことをやろうということで、私どもは今それを始めて、今50億円の中からこの事業をやっております。それは、これだけの50億円だけじゃなくて、1泊延ばすやつとか、運賃の旅費とか、そういうものも含めてです。

これは全ての離島にかかっているわけじゃありません。奄美とか沖縄は特措法が、小笠原もあります。これ除いてあります。今、離島振興法、今度、来年3月で期限が切れる離島振興法も、これも10年間の時限立法ですから、来年の3月31日で切れますんで、今、その延長改正に向けて、一生懸命陳情・要望をやっている最中です。今国会に上程をされて、今国会中に上げてもらわないと、来年度の離島振興の予算はつかないということでございます。ですから、今、コロナ禍を押して行きたくない東京にも何回か呼ばれて行っているような状況でございます。

この今、有人国境離島法の低廉化というのは、15の地域の71の島を指します。316あ

る離島振興の網がかぶっていますけど、その中の15地域の71の島です。

ちょっと長くなりますけど、もう一個だけいうと、内閣の内示があって、いよいよこの有人国境離島法が始まりました。内示があって、私どもの4区の先生から電話を頂きました。お前頑張っていたけど屋久島は入っていないよと言われました。要するに、内閣府が内示をしたのは、15地域70島でした。ええって言ったんですが、いや70島で内閣府はそういうことだし、いや先生、何のために陳情・要望して議員会館歩き回って、霞が関歩き回って、頭下げて回って、何でうち入らないんですかといったら、多分そのときは2つの条件があった。本土から60km以上、それと、昭和35年からの過疎率だと思います、要するに。距離は届くんだけど、屋久島は移住者がその頃多かったですから、そこで条件を満たさないということで、困ったことですから、すぐ東京に行かさせていただきます。何か所か頭を下げて回りました。何とか入れてもらえないかということで、1週間、10日したら電話1本で屋久島も入ることにしたからと言われ、それでこの71島、1番目、屋久島も今そういうことで、この有人国境離島法の71の島の中に入ったという経緯があるということだけど、これ町民の皆さんがいうと、これ国がやっている制度だとか、そういうことじゃなくて、私ども議会が勝ち取った制度です、離島の首長たちが。そういうことでございますので、これからもこういうことが、今、準島民まで認めてもらえるようになりましてから、さらなる努力はしていきたいというふうに思います。長くなりましたけど。

○8番（渡邊千護君）

町長、熱い思いありがとうございました。私の出番がやっと回ってまいりました。

この有人国境離島法施行に伴って、特定有人国境離島地域の住民は対象ということで、今、準住民までという話を頂きました。鹿児島県の離島に住む住民は、本当にこの離島カード助かっています。屋久島と鹿児島を結ぶ交通機関の割引額、私も、色々トッピーよく乗るんですけども、飛行機とか、それもちょっと調べてみました。

まず、皆さんよく利用する高速船、正規料金は、往復で1万9,800円が1万2,300円、差額が7,500円です。びっくりしたのが飛行機です。料金が往復で、正規料金3万1,800円が1万5,200円、差額です。片道だと8,300円、往復だと1万6,600円とかなり大きな差額が出ていました。本当にありがたいことだと思いました。あとフェリーⅡが、これ往復でちょっと運賃が違ったので、屋久島から行ったとして5,200円が3,100円と、差額が2,100円、フェリー太陽は、片道2,140円が950円と、差額が1,190円でした。

このような補助により割引が適用されることには、屋久島に住む住民も本当に感謝しているところであります。町民の多くが離島カードを取得していますが、町長、町長は離島カードをお持ちですか。

○町長（荒木耕治君）

当然持っております。

○8番（渡邊千護君）

町長、そして、有効期限が書いてあると思うんですけども、その有効期限を把握しているんですか。自分が持っている離島カードの有効期限がいつ分かるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

これ3年間だと思いますけれども。

○8番（渡邊千護君）

私もそうですが、実は多くの方が離島カードの有効期限を把握していない現状があるのをちょっと今回調べてまいりました。ほとんどの人が知らなかったです。実際鹿児島に行くとか、ちょっと行こうかなというときにちょっと見るぐらいという人が多くて、私、空港のほうにも色々行って調べてとかしたんですけども、実は、かなりの人が有効期限が切れて正規料金で乗っている人が多いということも分かりました。少しずつは減ってきているということも聞いております。

そこで、じゃあ鹿児島県の自治体はどうなっているのかということで、幾つかの市町村のほうにも連絡をしてみたんですけども、そしたら、各自治体では、町内放送をやっていると。有効期限切れていませんかと、そういうことで、定期的にそういうことを行っているということでした。

そして、運転免許証を皆さんもお持ちだと思んですけども、運転免許証を期限が切れてしまったというときに、警察署に届け出をいたします。ちょっと切れていましたと。そしたら、うっかり失効ということで、事情を聞いたときに、6か月間内だったら更新してくれますよというふうに、昨日警察署にも聞いたら、本当に忘れていて、その理由があった場合は更新できますよという話はできましたので、町長、そこで、今、屋久島の高齢者の方たちなんですけれども、なかなか見る機会がありません。病院にやっぱり数か月に1回や2回、鹿児島に行ったり、検診に行ったりとか定期で行く方がいるんですけども、どうしても自分で確認できなかつたりとか、気づかなかつたり、行ってから気づいて、ああ正規料金払わないといけないということもあります。そのときに、どうしても年金暮らしをしている人が多くて、かなりの負担になるということもあります。

そこで、町長、町長は離島振興協議会の会長であります。そのときに、協議会のほうで、もし話をしていただけるのであれば、おもいやり期間というのを頂きたいなど。それはどういうことかという、やっぱりかなりの額が、差額をまとめて請求を受けたと丸々払わないといけないということでもあります。ただ、その払った分を町長、おもいやり期間ということで、その協議会で皆さんの会議の場で、1か月の猶予を頂いて、さらに町のほうでその間に申請をしてもらったら、その差額が返ってくるようなシステムができないかどうか、そういう会議の場で話を持っていていただけないかどうかをちょ

つと確認します。

○町長（荒木耕治君）

それ免許証なんかというのもそうですが、自動車もそうです。1か月前から、船は一遍失効してもまたもらえます。そういうのがありますけれども、発言をすることはやぶさかではありませんので、そういうことをやります。

ただ、今現在の状況を少し話をさせてください。現在の離島割引カードについては、事業開始当初、鹿児島県及び熊毛地区の市町で構成する運賃低廉化協議会と各事業所で合意形成を行い、縷々運用をしてきたところです。仮に確認書類の種類を増やす場合、利用客の利便性向上、議員が言ったのとはちょっと違いますけれども、今、ほかの証明書を作る場合は、事業者のシステム改修や業務負担増となり、相応の負担が生じることも想定をされます。また、令和2年4月1日より適用対象が拡大されました。準住民の判断としては、住所は町外にあるため、屋久島町民が扶養しているか否かの判断がその場で確認できないなど、混乱を招く場合も想定をされます。ルール再検討に当たっては、先程申し上げました課題等の見直しを行った際のメリット、デメリットを天秤にかけ、協議会として判断をし、事業者との合意形成を図っていく必要があると考えております。

現段階では、鹿児島県としても、今回頂いたような代替書類による島民確認を希望する旨の意見等が各所から上がっている状況ではないため、現行ルールの見直しは今のところ考えていないということです。しかし、本町も協議会構成員の一員であることから、鹿児島県他市町村と今後連携を取り、議員が今言ったようなことも踏まえながら、よりよい制度づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○8番（渡邊千護君）

本当ありがたいと思います。そういうテーブルにのせていただくだけでも本当にありがたい話です。

準住民というのはありますけれども、離島カードには写真がついています。更新するときは、3か月以内の写真をつけないといけないんですけども、ぱっと見たときに写真がついていて、そのまま本人確認ができるわけですから、その持ったカードでまた手続きをしていただいてという形だと、はっきりもうその人が証明できるわけですからやりやすいのかなというふうに思います。

ただ、町長はそのテーブルにのせていただけるとのことだったので、本当ありがたい、進めていただきたいなど、町民本当助かると思います。よろしくお願いします。

この1問目の質問は終わります。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、コロナ対策として、町と学校との連携は取れているのかをお聞きします。

○教育長（塩川文博君）

コロナ対策における学校との対応についての御質問にお答えいたします。

町内の小中学校におきましては、まず基本的には文部科学省及び県教育委員会が示しております対応マニュアルを基に、学びを止めないということを大前提に新型コロナウイルス感染症への対応を進めております。

具体的には、以前、町長のメッセージにもありましたけれども、離島である本町の医療体制を考慮しながら、感染しない、感染させない、そういう対応を中心に具体的な対応につきましては、午前中の一般質問の中でもお答えしたような学習活動への対応、それから、学校行事等への対応等させてもらっております。

これまでの学校の対応としましては、感染対策を十分に行いながら、児童生徒、そして保護者、さらに職員、それぞれに濃厚接触者の疑いがあるとき、または濃厚接触者と認められたとき、そして陽性が確認されたとき、それぞれの場合に応じた対応と連携を取りながら進めております。新年となりまして、国内において、オミクロン株の感染拡大が進みまして、10代未満の感染が相次ぐ中であっても、子供たちの学びを保障することを大切にしながら、感染対策と並行して進めております。

学級閉鎖などの学校の判断につきましては、感染者数だけで判断するのではなく、保護者からの情報を基に感染経路や今後の感染状況などを広く分析し、判断することになります。その上で感染の拡大が予見される場合は、基本的には、まずは出席停止、そして学級閉鎖、学年閉鎖の順で、マニュアルに基づいた判断を全校で実施しております。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

今現在、もう屋久島町の現状として、コロナウイルスの感染拡大が続いております。島内の子供たちにおいても感染が広がったケースもありました。学校側は保護者からの電話の対応にかなり追われていました。何度も感染対策会議を開いたと聞いております。教育長、学校からの連絡相談があったと思いますが、そのときに学校側に何度ほど足を運びましたか。

○教育長（塩川文博君）

主なものは担当が対応いたしますので、私が直接対応に関して学校に出向いたのは1回だけです。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。ある学校がかなり児童が感染をしまして、学級閉鎖もしました。休校もありました。その中で感染が続く中、どういう対応を取ったかということ、学校のほうからメールが届くようになっていました。感染がもちろん少なくなってきて、それで、今後の対応はどうするかと、学校側と私もまた話をしにいったんですけども、メールの中で、これは2月15日です。これ夕方の4時4分、感染拡大防止のため休校としますと。

本日陽性者が3名確認されました。17日以降につきましては、明日の状況を見て判断しますというLINEが全保護者に流れました。

その後、これは16時56分、先程休校のお知らせをしましたが、通常どおり登校日としますというこのメールだけでした。かなり保護者の方からの電話が殺到し始めたのがここからです。さらに、今度は夕方の17時31分、本日学校として休校と判断いたしましたが、町の教育委員会の指導により、以下のような理由で報告となりました。感染した児童の増加が緩やかになったこと、子供たちの学習の機会を保障すること、学校生活を必要としている児童がいること、なお、学校は感染防止対策を徹底し、感染予防に努めてまいります。これは、もちろん感染経路は多分もうしっかり分かった上で、これ以上感染拡大はないよという連絡があったと思います。話があったと思います。

ただ、この数時間の間に、明日は休校です、ちょっと30分後に、いや通常登校ですだけです、来たのは。その後に最後のメッセージが来ました。

色んな話合いが行われたと、本当思います。ただ、これだけの保護者に来た通知では、もうかなり学校なのって、3人出たのに何で行かないといけないのって、何で通常登校なのと。そして、さらにその後、町内放送がありました。これは、ちょうど夕方、そのメールが来た後です。ちょうどそのときに町長のメッセージがありました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止についてのお願いと。現在、町内において2つのクラスターが発生するなど、感染拡大が続いており、町の警戒レベルを、最高警戒レベルに近いレベル4としています。今回の感染拡大につきましては、多くの子供たちにも感染が拡大しており、これまでにない広がりを見せております。感染予防のためには、これまでも増してマスクの着用、手洗い、うがい、手指の消毒、3密の回避、十分な換気などを徹底することが必要ですと。その後も書いています。

教育長、どちらも間違いではないです。町長が言っているのも、実際のことを話して気をつけてくださいと。今こうやって感染拡大、子供たちも広がっているというのも事実です。ただ、感染経路を突き止めたということで、教育長はやっぱり学校を止めちゃいけないということも間違いではありません。

ただ、保護者のみんなは、じゃあこのメールと町長が放送した内容と全然違うじゃないかと、矛盾しているじゃないかと。そしたら、今度は、保護者が学校に相当来ました。それと同時に、住民の方からもかなり連絡がありました。どっちなんだと。本当にこんなだけ感染が拡大しているのにと。放送、クラスターが2件出ているんでしょうと。学校行かすのかというのもありました。

私も学校に行きました。もう学校の先生も涙ぐんで、電話の対応でもうあたふたしていました。トイレも行けませんって。そういうときに、やっぱり連携です。町長もきちんとした放送したと思いますけれども、学校側が少しずつ低迷していつているから感染

拡大しないよと言ってきても、町民には全く伝わらない。それは、あのタイミングでなぜ行ったのかというのが、もう少し連携が取れていけば、教育長と教育委員会と、町のほうと、ちょうどタイミングが重なったというのがあるかもしれませんが、町民は全く気づかない。何で町のほうは意見が2つに分かれているんだと。教育委員会と町と言っていることが違うんだということがありました。そこら辺は、教育長どう思われますか。

○教育長（塩川文博君）

議員がおっしゃることはよく分かります。ただ、前も申しましたとおり、学校の基本姿勢は子供の学びを止めない。たとえ町の警戒レベルがレベル4であっても、学校は開いております。

それに校長がそれぞれの状況判断をしますけれども、校長は全て正しい判断をするとは限りません。例えば、直近な例でいいますと、運動会の実施の判断は校長が雨雲レーダーやそのときの雨の降り方、学校のグラウンドの排水状況を全て判断しながら、情報を基にしますけれども、雨が上がっちゃった、周りからはやればできたんじゃない。それでも校長の判断としては、いや、これはもうグラウンドがぬかるんでいるから、子供たちがけがをするから、運動会は今日はもう見送ろうという判断をすることもあります。その判断が正しいか正しくなかったかは、その後にならないと分かりませんし、校長さんがみんな全ての状況を判断して、正しい判断ができるとは限りません。間違った、誤った判断をする場合もあると思います。

ただ、今議員がおっしゃったように、学校のその判断材料や状況等を、保護者に詳しく伝えられなかったという点については、私どもも指導不足だったかなというふうに感じております。必ずしも学校と教育委員会が、もしくは町が連携不足で、今回の混乱のような事態を招いたとは考えておりません。その辺については、ぜひ御理解頂きたいと思えます。

○8番（渡邊千護君）

教育長、教育長が学校側とこのときは相談していると思います。このときに、もちろん3人の陽性者が出ています。陽性が出ても学びを止めないと、感染拡大でない限りは止めないと言っておりますけども、ここ屋久島なんです。鹿児島じゃないんです。もし近くに病院がいっぱいあれば対応できるかもしれません。

今回保護者が一番心配したのが、私、聞き取りして回っています。自分の子供の感染の不安というよりも、いつもかわいがってくれる地域のおじいちゃん、おばあちゃんのことを気にしています。子供がじゃなくて、その子供の親がです。いつも通っているじいちゃん、ばあちゃんにうつしたら病院がないって。もし、かかってしまって、重症化したらって、ヘリコプターで運ばれてしまうかもしれないって。近くの地域の人たちはすごくコミュニケーション取っています。高齢者かなり多いです。35%を超えています。

子供はすごい減っています。子供をすごい大事にしてくれる地域の皆さんのために、その親は感染しないために、学校に行かないようにしようという、親同士でLINEが回っていました。その次の日、登校日がありました。全体の25%ちょいでしたか、来ていたのが。その理由はさっきの理由です。少しでも感染しないように、屋久島のおじいちゃん、おばあちゃんたちを守るためにやめましょうという話もしている。そういう意見も聞いてほしいと思うんです。学校を止めないじゃなくて、止めなくてもいいんです。けど、そういう意見を聞いてほしい。それを校長先生もそうだし、教育長としても、そういう意見を、保護者の意見、町民の意見をいっぱい聞いてほしいなというのが、私の今回の思いです。そこら辺どうでしょう。

○教育長（塩川文博君）

御心配は十分分かりますし、その辺の思いは校長から私のほうにもきちっと届いております。

ただ、先程申しましたように、色んな感染状況やら、感染した子供の状況等は、学校の場合は保護者から学校に詳しく情報が入ります。それらも全て教育委員会に上がってきております。それらを全部判断した結果、今回陽性に確認された子供はこの3日間、濃厚接触者として学校に出てきていないという子供であったり、もしくは、そういう子供に感染させる経過はない、もしくはクラスターに広がる可能性はない、そして、人数そのものも減少してきている、陽性者の数が。全体では15人でした。しかし、判断をしたときには、先程議員が申されたように3人の発症でございました。そして、その中には兄弟関係もありました。ですから、それらを全て総合した結果、私どもは、校長との相談の結果、これは、学校閉鎖、学級閉鎖のレベルではないと判断をした次第でございます。

その保護者の不安も十分分かりますので、校長にはお願いをしまして、最後に一文、どうしても不安な場合は自宅待機をしてください、欠席扱いにはなりませんよという情報も伝えてあると思います。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

教育長、そのとおりです。その一文入っておりました。

今回、私、ホームページを見たんです。こっちに屋久島町教育委員会ということで、屋久島町内の児童生徒及び教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染した際の対応についてと、ずっと昨日目を通しました。とてもすごくよくできています。ただ、その中で、第1措置、第2措置ということで、この対応措置の中で1から7のレベルがここに書いています。教育長が言ったとおり、感染経路をたどって行って、これ以上クラスターが出ないとか、人数が減っていくということで基準はずっと設けてあります。

ただ、本当に先程言ったように、ここはやっぱり離島で、本当にすごいみんなが心配していて、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんたちにはうつしたくないという気持ちがすごく強かったんです。だから、その地域の人と、もう一回学校の人とも話をして、保護者を交えて、この地域に合った、もう少し細かくレベルを仕分けにしても作っていただきたいというのが実感でした。もっと意見を聞いてほしいなど。すごいよくできていました。すごい納得もできます。ただ、今回保護者に聞いて、1人でも出たら不安だと、行かしたくないって、もし自分がうつしたらって。今回も相談した中では、かかった親もちょっとだけ鬱になっているって相談がありました、その友達から。私のせい、私の子供のせいって、うつしたんじゃないかなと。けど、誰のせいでもないんです。誹謗中傷する人は誰もいません。助けてあげようという気持ちはすごくみんな伝わっています。そこら辺も考えて、地域の学校に合わせたマニュアル作りをもう一回話をしてほしいと。すごくよくできていますけれども、やっぱり校区での連携だったりとか、地域全体のマニュアルをもう一度見直す必要性があるのかなと、私は思いました。教育長、どうでしょう。

○教育長（塩川文博君）

そのマニュアルにつきましても、先程一番最初に申し上げましたように、文科省、それから、県の教育委員会、それらのマニュアルを基に本町は離島であると、医療機関が少ないという前提の基に作成をしたものであります。当然、そこに保護者の意見とか、そういったところは聞く余裕はございませんでしたので、そこは確認はできておりませんが、我々からすると、よその市町よりは、ずっとかからない、うつさない、そういったところへの対応は各学校に十分に指導し、各学校十分対応していると思っております。

それも、あくまでもマニュアルでございますので、そのときそのときの発生状況、地域の状況、地区の状況、そういったところを考慮しながら、柔軟に対応する準備はできております。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

よく分かりました。ただ、やっぱり保護者の意見も聞いてほしいなどというのは一理であります。中学校でこの間マニュアル作っているところは、安房中学校は独自で作っておりました。安房小学校も作ったほうがいいんじゃないかということで、教育委員会とまた相談をして、新しいまた細かな地域のマニュアルみたいなものを作っていてもいいんじゃないかなという相談をしたところでした。そこら辺も含めて、また保護者とも意見交換会ができれば、教育長、進んでしていただきたいと思います。

このことについては、以上です。

それでは、次に行きたいと思います。

休校等に伴いオンライン授業を実施した学校、学級は。あと今後の課題はについてお願いします。

○教育長（塩川文博君）

休校等のオンライン授業の実施した学校の質問に対してのお答えをいたします。

濃厚接触者に指定されて自宅待機を余儀なくされている児童生徒や感染のおそれから自宅待機を希望する家庭には、オンラインによる授業を提供できる環境が本町では整っております。現在までに、そのような対応を求められ実施した学校は、小中合わせて7校ございます。その7校ともに、子供たちの学びの保障を適時進めているところでございます。

今後の課題としましては、全ての教職員がオンラインの授業に対応できますように、スキルの向上、それから、環境の整備を進めていく必要があると考えております。

タブレットにつきましては、全ての児童に配付が終了しておりますし、インターネット環境が整備されていない家庭につきましては、各学校が責任を持って確認をし、USBタイプのポケットWi-Fiの貸出しであるとか、そういったところも準備はできております。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

今、USB Wi-Fiの貸出しが準備できているということですが、どれぐらいの数があるのか把握できていますか。

○教育長（塩川文博君）

個数は確実には把握しておりませんが、各学校でWi-Fiが環境整備がされていない家庭の数は、同時に配付するには十分ではありませんが、各学校別の時差があれば対応可能でございます。

また、ちょっとうちのICT関係の担当に確認しましたところ、Wi-Fi環境がインターネットの環境がなくても、学校と保護者の携帯との連携で、その携帯からタブレットに通信は可能だというふうにも聞いております。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

じゃあ今そのインターネットをつなぐる環境が各学校にお願いしてあるということですね。どのぐらいつながらないのか、各家庭。私、安房地区のPTA会長もしていますので、安房だけ聞いてまいりました。学年でいうと、1年生が1名つながらないと。3年生が1名、4年生が4名、5年生が2名、6年生が3名と、あと支援学級の方が2名、計13名だと。今回、私も、もうそれしか聞いていないんですけれども、本当に各

学校の、安房の小学校だけでも13人と、結構な数いるなと思ったんですけども、どうしても山奥だったりとか、つながらない環境もあるんじゃないかなということで、やっぱりぜひ調べて、これからまたいつコロナの第7波が来るかも分からないので必要不可欠だということに私は思っておりますので、ぜひ環境整備も整えていただいて、子供たちが格差のないように教育をしていただければと思います。

それでは、この質問は終わりです。

それでは、次に行きたいと思います。

それでは、濃厚接触者のPCR検査指示に伴う医療費負担についてをお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

新型コロナウイルス感染症の行政検査の基準につきましては、発熱などの症状がある疑似症患者や濃厚接触者等の感染症にかかっているという、疑うに足りる正当な理由のある者は、行政検査として検査料や検査判断料などの検査にかかる費用は公費負担となっております。初診料や院内の感染防止対策等は、検査にかかるもの以外の費用として保険適用となりますが、2,000円から3,000円程度の自己負担が発生しているようであります。本町では、子ども医療費助成条例に基づき、保険適用となる子供に係る自己負担分につきまして助成をしておりますが、子供以外の方についての自己負担額の助成は行っておりません。この自己負担額を補助する自治体や大学などもあるようですが、本町では、濃厚接触者等の宿泊助成制度など、感染防止を重視した補助制度を設けており、検査に係る自己負担を補助する制度は現在ございません。

○8番（渡邊千護君）

そこなんです、町長。今回、学校で濃厚接触者であるということで、家族でPCR検査に行ってくださいということで行きます。ただ、そのとき子供の分もちろん払います。先程言ったように、医療費助成金がありますから返ってきます。大人は先程言ったように、そういうようなシステムはないということだったので返ってきませんが、ただ、人によって金額がちょっとだけ違います。大体この間聞いたのが2,980円と大人が。PCR検査代を払うわけじゃなくて、そういった受診料、行ってもらった分を払うと。家族で1回かかります。家族だったら、じゃあ5人受けてくださいと。そしたら、3,000円として1万5,000円払います。陰性だということで帰ります。ただ、1人が熱が出ました。また行きます。陽性になるんです。帰ってきたらもう一度またみんなで行くそうです。熱がない人はまた陰性で帰ってくるそうです。聞いたのは、3回か4回行った人がいました。そうすると、もう金が続かないと。1回5人で行けば1万5,000円です。3回行ったら4万5,000円になります。本当給料からも生活費が削られていって、子供の分は後々返ってくるかもしれないけども、私たちの生活ができないという話がもうかなり来ていまして、そこを町長、自分から検査したいと行く人はいいいんです。お金払っ

て、それ自分の意思で受けたという人はいるかもしれない。ただ、濃厚接触者だから病院に行ってくださいと指示を受けて行く人が、その金額払うというのはもうかなりの負担なわけです。そこを公費負担としてどうにかできないのかなという、私のそういう思いなんですけれども、そこら辺は今後考えていただけないでしょうか。2,980円は自腹で払っているということで。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

今議員もおっしゃるとおり、個人負担が2,000円から3,000円、その病院の初診料等によって違いますので、各病院若干の差があると思います。

ただ、濃厚接触者につきまして、その検査の回数とかいうところが情報が町のほうには来ておりません。もし助成をする場合には申請をしていただくことになります。基本、今基準的に感染をしてしまうと10日間の療養期間が出ると思います。また、濃厚接触者につきましては、7日間の待機期間が出ます。それ以降に申請をしていただくような形になろうかと思いますが、また、申請も含めて、そこら辺りが、かかった人が申請に来るというところで、個人情報の取扱いというのもありますので、ちょっとそこら辺りは検討して、可能かどうかはまた検討していきたいと思います。

○8番（渡邊千護君）

この方は4回目に入院しています。誰とはもちろん言えませんが、3回行って、その後には最後にはもう入院したということで、その人からも連絡がありました。

あと濃厚接触者で病院に検査しにいきます。そしたら、支払いそのときできないんです。その後、病院から連絡が来て、いついつまでに支払いにきてほしいということで、遠いところからそのお金を持って支払いに窓口まで行かないといけないと。かなりそれも、そのとき払えないのかという連絡があったんですけども、その支払い期限が遅れた場合は町のほうに行ってくれと言われたそうです。そこら辺、僕も分からなかったんですけど、何で町なんだろうと思ったんですけど、そこら辺、何か分かっていることはありますか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

料金の支払いのことですか。濃厚接触者の情報について、誰が濃厚接触であるというのは情報は一切持っておりませんので、町にそういう相談が来ても、我々としては知らない情報でありますので、何とも答えようがないと思います。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。先程言ったとおり、入院した方もいらっしゃいます。その方に関しては、もちろんお伝えしようと思います。落ち着いてから、また町のほうに相談に行ってくださいと。

自己負担の件なんですけれども、町長、本当かなりの方がこの問題について、そのお

金については相談が来ていまして、どうにかどっかまた話し合っていて、昨日岩川議員も言っていますけれども、財政調整基金でも少しでも崩して、そこに回していただければなど。いつまで続くか分からないこのコロナ、また新しい株が、変異ウイルスが出たという話もありますので、いつ拡大するか分かりませんので、そこら辺もできればお金のほうを援助していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

14時40分から再開します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀君に発言を許します。

○5番（眞邊真紀君）

こんにちは。5番、眞邊真紀です。

昨日の質問でもそうですが、今日、本当は渡邊博之議員の質問の中で、4番の通告に危機管理について質問がある予定でしたけれども、これがなかったのも、非常に残念だったんですけれども。この危機管理について、防災放送について、色々町民の方から意見を聞くことが非常に多いかと思うんですけれども。この津波の先日の注意報について、どうして町が何も情報を発信しなかったのかというのは、私のもとにも結構な意見が届いております。

コロナの発生件数を放送するよりも、この注意報をきちんと注意喚起をするべきだったんじゃないかというふうに、厳しい意見をいただいております。この前も、結構、それで何十分も話を聞いておりました。

警報だったら放送したんじゃないかと思われるような趣旨の発言が町長からありましたけれども、ぜひ、この注意報でも放送していただけたらと思います。何十件、何百件と、その夜中の放送によって苦情があったとしても、町長がおっしゃっていたような磯もんとりを大潮のときに行っている人もいますので、その方を一人救うことのほうが非常に重たいと思っております。

時間がなくなりそうなので、私の、4つ質問通告しておりますので、順番に行きたいと思えます。

1、旅費精算不正調査について。

2番目が新型コロナウイルスに関する対応について。

3、航空機出張の際に取得するマイルについて。

4、口永良部水道施設整備事業について。

まず1点目の旅費精算不正調査について、進捗状況を具体的にお示してください。よろしくをお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

眞邊議員の質問にお答えしたいと思います。

町長からの要求による旅費監査につきましては、一通り調査を終え、今月中に報告できるよう、監査報告書の準備を進めているところでございます。

したがいまして、その中身については、町長報告以前には、この場ではお答えを控えさせていただきますと思います。

○5番（眞邊真紀君）

一通り調査を終えられたということで、非常によかったなと思っております。中身が問題なんですけれども、調査にあたって、対象者を何人か選んで通知を出して、実際に監査委員と面接をして調査をされたと思うんですが、実際に調査に応じるために通知を出した件数と、応じた人の人数は教えていただけませんか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

数字的にはつかんでおりますが、やはり、それも含めて中身ですので、監査のです。それも含めて一緒に報告したいと考えております。

○5番（眞邊真紀君）

大方そういう返事が来るのかなと思っていましたが、本当は、その具体的な中身というか、何人に通知を出して、何人答えたのかという概要だけですから、本来この場所で答えるべきじゃないかなと思うんですが、その公費を使って調査をするわけですから、今月中に町長のほうに報告をして、当然、議会にも報告があると思いますので、その内容を見て、さらにこの旅費不正の、旅費精算の不正調査について話を進めていきたいなと思います。

自分がやっぱり注目しているのは、宿泊費の二重請求とかそういうこともなんですけど、やはり架空領収書の存在について、眞実がまだ明らかになっていないというところだと思うんです。これが、今回の調査で明らかになれば、もうそれでよいかと思います。もし明らかにならないとすると、今度はまた、第4回目ぐらいですか、百条委員会の設置を提案することになるかと思っておりますので、調査の中身に今後注目していきたいと思っております。

監査委員は、恐らくそういうふうに返事をしてくるだろうなと思っていましたので、

分かりました。その報告を待ちたいと思います。

次の2番目の質問に入ります。

新型コロナウイルスに関する対応についてで、これ、非常に重要な質問なのですが、1番目、小児、5歳から11歳への新型コロナウイルスワクチン接種について、屋久島町の対応は。こちら、お答えください。

○町長（荒木耕治君）

新型コロナウイルス感染症の感染者は、鹿児島県内においても、児童施設等のクラスターが多く発生をし、若年層への感染が拡大をしております。

町内でも1月以降、5件のクラスターが発生し、10歳未満から10代の感染者が60名確認をされており、感染者の低年齢化が進行をしている状況です。

このような状況の中、令和4年2月10日に開催された第30回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、小児に対する新型コロナワクチン接種について議論をされ、ファイザー社ワクチンによる予防接種を予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置づけること、小児については、感染症緊急のまん延防止の観点から、接種に御協力いただきたいという趣旨である。努力義務の規定の適用を除外することなどについて妥当であるとの答申を受け、国は令和4年2月21日付で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての指示の一部改正を行い、ワクチン接種の対象を5歳以上とすることとしております。

また、小児の新型コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、全国的に感染が拡大する中、重症に至る症例数が増加傾向にあること、特に基礎疾患がある小児では、重症化リスクが高くなると言われており、小児へのワクチン接種により感染後の症状を抑える効果が高いとされております。

この指示の一部改正を受け、本町におきましても接種を実施することといたしましたが、接種を安全に行うため、診療科目に小児科がある医療機関で接種を行うことを想定し、希望者の把握を行うための準備作業として、意向調査を実施をいたしました。

調査では、接種を希望する・希望しない・分からないの3つのいずれかを選択し回答いただき、現時点で回答率46.5%となっており、接種を希望すると回答した方が105名、希望しないと回答した方が123名、分からないと回答した方が139名となっております。

この調査により、希望者数を基に接種機関との調整を行い、これまでと同様、予約枠を設定し御自身で予約をしていただき、接種をしていただく方法で進めてまいりたいと考えております。

併せまして分からないと回答された方も多くいらっしゃいますことから、引き続き情報の提供に努めてまいりたいというふうに思っております。

○5番（真邊真紀君）

意向調査をされたということで、私も、その意向調査表を送られてきた保護者の方に
見せていただきましたけれども、回収率は46.5%、これ、大事な意向調査だったと思う
んですけれども、これだけ回収率が低いのはなぜだと思いますか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

先程町長がお答えしました回答率、回収率ですけれども、今日の午前中現在の情報が
ありますので、お知らせをしたいと思います。

回答者数が408名、回答率が51.7%、希望するが123名、全体の30.1%でございます。
希望しない方が132名、全体の32.4%でございます。分からないという方が153名、全体
の37.5%でございます。

今回は、特にお子様の保護者ということでLINE等を使った回答ということで、回
答率が上がるような取組はいたしました。ただ、どうしても現時点で分からないという
方が、多分多いというふうに思っています。

この回答率の低さというのは、分からないということの裏づけかなというふうに思っ
ておりますので、町長がお答えしたとおり、今後、情報提供をさらに進めていきたいと
思っています。

○5番（真邊真紀君）

書類の日付は2月の21日というふうにされていたと思うんですけれども、実際に送付
されたのが、ずいぶん、何日か後だったように聞いています。その日にちの短さ、2月
は29日までですし、3月4日までという、LINEで返答でも、結構やっぱり時間が
短かったのかなというのも、実際あるように思います。

やっぱり、この回答でほとんどの方が分からない、もしくはしないというふうに過半
数の方が答えられていると。情報が足りない、分からないというのが実情だと思うとい
うところだと思うんですけど、そのとおりで、実際に小児への影響というのが全く分か
っていない、これ、治験中の薬ですので、大人への影響というのも長期的に分かってい
ない状態ですよ。

本当に、これ、分からない。どうしたらいいのか分からないというのが、屋久島の町
内だけでなく、全国的にお母さん、お父さん、そうなんだろうと思っています。

すごく気になっていますが、その分からない、皆さんがほとんど分からないという
情報の中で、接種券を一律に皆さんに配付する予定だというふうに、その意向調査表の
中には書いてありましたけれども、この接種券を本当に一律に皆さんに、5歳から11歳
対象の小児の保護者に送付するのかどうか、今、どういうふうに検討されていますで
しょうか。

○町長（荒木耕治君）

前段の御質問でお答えをいたしました、5歳から11歳の小児への接種では、予防接

種上の努力義務の規定は除外をされております。

意向調査時に、この回答は現時点での判断であり、変更も可能である旨をお知らせいたしましたことから、接種を希望する方のみを送付することは考えておりません。

また、これまでの1、2回の接種で、11月以降何らかの事情で接種を受けられなかった方や感染が拡大したことなどにより、接種を希望する方が500人を超えており、現在も増加をしており、このように感染の状況などの変化による判断の変更もありますことから、事業実施期間の9月30日までは、接種を希望する方がおられれば対応してまいります。

分からないと回答された方への対応も含め、対象者全ての方に対し、接種券を発送したいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

それをすると、結局行政から来た通知というのは、実施したほうがいいんだろうなというふうに考える住民が非常に多いです。

それを配慮して、接種券の一律送付をしていない自治体が出てきています。本当に代表的なのは、泉大津市というところなんですけど、ほかにも愛知県の小牧市とか大府市とか、もろもろ、接種券の一律送付をしないというふうな方針を持っているところがあります。

どういふふうに対処をするかというのと、接種をする方に申請をしていただくという仕組みを取っています。接種を推奨していないわけではないんです。大人にもワクチン接種は推奨していますし、だけれども、この5歳から11歳の子供に関して、影響が非常に分からないという声が非常にたくさん出ています。薬剤師の方もそうですし、全国の医師の方が、この5歳から11歳の子供に対する接種には、非常に深刻に捉えられていて、やめるようにというふうな動きもついています。

ただ、受けていたい人たちが100人以上いるわけですから、これに対しては、申請をしていただいて接種をしていただくというのでもいいかと思います。

ただ大半の人が、その過半数の人が、情報が余りないためによく分からないというふうにされているので、正確な情報を、やはり提供した上で、接種券を配付するということがセットでないと、なかなか、この実施してワクチンを接種するのは病院で接種しますけど、実施主体者は、この前も言ったように屋久島町なわけですから、非常に責任を伴うと思うんですが、今のお考えでは、一律で送付するということだと思うんですが、それ、ちょっと改めていただけないと、このアンケート結果からしても分からないという事はベースにありますから、非常にまずいかと思います。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今の集計が最終の集計ではありませんから、その推移を見ると、今、議員がおっしゃ

られるような方法も含めて、最終的にどういう形を取るかということは判断をしていければというふうに思っている。

○5番（眞邊真紀君）

本当に脅かすわけじゃないんですけれども、今、2月の18日の時点で、このコロナウイルスのワクチン接種により死亡されたという方が1,474人、分かっているだけでも厚労省が発表しています。

これは、重篤な方が、男性が2,556人、3,877人の女性の方が、今、重篤な状態になっています。これは子供も死亡例がありますので、若年層には心筋炎の発症があるというふうに、アメリカでも発表ありますし、日本でも発表があります。

これ自体、まだ2023年の5月まで治験中ですので、どういう影響があるのか本当に分からないワクチンなんです。なので、これをきちんと実施主体として皆さんに接種してもらおうとかという、その通知をするのであれば、厚労省のその説明の通知だけで、非常に不十分なんです。

だから、その厚労省の説明書が、恐らく、その意向調査票にも添付されていたかと思うんですが、それを見ても、実際にネットやテレビで見る情報と、その厚労省の上っ面だけ書いている情報ではかけ離れているので、皆さん、混乱されていると思うんです。

実際に、その12歳以上の児童生徒が接種をして、学校に行けなくなっているというケースも、多々見受けられるようです。持病をお持ちの方から接種を優先的にしたわけですけれども、その優先的にしてもらった保護者の方が、児童を亡くされている、生徒を亡くされている方もいます。

親が代わりにサインをするので、その親御さんがサインをしたんだから、あなたが悪いんでしょというふうに亡くなった後に言われて、涙ながらに会見されている方もいますけれども、やっぱりそういうことが起きるんです。

屋久島町内でどうなるか分かりませんが、一律に送付して分からない人が、これ受けたほうがいいんだろうなというような判断をしないように、きちんとした情報を基に、うちは受けるよという意思の下で申請をして、小牧市が割と分かりやすい申請の仕方をされていて、電話で受けるか、それともQRコードから接種の予約をするかということをやられていますので、体制としては非常に大変だと思うんですが、やっぱり大事な子供の命を守るために、ぜひ検討いただけたらと思います。担当課はいかがですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

先程から申し上げますとおり、なかなかその説明資料が出てこないというところも、我々ありました。この意向調査をする際にも、県のほうに資料がないかということでも何度も催促をした上で、厚労省のあの資料が出てきました。

それが出てきた段階で準備をして、意向調査をまずやろうと、接種をする病院が数多

くあるわけではございませんので、なるべく体制の整った病院で受ける、希望される方は受けていただきたいという思いから、意向調査をしてみました。

ただ、答弁でも申し上げましたとおり、これから情報を、色々また出てきますし、我々のほうとしても情報を探しながら、案内のチラシの中にでき得る限りの情報を入れて、それで判断をしていただくというところで考えておりますので、接種券と一緒にそういう案内チラシを、再度また封入してお送りしたいと思っています。

接種の時期なんですけども、当初、3月中には開始をしたいということで考えておりましたが、なかなかそういう準備が進まない状況でありますので、今のところ、ちょっと3月にはちょっと難しいかなというふうには思っています。

ある程度、情報が集まった段階で接種券をお示しして、始まりを4月以降にしたいと考えております。

○5番（眞邊真紀君）

正しい情報というか、皆さんが選択しやすい情報をこれから探していくということですが、泉大津市の市長が出している情報が、非常に分かりやすいかなというふうに思います。ちょっと参考にさせていただければと思っています。

あくまでも、やっぱり、今、話を聞いていると、接種券とともに情報といって、選択、それを基に選択をするというようなふうに分かるんですが、接種券を一律送付するかしらないかという議論もこれからされるということではまずいですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

現時点では、その判断材料は少ないということもありますので、再度意向調査をする時間を考えますと、そういう資料をお示しした上で決めていただくというようなことがいいのかなというふうに思っていますので、一律に出したいとは思っています。今、現時点ではです。

今後、接種を、今、希望するという方がいらっしゃいますけども、その方々につきましても、今後出す資料によって、また方針が変わる場合もありますので、できれば皆様に同じように資料を出していただいて、再度検討していただきたいなとは思っています。

接種券につきましても、できるだけ同時に送っていきたいと思っていますが、ちょっと内部でまた協議をしながら、今後検討していきたいと思っています。

○5番（眞邊真紀君）

大人でも成人は接種率非常に高いですけど、接種券が来ても接種をする人、しない人、それぞれの考え方であります。

接種券を、何も一律で送付しなくても、ここで申請すれば接種ができますよという仕組みにすれば何も問題がない話だと思うんです。

町長、ぜひ、その一律送付をやめていただくという決断を、今、ここでしていただ

ませんか。

○町長（荒木耕治君）

今、ここで決断をとすることは、なかなか難しいと思いますけれども、今、言われるように、ワクチンを打ったほうがいいです、打たないほうがいいですという、今、色々な情報が氾濫をし、錯綜をし、今、分からないという人は、どっちがどうなんだろうなということが、非常に迷っている方、多いと思います。

特にお年寄りはあるですけれども、小児は、やっぱり自分の責任で、じゃあ5歳の子供が判断できるわけじゃないですから、やっぱり両親が判断をしてどうしていくかということをするわけですから、そこら辺は慎重にしなければいけないというのは、私も個人的には思っておりますから、担当が言ったように、これから内部でそこら辺の、また新しいものが出せれば、余りにもそういうものが氾濫をしすぎて、受けるほうが迷うという、逆のそういうのもあるのかなという、個人的には思ったりもしますので、ちょっとそこら辺も精査をしながら、判断をしたいというふうに思います。

○5番（真邊真紀君）

数年前に新型インフルエンザで大変なことになるんじゃないかといって、その新型インフルエンザのワクチンも、相当、日本はスイスからでしたか、輸入しました。

このときも努力義務はなし、接種を推奨だったんです。接種券は送付しませんでした、たしか。ほとんどの人が打たずに、200億円分ぐらいのワクチンを廃棄したという、実際のところがあります。

これ、今、新型インフルエンザのウイルスいないわけですし、あのときに一斉にワクチンの接種券を送らずに、打たない人がたくさんいたというのは、今、考えてみればよかったんじゃないかなというふうに思っています。

その200億円を捨てたというのは、かなりもったいないよなという議論あったと思いますが、多くの人を恐らく救ったんだろうなと思います。

本当に今回のワクチンの場合は、治験、あくまでも治験中で、何があるか分からない。本当に誰にも責任が持てないんです。ワクチンで亡くなった方も、重症な症状を今負っている方も、ほとんどの方が、その被害者としては認定されていません。

だから、本当に町の責任というのが重大になりますので、申請を受け付けるという形式に、ぜひ、こちらに大きく傾けて考え方を持っていただきたいなと思います。

もうここで決断というのが無理だとおっしゃっていますが、もうちょっと時間の猶予がありそうなので、4月からということなので、またちょっと話をさせていただきたいなと思っております。

次に移ります。

3番目の航空機出張の際に取得するマイルについて。

1、屋久島町には航空機出張の際のマイル取得についてのルールがあるか。こちら、お尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

本町においては、旅費支給に関する例規通達において、航空券を購入する際に航空会社から付加されるマイレージサービスの扱いについて利用推進、利用禁止を定めた規定はありません。

なお、3月1日に開催をした第10回定例課長会において、旅費の支給を受け航空券を購入する際は、個人が所有するマイレージカードへのマイル付加を禁止することを提案をいたしました。このことによる影響について、調査した後、即時運用する依命通達を行う予定としております。

○5番（眞邊真紀君）

公務の際のマイルの取得を禁止しているところはたくさんあって、じゃあ、そのように屋久島町は通達をするということですけど、マイルの取得を禁止する以外に、たくさんそのマイルが貯まる、東京往復が多い町長の出張なんかです。そのマイルを有効活用するために、公用マイレージに貯めるという、そういう案は出ませんでしたか。

○町長（荒木耕治君）

マイレージ活用をして経費節減につなぐよう、国や一部の地方自治体において、公用でマイレージを管理していることは把握しております。なお、国の場合は1年間に1万5,000マイルが貯まる見込みがある職員と限定をしているようです。

まず、マイルを一元管理することを目的に、JALに法人カードの作成について電話で問い合わせたところ、複数のマイルは登録できるものの、マイル自体は法人で共有することはできないということでありました。

本町の出張に照らしてみると、鹿児島市内で用務に高速船を利用することが多く、仮に午前中に行われる用務の出張では、マイルを貯めるために飛行機を利用すると前泊が必要となり、航空料金と高速料金との差額も含めると、割高になってしまいます。このことから、職員の出張で飛行機を利用する機会は、さほど多くないのではないかと考えられます。

なお、屋久島空港から鹿児島空港の特典航空券を購入するために、必要なマイルは片道6,000マイルが必要なようで、また屋久島空港から鹿児島空港の航空券を購入すると、102マイルが付加されますが、往復で29回利用して屋久島空港から鹿児島空港の片道券が購入をできることになるようです。

国や一部の地方自治体のように、マイルによる経費節減の効果が大きく得られるのかは検討が必要だというふうに考えております。

また、私については、全国離島振興協議会の会長職を来年6月に解かれると、県外出

張も少なくなると思われますが、まずは公費支出に対し、町民の不信につながらないように、個人カードへのマイル登録を停止し、別にクレジット機能がない個人カードを作成して公用のマイルを貯めようという準備をしたいというふうに思っております。

○5番（真邊真紀君）

確かに屋久島町からの出張ですと、ほとんど町長ぐらい、今、離島振興協議会の会長をされているのもあって、東京往復かなりあるので、恐らく各自治体、国は1万5,000マイルを基準なのは、それと資料を見ていると、恐らく海外出張がかなりあるからなのかなと思います。

外務省なんかも2020年の10月から冬ぐらいまでで300万円ぐらいの経費を節減されたと、この公用マイレージで、なんですけど、それができるのは、恐らく海外への出張、外務省ですから、海外への出張が多いからなんだろうなど。この国の通達の基準に合わせると、非常にやっぱりマイルの数が多すぎる。

九州の中を調べてみますと、この公用マイレージに対して、非常に前向きに取り組まれているのが福岡県なんです。福岡県は2014年から、今現在に至るまで公用マイレージの管理をされていて、500万円以上の経費削減をされているそうです。2014年からです。

佐賀県は、実は、そのもっと前、2008年から取組をされていて、かなり経費削減にはつながっているようですが、残念ながら福岡県みたいに細かい統計は取られていないということで、ただ佐賀に関しても、福岡に関しても、コロナで飛行機での出張が激減していて、出張自体が少ないので、削減率はかなり下がっているという話でした。

鹿児島県は、じゃあどうかといいますと、鹿児島県は、公用マイレージは使っていないです。取得は禁止、鹿児島市も一緒でした。

屋久島町も、そのマイレージを自分で貯めるということを禁止するという向きになるということで、非常にいいなと思いますけど、なぜ、そのマイルを個人で貯めたらいけないのかというのが、やはり県民、市民、町民の信頼を得られないから。当然そうですよね。公務でマイルを取得して、誰の損失もないんで貯めてもいいだろうと思いがちですけど、やっぱりそれは、色々なことに買い物にも旅行にも使えますので、そこで信頼を得られないから、取得したらいけないというのは、非常に当たり前の話だなというふうに思っています。

今、残念ながら屋久島町にはルールがなかったので、これ、色々調べてみると、ルールつくったほうがいいなと思ったので。

町長の場合は、来年、その離島振興協議会の会長の職を解かれるということですが、それまで、やっぱり結構、東京に行かれると思うんです。そのマイルを貯めたものを、公用に使って、少しでも何万円かでも経費の削減をされるとかという御計画はないですか。

○町長（荒木耕治君）

マイルを公用に使うと、議員は、今、おっしゃるけど、先程は、もうマイルを別なものにして、それにたまった分で行けるようであれば、そうはしたいなというふうに思っております。新しく作って。

○5番（眞邊真紀君）

今、私もこれ、この前通告を出したばかりなので、具体的な計画というのは立たないかと思うんですけども、ぜひ、函館市の様子を見てみると、5,000マイル、年間5,000マイル程度を目安とするというふうに書いていますので、何も国の基準の1万5,000マイルでなくても、それ以上、5,000マイル以上貯まる出張があれば、公用で、本当に少しでも経費を削減していただくのがいいのかなというふうに思っています。

これまで町長、かなり東京出張も含め、もっと遠方の出張ありましたけど、ここ六、七年ですよね。までに、何マイル貯められて、マイルをどういうふうにご利用されてきたか、実績、通告していますので、お答えください。

○町長（荒木耕治君）

私は家族の進めでマイレージカードにクレジット機能を付帯したJALカードを所有しております。これまで、このカードを主に空港で優先サービスを受けられることや、買い物した際のクレジットカード決済として利用をまいりました。

そのため、搭乗手続の際に空港でカードの提示を求められれば、優先サービスを受けるためと混同をしてカードを提示をしておりました。マイルを登録することで、町民の皆様には不信を抱かせることがあれば、控えるべきであったと、今、考えているところです。

なお、議員からマイルの残高を明らかにせよということですが、私自身がマイルの残高を確認する方法を理解をしておらず、家族に確認をさせたところです。ですから、ナンバーが何桁とかいうカードを見る、それは家族が管理をして、私はそういうナンバーも見ないし、残高を見ることもできませんから、一応、確認をしてもらいました。

そうすると、飛行機に乗ったマイルだけでなく、私と家族がカードで買い物したのも含まれているということでした。JALも個人情報として取扱い、家族の買い物の内容が含まれるものを公人だからと全て明らかにするのはいかがなものかと思えますけれども、まずは、これまで何マイル貯めたのかという御質問ですから、生涯フライトというのがあるそうです。生涯フライトは16万8,819マイルでした。また、2022年3月3日現在の私の有効マイル残高は8万8,437マイルでした。

○5番（眞邊真紀君）

これまでの出張の回数で試算したら13万マイルぐらいだろうということですが、生涯マイル、個人的なものも含まれて16万マイルですね。なので、恐らく公用だと13万マ

イルぐらいなのかなという感じですけど、実際に御家族の方が管理をされて、マイルについては管理をされていて、何か色々私用で使われていたんだらうなというお答えだと思うんですが、今までその決まりがなかったので、当然、そういうふうになるかと思えます。ただ、残りが8万マイルあるということで、これ、出張に、航空券代に使えるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、これ何万円かずつでも削減していると、おとこの一般質問でも宮之浦のグラウンドの手すりについて云々、いつになるのやらという話をされていましたが、そういう予算が出てくるんじゃないかなと思うんです。

何か順番に待たせている微々たる予算というものを、少しでも経費の削減をして、そっちに充てていただきたいなというふうに思います。

○町長（荒木耕治君）

たくさんのマイル、残っているんですけども、これは、全て、ほとんど全国離島振興協議会の出張の分です。21年3月から2022年の2月までの搭乗記録を調べますと、町の予算で出張をした分は1回です。1,714マイルでした。ですから、この、今、議員は何万マイルを使ってといいますけど、あんまり思い出したくはないですけど、シルバーのときに、幾つかの財布もありまして、全離島の財布、県の市町村の財布、本町の財布、そこで精算したものはそこに返してきました。

ですから、今、議員が言うように、これ、全離島でもらったマイルを、つけたマイルを本町の出張に使っていいものかどうか、今、個人的には思っています。

ですから、昨年1回行くと1,714マイルですから、先程言ったように新しくカードを作って、それで貯めた分に対して、今後、そういうことが、2万、これでちょっと勉強しましたら、2万7,000マイルぐらいあると、東京往復一遍できるということですから、そういうことが貯まったら、それを使っていくというふうに、今後は改めていきたいというふうに思っています。

○5番（眞邊真紀君）

それをぜひルール化していただくようお願いしたいと思います。

公用マイレージの取扱いというのは、やっぱり人手も要するというか、時間もかかりますし、色々大変だからというのでやっていないところもありますけれども、屋久島町の場合はそんなに複雑ではないので、できると思います。

公用マイレージの取扱いに関しては、調べていくと色々ルールをつくっているところがあって参考になることがありますから、ぜひ、ルールにさせていただけたらと思います。

その職員のマイルの取得の禁止に関しても、通達はいつ出されるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

課長会で課長及び事務局長等に考え方を説明してございます。それを持ち帰ってもらって、今、各課のほうでそれに対する意見をもらっています。それを含めて上がってき

た段階で、結果を出したいと。

先程言いましたように、担当課長、職員がしょっちゅう飛行機に乗ってマイルをためて利用できるような状況にありませんので、さほど急ぐ必要はないんじゃないかと。町長については、公用マイレージをするということですので、その準備は進めていきます。

○5番（眞邊真紀君）

住民の方から本当に信頼される町、この出張の精算に関しては、本当に、さすが屋久島町だなと言われるふうにルールをつくっていただきたいなと思っております。

4問目に移ります。

口永良部水道施設整備事業について。

修正分の事業実績報告書の国への提出は済んだのかの現状はというので、初日の本会議の際に、町長から大体の進捗の説明はあったところです。なんですけど、まだちょっと掘り下げて聞きたいことがありますので、御答弁よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

令和4年3月1日付で県へ修正した実績報告書を提出をいたしました。この実績報告書は、県から国へ提出をされます。この報告書につきましては、令和2年度内完成した工事内容を、工事設計書を基に工事写真データ、産業廃棄物マニフェストなどで精査したものであります。

令和3年3月31日までに工事完成や業務完了は確認できる資料がないものは認めないという国の方針があり、県の指導の下、新型コロナウイルスの発生や離島の離島という特殊事情などの不可抗力は考慮せずに、正確な実績額の把握、確定を行ったものであります。

その結果、工期が大幅に遅延した5工区以外の一部工区においても、補助事業が終わっていないことが確認をされ、実績報告書の修正を行ったところであります。

今後、この報告書に基づき補助金返還となる見込みであります。返還額等の詳細につきましては、国県からの通知を待っているところであります。

また、大角議員の御質問にも答弁をしましたが、水道工事管理検討委員会を設置をし、今回の事案の検証を、再発防止を行政と建設業界ととともに検討を行っているところであります。再発防止策が作成をされ次第、報告をいたします。

最後に、今現在、口永良部地区簡易水道は、支障なく稼働をしていることを御報告させていただきます。

○5番（眞邊真紀君）

水道工事管理検討委員会ですか、建設協会の会長さんも入れて、再発防止策を立てていくということですけど、建設協会の会長というのは、屋久島町の、屋久島の建設協会の会長でいいんですね。第三者的な方を入れてというふうにおっしゃっていただけ、これ、実は当事者なんじゃないかなと、初日の本会議の際に思ったんですが、いか

がですか。

○副町長（日高 豊君）

普通にいうところの第三者かと言われれば、今、議員が言われるようなところはあると思います。ただ、今回、特に工事の契約関係にあります、そういう意味では、立場上は全然違う判断もあり得るというふうに思いますし、業者は業者としての考え方、業者というか、その参加した業者という意味じゃなくて、工事の発注あるいは受注についての立場というところでは、全然身内にあるというような認識は持っておりませんので、第三者という表現が適切かどうかは分かりませんが、今、一回会議を開いておりますけれども、結構厳しく、色々な御意見を賜っているところであります。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

はっきりいうと第三者ではないと思います。ただ、その検討委員会でのその検討の内容がよければ、再発防止に本当につながるのであればいいんじゃないかなと思いますので、あと何回開いて、大体いつぐらいまでをめぐりに何回開いて、その地方自治法233条第7項に基づくその議会への報告をするのかというスケジュールを教えてくださいか。

○副町長（日高 豊君）

まだ回数を何回にするというふうには決めておりません。次、第2回目の会が今月下旬に予定をしております。いつ結論が出せるかというところについては、当然、その委員会の中で議論が煮詰まり、対策として示せるものができなければ時間がかかるとは思いますけれども、委員の中での様々な、第1回目は現状の報告に近いところがありましたけれども、課題についてはそれなりに共有できる場所もありますので、そんなに長い時間がかかるというふうには、私は思っておりません。ですので、次の議会までには報告ができるというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

幾らか返還があるということで予測は立っているかと思うんですけども、6月議会になるのか9月議会になるのか、その予算の承認も出てくるかと思えます。我々も。

それを承認するにあたって、町民の方、一般会計から出すんでしょうから、町民の方に町がどういうふうに説明をするのか、それを計画をされていますか。

○副町長（日高 豊君）

請求が来た時点では、国からの請求でございますので、それに対して予算を組んで議会の承認をもらうということは、当然必要になるとは思いますし、そこは様々な御批判があったにしても、予算は提案をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、その時期がいつになるかというのは、まだ催促が来ておりませんので、いつと

いうことは、この場で申し述べることはできませんけれども、来た時点では、当然、日ごとに利息というか、延滞金がかかかりますので、早急に議会に御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

その返還が生じたときに、我々が、もちろん当然予算は承認しないと国に返せないの、それは当然なんですけど、その周知を、町民への周知をどう図るかというところが注目されるかと思うんです。

ヤマイモ倉庫を3,000万円ほど、以前、補助金返還したことがありましたよね。あれも、恐らく議会だよりで町民は知ることになって、そういうことがあったんだろうというふうなことで収まっているかと思えます。

本来は、町がきちんと申請をしていなくて返還が生じているわけですから、町としてこういう理由で補助金を返還せざるを得なくなったというのを町報でお知らせするとか、何らか説明が必要だと思うんですが、その点いかがですか。

○副町長（日高 豊君）

当然、それは必要かと思えます。こういう議会で当然議決事項でありますので、公開されるべき話でありますし、今回、そういうことが生じたということについての反省も含めて、町民の皆さま方にはおわびをするべき場面もあるのではないかなというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。ぜひ説明は必要だと思います。全般的に正しい情報を、住んでいる人たちにお伝えするというのが、町の努めだと思っています。様々なことに関して正しい情報がなすすぎで、コロナの件もそうですけど、先日の注意報に関しても、正しい情報がなくて、かなり暮らしで困っている方がたくさんいるなという感じが、とてもするんです。

私なんか、やっぱり話しやすいというか、文句を言いやすいので、かなりの人に色々言われるんですけど、そういう声を町もしっかり聞いていただいて、町政に反映させていただけたらなと思います。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の会議は、3月11日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時34分

令和4年第1回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和4年3月11日

令和4年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年3月11日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 岩山鶴美	<p>1. 旧安房支所利活用計画について</p> <p>(1) 「島の保健室」構想の進捗状況はどのようになっているか伺います。</p> <p>2. 城下分校跡地について</p> <p>(1) 現状をどう考えるか伺います。</p> <p>(2) 教育的遺産あるいは里のエコツアーとして活用し、島・集落を盛り上げる必要があるのではないかと伺います。</p> <p>3. 里のエコツアーの活用について</p> <p>(1) 現状をどう捉えているか伺います。</p> <p>(2) 島に暮らす小・中・高校生が島の価値を考える為に必要な活用をしていくつもりはないか伺います。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

初めに、7番、岩山鶴美君に発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

皆様おはようございます。本日は私のためにお集まりいただき誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

さて、ロシア、ウクライナの戦争の話が何度か出ました。避難先のシェルターの中で爆音の音が聞こえる中、出産があったり、子供たちの治療が行われたりと想像を絶する出来事に胸の締めつけられる思いです。また、今日は東日本大震災の発生から11年目でもあります。どちらも、あんなつらい悲しい涙を出させてはならないと思います。1日も早い平和と人々に笑顔が戻れることを願ってやみません。

今回の私の質問は、1番目に、旧安房支所利活用計画について、2番目に、城下分校跡地について、3番目に、里のエコツアーの活用についての3点であります。

1つ目の旧安房支所利活用計画については、島の保健室構想の進捗状況を伺います。よろしく願いをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。私は相撲ファンですから、相撲では、最後に出てくるのは横綱です。いつも野球の話にしていましたけど。

それはさておきまして、今日は痛ましいあの東日本大震災から11年目であります。1日も早い復旧と復興を願って、哀悼の祈りを捧げるとともに、皆様が1日も早く元気になられることをお祈りをいたしまして、岩山鶴美議員の質問にお答えをしたいと思います。

本年度は、子育ての中の親子や障害者の方々などを始めとして、町民が福祉に関した身近な話題を相談できる場所を、島の保健室と称して安房総合センターに配置するこ

とを協議検討してまいりました。現在、安房出張所として機能を果たしておりますが、令和4年度は、2階部分に子育て支援センターを整備をして、常時、0から2歳児の親子が子育てに関するもろもろの相談と支援の拠点として整備をしていく予定です。

また、現在、各種会合など、利用頻度が高い場所として機能を果たしているセンターですが、将来的には1階に障害者の相談支援事業などを委託している相談支援センターやくしまを移転し、拠点として充実をさせ、障害者や団体や町民が気軽に集まるフリースペースをそらせるなど、新たな機能を付与できればと考えております。

会議室などもイメージを一新し、フレキシブルに様々な機会に利用可能となるよう整備をしていこうと考えております。特に、調理室などは面的にも広いことから、会議室機能のほか、子供食堂なども視野に入れた空間づくりを計画できればと考えております。

まだ、これからの計画でありますので、具体的なことは、来年度に設計段階で詰めて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。この島の保健室構想につきましては、以前にも私は一般質問をしてまいりました。子供からお年寄りまで共に暮らす屋久島づくり、このコンセプトは島の保健室ということで、ここに案内がありますけれども、ゆっくり話ができて何でも相談できる地域の駆け込み寺、子供からお年寄りに関わる様々な相談に応じることができ、多職種連携による相談支援体制が整備されることにより、安心して暮らせるまちづくり、町の福祉拠点としての役割を担う場所、この企画を聞いたときに、私は大変感動をいたしました。以前にも言いましたけれども、こんなすばらしい構想が1日でも早くできればと思っていましたから、それはそれは首を長くしてあの場所を見てまいりましたけれども、しかし、あの場所に観光協会が入っただけで、あとのスペースが有効活用されていない。この保健室構想が、まだかと首を長くしながらも、課長に色々と経過を聞いてまいりました。時々進捗状況を伺っていましたけれども、今回、町長が施政方針の中で、その福祉対策の中に島の保健室構想を盛り込んでこられました。寺田課長の真摯なやる気を私は感じたところであります。

その中で、令和5年度には2歳児までを対象とした子育て支援センターを開設するというふうなことが計画されております。これは、多分、今、町長からの説明もありましたけれども、つわんことか、どんぐりころころとかいう、月に2回、親子の遊び場として開放している部分が常時機能するということだと思っておりますが、そのことに関して、課長、何か加えてお話してることがありましたらお願いしてよろしいですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの質問ですが、2階に準備をしていく予定のセンターにつきましては、就園前の全ての在宅子育て家庭を対象とする予定です。ベビーカーでいけるような場所、核

家族化、子育ての孤立化、負担感が増大する中で、親を含めた支援、親支援ということも視野に入れている、まさに議員がおっしゃるどんぐりころころというふうなイメージと重なります。同じだと思います。

あと、虐待予防、地域のセーフティネット、全国でどこでもあるようなセンターではありますので、我々のところが決して早いわけではないわけで、利用者からの言葉の中にとってもおもしろい、いい言葉があったので御紹介したいと思います。支援センターのドアと心のドアを開いてよかった、大変だが子供という宝物を授かったのだから後悔しないように育てていきたい。あと、虐待に関しましては、家の中で赤ちゃんを抱え、ひどく追い詰められたと思う。初めての土地で子育てスタートはとてもつらかったと、こういうような言葉が、解決策の1つとしてこういう子育て支援センターを開くということで、常時あるというところでいい方向に向かうのではないかと我々も期待はしております。

○7番（岩山鶴美君）

今、課長からもありましたけれども、確かに速いわけではないです。全国でも色々、1日オープンしているところがたくさんありますし、私たちもそれを見学に行ったこともあります。だからこそ声も挙げてきましたし、今、若い人たちは核家族化で子守りをしてくれる人たちもそんなにたくさんいるわけではない中で、やはり、お母さんの孤立を防ぐため、地域とのつながりを深める、そして、同じ子育ての親と一緒に楽しく子育てができる、悩みを解決できる。そういうことを考えると、やはりこの子育て支援センターというのは必要なものだって感じています。特にあの場所は、もちろん地元の人たち、若いお母さんたちが屋久島で子供を産んで子供を育てたいという方たちもちろんなんですけれども、あの拠点の周りを考えると、転勤族もいるんです。森林管理所だったり、警察署、合庁、そういうもろもろ転勤族の方たちも、つわんことか、どんぐりころころを利用していることを私も知っております。そういう方たちも含めて、若いお母さんたちが、子育てのお母さんたちが大変喜ぶ場所だと思いますので、これは期待したいと思っております。

これって、課長と話をするとき、課長を始め、職員の皆さん、一生懸命やっというんだけれども、途中の情報というか、経過というか、そういうのっていうのは課長さんたちの連携だったり、議員に報告というか、教えてもらったりっていう、何かそういう手立てみたいなのは、こっちが行かないと分からないっていうことになるんですか。

今回、町長から中身の話がありましたけれども、いつの間にかこういうふうに立派な計画ができていうのを考えたときに、その辺はどうなのかと思うんですが、それに対しては町長どうですか。

○町長（荒木耕治君）

この島の保健室構想っていうのは、担当課とは色々、数年前からそういう話をずっと温めてきたといえますか、議員が言われるように遅きに失したところもありますけれども、まず、踏ん切りをつけてやっていこうという決断を、来年度からやろうという、一部でもいいからスタートをしていこうということで。ですから、今後、議員の皆さんから色々な知恵も拝借をして、よりよいものに作り上げていければいいのかなというふうに思っております。

私もいつだったか散歩をしたとき、ここで子供たち、0歳児から2歳児ぐらいまでなのか、お母さんと一緒に遊んでいる光景を見て、非常にほほえましいとも思いました。もう少し、この議場も大きく作ればよかったかと思ったりもして、子供の、常日頃、課長とは言っております。子供の泣き声でも、笑い声でも、そういう声を聞くのが町の活性化につながっていくだろうと、自分たちの心も癒されるだろうと。

ですから、そういうことをこれから色々な財政状況もあって今までそうなりましてけれども、やっぱりやれることはやっていこうということでスタートしましたので、今後、また議員の皆さんとも意見交換等をさせていただければというふうに思っております。

○7番（岩山鶴美君）

島の保健室構想が着々と近寄ってきたというのを感じていますので、そこは情報も共有しながら見守りたいですし、頑張ってくださいと思います。

その中で、この関連の施設の中で、前回も、町長も提案されて、私も同じ意見を言わせていただきましたけれども、あの敷地内に、今はATMしか機能していない南日本銀行がございます。やはり、あの施設をどうにかできないものかって町長もお話して、支店長さんともお話したりしての中で、屋久島町さんにはいいふうにされるんじゃないですかみたいな返事をいただいたりはしていますけれども、あそこも含めた拠点といえますか、そこがいいようにできないかと思うんですが、その辺の進捗状況は町長としてはどう捉えていますか。

○町長（荒木耕治君）

今、もろもろ言ったことをやると、あの中に、まず観光協会が入っていますんで、観光協会をどうするかという問題も観光協会とも話をして、どこかまた観光協会を移すなりして、あそこを全部使うかと。それで、観光協会をどこに、どういう、そういうのはこれからちょっと話し合いをして、色々譲歩できるところは譲歩していかなければいけないという。議員がおっしゃられる銀行跡、端的に言いますと、私の友だちに知り合いがいて、南銀の常務だか何とか、その人を通じて、屋久島町に寄附してくださいということを言ってあります。あれを壊すにしろ何にしろ、恐らくあんなものを売る、あんなものと言ったらちょっと言葉が悪いですけど。建物、駐車場もないところですから、う

ちの敷地内に駐車場がある。だから、あれを民間が買って何かやるつったって、多分、そのあれもないでしょうと。だから、ただで寄附したいのでくださいと。その代わり、南日本銀行何々とか、今、名前があるじゃないですか。ネーミング何とかって、野球場にしても何とかとか。だから、あの名前をかぶせれば南銀もいいんじゃないですかちゅう、上がってみたいな話は、今、してあります。ですから、そういうことも、あれを通常で壊したら、また何千万円ということが多分言うでしょうから、そこまで出してまでそういうことをやるのかなとも思っています。あとは、私が交渉をちょっと、色々やって何とか、できる限り負担がないようであれば、あのエリアをそういうふうには使っていければいいのかなという思いはあります。

これはもうちょっと時間がかかるとは思いますけれども、地道にそういう努力はして、単純に、たればの話になりますけれども、できたら今の出張所をそこに移して、観光協会もそうして、2階建てみたいですから、そういうことも、ちょっとスペースに余裕が出てくるのかなという思いは私にもありますんで、しばらく時間をいただければと思います。

○7番（岩山鶴美君）

町長の図太さにびっくりしたんですけど、無償でという、本当にびっくりしちゃったんですが、でも、それができれば大変いいことなんですけれども、やはり、観光協会に文句を言うわけではないです。町長にも抗議したことがありますけど、あそこはトップダウンですか、何であそこですか、島の保健室構想が台なしじゃないですかっていうことを、文句も言いましたけれども。もし、ああいう場所が使えるのであれば、あそこに安房支所を移して、そして、安房支所のあるところに観光協会が移って、そしたら、初めて島の保健室構想がうまく回っていくんじゃないかって思っていますので、今の町長の話聞いて、取り組んでくださると思っておりますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

城下分校跡地について。まず、現況をどう考えるかを伺います。

○教育長（塩川文博君）

岩山議員の城下分校跡地をどう考えるかという御質問にお答えいたします。

御質問いただきまして、城下分校に関することを少し調べてみました。栗生小学校城下分校は、戦後、間もない頃に、中間、湯泊両集落の入植開拓により起こりました旭集落内に昭和27年4月、栗生小学校城下分校として開校いたしました。開校までの2年間は分校校区民が無償奉仕で労務を提供し、整地から校舎づくりまで関わり、開校後も校庭拡張や掲揚台建設など、校区民が総員で作上げた分校だったと、城下分校沿革史碑文から読み取れております。昭和34年に最盛期を迎えまして、当時の児童数91名を数え

ましたけれども、その後の社会情勢の急激な変化に伴いまして、農業収入の不安定や減少などから離農者や集落から離れるものが相次ぎ、集落の世帯数や児童数も大幅に減少し、昭和47年3月に20年の歴史に幕を閉じた学校でございます。

昭和47年3月発行の町報やくによりますと、閉校後は、地元住民の要望を十分組み入れ、校舎、校具、施設は、地域社会教育、福祉、経済向上のため、できるだけ存知する、校舎は公民館となるとございますが、その後、どのくらいの期間使用されたかは調べることができませんでした。現在の分校跡は、山林地目の普通財産として管理されており、湯泊字膳棚石の県道横に城下分校の碑石、城下開拓記念碑など、6基の石碑が設置されている南側に、昭和34年完成で廃墟となった増築校舎跡や校舎軌跡の跡、開校記念に子供たちが造ったとされる恐竜像や校庭の石積みの跡や石積みの階段等が残っておりますが、雑木、雑草に覆われて、分校としての全容を見ることは困難な状況となっております。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。今、教育長が言われたとおりの城下分校の歴史なんですが、栗生小管轄の城下分校なんですけれども、卒業生の方から、自分たちの卒業した学校を町はあのままにしとくのかな、何かいいようにできないのかなと言われました。恥ずかしながら、私は現地に行ったことがなかったので行ってみました。よい天気の日でした。足元は草をかき分けかき分けでしたけれども、木と木の間には光が差し込んで、静寂の中に身を置くと、子供たちや先生の声が聞こえてきそうな、そんな気がしました。

今、教育長がおっしゃったように、朽ち果てた校舎というのはただの廃墟の建物にしが見えないけれども、今の教育長の説明の中にもありましたけれども、みんなで作り上げた学校であるということで、そこに歴史があつて、卒業生の思いがあるというのを、皆さん、聞いた方からはそれを感じることができました。

今、教育長が、私も何で教育委員会に言ったかという、学校のことだからちょっと伺ったんですが、課長の話で、勉強不足だったんですが、教育財産から普通財産になっているということで。でも、確かにあそこは町の土地であります。これも本当に知らなかったんですが、あそこに開拓の記念碑だとか、学校の卒業生の名簿だとか作っています。私は、あそこを通るたびに、その場所はもちろん知っていましたが、校舎の下までは知らなかったんですが、あれは町がしたものだと思っていたんです。でも、違ったんです。自分たちでやったんです。開拓地の土地を売って、その残りの10万円があったからこれを何に使おうということで、卒業生から寄附を募って、そのお金と合わせて名簿を作ろうということで作られたのが、あの碑のあたりなんです。そういうことだったのかということも改めて知ることになりました。

やはり、色々な話を聞くと、本当に、20年間といえど自分の出た学校ですから思い入れがあり、その思い入れというのは、課長と話をしたときにも、私も課長の気持ちを感じたんです。そこにやっぱり人の思い入れがあるんですね。その思いがあるからですね。それをどういうふうにしていけばいいのかという話の中で、どうしたいのかと聞いたときに、欲は言わないけれども、そこに学校があったという写真とか、そういうのがあって、そこに歩いて、ここが自分たちの学校の跡だって分かるぐらいのところがないのかということもあったんです。もう70代の方たちは、実際、その碑のところまでは行けるけれども、草がああいう状態だから、自分の行った学校がまだ残っているとは言うけれども見に行けないっていうことを言われたんです。私も行ってみると、卒業制作の馬だとか、怪獣だとか、本当にあの方たちは石垣だけでも残してくれればという思いがあるものですから、そこは何とかできないかって思った次第です。

前回、私は一般の質問の中でも、なくなった学校の校歌だとか、そういうのを掘り起こして残しておくべきじゃないですかというお話もしました。ここもその1つだと思うんです。きちんと屋久島の歴史を残す、ホームページにでも校歌とか残すっていう、その辺はやってもらいたいと思っていますが、その辺はいかが考えますでしょうか。

○社会教育課長（計屋正人君）

一昨年だったと思います。岩山議員から校歌を残してライブラリーとして活用するのはいかがかというようにお話をいただいて、そのときの答弁で、私どもの教育委員会でも把握している旧学校の校歌、特に中学校なんですけれども、そういったものは管理しています。

ただ、昭和47年前後に閉校となった小学校、例えば吉田小学校であったり、竜天小であったりとか、その辺の校歌のありなしが分からないという中で、少しそこは調べる必要があるというような答弁をさせていただいて、できればそれをコーラスをされている団体等にうたっていただいて、音源として活用すれば、これはすごくいい資料になるんじゃないかというような答弁をさせていただきました。その後、その活動といいますか、竜天小であったりとか、吉田小といったところは校歌がなかったといった調べはついておりますけれども、そのあと、このコロナ禍の中でなかなか音源確保といったところまではまだ至っていない状況です。ただ、民間の色々なホームページ等での活動の中で、色々な学校校歌をアップされているページ等も見聞されますので、その辺も活用しながら行っていくというのがいいんじゃないかと思っております。

少しちょっと脱線しましたが、それと同じように、各学校、休閉校した学校というのが町内多数ございます。小杉谷小中学校は代表的なものですけれども、吉田小であったり、志戸子小であったり、竜天小であったり、楠川小であったり、それぞれ土地としては公民館になったりとか、公民館活用というのが多いのかと思われませんが、その他とし

て、城下分校と金岳小学校湯向分校というのがございましたが、そちらのほうの土地活用というのはなされていないというような状況となっています。

こちらについては、まだ、教育委員会として、城下分校も、私も恥ずかしながら初めて入らせていただいたというのもありますので、今の状態のみを私としては知るだけの状況ですので、今後、担当課に私どもがなるかどうかちょっと分かりませんが、もし、協議があるならば協議の中に混ざっていければというふうには思っております。以上です。

○7番（岩山鶴美君）

今、課長がおっしゃった中身が、今回、町長が世界自然遺産登録から30年の節目を迎える本町の内なる価値の再発見に努めるというのを掲げておりました。私の最後の質問の中にもそういうことが入ってくるんですけども、子供たちに知らなければ知らないでもう済んでいくということになります。

この方たちも卒業生が少ないだけに、声を出したくてもどうにもならないのかなという弱々しい声であります。ですから、その辺は思いをくんで、その位置づけとして、やはり屋久島の歴史であることをしっかりと捉えて、何らかの形を取っていただきたいという思いがあるんですが、その辺は町長はいかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

議員の言われることはごもっともだと思います。私も通告を受けて、城下分校、初めて下まで降りてみました。議員のおっしゃるとおり、議員の後だったみたいで、なんか親子連れが来たみたいな話でしたから、多分、その後だったのかという思いもしますけれども。今、言われるように、なかなかそういう分校だとか、廃校になった小学校とかってというのは、口永良部に行くと、よく湯向の人たちから私もそういうことが、ここにも学校があって、分校があって、すごくにぎやかな時期があったんだということをよく言われます。今はもう8人か9人しかいない集落ですけども、何とかここをゼロにしないようにと思って、今、そこでも一生懸命、そういう思いで、今、仕事をしているところです。

宮之浦にも、実は上流に、私どもは官行と言っていたんですけども分校があったんです。今の総合自然公園の少し上のほうに集落跡はあるんですけど、学校がどこか近くに多分あったんでしょうけど、学校跡地まで確認は私はしていないんですけども、集落の跡は、昔、羽釜っていいですけど、御飯を木で炊くときの、そういう跡はまだ残っていたり、一升瓶が転がっていたり、そういう跡はあります。そこが官行って言っていた、岳分校とか何とかって言っていたような気もしますけれども、そこにも結構な人間がいました。

内なるものを掘り起こそうというのは、そういうこともあるんです。山や海やそうい

う屋久島で自然遺産に登録をされた20%だけが屋久島じゃないということもこれから先は言っていかなければいけないだろうと。それには、やっぱり屋久島にも歴史や伝統やそういうものがあるんだから、そういうものをきちっと継承をして、残すものは残すということが大事なんだろうというふうに思っています。だから、その1つが、永田の灯台が120年になりました。あれが建造物としては屋久島では一番古い、それ以外のもは、そういう話をしたら、個人で、うちの家はそれより古いといった若者が1人いましたけれども。そういうことで、なかなかそういうのがないんです。ですから、やっぱり自分たちがそこで生活をして、暮らして、そういう思い出のある場所というのは、延々と記憶にも残して語り継いでいかなければいけない部分だと思いますので、これはどこからどう手をつけてどんなふうにするかというのは、まだあれですけども、議員と同じような、そういう気持ちは持っていますんで、先程の島の保健室構想も色々やってきましたけれども、今日言ったから来年からやれという話は厳しいかもしれませんが、そういうことは、教育というものだけじゃなくて屋久島という島、屋久島町としてそういうものをきちっとやっていかなければならない時代に私は来ているというふうに思っております。

○7番（岩山鶴美君）

今、町長の大変すばらしい思いを受け取りました。位置づけをしてくださったと思っています。

この城下分校の卒業生の皆さんの、私も皆さん全員に聞いたわけではないので、皆さんのというのちょっとどうかとは思いますが、やはりここに残っていらっしゃる人たちの気持ちがそうなんだということを私もお伝えしたいし、お伝えした以上は、やはり屋久島町もしっかり捉えて、それを何らかの形にするっていうのを考えていただきたいと思いますが、よろしいですか。町長どうぞ。

○町長（荒木耕治君）

今の、そのとっかかりと言ってはおかしいですけども、小杉谷が今度閉村50周年で、小中学校があそこにもあったわけですから、今の学校跡地は、もう杉と雑草が生えてでした。私も宮浦中学校は2年生か3年生かに1泊2日の宮之浦岳登山というのを昔やっています、そこの校庭でキャンプをして、河原で飯ごうで御飯を炊いて、1泊2日で山を登って帰るとい、そういう思い出の土地、それがちょうど50周年ですので、まずそこを手始めに、今、あそこをどうするかということ始めて、今、協議をされていて、答申書もいただいておりますんで、そういうことと一緒にやっていければと思いますけれども。

小杉谷で、これは余計なことかもしれませんが、1つだけ私がずっと思っているのがあって、行政区域は上屋久町だったんです。小杉谷集落。だから、上屋久の人がいっ

て、小杉谷に住んでいる人は安房中学校に行っているんです。小学校。安房とも交流が、トロッコがあったからそうなんですけれども。だから、上屋久の人とのつき合いより、小杉谷の人っていうのは安房とか、その当時は屋久町ですけど、屋久町のような、そういう感じがあって、何か不思議な集落だったんだろうなという思いをされていて、そこら辺もずっと、だれか詳しい人がいたらちょっと勉強もしてみたいというふうなのがあった。お店なんかは宮之浦の人が出していたらしくて、小さなお店、宮之浦に運んでいたという話も聞いたりするもんですから。そういうことも含めて、30年に向けてというのは、縄文杉やら、白谷、ランド、これも世界に誇れるところですけど、昨夜もBSかなんかで永田岳を、今朝でしたか、永田岳に登山をして案内をしていましたけれども、そういうのだけがクローズアップされていていっていますけれども、究極は、小学校、中学校もいいですけど、究極は人情だと私は思っています。そこに住む人が温かい気持ちを持って、おもてなしの心を持っていることが何よりも大事なんだろうというふうに思っているところです。

○7番（岩山鶴美君）

今の町長のお話の中で、まだまだいっぱいお伝えしたいこともありますので、時間が足りませんので、その思いをキャッチしていただいたらと思って、次の質問に移りたいと思います。

3番目に、里のエコツアーの活用についてです。

里のエコツアーの現状をどう捉えているかを伺います。

○教育長（塩川文博君）

里のエコツアーの現状についての岩山議員の質問にお答えいたします。

里のエコツアーにつきましては、屋久島の里地における地域資源や文化、歴史の適切な保全とその持続可能な利用による地域活性化を推進するとともに、屋久島を訪れる観光客や町民が屋久島のよさを認識し、環境保全と経済振興の取れた社会の実現を目指すために、屋久島環境文化財団に事務局を置き、屋久島町里めぐりを実施している8集落とで屋久島里めぐり推進協議会を立ち上げ、現在、運営されております。

里のエコツアーにつきましては、各集落で特色あるコースがあり、地元の方々との楽しい触れ合いや地域資源や集落の歴史、文化を知る上で重要な役割を果たしていると認識しております。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。里のエコツアー、屋久島里めぐりを、今、教育長がお話してくださいましたが、突然ですが、町長、8集落の中の里のエコツアーのどこかに参加したことはございますか。手だけ。ございません。ございます。副町長はどうですか。な

いですか。教育長はいかがですか。ないですか。あと、課長さんたちで参加したところのある課長さんたち、手を挙げてもらっていいですか。素晴らしいですね。ありがとうございます。まさか、こんなにたくさんの課長さんたちが参加しているとは思わなかったです。議員さんたちですか。そっちはいいです。

私、別に自慢するわけじゃないんですけど、私も幾つかの里のエコツアーに参加してきました。それで、自分がそれを行ったことで実感したことで、本当に里のエコツアーという魅力あることをひしひしと感じた次第です。

この里のエコツアーは、島に暮らす小学生、中学生、高校生が島の価値を考えるときに必要な活用をできるものだということを感じたので、これはいい提案だからと思ったんですが、話を聞いてみると、既にそれを活用している学校の子供たちがいました。課長さんたちもこれだけ参加しておりますので、すごいなって私も思っていますが、教育委員会の中で、学校側が、たくさんじゃなかったですけど、何グループか参加したというのを把握していらっしゃいましたか。屋久島高校の環境コースはあったんですけど、あとは、小学生も、中学生もというのをお聞きしたことがあったんですけど、その把握はなされていなかったですか。分かりました。

それで、私も屋久島にいながら、よその集落、8集落あります。今回は私の住む安房と楠川が準備をして、2集落が加わって10集落になろうとしています。その中で、私は食事付きの、いやしいですよ、食文化のコースとしての昼食が入ったところに伺いました。こんなにゆっくりと時間を過ごせて、こんなところがあったのか、こういう話があったのかというのを身に染みて感じて、この魅力をすごく感じた次第です。ですから、皆さんも是非屋久島のもうすぐ10集落の里めぐりができようとしています、時間を見て、これを体験していただきたいというのと、島に暮らす小学生、中学生、高校生、この子供たちに必要な活用をしてもらうようにするにはどうしたらいいのかというのがあるのですが、教育長として、その辺はいかがでしょう。

○教育長（塩川文博君）

先程も少し申し上げましたが、実際、どの学校が取り入れているかはちょっと把握していないところですが、部分的に語り部の方を呼んで、歴史であるとか文化であるとか、そういったところを、屋久島型ESDの領域の中で取り組んでいるところはカリキュラムの中で把握はしてございます。今おっしゃったように、学校を離れてそのコースを回るということも非常に価値があるかと思しますので、また、各学校の1日遠足であるとか、そういった校外行事での活用をまた学校側と相談しながら取り組んでいきたいと思えます。

○7番（岩山鶴美君）

今の教育長の素晴らしい答弁をいただいて、本当にそのとおりです。校長会でも提案

されたりして、そういう時間を取っていただいて、子供たちの教育にするっていうのを私も提案したいし、お願いしたいと思っています。

やはり、学校教育だけじゃなくて、婦人会だとか、老人クラブだとか、青年団とか、スポーツクラブとか、そういう方たちにも促していただきたいなって、みんなで屋久島の里めぐりを盛り上げていくべきじゃないかというふうに思います。

3月3日の南日本新聞の屋久島支局安藤記者が書いた記者の目の中に、郷土学習とはというのがありました。全部は読みませんが、インターネットは環境が整備され、教育分野でも情報収集に頻繁に活用されている。やはりネットだけでは心もとない、現場に出かけ、五感で学ぶ姿勢を忘れないでほしい。生まれ育った集落や自然と関わってきた先人の歴史を長老らから聞いて思いをめぐらせてほしい。郷土学習とはそういうものだと思う。

本当に郷土学習そのものが、私はこの里のエコツアーだと感じています。郷土学習は子供たちだけではできないというのを私は基本に思っておりますので、その辺の大人がどうやって導いていくかということが私は大切だと思っております。

町長はどこの集落の里めぐりに参加したか分かりませんが、町長を始め、議員さんたちのあれはとりませんでしたが、皆さんで盛り上げて、子供たちにもこういういいことを伝えていく郷土学習として捉えていければいいと思います。

○町長（荒木耕治君）

議員は10集落になると、里エコはいつにやりますが、一番最初に里エコをやったところを御存じですか。一番最初にやったのは吉田地区です。まんてんという視聴率もすごく悪いドラマがあって、あそこでとんぼれ湯というのが出てきて、まずそこに行きました。結構森山神社上まで歩かされてちょっとしんどいところもありますけれども。昼食はトビウオとか、そういう地元で作ったタコとか、色んな郷土料理みたいな、地元の、そんなにあれですけども、なかなかおいしい、よそから来た人にはいいような、そういうことです。

ですから、議員が申されることもそうですが、今、議員の近い人に私は友人がいて、彼が言うには、記憶はどんどんなくなっていくんで、お年寄りも亡くなっていくんで、記録に残すべきだということをすごく言われていて。ですから、そういう昔の話をその人がいるときは聞けますけど、その人がいなくなると聞けないので、そういう記録に残していくことがこれからは大事なんだろうと。

里エコだけに言うと、こんな語り部の育成だと思うんです。皆さんも案内をしてもらうと、独特のおもしろい人がいたらそこで印象を持って、そのことも覚えたりするじゃないですか。ですから、各集落、そういう語り部になるような人、私も引退をしたら宮之浦をやろうかと思っているぐらいなんです、本当に。皆さんもそういう、自分の

先々の、自分のライフワークにできるように、皆さんが得た知識を十分にできると思いますんで、そういう気持ちで里エコには取り組んでいきたいというふうに思っています。

○7番（岩山鶴美君）

町長が今言われたことで私も思いましたけれども、記録ということで思い出したら、やっぱり郷土史、今、自分の愛読書が郷土史なんですが、自分のところしか見ていなかったのを、ほかの集落を見ると大変おもしろいというのがあって、旧屋久町側も、それから、旧上屋久町も郷土史を作っています。立派な郷土史です。色んなことが分かる、これを記録して残したという、これは宝だと私は思っています。そういうことで、今言われたように記録とか、そういうことも含めて里のエコツアーも大事にしていきたいと思っています。

町長に負けないように、私も語り部になるつもりです。

以上、終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月23日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午前10時54分

令和4年第1回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和4年3月23日

令和4年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和4年3月23日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第11号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第12号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第13号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第4 議案第14号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第5 議案第15号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第6 議案第16号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第17号 屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第19号 屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第20号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第21号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第22号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第23号 屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第24号 令和4年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第15 議案第25号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第26号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第27号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第28号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第29号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第30号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第31号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第32号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第33号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第35号 賃料請求事件を和解することについて
- 日程第25 議案第36号 屋久島町屋久杉自然館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第37号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について

- 日程第27 議案第38号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
について
- 日程第28 議案第39号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の
制定について
- 日程第29 発議第1号 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書
（案）について
- 日程第30 発議第2号 馬毛島でのFCLP訓練等に関し屋久島町民への配慮を求め
る意見書（案）について
- 日程第31 発議第3号 屋久島の旧国有林地内に埋設されている除草剤2・4・5T
の撤去を求める意見書（案）について
- 日程第32 発議第4号 ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議
（案）について
- 日程第33 発委第1号 専決事項の指定について
- 日程第34 議員派遣について
- 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

- △ 日程第1 議案第11号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- △ 日程第2 議案第12号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について
- △ 日程第3 議案第13号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第4 議案第14号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第5 議案第15号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第6 議案第16号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第17号 屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定について
- △ 日程第8 議案第18号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- △ 日程第9 議案第19号 屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第20号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第21号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第22号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正について
- △ 日程第13 議案第23号 屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- △ 日程第14 議案第24号 令和4年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第15 議案第25号 令和4年度屋久島町上水道事業特別

会計予算について

- △ 日程第16 議案第26号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第17 議案第27号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第18 議案第28号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第19 議案第29号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第20 議案第30号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第21 議案第31号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第22 議案第32号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第23 議案第33号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第11号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定についてから日程第23、議案第33号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの23件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

皆様、おはようございます。令和4年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案11号、16号、17号、18号、19号、21号、22号、23号、24号（分割）、31号の条例案8件、予算案2件、その他の案件1の計11件でした。

委員会審査は、3月11日11時より第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき詳細な説明を受け質疑を行い議案審査を行いました。

それではまず、議案第11号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第16号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、口永良部島出張所職員は1人で全ての業務を賅っている。また、これまでも次の職員配置になると苦勞をしているが、対策はあるのかとの質疑に対し、現所長が3年間延長ということになったので、その間に会計年度任用職員のフルタイムの募集をかけ、応募があれば引継ぎをしていき、さらに経過を見て職員にしていく検討も考えている。また、同時に居住問題を解消すべく出張所を改装し、職員や地域おこし協力隊が住めるような考えで進めているとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定についてであります。

委員より、年間どのくらいの申請件数があるのかとの質疑に対し、申請件数は1件から2件であるという回答がありました。

また、受付は、宮之浦出張所、安房出張所でできるのかという質疑に対し、フェリー太陽丸Ⅱやフェリー屋久島2の申請関係が多いので、受付は宮之浦出張所のみとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、屋久島町手数料条例の一部改正についてであります。

委員より、手数料金額の根拠は何かという質疑に対し、国から委任された事務であり、手数料は全国一律との回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、報酬額は熊毛1市3町、あるいは鹿児島県全体で大体同じなのかという質疑に対し、消防庁が定めた消防団員報酬などの基準で、災害に関する出動については1日当たり8,000円を標準とするとなっているとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正についてであります。

委員より、改正後で戸数は全体で幾つになり、一般の入居は幾つあるのかという質疑に対し、教職員住宅は122棟で、職員以外の一般入居は22戸であるとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正についてであります。

委員より、船舶運営委員会で1等料金を廃止するという検討があったのかという質疑に対し、船舶建造委員会・船舶運営委員会の中で、新造船は1等、2等という区別がないので、料金については従来どおりの料金で安い方を使うということになったとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正についてであります。

委員より、これまでもフェリー太陽の欠航のときには、乗船者から2,140円を頂いていたのかという質疑に対し、これまでも頂いていたとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員より、組織全体の改革であり、課が両委員会に関わるものなので、産業厚生委員会との連合審査をしたほうがよいとの意見があり、全会一致の上、3月11日午後1時30分より連合審査を行いました。

委員より、現行の検証とその結果をどのように今回の機構改革に反映させ、今回のこの条例の改正までできたのか教えていただきたいとの質疑に対し、令和2年度に各職員に対し、地域住民によりよいサービスを提供するためにどうすればよいのかという意見公募を行い、素案作成をした。その後も職員からの意見募集をしながら何度も協議をしていき、この機構案を作ったとの回答がありました。

また、法令審査会は開かれたのかとの質疑に対し、審査会ではないが、法規の不備がないか専門業者に確認を取り、その後、条例・規定案を課長会で協議してきたとの回答がありました。

また、委員より、配置図や職員配置は現時点で示すことができるのかという質疑に対し、退職者や採用職員も予定しているので、現時点では示すことができないとの回答が

ありました。

また、委員より、本庁方式の合意形成により、基本的には公営企業課も本庁に置くべきではないのかという質疑に対し、公営企業課の人員や船舶、電気のことを踏まえ、宮之浦に設置が妥当と考えたとの回答がありました。

また、委員より、企画広報課は今までの政策推進課とどのような違いがあるのかという質疑に対し、今の政策推進課は企画と財政を担当しているが、今回、企画広報課は企画を重点的に担い、財政のほうは総務課のほうで担うということで、屋久島の特色を出した予算計上ができるという考えがある。また、DXの取組も効率的にやっていくとの回答がありました。

連合審査や委員会での質疑を終え、討論を行った結果、原案反対者の意見として、配置図やこれに伴う予算、町民にとって利便性のいい配置になっていくのかといったことが分からない内容になっている。決まっていないことが多くて賛成できない。

口永良部島の水道工事の件を精査した後のほうがよいと考える。

法令審査会の規定が軽視されているのではないかとという危惧を持つ。

原理原則を大事にするということが今、町には一番求められている。

不祥事の大本にはこのような緩みがあるのではないかとという気がする。

賛成者の意見として、今回、税務課が新しくでき、住民が分かりやすくなると思う。また、観光まちづくり課に商工が加わり便利になったと思う。

公営企業課もいい効果を出すのではないかと期待する。

産業振興課が農林水産課になり、一次産業の窓口が分かりやすい表示になった。

町民サービスを第一に考えている機構改革だと考えられ、ぜひやっていただきたいと思う。

今回の機構改革は、中長期的に体制の整備強化を図っていきたいという観点から出た結果であり、まずは発車して、また不都合があれば見直しをすればよい。

以上の討論があり、起立採決の結果、本案を可決することに賛成の起立多数となり、議案第23号、屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算（分割）についてであります。

多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

まず、政策推進課所管では、委員より、旧尾之間支所庁舎解体事業は、耐震診断の評価からの経緯の詳細についての質疑に対し、耐震診断結果を令和2年5月26日に鹿児島県建築物耐震診断判定委員会に提出し、同委員会からの耐震数値に満たされていないという結果と、電気系統、空調系や水回りの老朽化の修繕を試算した結果、解体が望ましいという判断になったとの回答がありました。

地域住民課所管では、委員より、総合センターの工事請負の工事計画についての質疑に対し、雨漏り修繕なので梅雨前には終わらせたい。4月には入札を行いたいとの回答がありました。

教育総務課所管では、委員より、県体など出場補助金の内容説明を求める質疑に対し、高速船の往復代金を計上しており、競技によって違うが、陸上競技の場合は種子島往復4,800円、県大会には1万6,700円の補助を出すように計画しているとの回答がありました。

社会教育課所管では、委員より、地区公民館備品購入の内容説明を求める質疑に対し、年度途中の公民館修繕を想定しており150万円、それと各地区の公民館設置のAEDのバッテリー交換が令和4年になっているので、93万6,000円計上しているとの回答がありました。

総務課所管では、委員より、熊毛地区消防組合に毎年3億円以上の負担金を支出しているが、北分遣所の移転について熊毛地区の消防組合との協議はあるのかとの質疑に対し、将来的に検討していかないといけないという話が出てきているが、具体的な検討はまだないとの回答がありました。

また、委員より、修正案として、口永良部島の出張所改修に関わる費用、委託料400万円と工事請負費3,100万円、合わせて3,500万円を歳入歳出それぞれ減額する形で提案がありました。

その説明として、原案は財源がふるさと納税で構成されており、ふるさとおこし推進事業や公共施設など適正管理推進事業債の活用について検討していない。全額一般財源で行うのは、町民の負担も考え適切ではないと思う。

また、職員と地域おこし協力隊が住めるという話もあったが、口永良部島の住宅事情を考慮すると、平成28年度に造った今の3棟続いている長屋敷の定住促進住宅も特定離島ふるさとおこし推進事業で整備をし、町の負担は600万円ぐらいで済ませ、ここに地域おこし協力隊、会計年度任用職員が住んでいた実績もある。提案された案では、一般の方は住めないというのは、口永良部島の人たちが求めているものとは剥離している。

出張所改修に一般財源以外のほか財源である公共施設など、適正管理推進事業債を活用できれば1,500万円ぐらいの節約になる。その財源で住宅事情を解消することが本来の口永良部島島民の望むことにつながる。総合的に考えて提案したとの説明が行われました。

提案者に対し委員より、口永良部島の方たちからのヒアリングなどはできているのかとの質疑に対し、全ての住民と話ができていないわけではないが、これまでの住民との話の中で、住宅困窮の件がなかなか解消されていないと感じるとの回答がありました。

また、所管に対し委員より、地域おこし協力隊は会計年度職員であり、職員が町営住

宅に住むことはできないのではないかと。であれば公営住宅ではないが、公共施設に職員が住むことが妥当なのか考える必要があるのではないかととの質疑に対し、職員と地域おこし協力隊を住まわせるために整備をするので、必要であれば条例の整備をしていくという回答がありました。

委員より所管に対し、その他の地方債を使わなかった経緯や何か条件が満たされなかったのかとの質疑に対し、特定離島については、職員が住む住宅ということで特定離島の定住促進を目的とした事業ではない。今回は改修に当たるので、改修での活用は難しいとの見解がある。

公共施設など適正管理推進事業債の起債は検討していないが、公用施設か公共施設かを財源担当と協議をしながら、公用施設では該当しないが、公共施設であれば長期寿命化を図るための目的ということで該当できるかもしれないので、4月以降に起債の申請を検討していきたいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ討論に入り、修正案賛成者の意見として、ふるさと納税を納税する皆さんのお気持ちが反映された使われ方をするのは当然だというふうに思うが、それを財源にする今回の事業は少しかけ離れている気がする。また、有利な起債の可能性があるので、町民の税金を使うのは早計だと思う。有利な起債の検証をまだしていないということだったので、検証し、6月議会での提案でよいのではないと思う。

修正案反対者の意見として、30数年の建築物であり、外壁の塗装も今まで一度もしていない。長期寿命化を図るため、ここ一、二年で必ず改修しないといけない。担当課長の話では、起債ができないということになれば行く行くは一般財源から持っていかないといけないということになるので、このままつくっていただきたいと思う。よりよい起債があれば6月補正で組替えをしてもいいのではないと思う。

以上の討論があり、起立採決の結果、本修正案を可決することに賛成者は少数であり、口永良部島の出張所改修に関わる修正案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、修正案以外の原案について起立採決の結果、本案を可決することに賛成の起立多数により、議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてであります。

委員より、就航50周年の内容は何かとの質疑に対し、口永良部島の島民を交えての記念イベントなどと、コロナが落ち着いたときに団体旅行向けのノベルティを発行することによって、その期間に団体旅行の誘致の取組もしたいと考えているとの回答がありました。

また、旧太陽丸との燃料費の違いはあるかとの質疑に対し、船体が長くなりエンジンも大きくなっているので、燃費は悪くなっているとの回答がありました。

また、備用品費1,500万円増額の内訳は何かとの質疑に対し、来年2月に自動販売機を設置するとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、3月15日、現地調査において、志戸子公民館、志戸子グラウンド場、楠川公民館、安房中学校教員住宅を巡回しました。教員住宅においては数年前より建屋が傾いているとのことで、危険家屋として入居ができない状況です。現在、担当課では状況を整理し、今後の方向性を検討しているとのことです。

年度末のお忙しい中、丁寧な対応をしていただきました教育総務課長、社会教育課長、担当職員には大変お世話になり、誠にありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和4年第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第12号、13号、14号、15号、24号（分割）、25号、26号、27号、28号、29号、30号、32号、33号の13件でありました。

委員会審査は、3月14日10時より、役場本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第12号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定については、民間から旅行村を活用したいとの申し出はなかったかとの質疑に対し、そのような問い合わせはなかったとの説明があった。

コロナ禍で厳しい状況であるが、すばらしい施設なので今後施設を続けていくためにどのようにすればよいか、民間活力の活用も検討してほしいとの意見もあった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号、屋久島町道路線の変更については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号、屋久島町道路線の変更については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号、屋久島町道路線の認定については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算（分割）については多岐にわたりま

したので、主なものを報告いたします。

観光まちづくり課所管では、新規の地域おこし協力隊の業務内容はどの質疑に対し、今回9名の募集があった。その中で3名甲乙つけがたい方がいたので、時期をずらしての採用としている。

1名は口永良部島の情報発信を行っている。もう1名は移住者関係のブログを立ち上げ情報発信を行う予定である。新規の1名は、屋久島でコケのブランドを立ち上げ商品化したいと聞いている。また、色々な方にインタビューをして情報発信を行いたいと提案を受けているとの説明があった。

千尋の滝、頭首工、管理歩道、安全施設整備は数年前に沢登りの事故もあったが、工事完了後の安全面での対策はどの質疑に対し、以前起こった事故のことは承知している。利用規定も整備した上で案内看板等も設置し、しっかりと安全面についても周知した上で整備を行いたいとの説明があった。

また、観光協会に対する補助金の協議は行われたかとの質疑に対し、観光協会からは増額の要望が上がってきた。町としては、まず観光協会が事務効率化を図り、自主財源確保に取り組んでいただきたいと回答しているとの説明があった。

産業振興課所管では、屋久島ブランド産地定着負担金は農協とタイアップして行っている事業だと理解しているが、現在どのような形で展開しているかとの質疑に対し、昨年まで、おいどん市場、イオン等に出向いて、農協の職員が実際にタンカン、バレイシヨ等を対面販売して屋久島ブランドとしてPR販売を実施しているとの説明があった。

また、町営牧場管理費、運営費の備品購入費で、育成牛の購入5頭で440万円計上されているが、この金額で良い血統の牛は買えるのかとの質疑に対し、1頭80万円ぐらいで考えている。雌の場合は今平均65万円から70万円ぐらいで推移しているので、5頭をめどに購入を考えているとの説明があった。

また、木育推進事業補助金、木育インストラクターは非常に好評だが、今後の展開はどの質疑に対し、木育推進は令和3年から事業を始めた。今、島内に木育インストラクターの資格を取った方が6名いる。その方たちに委託して、新生児に対する木の製品、椅子や楽器を贈呈する事業を行っている。ある程度軌道に乗ってきて好評を得ているので、今後も屋久島産の地杉、広葉樹などの活用を考えて取り組んでいきたいとの説明があった。

福祉支援課所管では、安房総合センターの子育て支援センターの整備についての考えはどの質疑に対し、子育てが孤立化しないよう、負担感が増大しないよう、多様な大人・子供との関わりが減っている現代の課題解消としての拠点をつくる目的であるとの説明があった。

また、児童デイサービス事業運営補助金が530万円計上されているが、児童デイサー

ビス縄文が3月で一時休園となると聞いている。利用者にとってなくてはならない施設だが、今後の考え方はとの質疑に対し、児童デイサービス縄文については、保育士、サービス責任者等を含めて確実に3名以上の職員が必要ということで、経営者としては職員の確保ができないことで大変苦勞をしている。募集をかけても集まらないのが現状で、廃止をしたいとの申入れがあった。

鹿児島県も含めて協議をし、何とか休止ということにとどまってもらった。町にとっても必要な施設なので、町報等での広報も行って何とか再開していただけるように努めたいとの説明があった。

生活環境課所管では、ごみ処理施設整備事業費で工事設計委託費が計上されているが、プロポーザル業者の選定のスケジュールはとの質疑に対し、できれば5月の初めに入札の公告を行い、公告を受けて提案していただく業者から質疑を受けて、10月ぐらいには技術提案を受けて総合評価をし、業者を決定したいとの説明があった。

健康長寿課所管では、私的2次救急医療関係補助金715万円の内容はとの質疑に対し、救急に対し医療機関が受け入れるものに対する補助金で、1件当たり1万3,000円の550件分を計上している。昨年度の実績は546件であるとの説明があった。

建設課所管では、安房中通り線の今回の計画はとの質疑に対し、特に荒れているところを300m計画しているとの説明があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算については、浄水場施設維持管理業務委託費は適正かとの質疑に対し、これまで継続して業務を行っている方が多い。やはり業務に対する手当を統一していかなければならない。今後積算をしっかりとし、不公平のないようにしたいとの説明があった。

また、水道料金収納員の委託料が北部・南部と統一されていないがとの質疑に対し、統一していかなければならない。仕事内容等を協議し、基礎資料も集めて令和5年度までには間に合わせたいとの説明があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算については、ICTを活用して医療費の適正化を図るモデル地区になっているということだが、ICTを活用してどのように医療費の適正化を図っているのかとの質疑に対し、鹿児島県が出し

ているアプリに登録してもらう事業で、アプリを使って自分の健康状態を保っていく。

しかし、アプリの登録が令和3年10月から始まっているが、50件ほどの登録しかなく、登録された方にポイントを付与する計画だったが、それもなくなってしまった。屋久島町を含め4市町がモデル地区となっているが、今後のことははっきりしていないとの説明があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算については、声かけ見守り事業業務委託の現状はとの質疑に対し、26集落の半分にも満たない状況である。今後、各集落で高齢者支援会議を立ち上げていただくよう呼びかけていき、会議には若い世代にも入っていただくよう要望していきたいとの説明があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算については、口永良部島診療所予算で看護師1名ということで理解しているが、事業計画書で2名体制を模索していくと書かれているが考え方はとの質疑に対し、1名体制では負担が大きい。休みも取れない状況なので、できれば看護師2名体制にしていきたいとの説明があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第11号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、屋久島町道路線の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、屋久島町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、屋久島町道路線の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、屋久島町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、屋久島町船員法事務取扱いに関する条例の制定についてを採

決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、屋久島町手数料条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、屋久島町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、屋久島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

原案に反対の立場で討論いたします。

反対する理由を述べさせていただきます。

1点は、機構改革に係る予算が議会に示されていないことです。ゴールデンウィーク中の配置換えということでしたが、職員によっては休日返上ですと出続けなければならない方もいらっしゃるでしょう。これに伴う人件費が計上されなければならないはずですが。

また、今回、健康長寿課から国民年金の所管が町民課に移る案となっています。このことにより、各出張所でも国民年金の窓口が設置できるとのことですが、各出張所で国民年金のシステムが使えるようになるのか、その場合、国民年金のシステムを出張所で使用するための予算は必要ないのか、そういったことも具体的に示されておられません。

こういった予算は本来、機構改革の条例案と同時に提出していただかなければならず、

後になってから幾らかかるのかが分かるということであれば非常に困ったこととなります。予算面で大変判断材料に欠ける提案になっていると思います。

2点目です。今回の機構改革案は、課の再編等を含むものであるにもかかわらず、配置図や人員配置が示されておりません。現在の機構のうち、どの部分に課題があって、どのような絵を描くのか、そのような判断材料がない中で、機構改革に賛成するというのはあまりにも無責任です。

配置図や配置される人員の数が分からないままよかれと思って賛成した機構改革が、結果として住民サービスの低下にもつながりかねませんから、今の提案内容で可決するのは非常に危険だと思います。

3点目に、生活環境課の解体です。口永良部島の水道工事に関する補助金の返還が通達された今、地方自治法に基づく今後の方針説明や事業者との求償のやり取り等、これまで以上に細かい確認作業が求められることになると思います。

補助金を返還したら終わりということではありませんから、今のタイミングで生活環境課を解体して、万が一担当者が変わるようなことがあると、新しい担当者はまた一から勉強し直さなければならず、問題解決に向けて余分な時間を要することになるのではないかと危惧します。問題が解決を見るまで、しっかりと今の体制で取り組んでいただくことが、町民に誠意ある対応を示すことになると思います。

最後に、私は機構改革をするなど言っているわけではありません。機構改革は必要なときにすべきだとは思いますが、あまり頻繁に行うと住民の混乱につながりますから、熟考されるべきであると思います。

たった3年前に、職員に対しても、議会に対しても、町長の思いをしっかりと述べていただき議決された機構改革でした。やってみて悪ければ、またすぐに変えればよいというような考え方では、それを議決した先輩議員の皆様、そして、我々を選んでくれた町民に対し、あまりに無責任な判断であると思い、私は今回、反対の立場に立っております。

議員の皆様、決めるのは議会で、今回の決定には我々が責任を持つこととなります。本当にどうしてもこのタイミングで機構改革をなすべきなのか、何とぞ賢明な御判断をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

今の同僚議員の反対理由は、本当に論理明確で具体的な指摘だと、私も反対の理由として共有をしたいと思います。

その上で、私のほうからは1点、反対の理由を追加させていただきます。

条例の改廃、そして、重要事項については法令審査会を開くという内規があります、規定があります。質疑応答の中で、しなければならないとはなっていないという当局の回答がありましたけれども、内規は、執行部、行政側を規定するもの、課するものです、この内容というのは。

ですから、するとなっている以上、やはりこのことを、審議会を開いて、そしてその中で、審議会で審議するものかどうかを議論をする、これが筋道だというふうに思います。

しかし、質疑の中では、委員会を開いてはいませんし、そして、過去にもその実証が確認できなかったということも明らかになっています。

私、今、屋久島町に本当に必要なのは、これまでの不祥事を見てもそうですけれども、原理原則を大事にして、基本を大事にして、その上に政治を置くという、ここが大事になっているんじゃないか、それを考えると、この機構改革は、まさに最初から間違っていたということを指摘したいと思います。

以上の理由で、私は反対の立場を表明いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○13番（岩川俊広君）

私は、賛成の立場で討論をしたいと思います。

議案第23号は、行政組織の変更を行って、業務を進めやすいように改善することが目的だと思います。変更すべきところがあれば、速やかに変更していくべきだと思います。

既に教育委員会では、教育総務課と社会教育課を分割して元に戻しました。今回は政策推進課、産業振興課等は分割し、町営事業の4部門は統合して公営企業課として改正するようになっております。組織変更して数年しかたっていませんが、検証に基づいての提案だと判断いたしまして、賛成いたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○11番（高橋義友君）

議案第23号、屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先程同僚議員が議案第23号に対する反対の理由を申し上げましたが、私もほとんど内容的には変わりはありません。

屋久島町法令審査委員会規定の第1条に、条例、規則等の制定、改廃、法令の解釈等に関する重要事項について適正な処理を図るため、屋久島町法令審査委員会を設置するとあります。まさしく議案第23号はこれに当たるのではないかと考えております。

委員会の中で、法令審査委員会を設定し審議したとは聞いてはおりません。また、町長は、施政方針の中で、本町組織のありようとしての問題点も、口永良部島における簡易水道事業において発生した事案により浮き彫りになったこともあったように思います。

それは自分の担当以外の事務にあまり関心を持たないこと、その者しか知らない情報があるなど、人に業務がついた状態ではなかったかということであり、組織内の報告、連絡、相談という基本的なことができない非常に風通しの悪い組織となっていたのではないかということでもあります。

ややもすれば、このような事案の種は、組織の中で潜在的に存在しているものかもしれません。今後このようなことが二度と起こらないように、早急な内部統制の取組を行い、業務の内容、プロセスの見える化を進め、従来の業務や組織の在り方を見直す改革を進めていくこととしております。これは町長の施政方針の文面です。

私は、役場のOBとして、一生懸命に働いている職員に対しまして、大変失礼な言い回しではないかと考えております。これら職員の力を反故することはできないと思います。

今回の口永良部における簡易水道において発生した屋久島町工事完了虚偽、3月18日新聞等により、かなり町民が危惧しております。旅費等の問題、そして、今回の口永良部島の水道整備工事の一連の問題、誰に責任があるのか、どこに問題があるのか、何の詳細な説明がない中での機構改革、私は、時期尚早だと思います。もっと時間をかけて審議したほうがよいのではないかと考えております。

よって、今回の議案に対しては反対をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

賛成の立場で討論をいたします。

委員会でも申しましたけれども、この件については、現在の組織機構を成長させ、地域住民によりよい行政サービスを提供できるように、体制の整備、強化を図っていきたいとの観念から出した結果であるという当局の詳細な説明で十分納得をいたしました。

今、反対意見も色々ありました。最初から100%の完璧なものはないと思っています。まずは発車して、また不都合が出てくれば見直しを図ることが住民サービスに徹するこ

とだと思えます。

口永良部島の水道の件もありました。反省を基にしっかりと取り組んでいただきたいと思えますので、この件については賛成をいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○5番（真邊真紀君）

反対の立場で討論をいたします。

反対意見もろもろ出ていますけれども、一番最初に討論をした岩川卓誉議員とほぼ内容は同じです。やはり、課の配置図や人員配置が示してくださいと言っても、今、この最終本会議までに示されませんでした。どういう配置なのか、人員がどういうふうに配置されるのかを知らずに、これそうですねというわけには、さすがにいきません。

3年前に機構改革をしたときにも議決したわけですが、具体的な、その機構改革の何がいけなかったのかという具体的な検証がされていないんです。この課をこの課にという形式的なところを私は示されているだけで、どこが悪い、どこに不都合があるから、この課に編成し直すという中身を示されていません。それを見ずには、さすがに賛同はできません。

住民サービスの向上というような大義名分を掲げていますけれども、恐らく今回の機構改革案では、聞くところによると職員の皆さんが、多くが賛同していないように聞いています。

職員の皆さんの納得がいかないままこれを行ってしまうと、住民サービスの向上どころか、仕事がすごく大変になってしまっていて、住民サービスの低下に陥ると思うんです。役場に行って誰に声をかけていいのかというのを、総合案内の窓口が設置されている今でも問題だと思っている町民の方がたくさんいるように聞いております。

今の状態では、さすがに機構改革に賛成できませんし、予算も計上しているんですかという質問に対して、今のところ計上しておりませんという答えが明確にありました。

5月の連休に機構改革のために配置を変えるということですので、連休を利用して職員の方に出勤してもらって引っ越すというか、配置を変えるということをおっしゃっていましたが、3年前の新庁舎への移転のときにも同じように人件費が計上されていない状態で案が出されておりました。そのときの代休措置をされても、結局代休を取らずに、給料でも還元されない職員がたくさんいらっしゃったと聞いています。それって労基法違反なんです。

代休が消えてしまったんじゃないかと、町がそのときの職員に賃金を払っていないということが起きているんです。

全く同じことが起きようとしていて、これを、そうですかというふうにさすがに賛成するわけにはいきませんので、再度具体的な検証をして、どうだから機構改革をするということ、人件費と、あと移動に必要な、もっと予算が必要になると思いますので、その計上をきちんとしていただいて、また提案をお願いします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

賛成の立場で意見を述べます。

委員会の中でも法令審査会の件が話題に上がりました。委員長は副町長ということで、確かに委員会は開かれていなかったということですが、しかし、法規に不備がないかの確認はしっかり取っております。

また、条例の中にこの審査会は委員長の判断で、軽微な提案に関しては委員会を開かず担当職員と進めていくことができるという文言も述べられております。この件が軽微かどうかというのは委員会の中でも検証をされ、そして、委員会の中で決議が出たと私は思っています。

そしてまた、時代が巡り、早いタイムスケジュールで色々巡り来るこの時代の中で、やはり機構改革というのはその時代に併せてやっていってもいいとは思っています。そしてまた、国の中でデジタル化を進めていく動きがあり、それに対応する補助も設けていっております。

不備があるのは認めているというか、不備があるのは確かだとは思いますが、その不備を、過去の検証を踏まえながら少しでも解消をしていくように、これからあと1か月ちょっと、機構改革の実際の配置換えまで時間がありますので、しっかりやっていただければいいのかと思っております。賛成の立場で発言をしました。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○10番（緒方健太君）

今、法令審査会のことについて議論の話題となっておりますが、合同審査会を行った際に総務課長は、今後は行っていくという答弁をなさいました。その前に、今回はしなくてよかったという発言があったと、今後はしっかり行っていくというふうに言われました。しなくていいのであれば今後もしなくていいじゃないですか。皆さん、そこを考えてみてください。

事業検証も、僕、再三言ってきましたけれども、事業検証も行われていない、他議員も言ったから言われなくていいかなと思っておりましたけど、事業検証もされていない。

そして、その改善点を上げた中で機構改革を行っているのであればまだしも、使い古された言葉ですけれども、P D C Aのサイクルをしっかりとやっていくということもなされていない中で、今回、そして、機構改革を行うのは、町長始め管理職の方々が色々な話をして行っていくものだと思いますが、実動部隊である職員の方々がより働きやすい環境を整備するということが、町民の福祉に私につながると思います。

大多数の職員が反対している中、私、100名ほどの職員と意見交換をしました。その中で、今回の機構改革はいいよと言った職員はおりません。やっぱりこういったことも踏まえて、機構改革を行うなど言っているのではなく、9月定例会、そして12月定例会で再度上げていただきたいというふうに思いますし、先程同僚議員からもありますが、予算のこともしっかり含めて、職員に対する手当をしっかりと出すということの中でやっていただきたい。

これは、これも再三言っていますが、今回、条例案と予算案、そして事業計画書を同時に上げてきていると、これは完全に議会軽視だと思っております。我々議員がしっかりそういったことを踏まえて、今回の決断をしていただきたいというふうに思いますので、反対の立場で討論をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○12番（日高好作君）

反対の意見をずっと聞いておりました。改善すべき点ももちろんあります。

合同審査の中で経緯についても私も聞きました。職員ほとんどの方のアンケートも、100%に近いアンケートも提出された。それを経て何度も協議も重ねてきたと、もちろん異論のある部分もあるでしょう。ただ、私たち議会というものは、町民サイドから見たときにどうあるべきかという、そこに重きを置くべきだというふうに私は考えております。

確かに職員の不満もあるかもしれませんが、だけど、やはり町民の意見を聞いて反対が多いという、そういう中であればまたあれですけど。私は、これまでの経過、また、指摘されるようなところももちろん考えなきゃいけない。

ただ、この条例案に関しては、事務分掌についてはしっかりと明確にここに出てきているわけです。人員やら配置図もないということなんですけど、事務分掌がしっかり出ているということは、それに伴って当然これまでの経緯を踏まえて人数とか、人員とか当然出てくる、そういうふうに私は解釈いたします。

ですから、この議案に対しては賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

反対の立場で討論をさせていただきます。

今、日高好作議員からも町民の声ということがありましたけれども、実は私も町民の声を聴いてまいりました。

ただ、今この庁舎になってまだ3年近くです。今やっと住民が慣れてきたばかり、職員も慣れてきたばかりということで、行政サービスは今からしっかりやっていかなければならないというふうに思っています、住民からは、今変えると非常に混乱してしまうという意見がありました。

今の段階の機構改革を行うと、住民が混乱する恐れがあるということと、職員の異動に伴いサービスの低下につながると私は思っております。

以上で、反対討論です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

私は、当初、全員協議会でこの提案がなされたときには、確かに色々な面で問題があるなというようなことで指摘もしました。そして、皆さん方の色々な意見を聞きながら、今回の改定案というか上程の中で、そこら辺の改善が幾らか見られたのかなと。

今確かに賛否両論あります。反対の意見も十分分かります。3年前にしたのに、またすぐここでやるのかという意見が出ているんですけども、当然必要があれば見直しも必要だと思います。

そんなにしょっちゅう見直しをしていいのかということがあるんですが、先程、この法令審査会のこともありましたけれども、連合審査会のときに、この庁舎内のどういいう話合いがされたのかというようなことがありましたけれども、その中で副町長を中心とする意見集約を行ってきたというようなことで、これは2年近くの期間の中で、職員のアンケートなり様々な意見聴取をしたようです。

先程も、職員が90%ぐらいは反対しているという意見もありましたけれども、私たちにはそれは、そこら辺までの意見聴取は私個人もしていないんですけども、これは、人事案件等についてもそうですが、100%ということはないと思うんです。ですから、私は委員会でも申し上げましたけれども、やっぱり町民がどう思っているかというようなことにつながっていくと思います。

それで、私は、庁舎内のレイアウトですとか、そして、今度の改善策については、色々先程も出ましたけれども、例えば産業振興課の問題ですとか教育委員会の問題、税務課の問題、町民が分かりやすいレイアウト、そういう改革であればいいのかなと思っています。今回ののは、そういうのに近いことも示されているのじゃないかなと思っています。

おります。

そういうようなことで、やってみて駄目やったらまたすぐやり替えるというのはお叱りを受けるかもしれませんが、今回そういう執行部の提案に関しましては、私は賛成の方向で意見を述べたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、屋久島町行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、本案は否決されました。

しばらく休憩いたします。11時25分から始めます。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務文教常任委員長より発言を求められておりますので、許可します。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

すみません。先程の委員会報告で訂正が2点ありましたので、御報告します。

まず、議案第17号、文章の中で「フェリー太陽丸Ⅱ」と発言しましたが、正式には「フェリー太陽Ⅱ」でございます。

もう1点、議案第31号、屋久島町船舶事業特別会計のところ、備用品費「1,500万

円」と発言しましたが、正式には「116万2,000円」の間違いでした。訂正します。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算について討論を行います。

本案に対して、岩川卓誉君ほか2名から修正動議が提出されました。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

前に出てきて説明してください。

○1番（岩川卓誉君）

議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算に対する修正動議、岩川卓誉、高橋義友さん、渡邊博之さんの3名より修正動議を上げさせていただきました。

提出内容につきましては、総務文教委員会のおきに出したものと一緒のものでございまして、口永良部島出張所の改修に係る委託料と工事請負費を減額していただきたいという旨の修正案でございます。

修正動議を出しました提案の理由について、ここで申し上げます。

1点目、財源の問題です。今回活用が予定されているふるさと納税は、あくまでも町の一般財源です。これまでに公共施設が100%一般財源で大規模改修をされたという話はほとんどないと思います。

担当課長の御説明では、県の特定離島ふるさとおこし推進事業や地方債については検討をし切れていないということでしたので、なるべく町民の負担を軽減して、一般財源を節約するためにも、まずこれらを検討してから予算を提案していただくのが筋であると思います。

地方債等が活用できれば、6月の補正予算で組替えるとの担当課長の御発言もありましたが、地方債には上限がありますし、対象事業の定めもありますから、実際に借りられるかどうかは打診をしてみないと分かりません。

補正での組替えをよしとしてこの予算を認めてしまうと、有利な地方債を借りられるかどうかは分からないけど予算を可決するということになりますから、議会としても無責任なことになるのではないかと危惧します。

2点目です。口永良部島では、住宅に困ってはおりますが、職員が住む住宅を求めているわけではなく、山海留学や移住者に紹介できるような住宅が求められております。

過去には特定離島ふるさとおこし推進事業を活用して3,000万円程度で長屋建て3棟の住宅を建て、そこに地域おこし協力隊員や移住されてきた方が住まわれた実績もございます。このときの町の一般財源の手出しは600万円程度です。町に3,500万円もの一般財源を投入できる余力があるのなら、補助金を活用すれば単純計算でも15世帯分の住宅を確保できる計算になります。

一般財源を3,500万円投入して出張所を改修し、たった2世帯分の住宅、しかも職員

しか入れない住宅、これを整備することが費用対効果があるのか、慎重な判断が必要です。島民に求められる住宅整備について、いま一度慎重に検討をしていただきたいと思います。

3点目は、出張所の改修にふるさと納税の資金を充てるのが適切かどうかという観点です。

先程申し上げましたように、一般の方が入居できる住宅を整備するのであれば、地域活性化につながるとは思います。職員のための住宅整備が地域の活性化につながるとは考えにくいと思います。

どうしても補助金や有利な地方債を活用しない場合でも、公共施設の改修であれば、ふるさと納税ではなく、8億円以上を積み立てている公共施設整備基金の活用を先に検討するのが筋であり、今回の寄附金の使い方は寄附者の意向に反する使い道であると思います。

4点目です。現在の出張所には气象台が設置する火山の観測機械が置かれていたり、出張所機能としての会議室もあつたりするので、防災時の拠点としての使い方も想定されていると思います。今回の提案内容は、2階部分が全て住宅になるということですから、これらの機能をなくすことになってしまい、何かあつたときの対応が難しくなる恐れがあります。

また、平成31年3月発行の議会だより第45号を読みますと、役場口永良部島出張所の機能に関する同僚議員の一般質問の中で、出張所と診療所の近接配置について問われた町長は、今後は両施設を近接して配置し、複合的な施設として町民が来庁しやすい所となるよう検討したいと思っているとお答えになっています。

今回、出張所兼職員用住宅として、この出張所改修をするということに投資をすると、この案は頓挫するのではないのでしょうか。

5点目です。出張所を改修して、そこに職員を住ませると、その職員は職場に住むことになりますから、もしかしたら勤務時間外に電話がかかってくることもあるかもしれませんし、窓口の時間が終わってからでも対応せざるを得ない状況が生まれることもあるかもしれません。

皆さん御自身が出張所に住んでいると想像してみてください。働く環境として適切でしょうか。まさに24時間営業、ひとときも休まる時間がなく、担当者は大変な思いをされると思います。働き方改革も叫ばれる今の時代に職場に縛りつけるような働き方は、職員のことをどのように考えているのか非常に疑問で、様々な問題をはらんでおり、あつてはならないことだと思います。

以上5点が、修正案の提案理由です。議員の皆様におかれましては、様々なお考えがあるとは思いますが、我々の提案理由について熟考いただき、想像力を持って何とぞこ

の修正案に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算、修正案について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。原案です。ありませんか。原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

それでは、次に原案及び修正案に反対の者の発言を許します。原案及び修正案に反対の者の発言を許します。ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

修正案に賛成ということは、原案に反対という立場になります。

岩川議員の修正の理由、前と本当一緒で、私も支持をしたい、賛同者の一人になった理由であります。

と同時に、私は、これも一つの原則問題として問題提起といいますか、反対の理由にさせていただきたいんですが、委員会の質疑の中で、町長専用車の購入という問題がありました。私は、地方自治法のこの目的・精神は、地域の福祉の向上に寄与するということにあります。

この基本に立ち返ったときに、町長専用車がどうしても結びつかない、何が地域の福祉の向上につながるのかという、そういう立場で考えたときに、これはやはり一考をしてもらいたいという立場になりました。

と同時に、たまさか質問をした教育関係で、山尾三省記念事業への補助金が、私がいいた当時の50万円から15万円に引き下げられた。3分の1以下になっているということ、これは、財政難を理由に補助金の一律カットをしたその結果であります。しかし、その

後、財政事情は私が見る限り好転をしている。しかし、ここはそのままということです。

現在、合併をしましたから、本当に広域でこの基金というのは充てられ、そういう活動費になっているわけですが、この三省記念事業は、やはり、子供の文章力、表現力、そして想像力、こういうものを図りながら、そして育てていくという、私は大きな貢献をしてきている事業だというふうに思っていますけれども。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊博之君、修正案に対する発言です。

○14番（渡邊博之君）

原案はまたあるんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

修正案に賛成の立場の発言です。

○14番（渡邊博之君）

賛成の立場でやっているんですが、原案に対する。

○議長（石田尾茂樹君）

修正案です。私が求めているのは、修正案に賛成者の発言を許しますということです。

○14番（渡邊博之君）

後で原案に対する討論もあるんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

ないです。

○14番（渡邊博之君）

なかったら、私の意思は通じないじゃないですか。修正案に反対する上でのものですよ。でしょ。違いますか。

○議長（石田尾茂樹君）

であれば、今発言していることに対して、修正案を出すべきじゃなかったですか。公用車の予算を削って出すとか。

○14番（渡邊博之君）

必ずしもそうじゃないと思います。やはり反対の意思を示すというのは大事なことですから。

○議長（石田尾茂樹君）

議長として、修正案の賛成者の発言を求めているんです。

○14番（渡邊博之君）

そしたら、原案に対する反対の討論をさせてくれるんですかと聞いているんです。表現の自由はないじゃないですか。何で規制がされなきゃいけないんですか。修正案だけど、原案に対して反対の、時間を。

○議長（石田尾茂樹君）

ここで原案に対しても賛成者の発言を求めますから、これはあくまでも今修正案を出していますから、その修正案によって原案は反対されるわけじゃないですか。

○14番（渡邊博之君）

そうです。だから今その理由を。

○議長（石田尾茂樹君）

だから、原案に対しての発言者、今度は賛成を求めるわけですから。

○14番（渡邊博之君）

いや、内容が分かっていないようですね。

○議長（石田尾茂樹君）

いや、分かっていますよ。

○14番（渡邊博之君）

いや、議長は、原案に賛成、修正案にも反対、この2つを並べましたよね。

○議長（石田尾茂樹君）

原案及び修正案に反対の者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

今もそうでしょ。

○議長（石田尾茂樹君）

だから、原案及び修正案にも反対のものです。私が言ったのは、修正案に賛成の方ということで、渡邊博之君は立たれたんです。

○14番（渡邊博之君）

修正案に。

○議長（石田尾茂樹君）

賛成。

○14番（渡邊博之君）

賛成ですね。

○議長（石田尾茂樹君）

はい。

○14番（渡邊博之君）

それで、原案に反対でしょ。（発言する者あり）

○議長（石田尾茂樹君）

だから、修正案に、修正案は、私はこういう、すみません。ちょっと止めてください。

修正案に対する発言ですから、こういうことで修正案に賛成ですということですよ。

○14番（渡邊博之君）

それは賛成と私、前置きしましたよ。賛同者にもなっていると。

休憩 午前 11 時 39 分

再開 午前 11 時 48 分

○議長（石田尾茂樹君）

再開します。

原案に賛成の者の発言を許します。原案に賛成です。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○5番（眞邊真紀君）

修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、財源の問題を1点目に上げられていますけれども、修正案の提案理由の。100%一般財源で、公共の施設、口永良部の職員の住宅及び出張所を改修するという事は、やっぱり不適切なのかなというふうに、提案理由を聞いていて思いました。

ほかの財源を十分模索してから、仕方なしに100%一般財源でということなら仕方ないかもしれませんが、その点と、あと、一番最後のほうに発言されていた出張所に職員の住宅を一緒にして、そこに住むということが、あまりにも劣悪な労働環境になるんだろうなということが、提案理由を聞いていて十分納得しました。

本当に働き方改革が叫ばれる中で、そういう環境での仕事というのを、役場が率先してやってしまうというのは非常にまずいことだと思います。住宅を造ること、出張所を改修することにはもちろん賛成ですけれども、やはり形式、あと財源が非常に今問題があると思っています。別の形で出張所の改修と職員の住宅の準備していただきたいなと思います。

ふるさと納税で財源を充てることも、これも不適切で、ふるさと納税の用途検討委員会でも、恐らく色々な課から、納税者が納得するような用途の案が出されたと思うんです。それが、恐らくこれだけ金額を充ててしまうと、ほとんどが却下されて、この改修費、職員の住宅を造るところに充てられてしまうと思うので、原案には賛成できませんので、修正案に賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

原案に賛成の方の発言を許します。原案です。

○7番（岩山鶴美君）

賛成の立場で討論をいたします。

この口永良部出張所改修の目的は、建物の長寿命化を図ることと、公用施設の職員の

住宅の確保であります。歳出は一般財源のだいすき基金からでありますけれども、御存じのとおり、だいすき基金、ふるさと納税は、屋久島、口永良部島を応援してくださる皆様からの善意のものです。

出張所に職員が常時滞在することや、高齢者のことも考えて窓口を2階から1階にして使い勝手を改善することと、ふるさと納税の使途目的でもある防災、地域活性化、住民サービスにつながることであります。私は思います。

当局の説明でも、起債を申請して組替えができること等も説明を受けておりますので、この件に関して私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○11番（高橋義友君）

修正案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

指摘しているのは、予算書の中で消防費の委託料と工事請負費であります。これは口永良部出張所の改修工事設計委託料400万円と、工事請負費の3,100万円、計3,500万円の予算でございます。

口永良部出張所は、鉄筋コンクリート2階建てで、1階はフェリー太陽Ⅱの切符発売所や観光案内所、2階には役場の出張所や、災害対策室や気象庁の観測機器などが備えられて、新岳の爆発的噴火に備えていると思っております。

今回の予算案は、口永良部出張所を改修して、職員住宅2世帯分の住宅整備に係る予算でございます。2階にある出張所を1階に移すのは、利便性からいっても私は理解はできますが、職員住宅2世帯分を出張所2階に整備するのはいかがでしょうか。

公共施設の中に職員住宅があること自体、私は聞いたことがございませぬし、口永良部出張所の機能を十二分に発揮するには、1階は出張所と太陽丸関係の切符の発売所と事務所、2階は口永良部の防災の拠点として、現在のまま対策室と気象庁の観測機器などの備えられた部屋を確保するのが、島民にとっても一番のメリットがあるんじゃないかと思っております。

また、職員住宅を整備するにしても、庁舎以外の場所に、そして寄附金を充てるのではなく、有利な地方債等を活用する方法もあると思いますので、いま一度消防費予算の見直しを検討していただきたく、修正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

原案に賛成の立場で発言をいたします。

口永良部島出張所は、築後30年以上たっております。今の口永良部島の噴火レベルがまた上がりました。またいつ何どき噴火するかもしれないという状況で、職員が応援に駆けつけたり、行かなければいけないことが、出張があるかと思いますが、今の住宅事情を考えると、口永良部島にある民宿に泊まることもなかなか難しい状況です。中長期的に職員が寝泊まりするしっかりした施設も必要だと私は思っています。

災害対策ということ言えば、一般財源を使うことに何のためらいもなく早急に造るべきだと思い、賛成の意見を述べたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算について採決を行います。この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する岩川卓誉議員ほか2名から提出された修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。よろしいですか。修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

この採決は、電子採決で行います。

原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第24号、令和4年度屋久島町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。13時10分から再開します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

- △ 日程第24 議案第35号 賃料請求事件を和解することについて
- △ 日程第25 議案第36号 屋久島町屋久杉自然館条例の一部改正について
- △ 日程第26 議案第37号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について
- △ 日程第27 議案第38号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第28 議案第39号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第24、議案第35号、賃料請求事件を和解することについてから日程第28、議案第39号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてまでの5件を一括議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第1回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案いたします案件は、その他案1件、条例案2件、補正予算案2件の計5件であります。

初めに、議案第35号、賃料請求事件を和解することにつきましては、令和3年12月17日付議決第108号で議決を賜った訴えの提起は、令和3年（ハ）第6号賃料請求事件として係争中ですが、令和4年3月7日に屋久島簡易裁判所から未払い金の分割払い及び分割払いが履行されない場合等には訴訟手続を取ることなく、明渡し請求できる和解勧告が提示されたことから、和解を成立させるため議決を求めるものであります。

次に、議案第36号、屋久島町屋久杉自然館条例の一部改正につきましては、訪日外国人旅行者受入環境整備のため、多言語音声ガイド機器を導入することから、当該機器の使用料を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第37号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳出予算において、まん延防止等重点措置の適用期間延長による飲食店事業者への営業時間短縮協力金負担金の増額と、令和2年度簡易水道事業等施設整備費補助金の一部取消しに係る返還金の対応に、歳入予算において財政調整基金繰入金を充てる予算措置が必要なため、歳入歳出それぞれ982万7,000円を追加し、予算総額を127億937万9,000円にし、併せて営業時間短縮協力金負担金の繰越明許費を補正しようとするものであります。

次に、議案第38号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、令和2年度に口永良部島で実施した簡易水道事業施設整備に係る国庫補助金の一部取消しの通知があり、返還金1,513万8,000円となり、また、加算金が157万2,000円となる見込みであることから、財政調整積立基金の積立予定額の減額と、一般会計繰入金によって返還する予算措置が必要なため、歳入歳出それぞれ546万8,000円を追加し、予算の総額を2,766万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第39号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につきましては、令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る不適切な実績報告及び支出事務を制止できず、町政運営に混乱を招いた道義的責任として、町長の給料を10%、副町長の給料を5%、それぞれ3か月間減額するための条例を制定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

議案第38号の屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、このたび返還金と返還加算金が一般財源から出されるということで、これはいち早く3月31日までに返還したいということで、これは賛成せざるを得ないんですけども、気になるのが、この返還金を一般財源から支出して、その後何かで補填するという考えはありますでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

今回の返還金に当たりましては、工事事業者が期限までに工期を守らなかったことによる返還が生じてございます。町としては、債務不履行であったという認識の下業者にも説明をして、補填を求めていく方向でございます。

○5番（眞邊真紀君）

全額、業者に補填を求めるという認識でよろしいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

そのとおりです。

○5番（眞邊真紀君）

では、流れを見せていただくことにして、ごめんなさい。

議案第39号に関して、この議案第38号に関連することで、町長が給与を10%3か月、副町長が給与5%3か月減額する案が出ていますが、この金額の妥当性といえますか、どういうふうに出したのか教えていただけますか。

○副町長（日高 豊君）

具体的に何か基準があるわけでもございません。様々なこれまでのほかの事例等を踏まえまして、今回このような提案をさせていただいております。

○5番（眞邊真紀君）

この減額で金額に換算すると、想像していたよりも大したことがないというか、責任が、道義的の責任以上に法的な責任、自治法違反もされているはずなので、その辺が触れられていないのかなというふうに思います。

あと、基準がなくて決めたとおっしゃっていますが、つい最近では県内の天城町が、この補助金の返還を実際にしておりまして、ここはちょっと返す時期が遅かったので加算金も大きかったですけど、町長が50%を1年、あと、建設課長も結構な減額だったと思います。それを踏まえて考えると、ちょっと少な過ぎるのかなと思うんですが、町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

返還金はそうですけれども、やっぱり金額的なもの、あるいは事例等は若干うちの今度の場合と違うというふうに私は個人的には思っております、近々にそういうことがありましたから、そういうことも勘案をしながら、だけど、今回はこれでいいんじゃないかという、これは私の判断でそうしました。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○14番（渡邊博之君）

確認をしたいんですが、町長が、全般ですけれども、業者にも責任があるというふうに言われた発言が非常に印象的に残っているんですが、今の説明を聞くと、この1,600万円の全額を業者からの責任で賄うと、こういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○副町長（日高 豊君）

基本的には、今回の返還については、業者に責任があるというふうに思っております。ただ、法的にどうであるかということについては、今後、対外的に第三者である弁護士に相談しながら、どういう法的な措置、あるいは受入れ等々を含めて検討をしていくということで現在調査を進めているところでございますので、もう少し具体的に100%、基本的には、第一義的にはそういう立場でいますので、100%ということ想定はしますが、現実的にはそれが果たして可能なかどうかというのは、最終的には法的な判断も含めて答えを求めないといけない場面もあるかもしれませんが、まだそこは流動的な部分も一部ございます。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

これからの課題だということが分かりましたけれども、内部的には町長と副町長が責任を取るという形で収めていいんですか、その辺はどうでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

当然、職員に対しての処分も含めて今後検討をしなければならない場面があるとは思いますが、職員については、現状今まだ懲罰委員会等々手続も踏まえておりませんので、今回は具体的に提案をするに至ってはおりません。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎君）

今回の件で道義的責任ということでこの数字が出てきたんですが、以前の山岳部協力

金のときの道義的責任の割合というか数字、分かる範囲で教えていただければと思います。もしよければ、分かる範囲で、職員もそのとき減給があったと思うんですが、そのあたり教えていただければと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

平成31年3月に給与減額条例を提案してございます。山岳部保全利用協議会の不祥事に係るもので、町長20%、副町長10%をそれぞれ3か月です。

○4番（中馬慎一郎君）

職員のほうはそのときはなかったということですか。たしかあったと思っているんですが。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

職員も懲戒処分をしてございます。人数、パーセントは記憶が定かでないでございましてで答えられません。すみません。

○4番（中馬慎一郎君）

すみません。その職員というのは担当職員ではなくて、担当課の職員減給もあったと思うんです。そのあたりはどうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

当時所管をしていた課長を始め、関係した者については減給等をしてございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○1番（岩川卓誉君）

道義的責任ということで今回出されたということで、今問題になっているのは、恐らく5月28日に工事代金お支払いされていると思うんですけども、そこの支払ったということが、工事が終わっていないことを知りながら払っているということで、これは地方自治法第233条の5に、普通地方公共団体の支出は債権者のためであれば、これを行うことができないという規定がありますので、ここに関しては違反しているということで町長もお認めの部分だと思います。

私が何を言いたいのかというと、今回この道義的責任という形で給与の減額条例が出てきたけれども、もちろんこの後、法的な部分なんか先程御説明もありましたけれども、しっかりと取り組んでいかれるということによろしいでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

そのとおりです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○7番（岩山鶴美君）

議案第37号の商工総務費、営業時間短縮要請協力金負担金が上げられております。これについては飲食業関係だけということになりますか。その内容を教えてください。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

これは、飲食店のお酒を提供するところ、そうでないところの営業時間の短縮に伴うものであります。期間が令和2年2月21日から3月6日までの14日間延長にされた分に関わるものです。

業者のほうは、中小企業、大企業、それから、非認証店、それから認証店、各お店で協力金の金額は変わってきますけれども、それによって計算をされて県のほうがお支払いをすると、それに対して町の負担金ということになります。

申請時期が3月7日から5月16日までの70日間を想定していますので、支払が5月16日以降ということで繰越しの手続もさせていただいております。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

中身はそうだというのは大体分かっておりましたが、町長にもお話ししていましたが、コロナ禍でみんな大変な思いしている中で、この飲食店だけじゃなくて、例えば宿泊だったりガイドだったり、色んな業種、その辺には目を向けなかったのかなという思いがあったので、それはどうだったのでしょうか。

飲食店だけに限ったというのが少し残念だなという思いがありますけれども、屋久島町独自として、やはり幅広い考え方がなかったのかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○副町長（日高 豊君）

今回予算措置をしている分については、県の事業とする分についての町の負担金ということでございます。

今、議員が言われるような各事業者等への支援については、これまでも適宜行っているというふうには認識しておりますけど、今後またコロナ禍がどういうふうに移りしていくのかということも含めて、必要があれば予算を措置していくべきではないかなというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○8番（渡邊千護君）

すみません。1点だけ確認です。議案第39号の減額に伴う減給です。町長の3か月の金額と副町長の罰則の金額を教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

月額給与が数字的に把握できておりません。申し訳ありません。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○10番（緒方健太君）

すみません。議案第38号の簡易水道事業です。これの返還金、加算金を業者に負担していただくということですが、内部の調査をどのように進めて、行政側に非がないというふうに今確認したのでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程申しましたように、工期内に工事を完了していなかったということで、債務履行責任をというふうに今のところ考えております。さらに、町長が申し上げましたとおり、外部の弁護士との協議を経て、どういうふうな形に持っていくかというのは、今後検討をしていきたいと思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○15番（大角利成君）

議案第38号、39号に関連することでお尋ねをいたします。

先程来、道義的責任を感じているということで、そしてまた一方では業者に補填を求めると、全額求めるということなんですが、なぜここにきてこの議案39号、条例制定案を出したのか。少し私は遅かったんじゃないかなという気がするんですが、そこら辺の考えを少しお聞かせください。

○副町長（日高 豊君）

今回の特例の条例の提案については、基本的には返還の請求があったことで、一区切りがついたというふうに思っています。その区切りがついた時点で、町長、私とも道義的責任を明確にするために今回提案をしております。

以上です。

○15番（大角利成君）

ということは、返すというと、たまたま補助金返納がなかった場合には、この提案はなかったんだと、過去においてといいますか、今回は作業が終わっていないにもかかわらず、そのような国への、あるいは県への報告をしたわけですが、補助金返納がなければ、この案件は出さなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

いえ、そういうことではございません。これまでも町長と打ち合わせする中では、どの時点でそういう、言葉は適当かどうか分かりませんが、自分たちに対する処分について議会に諮って決定を頂くかということについては、これまでも色々と意見交換をさせていただいております。ただ、たまたまこの時期になったというだけのことで

ございます。

以上です。

○15番（大角利成君）

私は、提案が悪いということを言っているわけじゃない。道義的責任を感じているのであれば、この額の決定にかかわらず、もう少し早い段階で、議会、あるいは町民に対してそのことを示すべきではなかったのかなと言いたかったんです。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第35号から議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第35号から議案第39号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第39号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第35号、賃料請求事件を和解することについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、賃料請求事件を和解することについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、屋久島町屋久杉自然館条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、屋久島町屋久杉自然館条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○5番（真邊真紀君）

反対の立場で討論させていただきます。

業者が期限内に仕事が終わらなかったということで、ほぼほぼ業者の責任だというようなことをおっしゃっていましたが、仕事が終わっていなかったことと、仕事が終わってもいないのに有印公文書を偽造して申請書を出していたのは町です。

先程も出ましたが、5月の29日に終わっていない工事の代金を支払ってしまったというところで、自治法違反もしております。これに関しては町の法的責任があるかと思えます。今、まだはっきり、特に有印公文書偽造に関しては刑事的責任になると思えますが、これをしたのは町なんです。

並べて考えると、山岳協力金の話が先程も出ましたが、そのときは横領で職員が逮捕されて刑事的責任を負いました。それでも町長は20%3か月減額したわけです。

並べて考えると非常にやっぱり金額の妥当性がないのと、今回の、まだ法的な判断が終えていない。どういうところで法的な瑕疵があって、どのぐらいのことを、刑事的な責任もあるのかどうかというところがまだ不明確なままこの提案をするのは、私は早いと思えます。

だから、全て整理した上で再度提案していただきたいと思うので、私は、この案には反対します。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

先程から道義的責任を言われておりますけれども、金額の多い少ないはさておきまして、やっぱり、当然それもありますけれども、私はこれは、これまでの色々な、旅費不正のときもそうでしたし、色々な今あります山岳部の件のときもそうでしたけれども、今回は応分の負担なのかなという気がしておりますけれども。

要は、やっぱり、私は決算特別委員会の報告でも申し上げましたけれども、今後、どのような善後策を講じていくのか、再発防止策を講じていくのかというのがやっぱり重要だと思います。

職員にしても、懲罰委員会なり、今後開かれるのか、そこら辺も検討をしていくと思うんですけども、そういったもろもろの再発防止策、そういったことをしていくのが、やっぱりこれは重要だと思っております。

今回のこの案については、この時点では私は賛成をしたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

私、先程質疑の中で、町長が今後この問題にしっかりと取り組んでいかれるというふうにおっしゃった時点では、賛成しようと思っておりました。

けど、今、議員の皆さんの質疑の中で、業者に全額補填させるお考えだというお答えがあって、非常に残念な気持ちになりました。地方自治法第233条の5に違反していることをお認めの上で、分かっている代金を前払いされたという御責任を感じていらっしゃるようであれば、僕、この言葉は出ないんじゃないかなって思います。

この全額業者にとおっしゃったそのことをもって、ちょっと僕、今回、このぐらいの責任ではよくないのではないかなと思って反対させていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

38号の質疑の中で、町の姿勢としては業者に100%のあれを求めてこれから動き出すと、そういう意味ではまだこの問題は解決持っていませんし、これからもう少し時間がかかるという解釈をしたいというふうに思っております。

ただ、こういう成り行きが成功しなかった場合に、やっぱりそこには町民の税金が穴埋めされるということになるわけですから、私は1,600万円というのは一つの大きな目標になるというふうに思うんです。これをいかに縮めていくか、そういうことが今後のものになると思います。

そういう意味で、議案第39号というのは、今のこの時点でやはり瑕疵があったと、町長があったということでの最初の判断としては、私は賛成していいと思っております。

ただし、やはりこの過程が、やっぱり大きなもの、町民に負担をかけるようなものがあったら、そこはそこでまたやはり町長の道義的責任、関係者の道義的責任は問われて当然だというふうに思うんです。そういうことを前提に、今回のこの39号の提案には賛成をしたいというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

反対の討論をします。

先程の補正予算では、これ以上の加算金が、税金から支払うこととなりますので、賛成はしました。ただ、このお金は一般財源から出すということで、みんなの税金です。

今回の件で、町長はトップでありますから、副町長も。責任はかなり私は重いと思います。その中で、町長は10%3か月、副町長は5%3か月は到底納得できる金額でもありませんし、住民も納得しないのかなと思いました。それで反対します。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第29 発議第1号 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書（案）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第29、中馬慎一郎君ほか2名から提出の令和4年、発議第1号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書（案）についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○4番（中馬慎一郎君）

それでは、趣旨説明を行いたいと思います。

発議第1号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書について、屋久島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、緒方健太議員、日高好作議員の賛同を得て提案いたします。

昨年、海上自衛隊鹿屋航空基地内の第22航空隊鹿屋航空分遣隊が2022年度末で廃止される予定であり、廃止後の具体的な部隊運用は現時点で決まっていないとの報道がなされました。

防衛局は、離島の急患搬送は引き続き適切に対応していくとしていますが、自衛隊へりは夜間や悪天候時に離島の急患搬送を担う離島住民の命を救う最後のとりでであることから、自衛隊による離島からの急患搬送体制が安定的かつ持続的な運用の下、引き続き維持できるよう強く要望し、意見書を提出するものであります。

以上、同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、発議第1号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。発議第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書(案)について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石田尾茂樹君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書(案)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石田尾茂樹君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書(案)については、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第30 発議第2号 馬毛島でのFCLP訓練等に関し屋久島町民への配慮を求める意見書(案)について

○議長(石田尾茂樹君)

日程第30、日高好作君ほか2名から提出の令和4年、発議第2号、馬毛島でのFCLP訓練等に関し屋久島町民への配慮を求める意見書(案)についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○12番(日高好作君)

発議第2号、馬毛島でのFCLP訓練等に関し屋久島町民への配慮を求める意見書(案)について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

なお、賛成者は中馬慎一郎君、緒方健太君であります。

馬毛島への空母艦載機の陸上離発着訓練移転計画と自衛隊基地整備計画については、候補地から整備地の位置づけとなり、基地整備に向け加速している現状である。

このことから、屋久島町議会では、整備が現実味を帯び、新たな局面に入ろうとしていることを踏まえ、関心事となっている戦闘機の飛行について、屋久島上空にまで逸脱

しないよう米軍に要請するとともに、自衛隊としても計画しないように要望するものがあります。

なお、屋久島町議会は、計画を容認しているわけではありませんので、御理解を頂きたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、発議第2号に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっています発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第2号、馬毛島でのFCLP訓練等に関し屋久島町民への配慮を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号、馬毛島でのFCLP訓練等に関し屋久島町民への配慮を求める意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、馬毛島でのFCLP訓練等に関する屋久島町民への配慮を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第31 発議第3号 屋久島の旧国有林地内に埋設されている除草剤2・4・5Tの撤去を求める意見書（案）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第31、渡邊博之君ほか2名から提出の令和4年、発議第3号、屋久島の旧国有林地内に埋設されている除草剤2・4・5Tの撤去を求める意見書（案）についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○14番（渡邊博之君）

お疲れさまです。長い間、屋久島町の喉の奥に刺さっていたとげがようやく取り除かれる、そんな展望を示す明るいニュースが飛び込んできました。2月18日付の朝日新聞は、猛毒のダイオキシンを含む除草剤約26トンが15道県42市町村の山中に半世紀前から埋められている問題で、林野庁は撤去に向けた方策の調査を始めたと報じています。本町もこの中にあることは言うまでもありません。

今回提案の意見書（案）は、本町の埋設状況や周辺環境の特異性を訴えることで、早期の実施を求める町民の願いを込めています。処理施設は三重県に既にあり、新たな施設建設に時間を要する必要がないことも付け加えておきたいと思います。

以下、決議文を読み上げ、提案理由の説明とします。

屋久島の旧国有林地内に埋設されている除草剤2・4・5Tの撤去を求める意見書（案）。

屋久島町には、全国で2番目に多い3,825kgの除草剤2・4・5Tが埋設されている。これは、林野庁が定めている1か所300kg以内で一塊とする基準の13倍であり、コンクリートで固められた13の塊が、僅かな領域に近接して埋設されている。その埋設場所は、今はグラウンドゴルフや花見、子供の遊び場として住民に最も人気のある「憩いの森」と呼ばれる公園の入り口近くで、埋設場所の周辺はロープで囲われ、入域禁止が表示されている。また、近辺の清閑な環境が好まれ、百数十メートルほどのところまで人家が迫っている。

あまりにも身近な存在に、「飲み水に影響ないのか」、「地中で漏れ出してはいないのか」など安全性を危惧する声はもちろん、「観光地屋久島にふさわしくない。早く撤去を」などの声は絶えず、議会でも度々取り上げられてきた経緯がある。

国においては、以上申し述べた屋久島町の事情を十分にお酌み取りいただき、長年にわたる切なる願いであった「2・4・5 Tの撤去」を早期に実現されるよう強く申し入れる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。賛同の方、よろしく願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、発議第3号に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっています発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、発議第3号、屋久島の旧国有林地内に埋設されている除草剤2・4・5 Tの撤去を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、屋久島の旧国有林地内に埋設されている除草剤2・4・5 Tの撤去を求める意見書（案）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、屋久島の旧国有林地内に埋設されている除草剤2・4・5 Tの撤去を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第32 発議第4号 ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し
恒久平和を求める決議（案）につ
いて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第32、渡邊博之君ほか2名から提出の令和4年、発議第4号、ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○14番（渡邊博之君）

度々登壇して申し訳ありません。皆さんの賛同を得て、ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）、決議採択のお願いをしたいと思います。

ロシアのウクライナ侵略が始まってちょうど1か月となります。ロシア軍によるウクライナ侵攻に対し、屋久島町議会として断固反対の意思を示し、世界平和を希求する立場を表明するために決議を求めるものであります。

決議文（案）を読んで、提案理由とさせていただきます。

ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）。

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と事態の打開に向けて外交努力を重ねてきた。それにもかかわらず、2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始した。

現在までに、民間人、子供を含む多数の犠牲者が出ており、ロシアによる各都市への攻撃は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、国連憲章の重大な違反であり、断じて容認できない暴挙である。

よって、本町議会は、ロシア軍による侵略、ウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、即時に攻撃を停止し、ウクライナ領土から直ちに全ての部隊を撤収するとともに、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上、決議する。よろしくお願ひいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、発議第4号に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっています発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第4号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第4号、ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号、ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、ロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第33 発委第1号 専決事項の指定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第33、議会運営委員長から提出の令和4年、発委第1号、専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっています発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発委第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発委第1号、専決事項の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第1号、専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、専決事項の指定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第34 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第34、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思いをします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することを決定しました。

△ 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第35、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会計規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 2時12分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員